

2017 年度

自己点検・評価報告書

中部学院大学

目次

序章	1
第1章 理念・目的	3
第2章 教育研究組織	19
第3章 教員・教員組織	24
第4章 教育内容・方法・成果	
I 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	40
II 教育課程・教育内容	51
III 教育方法	68
IV 成果	86
第5章 学生の受け入れ	97
第6章 学生支援	117
第7章 教育研究等環境	133
第8章 社会連携・社会貢献	143
第9章 管理運営・財務	
I 管理運営	150
II 財務	158
第10章 内部質保証	163
終章	174

序 章

中部学院大学は、1997（平成 9）年、岐阜県で最初の福祉系四年制大学として開学以来、建学の精神である福音主義キリスト教を基盤に、人間教育の具現化に向けた取り組みを積み重ねながら今日に至っている。当初、人間福祉学部[人間福祉学科]の 1 学部 1 学科としてスタートした本学は、岐阜県では最初の福祉系大学院[人間福祉学研究科人間福祉学専攻]（2001(平成 13)年度に修士課程、2003(平成 15)年度には博士課程(後期))を設置、また、こちらも岐阜県では最初の通信制大学(学部)となる通信教育部[人間福祉学部人間福祉学科](2003(平成 15)年度)を設置している。さらに、2006(平成 18)年度には、岐阜県各務原市からの要望により、各務原市内に各務原キャンパスを開設、現在の【教育学部子ども教育学科】や【経営学部経営学科】（2008(平成 20)年度設置)の教育拠点となった。また、関キャンパスには、現在の【看護リハビリテーション学部理学療法学科】（2007(平成 19)年度設置)や【看護リハビリテーション学部看護学科】（2014(平成 26)年度設置)を設置している。

本学は、以上の改編を進める中で、2 つのキャンパスと 4 学部 5 学科、大学院(修士課程・博士課程(後期)、さらには通信教育部を擁する総合大学へと発展している。

この背景には、本学の教育研究活動を通じた地道な社会貢献と人材育成に対する実績が地元自治体から高く評価されるとともに、地元自治体や産業界、教育界を始めとする地元地域住民の本学に対する大きな期待と強力な支援があり、それが本学の絶えざる進化・再生に向けた原動力となってきた。

本学の自己点検・評価の取り組みは、これまでに実施してきた教育・研究活動と地域への貢献活動について PDCA の視点から内容を見直し、改善に向けた取り組みに反映させるためである。本学では開学と同時に自己点検・評価委員会規程を制定し、当初より自己点検・評価活動に組織的に取り組んできている。その後、自己点検・評価活動を恒常的に行うための体制を整備するため自己点検・評価委員会を常設委員会として置き、2005（平成 17）年には、財団法人大学基準協会において大学基準に適合していると認定され、同協会の正会員への加盟・登録を承認された。さらに、2010（平成 22）年には 2 回目の大学評価（認証評価）を申請し、大学基準に適合していると認定されている。なお、2 回目の認証評価では、次のような指摘とそれらの解決に向けた助言を受けている。

- ①教育内容・方法：年間の履修上限単位数（編入生を含む）のあり方、シラバスの内容・成績評価基準の記載、さらに授業評価アンケートの集計結果の学生へのフィードバック。
- ②教育研究交流：人間福祉学研究科における国際化への対応や国際交流の推進。
- ③学位授与・課程修了の認定：人間福祉学研究科博士課程における「課程博士」の取り扱いや学位授与方針および学位論文 審査基準を学生に明示すること。
- ④学生の受け入れ：入試形態で入学定員を明示。
- ⑤研究環境：専任教員間で研究活動の格差。
- ⑥教員組織：教員の年齢構成のバランスや専任教員間での担当授業時間数の偏り。
- ⑦管理運営：大学評議会における議決に必要な表決数の規定。
- ⑧点検・評価：自己点検・評価の結果を改善・改革に生かす体制。

今回の自己点検・評価は、これらの助言を念頭に置きつつ、学長のリーダーシップの下、

自己点検・評価委員会が中心となってまとめたものである。改善に向けた方策としては、2011(平成 23)年度より学長・副学長会議を新たに設置して、学長のリーダーシップを発揮するための学内ガバナンスの整備を図った。さらに自己点検・評価に向けた活動をより具体的な活動として推進するため大学教育改革委員会、FD委員会との連携を踏まえた組織への移行を図っている。

前回の点検・評価において指摘、助言を受けた点の改善状況については本章で示すが、それぞれの事項について大きな改善が進行していると考えている。

しかしながら、少子化、超高齢化社会を迎える我が国の高等教育機関を取り巻く環境は日に日に厳しさを増していることを踏まえると、今後も改革のスピードを緩めること無く、激しい社会変動や社会ニーズに即応する必要がある。本学は、福音主義キリスト教に基づく、建学の精神を堅守しつつ、このような時代の変化に応じた柔軟性を併せ持つ大学として存在し、社会貢献に向けた開かれた大学づくり、時代や社会の要請に応え、地方にあっても積極的に情報発信できる大学づくりを進めるとともに、地域に貢献できる大学の構築を目指すものである。

(学長 古田善伯)

本 章

第1章 理念・目的等

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

1) 大学全体

中部学院大学は、学校法人岐阜済美学院寄付行為第3条（目的）において「この法人は福音主義のキリスト教に基づいて、教育基本法及び学校教育法に従い、教育事業を営む」と定め、建学の理念を福音主義キリスト教に置いている(1-1)。

その教育理念は、人格教育の実現を目指す、それは同じく人格として創造された他の人間との共同関係において実証されるものでなければならない。そして、この共同関係においてキリスト教精神による「愛と奉仕」を尊重する。また、そのことにより人間としての基本的なものの見方・考え方を養い、他者の痛みを理解し、責任をもって自らの使命に生きる人間の育成を志す。これは、本学院の建学の精神「神を畏れることは、知識のはじめである」に現れているものである。

[建学の精神]

TIMOR DEI PRINCIPIMUM SAPIENTIAE

「神を畏れることは、知識のはじめである」

(旧約聖書「箴言」第1章第7節より)

「神を畏れる」とは、愛と義と公平を求める神の意志を尊重することである。そこから始まる「知識」とは、技術的知性(スキエンティア)だけでなく、それを真に生かす叡智的理性(サピエンティア)を指す。またそれは、隣人愛に生きることを促し、正義、自由、平和を祈り求める「知識」のことである。ここから導かれる人間像は、神を畏れ、真理を追求する人間であり、具体的には愛する人・奉仕する人・賛美する人となる。

本学では、併設する中部学院大学短期大学部とともに学内ワーキングチーム「ブランディングプロジェクト」を立ち上げ、(株)電通の協力のもと2014(平成26)年度に大学ステートメントを『生きる、を学ぶ』に定めた。大学ステートメントの概要は次の通りである(1-2)。

<中部学院大学ステートメント>

『生きる、を学ぶ』

少子化・超高齢化社会を迎え、高等教育機関を取り巻く環境は、ますます厳しい時代を迎える。このような時代の中で中部学院大学は、建学の精神に基づいて、「生きる、を学ぶ」大学となる。

すなわち、生涯にわたる自己と他者の幸福(Human Well-being)を実現する高等教育機関として、地域の拠点となり、各専門領域における高い専門性の養成と課題解決能力を引き出す教育を行う。

さらに、建学の精神及び中部学院大学ステートメントを踏まえ、2015(平成 27)年度に大学経営会議(詳細は後述)を新たに置き「第 1 期中期計画—Action Plan—」を策定した(1-3)。本計画は、2015(平成 27)年度から 2019(平成 31)年度までの 5 ヶ年の中期目標として、具体的な教育方針・目標を定めている。

「第 1 期中期計画—Action Plan—」では、次の 5 点をビジョンとして定めている。

①高い実践力を養う

各種の国家資格に関する専門職の養成に向けて、高い実践力のある人材を育成する。このため、開学以来、培ってきた実習教育を重視して、実習機関・施設との連携強化を行う。

②学ぶ力、課題解決能力を引き出す

学生一人一人の学力を見極め、学ぶ力を引き出す教育を行う。このため、読む、書く、まとめる、調べる等の基礎的な学びに重きを置く。

また、学生の能動的な学び、課題解決能力を引き出す教育を行う。

③高い進路満足度を実現する

学生一人一人の思いや行動を力強くサポートして、高い進路満足度を実現する。

このためガイダンスや全学生面談等の進路指導に教員、職員が連携して取り組み、実社会で求められる能力を総合的に育む。

④卒業生・保護者、地域と“つながる”

世紀を超えて伝え、受け継がれてきた“つながり”を大切に、卒業生・保護者とのネットワークの充実を図る。また、地域とともに歩み、地域に根ざした大学となる。

⑤スピードのある教育改革を行う

本学のビジョンを達成するために、より機動的でスピードのある教育改革を実現する。このため意思決定がより機動的に行われる大学を目指してガバナンス体制の見直し・強化を図る。

2) 人間福祉学部 人間福祉学科

人間福祉学部は、学則第 3 条に規定する「教育研究上の目的」に、「社会福祉における諸問題に対応できる理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を基盤に福祉社会に貢献し得る人材を養成することを目的とする。」と定め、開学以来「地域に根ざした全国に発信する教育研究と全人的人間理解を基礎とした総合的福祉教育」を学部の教育目標と位置づけてきた(1-4) 1-5)。人間福祉学部は、2014(平成 26)年 4 月より健康福祉学科の募集停止に伴い定員が 100 名となり、これまで以上に学生の顔が見える教育が可能となっている。さらに、地域社会の変化とニーズに対応できるよう、

①進展する情報化・グローバル化・少子高齢化に伴う価値の多様化・多元化に対応する、新たな福祉領域の要請に対応する人材の育成

②専門高等教育機関の使命として社会貢献を实践する学部づくり

の 2 つの観点から「顔が見える、きめ細かな教育研究活動」と「少人数教育の強みを活かした教育」、常に発展的に進化し続ける「継続的変革」を学部運営の基本スタンスとする。

3) 教育学部 子ども教育学科

昨今の教育・子どもをめぐる社会環境の変化は極めて著しく、緊急に対応すべき社会的ニーズも日を追うごとに多様化、拡大してきている。しかも、その様相もより深刻化・複雑化の度合いを増してきており、課題も山積し始めてきたといっても過言ではない。

こうした社会的背景と時代環境の急激な変化に伴う社会的要請に応えるため、教育学部子ども教育学科は、2015(平成 27)年 4 月に子ども学部子ども学科から名称変更を行っ

た。その趣旨は、学則第 3 条に規定する教育研究上の目的が示すように、「教育学及び保育学を基礎に幼児及び児童における今日的諸問題に対応できる理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を基盤に教育、保育界に貢献し得る人材を養成することを目的とする」との立場をより明確なものにするためである 1-4) 1-5)。そして、その目的を実現するため、教育学部では、人材養成の目標（ディプロマポリシー）として、次の 3 点を掲げている。

- ①人間性や社会の本質への理解に裏打ちされた、他者と協力してよりよい社会を実現するための社会スキルを身につけている。
- ②幅広い教養に裏打ちされた教育・保育の学問的知識と、それを実践に活かす専門的知識と技術を身につけている。
- ③大学内での学びと豊富な実践経験が有機的に結びつき、教育・保育現場での実践的指導力として結実している。

こうした 3 つの目標のもと、これからの教育・保育を担う高度な人材の育成へと取り組んでいる。具体的には、子どもの発達理解を深め、「カウンセリング・マインド」などの専門性の向上を図りながら、「生きる力」の涵養に結びついていくような知識・技術の習得と実践的体験を通して、それらを確実に身につけた専門職の育成を行うこと、特別な配慮や支援を必要とする子どもに対して、その問題を分析し、問題解決も見通して、援助実践過程を構築していく力、隣接領域の専門職・専門機関との連携を図りつつ、複眼的な支援体制を運用・展開できる力を培っていくことである。

4) 看護リハビリテーション学部 理学療法学科

看護リハビリテーション学部理学療法学科は、2007(平成 19)年度に定員 40 名のリハビリテーション学部理学療法学科、1 学科体制で発足、その後 2009(平成 21)年度には、定員を 60 名に増員した。さらに、2014(平成 26)年度には看護学科の設置に伴い、学部の名称を看護リハビリテーション学部に変更した。理学療法学科は本学の基本理念である「人格教育の実現」をベースに、生命への尊厳と人格の尊重、ならびに医療職としての倫理観を備えた医療に関わる専門技術者を養成することを念頭に置いている。

理学療法学科は、身体に障害がある人に対し、その機能の回復や生活状況にも配慮する専門職としての豊富な知識と高度な技術を探求し、これらの技術を自らのものとするべく継続して努力できる専門技術者を養成することを目的とし、理学療法学の発展と充実に努力してきた。さらに、昨年からは、2015(平成 27)年から 2019(平成 31)年の 5 か年計画として「第 1 期中期計画—Action Plan—」を策定し、この中で前述する 5 つのビジョンを掲げてきた 1-3)。このうち、特に「卒業生・保護者、地域と“つながる”」においては、理学療法学科同窓会組織の設立（2016(平成 28)年 4 月）や第 6 回市民講座開催（2016(平成 28)年 10 月）の取り組みを遂行し、目標の達成に向かっている 1-6)。

5) 看護リハビリテーション学部 看護学科

看護リハビリテーション学部看護学科は、人間福祉学部健康福祉学科の入学定員 80 名を事実上、振り替える形で 2014(平成 26)年度に設置した。看護学科の設置に伴い既存のリハビリテーション学部を看護リハビリテーション学部に変更し、理学療法学科との 2 学科体制となった。看護学科の設置は、わが国の高齢化や医療の高度化・複雑化により、国民の医療に対するニーズが多様化し、それに伴い看護に対する需要が高まり、看護職員の人材確保が重要な課題となっている時代的・地域的要請を背景としている。

看護学科の使命は、豊かな感性と医療人としての強い倫理観をもった人材の養成である。すなわち人間の生命を尊重する深い倫理観と心豊かな幅広い人間性を培い、チーム医療を

推進するために必要な各分野の知識・技術の習得をもとに、課題探求能力を育成し、専門的素養のある「良き医療人」を育成することである。その背景にあるのは、本学のキリスト教精神による「愛と奉仕」の尊重であり、さらに、既存学部である人間福祉学部や理学療法学科の実績・資源を生かした学部・学科間の連携教育（「保健・医療・福祉」の総合的な教育）が挙げられる。

看護学科では、このような理念・目的に即した看護師、保健師の養成を行う。2016(平成 28)年度現在、3 年次生までが在籍し、看護師及び保健師の国家試験受験は来年度の受験となるが、高い合格率の達成を目指して鋭意、努力している。

6) 経営学部

経営学部の伝統は、1983(昭和 58)年度に併設する中部学院大学短期大学部(当時名称は中部女子短期大学)商学科の設置から始まる。その後、1999(平成 11)年に経営学科、2006年(平成 18)年には経営情報学科へと名称変更を経て、2008(平成 20)年より短期大学部経営情報学科の定員 80 名を事実上、振り替える形で、4 年制の中部学院大学経営学部経営学科に改組した 1-7)。

経営学部の主なキャンパスは、改組前と同様に各務原キャンパスとして、地域社会に貢献する人材・「地域人」の育成を目指している。前述のとおり、経営学部は短期大学部時代から培った 30 年以上の伝統に立脚しており、キャンパスのある各務原市を初めとして、県内の各地域(自治体)、公共団体、民間商店会等との連携によって町興し等の協同事業の取組みを進めている。さらに地域と連携したインターンシップにも積極的に取り組みを進める他、地元の財界などで活躍するトップリーダーの人生経験や哲学から、ビジネスに必要な心構えや教訓を学ぶ講演会等を開講している 1-8)。

以上のように経営学部は、特色のある教育を実施し、募集状況も一定の定員確保に努めてきていたが、県内に加え、愛知県等の都心部の大学との競合もあり、将来を見据えた組織改革として経営学部経営学科をスポーツ健康科学部スポーツ健康科学科への改組を「組織改革検討委員会」において検討を進めた 1-9)。スポーツ健康科学部は、経営学部の教育実績を土台として設置するものであり、経営学科で置かれた専門コースを発展させ「スポーツ健康コース」、「障がい者スポーツコース」、さらに「スポーツ経営コース」を置く 1-10)。

スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科は、2016(平成 28)年 8 月に文部科学省から設置認可が通知された。これに伴い経営学部経営学科は、2017(平成 29)年度より募集を停止し、在学生がいなくなりしだい廃止する計画となっている(最短では 2019(平成 31)年度末の予定)。

7) 通信教育部(人間福祉学部・人間福祉学科)

通信教育部は、人間福祉学部人間福祉学科を基礎として設置された通信教育課程である。2003(平成 15)年度に設置された通信教育部は、基礎となる人間福祉学部と同様に新しい時代環境の変化に対応した福祉社会の枠組みの構築と援助技術を担う人材の育成を土台に据え、「顔の見える通信教育」を教育目標として位置づけてきた 1-11)。

通信教育部の主な入学対象者は社会人であり年齢層は 30 代から 40 代が中心となるが、在学生は 10 代から 70 代までと幅広く、在住する地域も中部圏を中心に北陸、長野、関西地方と多岐に亘っている 1-12)。通信教育部は、時間的、空間的な制約から高等教育の機会を逸した社会人に対して、広く学習機会を提供することにある。このため「単位制学費制度」や「履修有効期間制度」などの独特な制度の他、自由度の高い学習計画が立てられる仕組みを構築している。

なお、前述の通り、通信教育部は、人間福祉学部を基礎としているため、その教員組織

は、人間福祉学部教員が事実上の兼務を行う形となっているが、併設する短期大学部も含めた、「本学」全体で通信教育部の運営に関わるように対応しており、本学の教育実績が生かされた体制となっている。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

大学院人間福祉学研究科(以下「大学院」と表記)の基本理念・方針は、「教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教を教育の基盤として学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展と人類の福祉に寄与すること」である 1-13)。

そのうち修士課程の目的は、「学部の教育の基礎の上に広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の専門的な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」である。また、博士課程の目的は、「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」である。

これらの目的を基礎とし、2001(平成 13)年度に修士課程を、2003(平成 15)年度に博士課程(後期)を開設した。人間福祉とは「人間の「福祉」をめぐる学際的な研究領域」である。それに依拠し、単に「福祉学」のみを扱うのではなく、医学、工学、脳生理学、教育学、社会学、心理学など多種多様な専門領域を担う教員によって大学院が構成されている 1-14)。すなわち、諸科学の連携と協働を含む学際的・総合的アプローチを視野に入れて、人間福祉学を発展させることが大学院の使命である。

その選択を行っている理由として、大学院進学者の多様性が指摘できる。研究者を目指す学生のみならず、教員のキャリアアップ、現場で働く人たちの再学習、高齢期に至った人の生涯学習など、大学院に進学する者の目的は様々である。さらには中国やモンゴルからの留学生を積極的に受け入れるなど、国際的な学習機会の提供も重視している。大学院に所属する学生の実績としては、修士修了者が 62 名、博士修了者が 7 名、博士満期退学者が 22 名となっており、それぞれの経歴や進路も異なる 1-15)。また、大学院生の研究内容は多種にわたり、大学院所属の教員はそれに対応している 1-17)。

大学院が設置されてまだ僅か 15 年であるが、社会福祉に関わり人々に寄与する人材ならびに研究職を少しずつ輩出できていることは、大学院の理念や目的が適切であったことを示していると考えられる。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員及び学生)に周知され、社会に公表されているか。

1) 大学全体

a) 教職員に対して

教職員に対しては、新任教職員を対象としてオリエンテーションを実施し、学院の宗教総主事が講師となり本学の建学の精神についての理解・周知を図る機会を設けている。特に建学の精神の理解には、キリスト教への理解が土台となることから教職員を対象とした「キリスト教研修会」を年間 2 回程度、開催して参加を募っている 1-18)。また、前期・後期の期間中は、関キャンパスは週 2 回、各務原キャンパスは週 1 回のチャペルアワー(礼拝)が開かれており、全教職員の出席が推奨されている 1-19)。

また、前述した「第 1 期中期計画—Action Plan—」は、大学内のイントラネットから最新版の資料を閲覧できるようになっている 1-3)。本計画は、毎年度の計画の進捗を点検する仕組みとなっており、各学科・部署・委員会等で計画の点検を行い、最終的には

教授会を経て確認・修正を行うことにしている。なお、事務職員については、毎年度実施しているSD研修会(全体研修)において、本計画の進捗・確認等を行っている。以上の取り組みによって本学の理念・目的の徹底と確認を行う機会となっている。

b) 学生・保護者に対して

学生に対しては、4月初めのオリエンテーションで各学部、学科、研究科毎に大学の概要、理念・目的について説明を行う機会を設けている。また、定期刊行物である「中部学院大学報」や「岐阜済美学院報」を発行する他、学生便覧である「キャンパスライフ」には、本学学則を掲載し、配布・公開して、その周知を図っている(大学院と通信教育部については後述する 1-20)1-21)1-22)。

さらに、福音主義キリスト教に基づく建学の精神に対する理解については、宗教委員会の機関誌「桐ヶ谷通信」(年間2回)を発行している 1-23)。また、毎年度1回、宗教講演会を開催して、建学の精神への理解を図っている 1-24)。宗教講演会の開催日(時限)は、学年歴において授業は設定せず、全ての学生が出席できるように配慮している。この他、全学部の卒業必修科目として「キリスト教概論」を置き(大学院を除く)、本学の建学の精神やキリスト教大学としての沿革を紹介している。

また、大学の後援会役員会(年間3回)及び後援会総会(年間1回)を開催し、大学の現状などについて説明するとともに、保護者からの意見や要望を受け、その対応を行っている。なお、「第1期中期計画—Action Plan—」におけるビジョンに位置付けているとおり、本学では保護者を“ステークホルダー”として捉え、保護者とのネットワークの充実を図っている 1-3)。このため保護者に対しては、前述した刊行物やホームページをとおした周知の他、毎年1回保護者懇談会を開催し、本学の取り組み、当該年度の目標、スケジュールや留意点について説明を行う機会を設けている 1-25)。なお、遠隔地に在住の保護者に向けて松本や高山などの各地区において地区別保護者懇談会を開催している。

c) 社会に対して

社会への公表については、本学ホームページを通して公表している (https://www.chubu-gu.ac.jp/about/public_information/index.html)。本学のホームページは、2014(平成26)年度に学生募集に焦点を当てた「受験生サイト」と大学全体の取り組みの紹介や情報公開に焦点を当てた「公式サイト」の2種類を区分した (<https://www.chubu-gu.ac.jp/index.html>)。このようにホームページの役割を分けることで必要な情報に到達しやすいサイト構成となっている。

また、毎年度、大学案内を発行して高等学校を中心に本学の取り組み、建学の精神、教育目標等を紹介している 1-26)。なお、高等学校の教員に対しては、毎年1回、岐阜県、愛知県、三重県、長野県、福井県、滋賀県、富山県、石川県の各地区の「大学説明会」を開催して、本学の教育目標と実際の取り組み状況について紹介している 1-27)。また、入学を検討している高校生に対しては年6回程度オープンキャンパスを開催している 1-28)。

2) 人間福祉学部

a) 教職員に対して

建学の精神への理解については、大学全体で開催される「キリスト教懇談会」に学部教員が参加できるように配慮している 1-18)。全学的な議論に参加することで本学の理念とその背景にある建学の精神を共有してきた。また、「第1期中期計画—Action Plan

一」についても学部会議において共有している 1-3)。さらに、2014(平成 26)年度まで月 1 回の開催であった学部会議を 2015(平成 27)年度より月 2 回開催することとし、学部の教育のあり方を議論する機会を増やすとともに、学部独自の FD 研修を開催し学部の理念や目標の具現化について議論を行っている。

b) 学生・保護者に対して

学生に対しては、毎年 4 月に開催する学年別のオリエンテーションにおいて、本学部の教育目標を示し、学年ごとに取り組むべき課題について学部教員から直接、伝えている。

保護者に対しては、大学全体で述べたとおり、保護者懇談会において、学生生活の様子、就職状況と合わせて、学部教育の目指すものとその内容、とりわけ専門職養成教育と就職支援について紹介をしている 1-25)。また、保護者のニーズに即して個別懇談会も開催し保護者の意見を教育に反映するように努めている。

c) 社会に対して

社会に対しては、大学全体で述べたとおり、本学ホームページで、学部の 3 つのポリシー及び教育活動の概要等を公表している 1-5)。また、学部教員の研究・教育活動等を紹介した冊子『人間福祉の探求』を発行し、高校や実習施設、オープンキャンパスなどで配布し学部の特徴の周知に努めている 1-29)。さらに、毎年 10 月に関キャンパスにおいて、大学が立地する地元の地域住民組織、福祉施設、学校等と本学が共同で開催している「たのしみん祭」においては、人間福祉学部の展示教室を一部屋設け、学生の学びの成果発表とともに本学部の教育方法、教育内容を示し、本学部の理念・目標を周知している 1-30)。

3) 教育学部

a) 教職員に対して

教職員に対しては、毎月開催する学科会議および定期的実施する学科 FD 会議の場において、本学部の理念・目的についての理解・周知を図る機会を設けている。また、前述した「第 1 期中期計画—Action Plan—」に関して、学部・学科内で計画の点検を行い、その進捗状況を確認することにより、本学の理念・目的を徹底するよう努めている 1-3)。

b) 学生に対して

学生に対しては、大学全体の状況と同じく、4 月初めのオリエンテーションで本学部・学科の概要、理念・目的について学部教員が直接、説明を行う機会を設けている他、「中部学院大学報」等の各種刊行物において学部教育に関する諸規則を掲載し、配布・公開して、その周知を図っている。保護者に対しても、同様に前述した刊行物やホームページをとおした周知の他、毎年 1 回保護者懇談会を開催し、本学部・学科の取り組み、当該年度の目標、スケジュールや留意点について説明を行う機会を設けている 1-25)。

c) 社会に対して

社会への公表については、本学ホームページを通して公表している。また、毎年度、大学案内を発行して高等学校を中心に本学部・学科の取り組み、建学の精神、教育目標等を紹介している 1-26)。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

a) 教職員に対して

教職員に対しては、毎月1回開催する学科会議をとおして、建学の精神や本学の理念・目的を周知している。また、前述した「第1期中期計画—Action Plan—」に関して、学部・学科内で計画の点検を行い、その進捗状況を確認することにより、本学の理念・目的を徹底するよう努めている(1-3)。さらに、大学全体で開催のFD研修に加えて、年間2回以上開催する学科FD研修をとおして、大学の理念・目的の再認識する機会としている。また、新任教員には、本学の建学の精神であるキリスト教への理解も期待し、宗教委員へ選任している。

b) 学生に対して

学生に対しては、大学全体の状況と同じく、4月初めのオリエンテーションで本学部・学科の概要、理念・目的について学科教員が直接、説明を行う機会を設けている。また、「中部学院大学報」等の各種刊行物において、学部教育に関する諸規則を掲載し、配布・公開して、その周知を図っている。又、本学科の「理学療法基礎演習Ⅰ・Ⅱ」の1クラスを本学部に属する宗教主事(教員)が担当しており、合同ゼミとして、キリスト教主義の大学の理念について講義を受けている。保護者に対しては、前述した刊行物やホームページを通じた周知の他、毎年6月に保護者懇談会を開催し、学科別説明会で、大学の理念に乘っ取った学生指導を紹介している(1-25)。欠席者にも、資料を郵送し周知を図っている。

c) 社会に対して

社会に対しては、学科完成年度の2011(平成23)年から2016(平成28)年まで、テーマを「健やかに生きる」とした市民講座を年1回開催し本学科の理念・目的の周知を所属教員の研究成果発表を通して図っている(1-6)。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

a) 教職員に対して

看護学科は2014(平成26)年度に設置された比較的新しい学科であるため、多くの教員は他大学から移籍した教員となる。このため就任予定を含む全教員が集まる教員懇談会を開設前に開催し、本学科の理念・目的についての理解・周知を図る機会を設けた。また、開設後も新たに就任する教員を中心にオリエンテーションを実施している。なお、前述した「第1期中期計画—Action Plan—」に関して、学部・学科内で計画の点検を行い、その進捗状況を確認することにより、本学の理念・目的を徹底するよう努めている(1-3)。

b) 学生に対して

学生に対しては、大学全体の状況と同じく、4月初めのオリエンテーションで本学部・学科の概要、理念・目的について学科教員が直接、説明を行う機会を設けている。その他の取組についても大学全体と同様である。

c) 社会に対して

社会への公表については、本学ホームページをとおした公表の他、看護実習の実習先の指導者を招き開催する実習教育研修会において、本学部の本学部・学科の取り組み、建学の精神、教育目標等を紹介している(1-31)。

6) 経営学部

a) 教職員に対して

本学部では、学科会議を毎月開催しており、教育目標等の確認をしながら、取り組みへの点検を行っている。また、本学部では、各専門学習コース単位で事業計画・予算を策定しており、当該事業計画が当該年度の目標設定となり、学科教員への共通理解につながっている。さらに、前述した「第1期中期計画—Action Plan—」に関して、学部・学科内で計画の点検を行い、その進捗状況を確認することにより、本学の理念・目的を徹底するよう努めている(1-3)。

b) 学生に対して

学生に対しては、大学全体の状況と同じく、4月初めのオリエンテーションで本学部・学科の概要、理念・目的について学部教員が直接、説明を行う機会を設けている。その他の取組についても大学全体と同様である。

c) 社会に対して

社会への公表については、本学ホームページをとおして公表している。また、育成する人材目標を端的に表す「地域人」(地域社会に貢献する人材)という標語を作り、機会あるごとにこれを用いて一貫した情報発信を行っている。さらに、経営学部では地域と連携したインターンシップを実施していることから連携先との協力強化を図っている。

7) 通信教育部(人間福祉学部・人間福祉学科)

a) 教職員に対して

通信教育部は、人間福祉学部を基礎とする課程のため、教職員に対する理念・目的の周知は、学部と同様に行われている。なお、通信教育部の非常勤教員に対しては、各年度当初に発行する「教員マニュアル」においてその周知を図っている(1-32)。

b) 学生に対して

通信教育部の学生に対しては、毎年発行する『学習のしおり』において建学の精神や通信教育部の人材養成の目標等について周知している(1-33)。さらに、2014(平成26)年度より卒業必修科目としている「課題研究Ⅰ」の面接(スクーリング)授業の時に、オリエンテーションの時間を設け、本学の理念および教育目標等の説明時間を設けている。

同科目は、入学早期の受講を推奨しているため、学生は入学当初より、本学の理念・教育目標を理解した上で学生生活を送ることができる。

なお、1年次入学生については「キリスト教概論」を卒業必修科目に位置づけているため、福音主義キリスト教に基づく建学の精神についても本科目の中で理解されている。

c) 社会に対して

社会への公表については、本学ホームページを通じた公表の他、通信教育部への入学を検討している社会人等の入学希望者を対象に年40回程入学説明会を行っており、その際に通信教育部の案内パンフレットを配付し、口頭で説明することにより公表している(1-11)。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

大学院は、人間福祉学部を基礎とするため、教職員に対する理念・目的の周知は、学部と同様に行われている。また、理念や目的、教育目標ならびに教員の専門性については、大学院案内パンフレットを毎年作成し、教員および受験生に配布している(1-14)。

また、在学生に対しては、履修要項内に年間行事予定と共に記載して周知している(1-34)。

なお、学生を対象とした場合、大学院の説明会をオープンキャンパス時に行っているが、その際にも案内パンフレットの配布や口頭にて説明している。なお、この内容は大学ホームページでも提示するという形で、学内および社会に公表している。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

1) 大学全体

大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性に関する定期的な検証については、2015(平成 27)年度に策定した「第 1 期中期計画—Action Plan—」を定期的に検証することで対応している(1-3)。それ以前については、学長、副学長、学長補佐、事務局長、学部長および学科長等によって構成される大学評議会等において、各部門(学科、センター、事務局等)の事業計画及び事業報告を点検し、本学の理念・目的との整合性について確認することとしていたが、客観性や継続性の点について課題がある検証方法であった。このため 2013(平成 25)年度に「大学アクションプラン」を策定し、本学が目指す目標、課題及びその対応部署・学科等を整理した(1-35)。しかし、当該計画は、若干、概括的な計画書であったため、後の点検や検証作業には十分に活用されなかった。

以上の経過を経て、2015(平成 27)年度に、当該「大学アクションプラン」を再編成し、PDCA サイクルの P としての役割を明確に持つ「第 1 期中期計画—Action Plan—」を策定した。さらに、2016(平成 28)年度より、「第 1 期中期計画—Action Plan—」における各詳細項目を 5 段階(1.十分に達成、2.一応達成、3.標準的、4.課題あり、5.非常に課題あり)で点検し、全体で共有する試みが開始されている。「第 1 期中期計画—Action Plan—」における点検は、各部門(学科、センター、事務局等)の事業報告を踏まえて自己評価するものであるが、これを大学経営会議(後述)に提出し、その妥当性について検証を行う。このような点検を 5 ヶ年計画で継続することにより本学の理念・目的の適切性について検証を行うことができるものと考えている。

2) 人間福祉学部

各年度における事業計画及び予算の検討過程において、一年間を振り返り、学部の理念・目的をふまえた検証を行ってきた。

2015(平成 27 年)年度まで学部会議(月 1 回開催)と学部運営会議(月 1 回開催)の 2 つの会議構成により学部を運営してきたが、2016(平成 28)年度から学部会議(学部教員全員参加)を月 2 回開催し、学部教員全員による教学検討体制を構築した。

3) 教育学部

学部の理念・目的の適切性に関する定期的な検証については、前述した大学全体の方針に沿って、2015(平成 27)年度から「第 1 期中期計画—Action Plan—」を定期的に検証することで対応している(1-3)。その手続きについては、学部長・学科長が中心となり、教授職で構成される学科カリキュラム委員会が参与する形での検証となっている。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

学科の理念・目的の適切性に関する定期的な検証については、前述した大学全体の方針に沿って行っている。加えて、2015(平成 27)年度からは、「第 1 期中期計画—Action Plan—」を定期的に検証することで対応している 1-3)。その方法は、各委員会及び各教員からの問題提議に対して、学科会議で検討、協議する形で行っている。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

看護学科は、2016(平成 28)年時点において 3 年次生までの在籍となっており、学部の理念・目的の適切性に関する定期的な検証については、十分な検証材料が揃っていない状況にある。看護学科では、学科内において自己点検委員会を設置し、検証を行う計画である。

6) 経営学部

経営学部では、学科会議において学部の理念・目的の適切性に関する定期的な検証を行っている。また、2015(平成 27)年度からは「第 1 期中期計画—Action Plan—」を参考に、対応している 1-3)。経営学部での検証の結果は、新学部であるスポーツ健康科学部への改組に向けて活用される予定である。

7) 通信教育部(人間福祉学部・人間福祉学科)

通信教育部においては、毎月一回開催する通信教育部会議(後述)において通信教育部のあり方や教育内容、求められる学生像などについて随時に協議しており、それが理念や目的の検証に繋がっていると考えている。特にカリキュラムの見直しは 4 年に 1 度のペースで定期的実施しており、理念・目的を反映した内容としている。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

大学院学則において「本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定めているとおり、理念・目的の適切性を大学院研究科会議において検証している。なお、大学院進学が目的が多様化する中、社会情勢の変化を受けて、「福祉」領域の教育課程は、目的や理念などを継続的に検討し直す必要があるといえる。それゆえ大学院では、主に次のような内容について間断なく検証してきた 1-36)。

なお、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーについては、2011(平成 23)年に方針の明確化に取り組み、その内容についてはその都度検討を行っている 1-37)。

2. 点検・評価

<基準 1 の充足状況>

本学では、建学の精神および「第 1 期中期計画—Action Plan—」に基づき、人材育成の目的、その他の教育研究上の目的を適切に設定している。また、教職員に対しては教職員オリエンテーション等の機会を通じて「第 1 期中期計画—Action Plan—」の共有化を図っている。さらに、学生に対しては各種刊行物や学生オリエンテーション、そして「キリスト教概論」等の授業の機会を通じて建学の精神や教育理念を周知している。また、社会に対しては、ホームページ等や連絡会・懇談会の機会を通じて、地域・社会への公表を行っている。以上の取り組みによって、本学では、その適切性について定期的に検証していることから、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

本学は、1997(平成9)年に岐阜県で最初の福祉系四年制大学として開学し、現在では4学部5学科、大学院(修士課程・博士課程(後期))、通信教育部を擁する総合大学へ発展した。さらに、各務原市の誘致により各務原キャンパスを開設している。

本学は、2017(平成29)年度に創立20周年を迎えるが、併設する短期大学部は同年に50周年、そして、母体となる本法人は、2018(平成30)年度に創立100周年を迎える。本学の発展は、このような各機関の教育実績を土台としたものであり、その成果として、4,470人の卒業生(2016(平成28)年3月現在)を輩出している。

また、本学は、平成25(平成25年)年度より文部科学省が新たに創設した「私立大学総合改革支援事業」のタイプ1(大学教育の質的転換)とタイプ2(地域の発展を重層的に支える大学づくり)において4年連続で採択を受けている。これは、本学のステートメントである「生きる、を学ぶ」大学に向けた具現化を示すものと考えている。

また、2015(平成27)年度に策定した「第1期中期計画—Action Plan—」に対する教職員の意識も高まり、事業計画や予算の策定においては同計画を踏まえたものとなっている。さらに、ホームページによる情報発信によって社会に対する情報公開を行う土壌が醸成されている。

2) 人間福祉学部

学部の基本スタンスとしている「顔の見える、きめ細かな教育研究活動」については、2014(平成26)年度より学部定員が100人となったことで、授業の規模が小さくなり、学生一人ひとりの「顔と名前が一致する」授業運営ができていているといえる。また、1年次からのゼミ活動が柔軟に運用できるようになり、卒業研究の必修化等「少人数教育の強みを活かした教育」ができていている。

3) 教育学部

学部・学科の理念・目的に沿う形で、学生は実践力を身につけている。また、「教職入門」、「保育者論」、「教育現場参観」などの授業を通して現場における事例研究を進め、実習との関連を重視した授業を展開している。その結果、2015(平成27)年度卒業生の進路状況調査によると就職希望をした卒業生65人中小学校へ5人(講師を含む)、幼稚園へ7人、保育所へ21人が就業している。従って、学科の理念に沿った教育・保育といった専門職への就職率は50.8%に達しており、学科の理念が具現化できている。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

学科の理念・目的に沿う形で、学生は、医療人としての使命感、倫理観、知識そして臨床力を獲得し、同時に、実習現場で臨機応変に対応する中で、課題解決能力を修得している。国家試験の合格率は、年度によって違いがあるが、どの年度も全国平均は上回ることが出来ている。2016(平成28)年4月に同窓会を組織することにより、学部と卒業生との連携もより密接なものとなっている。保護者懇談会により保護者との連携を密にし、また市民講座を開催して地域との連携を強めてきた。

また、10期生を迎えた本年(2016(平成28)年度)までに283名の卒業生を輩出した。本学科の6回の国家試験の平均合格率は約93.3%であり、264名の理学療法士を輩出してきた。さらに、就職率は100%である。加えて卒業生の医療現場での活躍は高い評価を得ており、卒業生の社会的評価が高いことが、後輩の就職率の向上にもつながっている。

6) 経営学部

経営学部では、前述の通り、地域社会に貢献する人材「地域人」の育成を目指し、各専門コースごとに事業計画を立てており、学部・学科の理念・目的に沿う形で、学生は実践力を身につけている。「企業マネジメントコース」については、企業人として必要な経営、管理能力を身につけている。「まちづくり地域人養成コース」では、企業と連携したインターンシップを実施している。さらに「スポーツマネジメントコース」では、スポーツ関連企業や実業団チーム、さらにプロ野球ドラフト会議で1位指名を受けるなど大学での学びに連動した課外活動実績をあげている。最後に「職業会計人コース」では、2015(平成27年)年度の税理士試験における現役大学生の合格者は6名(全体の0.72%)の内、本学経営学部から2名が合格するなど高い実績を残している。この他、公務員採用試験においては、3名が合格しており、公安職へ2名、行政職へ1名が就いている。

7) 通信教育部(人間福祉学部・人間福祉学科)

大学・学部・研究科等の理念・目的が大学構成員に周知され社会に公表されているかについては、卒業必修科目である「課題研究Ⅰ」において、前述の通り、学生に対して入学後なるべく早い時期で受講するように指導している。2016年度の実績を基準に述べると年度前半(5月~8月)を中心に本科目の面接授業を10回実施し、224名(新入学生のおよそ83.0%)の受講があった。したがって、多くの学生が本通信教育部の理念・教育目標を理解し、その上で履修科目を選択し学習を行っていると言える。

また、通信教育部では、高い国家試験合格実績を上げており、通信制大学の中でもトップクラスとなっている(1-38)。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

大学院修了者(満期退学者も含める)の多くが、福祉関連施設や病院で福祉専門職として、あるいは大学等教育施設において教職として活躍していることから(1-15)大学院の理念や目的の意義、社会への公表の仕方が適切であったと言える。

②改善すべき事項

1) 大学全体

本学の理念・目的を定期的に検証するためには、それに応じた基礎情報、データの集約と整理が必要となる。2014(平成26)年度より、大学IR推進センターを設置したが、それらの情報収集能力・分析能力は、発展途上であり、十分な検証を行うための客観的データが少ない。特に、単科大学として開学してから20年の間に4学部5学科に加え、大学院と通信教育部の設置が行うなど短期間に組織拡大が図られていることから、各学部学科等から情報を集約する仕組みの整備が必要となっている。

2) 人間福祉学部

社会に対して本学部の理念・目的をさらに周知していく必要がある。具体的には、教育目標を掲げるだけでなく、卒業後の進路目標を明確に示して、その目標に向かって何を学ぶか、どのような学生生活を送るかなど、学生一人ひとりの目標と学部の教育目標が一致できるようにより一層努力することが必要である。

3) 教育学部

学科会議以外に、教員自らが教育目標についてはっきりと自覚を持ち、教員間で学部・

学科の理念、目的を共有する機会を持つために教職員研究会を開催しているが、このような機会を今後も積極的に作り、教育目標の設定を常に討議し、新しい時代の流れに沿った形で見直しを図る必要がある。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

近年、全国的に学生の理科系科目の基礎知識の不足が問題となっているが、本学科でも1年次から多科目の単位を落とし、留年へとつながる学生もある。高校での生物、化学、物理等の基礎知識が必要な科目において課題があり、これについては入学前教育や初年次教育、さらには必要に応じた補充授業を行っているが、学生の基礎学力向上が課題となっている。

6) 経営学部

学生への各部の理念・目的を伝える機会がオリエンテーションに限られている。また、年次進行に伴って、オリエンテーション時間が短くなる傾向にあり、上級学年ほど十分に理念・目的を伝えられていない。

7) 通信教育部（人間福祉学部・人間福祉学科）

通信教育部の専任教員は、人間福祉学科教員が事実上、兼務していることから通信教育部の理念・目的に対する検証に十分な時間が割かれているとはいえない。通信教育部の教育目標等についても、通学課程における学科会議等の場において時間をかけて検討されるよう、働きかけていく必要がある。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

人間福祉が携わる領域は社会状況によって変化してく可能性があるが、理念や目的が社会状況と解離したものになっていないかどうかについて、定期的な検証を行う必要がある。しかしながら、大学院教員の多くが学部教育を兼ねている中で、その機会は十分とは言えない状況にある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

関キャンパスと各務原キャンパスは車で20分ほどの距離と近いこと両キャンパスの機能を整理し、さらに発展的・機能的に活用できる方策を検討する。また、現在、開設している学部・学科は、併設する短期大学部と教育課程として重複する部分があるため、それぞれの特色を明確にする。

また、「私立大学総合改革支援事業」については、これまで申請を行っていないタイプ3等の採択を目指していく。

2) 人間福祉学部

地域社会の安定と発展のために社会福祉が果たす役割が大きくなる時代にあって、2016(平成28)年度に学部の理念や目標を検証し、3つのポリシーの見直しを行った。また、2016(平成28)年度から設けた4つのコースにしたがったカリキュラムを見直し履修系統図

を作成した1-39)。これらの成果が上がるのはこれから先のことになるが、学部定員が100人となり、よりきめ細かい学部運営が可能となったことを踏まえ、多様化する学生一人ひとりの「なりたい自分」を実現できるように、理念と目標に向かって教育の質の向上を目指していく。

また、人間福祉学部は、2017（平成29）年に開設20周年となる。これを機に学部の教育研究活動を社会に発信し、卒業生の活躍の状況を集約し、本学部での学びがどのように生かされているか、体系的に検証していく。

3) 教育学部

学部・学科の理念・目的・目標を体現した人材養成のため、今後とも事例研究等の実践的な学習指導の充実に努め、個々の授業で積極的に実践との結びつきを強化し、各務原市との連携協定に基づいて学外授業なども取り入れている。また、学部・学科の理念・目的・目標を絶えず検証し、教育・保育分野の専門職への就職率を高め、社会的要請にも応えている。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

2、3、4年生対象に、生理学、解剖学、運動学等の科目に関して、年間7回の達成度テストを行い知識の定着を図っている。達成度テストの開始から2年目であるが、着実に実力がついてきている。加えて、目標を見失いがちな2年生において、学習習慣が定着してきている。このような取り組みが国家試験の合格にも寄与するものと考え、この取り組みを強化していく。

7) 通信教育部（人間福祉学部・人間福祉学科）

通信教育部では2016(平成28)年度より、人間福祉学部にも所属する専任教員の内から、専ら通信教育部の教育・運営を担当する教員を配置した。教員の配置により、学生からの教育的な質問や意見、相談に対し迅速に対応することが可能となった。さらに教員が学生の状況や学生からの要望を実態的に把握することで、今後の教育的指導やカリキュラムの見直しなどにも反映できると考えている。このような組織の充実に努めることで、さらに高い国家試験合格実績につなげていく。

②改善すべき事項

1) 大学全体

2014(平成26)年度にIR推進センターを設置しているが、将来的には人員又は予算等の拡充を行う。また、効率的な調査・分析を行うために各学科・事務局の調査担当者とIR推薦センターとの連携を図る。

3) 教育学部

学部・学科の理念や目的が社会状況に合致しているか否か、また、各方面に対する公表方法が適切かどうかについて、より深く検討できるよう、年間を通じた評価スケジュールに基づいた教職員研究会等の開催を検討する。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

理学療法学科では、2年生から学期末試験とは別に達成度テストを年間7回行い、知識が定着するよう働きかけている。しかし、運動学や実技実習の含まれる科目においては、

試験だけでは対応できないため、講義時間内に十分に理解してもらうために、少人数での、より丁寧な指導が必要と考える。このため科目により 2 クラス対応にて指導を徹底していくなどの措置を検討している。

各教員が自ら目標を立て、それらを達成する意思と、それらを応援できる環境の整備が必要である。また学科内での FD 研修をより有効なものにするために常に、現状を把握し学科の目標の見直しも必要である。

7) 通信教育部 (人間福祉学部・人間福祉学科)

通信教育部の教育・運営等に専ら取り組む事実上の専任教員の配置を行い充実を図る。2016(平成 28)年度より、まず 1 名の専任教員を配置した。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

理念や目的が社会状況と解離したものになっていないかどうかについて、また学内や社会に理念や目的を公表する形が適切かどうかについて、必ず年度末の会議議題として検討するといった明確な道筋を策定する。

4. 根拠資料

- 1-1) 学校法人岐阜済美学院寄付行為
- 1-2) 2014 年度第 1 回大学評議会資料 (中部学院大学ステートメント)
- 1-3) 2015 年度 「第 1 期中期計画—Action Plan—」
- 1-4) 中部学院大学学則
- 1-5) 中部学院大学 教育研究上の目的と 3 つのポリシー
- 1-6) 2015(平成 27)年度 理学療法学科市民講座案内チラシ
- 1-7) 中部学院大学・中部学院大学短期大学部の沿革
- 1-8) 現代産業研究
- 1-9) 2015 年度 第 1 回教育組織改革検討委員会
- 1-10) 2016 年度 中部学院大学スポーツ健康科学部案内パンフレット
- 1-11) 2016(平成 28)年度 中部学院大学通信教育部 案内パンフレット
- 1-12) 2016 年度(平成 28) 通信教育部の年齢層に関する資料
- 1-13) 中部学院大学大学院学則
- 1-14) 2016 年度 中部学院大学大学院人間福祉学研究科案内パンフレット
- 1-15) 中部学院大学大学院生の進路状況・内訳に関する資料
- 1-17) 中部学院大学大学院生の学位論文紹介
- 1-18) 2015(平成 27)年度 キリスト教懇談会 案内・配布資料
- 1-19) 2015(平成 27)年度 チャペルアワー実施一覧
- 1-20) 2015(平成 27)年度 中部学院大学報
- 1-21) 2015(平成 27)年度 岐阜済美学院報
- 1-22) 2016(平成 28)年度 中部学院大学『キャンパスライフ』
- 1-23) 2015(平成 27)年度 桐が谷通信(中部学院大学・中部学院大学宗教委員会)
- 1-24) 2015(平成 27)年度 宗教講演会案内・式次第(中部学院大学・中部学院大学宗教委員会)
- 1-25) 2015(平成 27)年度 保護者懇談会
- 1-26) 2015 年度 中部学院大学案内パンフレット (2016 年度入学者対象)
- 1-27) 2015 年度 中部学院大学・中部学院大学大学説明会 次第/開催地
- 1-28) 2015 年度 オープンキャンパス日程一覧

- 1-29) 人間福祉学への探求
- 1-30) 2015(平成 27)年度 たのしみん祭 次第
- 1-31) 2015(平成 27)年度 中部学院大学・中部学院大学短期大学部実習教育研修会 次第
- 1-32) 2016 年度 中部学院大学通信教育部教員マニュアル
- 1-33) 2016(平成 28)年度 中部学院大学通信教育部 『学習のしおり』
- 1-34) 2016(平成 28)年度 中部学院大学大学院履修要項
- 1-35) 2014 年度 中部学院大学・中部学院大学短期大学部「アクションプラン」
- 1-36) 2015(平成 27)年度 中部学院大学大学院のカリキュラム改革の資料
- 1-37) 2013 年度 9 月研究科会議議題（議事録等）
- 1-38) 2012-15 年度 通信教育部社会福祉士・精神保健福祉士国家試験合格率
- 1-39) 2016 年度 履修系統図（全学部）

第 2 章 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

1) 大学全体

学則第 1 条において、「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教を教育の基盤として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術・技能を教授研究し、もって真理と正義を愛し、世界平和と人類の福祉に貢献する有為な人材を養成することを目的とする。」と定めている 2-1)。本学は、この目的を具現化するため各専門性に即した 4 学部 5 学科、大学院及び通信教育部を擁している。各学部・学科は、本学開学時に設置された人間福祉学科を擁する人間福祉学部、子ども教育学科を擁する教育学部、理学療法学科と看護学科を擁する看護リハビリテーション学部、そして経営学科を擁する経営学部によって構成されている。なお、大学院人間福祉学研究科と通信教育部は、いずれも人間福祉学部を基礎としている。

本学には、キリスト教の精神に基づく建学の精神に関し、助言や事業の検証等を行う宗教主事が置かれている 2-2)。宗教主事の役割は、学校法人岐阜済美学院宗教主事規程第 3 条によって「宗教主事は、学長等を補佐し、当該学校の学生、生徒、幼児及び教職員に対するキリスト教活動全般を総括整理する。」と定められており、教授会や大学評議会等の主要会議の構成員となり、大学運営において重要な役割を果たしている。

前述のとおり、本学の目的は、「深く専門の学術・技能を教授研究し、(中略)有為な人材を養成すること」にある。このため高い実践力を養うことを「第 1 期中期計画－Action Plan－」に掲げており、全ての学部が福祉、医療、教育そして経営の各分野において高い実践力を身につけることを目指した教育研究組織の組織体制となっている 2-3 P12)。

また、各学部・学科の教育研究活動を支援するための附置教育研究施設として、次のような教育研究施設を置いている。

a) 附属図書館

附属図書館は、大学・短期大学部の教育研究に必要な図書、雑誌、学術情報に関する資料を収集、管理している。附属図書館は、関キャンパスと各務原キャンパスの双方に設置しており、その蔵書数は 180,000 冊となっている 2-4)。

b) 総合研究センター

総合研究センターは、教員の研究活動を支援するため、研究成果の発表、刊行、教育研究費の交付、委託研究の受諾、各種研究会及び講演会の実施をとおして、地域社会の学術文化の発展に寄与することを目的としている。また、本学が開設した人間福祉学会の運営の他、本学の情報環境の整備、業務の情報化推進事業、事務処理システムの開発及び運用支援を行っている(2-5) 2-6)。

c) 実習センター

実習センターは、各学部・学科で養成する国家資格等(社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、理学療法士、看護師、保健師及び教員免許等)に関する学外実習を支援するために置かれており、実習先の開拓、巡回指導、実技科目の補助等を行っている(2-7) 2-8)。

d) 教職センター

教職センターは、教職課程を置く学科の教員養成の充実を図ることを目的とし、教員採用試験、学校インターンシップ等、学生の教員採用試験対策、教員になるためのキャリア形成等を行う。教職センターは、教務課、実習センター、キャリア支援センター事務課等と連携し、学生の教職指導に当たっている。また、教職課程全般に関する相談の受付は随時に行っており、各部署及び学科の教職員が学生の情報を共有しながら相談業務、履修指導等に当たっている(2-9) 2-10)。

e) シティカレッジ(関キャンパス・各務原キャンパス)

シティカレッジは、地域の住民に広く学習機会の提供を目指すものであり、地域社会の学術文化の創造と発展に寄与するため、生涯学習事業を推進している(2-11)。関キャンパスでは191講座、各務原キャンパスでは200講座を開講しており(いずれも2015(平成27)年度の年間講座数)、地域住民のニーズに配慮しながら年間計画を立てて生涯学習のための講座を展開している。

f) 子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターは、本学教員と本学附属幼稚園の教員・スタッフが支援する子育て支援事業を行っており、子育て相談や交流活動等を行っている。また、各務原キャンパスにある「ラルーラ」では、子育てを考える拠点として、保護者が子どもとともに活動したり、地域の子どもたちやその保護者、子育て支援に関わる人々の交流活動を支援している他、将来、保育現場への進路を希望している学生の学内実習施設としても活用されている(2-12) 2-13)。

g) 人間福祉相談センター

人間福祉相談センターは、子どもの心身の発育、健康又は高齢者の心の相談に関する援助事業等を行い、広く地域社会に寄与することを目的としている。このセンターの相談件数は年間325件になっている(2-14) 2-15)。

h) 地域連携推進センター

地域連携推進センターは、大学の保有する知的財産を広く提供するとともに、地域社会の活性化につながる活動を種々の連携先と協力して事業を展開している(2-16) 2-17)。また、地域からの各種依頼の窓口として対応している。さらに、最近ではCOC+の参加大学としての事業を請け負って計画的に事業を展開している(2-18)。

i) 国際交流・留学生センター

国際交流・留学生センターは、日本語、日本文化、日本事情に関する教育、生活指導、助言を行い、留学生(中国、ベトナム、イギリス)の教育指導の充実を図っている(2-19) 2-20)。また、海外留学や海外研修等の企画・運営を担っている。

本学では、社会環境の変化や学術研究の進展に伴う社会的な要請に積極的に応えることを目的として学部・学科を設置し、必要に応じて改組転換を図っている(2-21)。

まず、人間福祉学科は、超高齢化社会の突入、障害者基本法の制定等を踏まえ、ノーマライゼーションの実現に向けた社会に必要なソーシャルワーカー(社会福祉士・精神保健福祉士)に加えてケアワーカー(介護福祉士)の養成を行っている。

教育学部は、社会的に不足傾向にある小学校・幼稚園教員、保育士の養成を行うものであり、小学校、幼稚園、保育園との協働や連携など、現場での実践力を備えた教師・保育者を養成している。

理学療法学科は、超高齢社会の到来により、これまで以上に広範なりハビリテーション活動の重要性が社会的にも認知されるようになり、基礎医学の分野を含めた臨床力に着目し、「基礎力」と「臨床力」を身につけた人材を養成している。

看護学科では、少子高齢社会が進み、看護師の社会的需要と役割が高まっており、慢性的な人材不足を踏まえ、看護師の質に着目して、自らの役割を理解し、命のはじまりから看取りまで「生きる」を支える、看護師、保健師を育成するためチーム医療を担う人材の育成・グローバル化に対応できる高度な看護実践能力養成している。

経営学部は、地域の発展に貢献する人を育て、経営能力・実践力を身に付けた人材を養成してきた。なお、これまでの経営学部における教育組織を発展的に改組して、その教育課程及び教員組織を基に、スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科を設置する計画となっている。

以上のように、本学では、社会環境の変化や学術研究の進展に伴う社会的な要請に積極的に応えるため教育研究組織を編制しているが、さらに、18歳人口のみならず、社会人に対しても質の高い学習機会を提供するため、2003(平成15)年度には、岐阜県では初めての通信教育部(人間福祉学部人間福祉学科)を設置し、実践力を備えた人材を養成している(2-22)。また、福祉という観点を基本として、これらの研究水準を一層深め、高い専門性と独創性のある研究者を養成するため大学院(人間福祉学研究科修士課程・博士課程(後期))を置いている(2-23)。

本学は、その教育理念であるキリスト教精神に基づく、人格教育・人間性を培う教育を実践するための教育研究組織を置いており、学校教育法第83条第1項に定める「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」及び第2項「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」という大学の目的達成に適合するものであると考えている。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学は1997(平成9)年度に人間福祉学部人間福祉学科の1学部1学科の体制でスタートした。その後、本学は、4学部5学科に加えて通信教育部と大学院を設置している(2-24)。この点からも分かるように本学では、常に時代の要請を捉え、将来を見越した組織改革を行っている。また、学部・学科において対応が難しい専門分野において教育職員と事務職員が協同で執り行う運営体として附置教育研究施設を適時に置き、各課題に対応している。これまで教育研究組織に関する組織改革は、次のようなプロセスで進められてきた。

まず、第1の段階として、学長、副学長、事務局長、関係教員(学部長等)及び担当の専門職員らにより将来構想改革案(試案)を策定し、理事長との協議を行う。理事長は、当該試案の検討を深める場合は、第2の段階として「教育組織改革等に関する検討委員会」を設置し、委員会に諮る(2-25)。なお、本委員会は、「教育組織改革等に関する検討委員会

設置要綱」に基づいて法人(学院本部)が設置する特別委員会であり、その目的を「各教育機関の教育組織改革等に関する重要事項について検討するため置かれるもの」と定めている。本委員会は、理事長を議長とし、関係教育機関の長、その他理事長が委嘱する教職員若干名をもって組織している。その具体的な内容は、社会情勢の変化等を踏まえて、現状の組織が本学の目的・使命に即しているか、今後の学生募集状況予測や各種統計状況、地域のニーズ等を踏まえて行う。そして、本委員会において組織改革(学科等設置や改組、廃止等)が必要と認められた場合には、学院理事会の承認を経た後、第3段階として具体的な組織改革準備を開始する。

以上のように本学では、常にスピード感のある改革を目指しているが、その実現に向けては学長のリーダーシップと法人組織(学院本部)との連携を重視している。具体例を挙げると各務原キャンパスの設置(2006(平成18)年)は、各務原市からの要請に応えるものであったが、非常に短期間において新キャンパスの設置が実現している。その背景として本学では、地域連携推進センターを設置し、自治体・商店街・地域自治会等の地域との交流事業を実施する他、毎年度、高等学校教員に向けた大学説明会を各地区で開催するなどの取り組みが挙げられる。このような取り組みによって自治体や地域住民、さらに高等学校教員から本学の教育課程のあり方等について意見を聴取する機会を得ている。また、本学の事務職員の中では、岐阜県内高等学校において進路指導や要職にあった元教員が含まれており、本学職員として勤務する傍ら、高校側との連絡を密にしている。

教育研究組織の改革に向けては、このようにして得られた情報や関係性を活かし、学長のリーダーシップの下、関係教職員と学院本部が密に連絡を取り合い改革を推進している。なお、学院本部は、主に財政面や組織運営の側面をサポートしている。

以上のように、教育研究組織の適切性に関する検証については、地域や地元の高等学校等から得られる本学の評価の他、自己点検・評価委員会において、教育活動、研究活動及び地域連携活動について点検を行い適時、検証を行っている。

2. 点検・評価

<基準2の充足状況>

本学では、学部、学科、研究科、通信教育部及び附置教育研究施設等の教育研究組織を理念・目的に照らして適切に設置している。また、教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っていることから、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

看護リハビリテーション学部や教育学部の改組により、これまで医療分野、教育分野を備える人文・社会学系の総合大学として教育研究組織が整えられ、網羅的・先進的な教育・研究活動を行うことが可能となった。

また、各務原キャンパスの設置により関市及び各務原市の2つの地域に拠点ができ、地域連携事業、インターンシップの実施が実現している。さらに、各附置教育研究施設が果たす地域連携事業や地域貢献事業が地域や社会に評価され、ひいては本学全体の価値を向上させている。

②改善すべき事項

各種の附置教育研究施設は、各課題の取組に向けた大きな役割を果たしている。一方で、

対応する教職員の負担度が高くなっているため、教職員の配置の適正化や役割分担の効率化を図っていく。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

医療関連分野の研究機能を向上させ、地域の医療機関とのさらなる連携を図る。具体的には、医療機関との提携により人材の供給と実習先の確保を目指す。

また、関キャンパスと各務原キャンパスについては、機能(特性)の違いを持たせ、それぞれの個性強化を図る。

②改善すべき事項

各種の附置教育研究施設の見直しを図り、統合等を行う。また、必要な人員配置を行って充実を図っていく。収益事業については、経費と事業効果のバランスシートを作成して取り組みの検証を行う。

4. 根拠資料

2-1)	中部学院大学学則	既出 1-4)
2-2)	学校法人岐阜済美学院宗教主事規程	
2-3)	2015 年度 「第 1 期中期計画—Action Plan—」	既出 1-3)
2-4)	中部学院大学・中部学院大学短期大学部附属図書館利用案内	
2-5)	中部学院大学・中部学院大学短期大学部総合研究センター年報	
2-6)	中部学院大学総合研究センター規程	
2-7)	中部学院大学・中部学院大学短期大学部実習センター概要資料	
2-8)	中部学院大学実習センター規程	
2-9)	中部学院大学教職センター規程	
2-10)	中部学院大学・中部学院大学短期大学部教職センター案内	
2-11)	中部学院大学・中部学院大学短期大学部シティカレッジ(関・各務原)案内	
2-12)	中部学院大学・中部学院大学短期大学部子ども家庭支援センター	
2-13)	中部学院大学・中部学院大学短期大学部子ども家庭支援センター(ラ・ルーラ)概要	
2-14)	中部学院大学・中部学院大学短期大学部人間福祉相談センター概要資料	
2-15)	中部学院大学人間福祉相談センター規程	
2-16)	中部学院大学・中部学院大学短期大学部地域連携推進センター活動図	
2-17)	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部地域連携推進センター設置規程	
2-18)	COC+に関する資料	
2-19)	中部学院大学国際交流・留学生センター規程	
2-20)	中部学院大学・中部学院大学短期大学部国際交流・留学生センター URL https://www.chubu-gu.ac.jp/organization/center/ryugaku/index.html	
2-21)	2015 年度 中部学院大学案内パンフレット (2016 年度入学者対象)	既出 1-26)
2-22)	2016(平成 28)年度 中部学院大学通信教育部 案内パンフレット	既出 1-11)
2-23)	2016 年度 中部学院大学大学院人間福祉学研究科案内パンフレット	既出 1-14)
2-24)	中部学院大学の組織改編の変遷	
2-25)	教育組織改革等に関する検討委員会設置要綱	

第3章 教員・教員組織

1. 現状説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編成方針を明確に定めているか。

1) 大学全体

本学における教員人事の方針は、「大学人事委員会」によって定めている。大学人事委員会は、中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員人事規程に基づき置かれるもので、その構成員は大学及び短期大学部の学長並びに理事長が指名する者とし、委員長は理事長が指名する 3-1)。なお、「大学人事委員」の任期は2年である。また、中部学院大学職員就業規則第4条において「職員は、法令及びこの規則を遵守するとともに、キリスト教主義に則る大学の教育理想達成に努力し、かつ、互に人格を尊重し協力してその職責を遂行することにより大学の発展に寄与しなければならない。」と定めている 3-2)。

さらに、中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員業績資格審査規程に基づき業績審査基準が定められ、各職位に応じた業績審査基準を定める他、教員業績資格審査委員会が置かれている 3-3)。教員業績資格審査委員会は、専任教授の内から、学長が指名する委員長及び委員4名以内によって構成されている。これらの審査規定及び審査委員会に基いて教員の能力・資質などを明確に位置付けている。

教員の構成については大学設置基準の遵守を前提として「第1期中期計画－Action Plan－」のビジョンにおいて示す「高い実践力を養う」と「学ぶ力、課題解決能力を引き出す」を実践するため教員編成を行っている 3-4 P12)。具体的には、「第1期中期計画－Action Plan－」に付随する「第1期人事計画」を策定して、各学科・教育課程の構成員数に関する中期計画(5ヶ年)を定めている 3-5)。「第1期人事計画」では、大学設置基準等、各種法令(教員免許課程申請等)に定める教員数の他、実習指導やゼミナール指導において必要な教員数を算出して教員の編成計画を行っている。特に各資格取得に必要な専門実習が置かれる学科については、当該実習に必要な個別指導、巡回指導を機能的・効果的に行うために必要な教員構成の基準を設けている。また、学生の課題解決能力を引き出す教育に有効なゼミナール授業(基礎演習・専門演習)の開講に向けて、必要な教員を配置している。

なお、「第1期人事計画」では、2010(平成22)年に財団法人大学基準協会より大学評価(認証評価)を受けた際の指摘・指導を踏まえ、教員組織の年齢構成の適切性についても着目している。専任教員の年齢構成は、61歳以上が34名(35.4%)を占めており全体として高年齢化傾向にある。これは本学では多くの学部において国家資格の養成を行っていることから資格関連科目において欠くことのできない教員が在籍していることも要因の一つではあるが、「第1期人事計画」においてもその点を課題とし、中・長期的な計画として年齢構成の平準化を努めることを明記している 3-5)。年齢構成のバランスについては、今後も改善に努めていくが「第1期人事計画」を策定することで、中長期の視点においた人事計画が遂行できる。なお、女性教員が占める割合は42.7%となっており、男性・女性のバランスについても適正範囲にあると考えている。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化という観点から、本学では、いわゆる学部単位の教授会は置かず、全ての教授が構成員となる統合的な教授会を置いている。このため学部間における連絡調整の必要性は少なく、学長のリーダーシップが発揮しやすい体制となっている。

学部独自の運営については、「学科会議」が置かれ、毎月開催されている(学科によっては毎月2回開催する学科がある)3-6)。なお、人間福祉学部、教育学部、経営学部の3学部は1学科体制のため「学科会議」は事実上、「学部会議」の位置づけとなる。一方、看護リハビリテーション学部は、2014(平成26)年度に看護学科が設置された以降は、理学療法学科との2学科体制となったため学科会議の他に、両学科合同の会議(学部会議)を年間1~2回を開催し、連絡調整を行っている。なお、通信教育部については、後述する通信教育部会議が置かれ通信教育部における教授会機能を担っている。また、大学院についても後述する大学院研究科会議が置かれている。

各学科会議は、学部長(理学療法学科と看護学科は学科長)が議長となり、教授会や各種常設委員会の議事報告、学科における検討事項について協議、報告を行っている。

学部長は前述した学科会議の議長となる他、学部予算の執行、学部教員の出張等の承認に関する権限を有している。

2) 人間福祉学部

人間福祉学部の教員に求める能力・資質等及び教員の構成は、大学全体で述べたとおりである。人間福祉学部の場合、社会福祉士、精神保健福祉士並びに介護福祉士におけるそれぞれの国家資格を取得するための養成を行っていることから当該養成に関する法規に準じて必要な教員を配置している。

人間福祉学部の教員数は、大学設置基準で規定する必要教員数18名に対し21名の専任教員が置かれている。人間福祉学部教員の専門領域は、福祉・心理系13名、基礎教養系6名、教職系2名となっている。また、専任教員と学生数の関係は、2016(平成28)年度の収容定員525名に対し在籍学生数358名、専任教員1人当たりの学生数は17.0名となっている。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化という観点からは、大学全体で述べたように、学部独自の運営機能等を「学科会議」に位置付けている3-6)。「学科会議」は、原則、毎月1回と定めているが、人間福祉学部の場合、より密な調整を行うことから自主的に毎月2回開催し、学部の教育研究に関する事柄について協議している。また、教授会や各種常設委員会に配属されている教員を中心に学部独自の各種チームを組織して各種常設委員会等との連携を図るとともに学部の運営にあたっている。

3) 教育学部

教育学部の教員に求める能力・資質等及び教員の構成は、大学全体で述べたとおりである。教育学部の場合、小学校教諭免許、幼稚園教諭免許、保育士、さらに社会福祉士国家資格の養成を行っていることから当該養成に関する法規に従い必要な教員を配置している。

教育学部の教員数は、大学設置基準で規定する必要教員数10名に対し17名の専任教員が置かれている。教育学部教員の専門領域は、教育・教職系8名、保育系5名、福祉系2名、基礎教養系2名となっている。また、専任教員と学生数の関係は、2016(平成28)年度の収容定員340名に対し在籍学生数290名、専任教員1名当たりの学生数は17.1名となっている。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化という観点からは、大学全体で述べたように、学部独自の運営を「学科会議」に位置付け、毎月1回開催し、教授会や各種常設委員会との連携を図る体制としている3-6)。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

理学療法学科の教員に求める能力・資質等及び教員の構成は、大学全体で述べたとおり

である。また、理学療法学科は、医療現場で活躍する医療職(理学療法士)を養成する学科であることから、臨床教育、臨床実習教育を担える能力・資質を教員に求めている。特に理学療法基礎科目、臨床科目、臨床実習を担う教員は、理学療法士としての資格と臨床経験を有し、臨床教育経験の豊富な教員を配置することを基本方針としている。このため、理学療法学科の15名の教員の内、理学療法士の資格保持者は10名である。その内、専門理学療法士の資格を6名が、認定理学療法士の資格取得を2名が取得している。

理学療法学科の教員数は、大学設置基準で規定する必要教員数14名に対して15名の専任教員が置かれている。また、専任教員と学生数の関係は、2016(平成28)年度の収容定員240名に対し、在籍学生数251名(11月現在)、専任教員1名当たりの学生数は16.7名となっている。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化という観点からは、大学全体で述べたように、学科独自の運営機能等を「学科会議」に位置付け毎月1回開催し、教授会や各種常設委員会との連携を図る体制としている(3-6)。特に学科内の事項について「学科会議」で討議するなど学科内教員の協力の下に各種課題に取り組んでいる。この学科会議では、各学年の学年担任、ゼミ担任、科目担当から各学生の情報の報告を受け、学生動向の情報を学科内全教員が共有している。また、学科内にFD組織を置き学科独自のFD企画を持つとともに、相互授業研究参観など実施している。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

看護学科の教員に求める能力・資質等及び教員の構成は、大学全体で述べたとおりである。看護学科の場合、看護師国家資格・保健師国家資格の養成を行っていることから当該養成に関する法規に従い必要な教員を配置している。

看護学科の教員数は、大学設置基準で規定する必要教員数12名に対し27名の専任教員が置かれている。看護学科の専任教員の専門領域は、基礎看護系6名、成人・老年看護系8名、小児・母性看護系4名、精神・在宅看護系4名、保健・公衆衛生看護系4名、基礎教養系1名となっている。また、専任教員と学生数の関係は、2016(平成28)年度の収容定員240名に対し在籍学生数228名、専任教員1名当たりの学生数は8.4名となっている。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化という観点からは、大学全体で述べたように、学科独自の運営機能等を「学科会議」に位置付け、毎月1回開催し、教授会や各種常設委員会との連携を図る体制としている(3-6)。

6) 経営学部

経営学部の教員に求める能力・資質等及び教員の構成は、大学全体で述べたとおりである。経営学部では、大学設置基準で規定する必要教員数12名に対し、12名の専任教員が置かれている。経営学部の専任教員の専門領域は、経営・経済系4名、情報・マーケティング系2名、教職系1名、基礎教養系5名となっている。また、専任教員と学生数の関係は、2016(平成28)年度の収容定員330名に対し在籍学生数301名、専任教員1名当たりの学生数は25.1名となっている。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化という観点からは、大学全体で述べたように、学部独自の運営機能等を「学科会議」に位置付け、毎月1回開催し、教授会や各種常設委員会との連携を図る体制としている(3-6)。

7) 通信教育部(人間福祉学部人間福祉学科)

通信教育部は、人間福祉学部を基礎として置かれているため、教員に求める能力・資質等については、人間福祉学部準じて対応している。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

大学院の教員に求める能力・資質等については、大学全体で述べたように「大学人事委員会」によって定めている他、規程に基づき各職位に応じた業績審査基準を定めている(3-3)。

本大学院の目的を達成するために、大学院指導教員の専門性を生かした教育課程を編成して、大学院研究科会議においてそれぞれの教員の専門性と役割(修士論文指導や博士論文指導等)を確認しながら教育・研究を遂行している。

大学院(人間福祉学研究科)の専任教員は、研究指導教員の業績審査基準を満たす教授7名、准教授3名となっており、大学院設置基準に合致する教員の人数を充足している。

また、大学院担当の専任教員の内、高齢者採用の教員(年齢は65歳以上)が10名中4名(40%)おり、若干年齢が高くなっているが、全体的には偏りの小さい年齢構成になっている(3-7)。

なお、教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化という観点からは、大学全体で述べたような組織的連携体制とは別に、大学院独自の運営機能を遂行する大学院研究科会議が置かれ、毎月1回開催し、各学部や各種常設委員会等との連携を図る体制としている(3-8)。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

1) 大学全体

本学は、前述の通り求める教員像および教員組織の編成方針を定めているが、これを具現化するため「第1期人事計画」に即した教員採用を行っている(3-5)。教員組織の編成の流れについては、まず、実習指導やゼミナール指導において必要な教員数を教務部長が中心となって検討し、「第1次計画」として策定する。「第1次計画」には、各学部、養成課程毎に必要な最低教員数、教員数(教授の数)及び学部配置数が記載される。次に学長、副学長及び事務局が「第1次計画」を精査し、必要に応じて各学部や専門科目担当教員に意見を求め「第1次計画」の修正を行う。以上の過程を経て、「最終計画案」が人事委員会に提出され承認を受ける。教員の退職等により欠員があり、必要な場合は新規採用によって教員を補充する。新規採用にあっては公募によって募集を行う。また、必要に応じて学部間における教員の異動等の措置が講じられている。

以上のように本学では「第1期人事計画」に即して必要な教員組織を配置している。この結果、大学設置基準上の必要専任教員数85名(大学全体:2016(平成28)年度)に対し、専任教員数は92名であり、同基準を満たしている。また、2016(平成25)年度的全学における専任教員1名あたりの学生数は、学部学生数1,428名に対し、同じく専任教員数が92名であり、専任教員1名あたりの学生数は、15.5名である。これは、前回の大学評価(2007(平成19)年度)時より0.7名の改善となっている。

授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備については、次の取り組みを行っている。まず、新規に専任教員を採用する場合は、採用審査において、書類審査(教育歴、研究業績等)の他、面接審査において模擬授業を要件とし、その適合性について判断している。また、在職中の専任教員に対しては、各学部において策定した「履修系統図」を用いて授業科目と教員編成の状況を整理し、適合性の確認を行っている(3-9)。その上で、2014(平成26年)年度より取り組を進めている「シラバスの第3者チェック」の制度を活用している。この制度は、毎年度、教務委員が全科目のシラバスを確認し、シラバスの内容と科目の目標が「履修系統図」に照らして齟齬が無いかを確認するものである。仮にシラバスの

記載内容と当該科目の目標が合致していないと判断された場合には、その旨の報告書が教務委員長を通して、学長に提出される。報告を受けた学長は、必要と判断した場合においては、当該教員に対して授業等の改善計画を提出させる。このような制度によって授業科目の担当教員が適合するように配慮している。

なお、非常勤教員の採用については、各学部長及び学科長が中心となり、当該専門分野に秀でた人材を非常勤教員の候補者としてリストアップし、教務部長に提出する。教務部長は、当該専門分野の妥当性等を判断するため当該専門分野の教員(学外の教員を含む)から意見を聴取し、適合性をまとめて、学長の判断を仰ぐこととしている。したがって、非常勤教員の場合、授業科目との適合性の問題は生じにくいものの、本学が求める教育方針への理解が必要となる。このため毎年度、各学部では、「非常勤(講師)懇談会」等を適時に開催して、その理解・周知を図っている。

以上のように本学においては、授業科目と担当教員の適合性を図っているが、本学の場合、基幹科目となる卒業必修科目は、専任教員(併設する中部学院大学短期大学部の専任教員を含む。以下本項について同じ。)が担当することを基本方針としている。各学科の卒業必修科目を専任教員が担当する割合については、一部の学科では教養系科目においてやや低い割合を示しているが、全学部の平均で 88.3%について本学の専任教員が卒業必修科目を担当している(3-10)。このような方針が授業科目の担当教員に関する適合性が担保される一助となっている。

2) 人間福祉学部

大学全体で述べているように「第1期人事計画」に即した教員採用が行われている。学長から意見が求められた場合には、学部として現状を踏まえた意見を伝えている。卒業必修科目については、専任教員(併設する中部学院大学短期大学部を含む)が担当することを基本方針としている。基礎教養系科目については、学部専任教員の担当は 59.1%であるが、他学科の専任教員を合わせると 81.8%となる。

また、専門教育系科目については、学部専任教員で 90.4%、他学科の専任教員を合わせると 95.2%となる。100%とならないのは定年により非常勤となった元本学科教員が引き続き担当する場合などが見られるためであり、編成方針に沿った教員組織となっている。

全学的に取り組まれている「履修系統図」の作成は、学生が学ぶプロセスを整理するとともに、学科全体のカリキュラムの中で、教員各自の担当科目がどのような位置付けになっているかを理解することへとつながっている(3-9)。2014(平成 26 年)年度から始まった「シラバスの第3者チェック」は、教育内容が編成方針に沿っているかについての確認という機能も有している。

学部教員の科目担当に関しては、年度ごとに教務委員会を中心に学部会議において検討している。特に複数教員が担当する科目については、科目担当の偏りが生じないように学部長・学科長を中心に調整を行っている。

また、毎年度当初には「講師懇談会」を開催し、他学部教員・非常勤講師に対して、本学部の教育方針や各科目の教育内容を提示・確認し、また担当教員からの質問に応じて回答している。これらの取り組みによって、科目担当としての適合性を判断している。

3) 教育学部

教員組織の整備については大学全体で述べたとおり、「第1期人事計画」に即した教員採用が行われている。教員組織の編成については、学部長が学長に要望を伝え編成することとしている。教育学部の場合、保育・幼稚園関連の教員が 29.4%、小学校教員養成関連の教員が 47.1%、社会福祉士養成関連の教員は 2 名で、その他領域が 11.8%となっている。

また、「履修系統図」を策定し、科目の位置づけを整理している(3-9)。

学部教員の科目担当の適合性に関しては、大学全体で述べたとおりであり、学科としては、年度ごとに教務委員を中心に学科会議において検討・確認している。特に複数教員が担当する科目については、科目担当の偏りが生じないよう学部長・学科長を中心に調整を行っている。

また、毎年度当初には「講師懇談会」を開催し、他学部教員・非常勤講師に対して、本学部の教育方針や各科目の教育内容を提示・確認し、また担当教員からの質問に応じて回答している。これらの取り組みによって、科目担当としての適合性を判断している。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

教員組織の整備については大学全体で述べたとおり、「第1期人事計画」に即した教員採用が行われている。理学療法学科の専任教員数は15名であり、大学設置基準第13条に定める必要専任教員数である14名を満たしている。年齢構成は、71～75歳が2名、66～70歳が3名、61～65歳が2名、56～60歳が2名、51～55歳が1名、46～50歳が3名、36～40歳が1名、31～35歳が1名となっている。教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障をきたすことのないように配慮した構成としている。

専任教員については博士号等の学位の保有状況をはじめ、大学等における教育実績や研究業績、実務経験などの実績を有した15名の専任教員(教授9名、准教授5名、助教1名)を適切に配置している。

学部教員の科目担当の適合性に関しては、大学全体で述べたとおりであるが、学科においても、年度ごとに教務委員を中心に学科会議において検討・確認している。特に複数教員が担当する科目については、科目担当の偏りが生じないよう学部長・学科長を中心に調整を行っている。

また、毎年度当初には「講師懇談会」を開催し、他学部教員・非常勤講師に対して、本学部の教育方針や各科目の教育内容を提示・確認し、また担当教員からの質問に応じて回答している。これらの取り組みによって、科目担当としての適合性を判断している。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

教員組織の整備については大学全体で述べたとおり、「第1期人事計画」に即した教員採用が行われている。看護学科の場合、開設から3年目と完成年度に至っていない段階にある事を考慮して、毎月1回程度の「学長との連絡会」を開催している。「学長との連絡会」は、学長、看護リハビリテーション学部長、看護学科長、事務局長及び教務部長による連絡会であり、月1回ペースで看護学科の現状、将来に向けた教員編成のあり方等について意見交換を行っている。さらに、その中で、授業科目と担当教員の適合性を判断することとしている。

なお、看護学科の教員編成は、5つの領域に分かれており、基礎看護6名、小児・母性4名、成人・老年8名、精神・在宅4名及び保健・公衆衛生4名となっており、各分野の教員が配置されている。

学部教員の科目担当の適合性に関しては、大学全体で述べたとおりであるが、学科においても、年度ごとに教務委員を中心に学科会議において検討・確認している。

6) 経営学部

教員組織の整備については大学全体で述べたとおり、「第1期人事計画」に即した教員採用が行われている。経営学部の専任教員数は12名であり、大学設置基準第13条に定める必要専任教員数である12名を満たしている。年齢構成は、71～75歳が1名、66～

70 歳が 1 名、61～65 歳が 2 名、56～60 歳が 2 名、51～55 歳が 2 名、46～50 歳が 2 名、36～40 歳が 1 名、31～35 歳が 1 名となっている。教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障をきたすことのないように配慮した構成としている。

専任教員については博士号等の学位の保有状況をはじめ、大学等における教育実績や研究業績、実務経験などの実績を有した 12 名の専任教員（教授 7 名、准教授 3 名、専任講師 2 名）を適切に配置している。

授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備については、大学全体で述べたとおりであるが、学科においても年度ごとに教務委員を中心に学科会議において検討・確認している。また、各年度当初には「講師懇談会」を開催し、他学部教員・非常勤講師に対して、本学部の教育方針や各科目の教育内容を提示・確認するとともに、担当教員からの質問に応じて回答している。

7) 通信教育部(人間福祉学部・人間福祉学科)

通信教育部の専任教員は、人間福祉学部教員が事実上、兼務するため求める教員像および教員組織の編成方針は、人間福祉学部の編成方針に連動する。なお、通信教育部は、その開設時から本学及び併設する短期大学部の本学全体で運営することを基本方針としているため通信教育部の教授会機能を担う通信教育部会議は、人間福祉学部以外に所属する教員も選任している 3-11)。このため教員組織の編成にあたっては、通信教育部長と人間福祉学部長が協議、調整の上、学長の承認を得て編成方針が定められる。なお、人間福祉学部長は、名称上「部長」と呼称しているが、中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教育管理職員等選任規程において「学科長」に位置づけている 3-12)。

授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備については、大学全体で述べたとおりとなる。なお、通信教育部の非常勤教員の採用については後述する。また、通信教育部の基幹科目は、担当教員の適合性を図るため専任教員が担当することを基本方針としている。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

教員組織の整備については大学全体で述べたとおり、「第 1 期人事計画」に即した教員採用が行われている。大学院の専任教員数は 10 名であり、大学設置基準第 13 条に定める必要専任教員数を満たしている。年齢構成は、71～75 歳が 1 名、66～70 歳が 3 名、61～65 歳が 1 名、56～60 歳が 1 名、51～55 歳が 1 名、46～50 歳が 3 名となっており、専任教員については博士号等の学位の保有状況をはじめ、大学等における教育実績や研究業績、実務経験などの実績を有した 10 名の専任教員（教授 7 名、准教授 3 名）を適切に配置している。

授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備については、大学院研究科会議において各教員の専門性（業績等）を確認して授業科目を配置している。また、修士論文ないし博士論文の指導にあたっては、学生の研究課題を考慮し、大学院研究科会議において適任の教員を副担当として配置している。

大学院担当教員の資格の明確化と適正配置に関しては、大学院研究科会議において、大学院教員の審査基準に従って担当教員の適任性について審査している。大学院に配置する教員は、人間福祉学部だけでなく教育学部、看護リハビリテーション学部にも所属する教授、准教授が兼務している。これは「人間福祉」が諸科学の連携と協働を含む学際的・総合的アプローチを目指しているゆえである 3-12)。また、大学院の担当教員は、教授が中心であるが、准教授についても大学院研究科会議の審査を経て選任することが認められている。当該選任の要件としては、業績審査および大学院研究科会議に出席する教員の過半数をも

って決している 3-8)。このように厳格な方式を用いることによって適合性が担保されると言える。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

1) 大学全体

教員の新規採用については、本学ホームページに募集要項等を掲載することにより行っている。なお、非常勤講師については、通信教育部を除き公募は行わず、当該学部長・学科長が候補者リストを作成する方法を採用している。ただし、こうした方法で人材を得られない場合は、公募を行うこともある。

採用・昇任の具体的な手続きとしては、まず、人事委員会で候補者を選出後、中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員業績資格審査規程(以下「審査規程」と表記)により、候補者毎に 4 名以内の委員で構成する教員業績資格審査委員会を置く 3-3)。委員は学内の専任教授の内から学長が委嘱する。教員業績資格審査委員会は「審査規程」が定める業績資格基準に従って審議する。採用候補者の審査は、教育研究業績、識見等を提出された教育研究業績書、面接、プレゼンテーションの実施などによって行い、この結果を学長に報告する。昇任候補者への審査は教育研究業績、識見等を提出された教育研究業績書で審議し、結果を学長に報告する。学長は報告された結果を人事委員会に諮り、承認した採用・昇任予定教員を学長から理事長に進達し理事長が任命する。理事長の決裁後、教授会に報告する。教員の採用、昇任基準は助教、講師、准教授、教授の職位毎に「審査規程」で規定している。

非常勤講師の雇用の手続きについては「非常勤職員雇用取扱内規」で規定しているが、選考基準については特に規定がない 3-14)。また、こうした専任教員の昇任、採用、非常勤講師選考基準以外に教授会、学科会議、各種委員会への出席を免除し、出校勤務日週 3 日、授業科目担当コマ週 4 コマとした特任教員を置いている。特任教員の選考基準は「審査規程」に準ずるものとし、任期は 5 年の範囲内で学長と学院長が協議して定め、再任も行うことができる。任命は理事長が行う。

以上の通り教員採用・昇任基準の手続きは、整備された規程に従って行われている。

2) 人間福祉学部

大学の規定に沿った、教員の募集・採用・昇格の手続きが行われている。非常勤講師についても、大学全体で述べたとおりであるが、専門職養成の科目においては、学部長・学科長が候補者リストを作成する際に、地域・現場で活躍する専門職を候補者とする事で、担当科目のみならず、実習先開拓等地域へのつながりを持つことができるよう配慮している。なお、必要に応じて学長から学部に対して、教員の採用や昇格等に関する意見が求められる場合があるため、学部長がその対応にあたっている。

3) 教育学部

教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続き等については、大学全体で述べたとおりである。本学は、学部単位において教員の募集や採用、さらに昇格等を取り扱っていないため、原則として大学共通の手続き・人事となっている。なお、必要に応じて学長から学部に対して、教員の採用や昇格等に関する意見が求められる場合があるため、学部長がその対応にあたっている。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続き等については、大学全体で述べたとおりである。本学は、学部単位において教員の募集や採用、さらに昇格等を取り扱っていないため、原則として大学共通の手続き・人事となっている。なお、必要に応じて学長から学部に対して、教員の採用や昇格等に関する意見が求められる場合があるため、学部長がその対応にあたっている。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続き等については、大学全体で述べたとおりである。本学は、学部単位において教員の募集や採用、さらに昇格等を取り扱っていないため、原則として大学共通の手続き・人事となっている。なお、必要に応じて学長から学部に対して、教員の採用や昇格等に関する意見が求められる場合があるため、学部長がその対応にあたっている。特に看護学科の教員編成は、5つの領域に分かれており、各領域に必要な教員の配置を学科内で位置づけているため領域ごとに教員募集・採用等を進めている。

6) 経営学部

教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続き等については、大学全体で述べたとおりである。本学は、学部単位において教員の募集や採用、さらに昇格等を取り扱っていないため、原則として大学共通の手続き・人事となっている。なお、必要に応じて学長から学部に対して、教員の採用や昇格等に関する意見が求められる場合があるため、学部長がその対応にあたっている。

7) 通信教育部(人間福祉学部・人間福祉学科)

通信教育部の専任教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続き等については、大学全体で述べた通りである。通信教育部の特色として、一つの科目において「提出課題 添削担当教員」、「スクーリング担当教員」など、学習内容ごとに複数の教員が担当するケースが多い。このため各科目には、「主担当教員」と「副担当教員」の役割を分けており、「主担当教員」は、原則として専任教員を置くこととしている。なお、通信教育部は人間福祉学部に属する課程であるが、通信教育部の設置時(2003(平成 15)年度)の基本方針として、「通信教育部の運営は、本学(併設する短期大学部を含む)の全体で担う」こととしている。このため通信教育部の「主担当教員」は、人間福祉学部の他、他学部や併設する短期大学部の教員が担当している。2015(平成 27 年)年度の場合、通信教育部の主担当教員の内、約 59.8%が本学(併設する短期大学部を含む)の教員となっている(3-15)。非常勤教員の募集は年間を通して行っており、本学ホームページ上の教員募集や研究者人材データベース等からの公募を行っている。

非常勤教員の採用は、応募教員から送付された個人調書及び教育業績書による書類審査を通信教育部長が行い、必要に応じて当該専門分野の教員や学長の意見を聴取する。書類審査において及第した応募者に対しては、必要に応じて面接試験や模擬授業(スクーリング担当のみ)を実施する。その後、通信教育部会議に諮り、採用の可否を決定する。なお、当該非常勤教員を副担当教員として採用する場合は、主担当教員の意見を事前に確認の上、通信教育部会議に諮ることとしている。なお、採用の基準等は、大学全体で述べた通りであるが、副担教員の内、添削担当については、当該専門分野の修士課程修了者であれば、比較的若手教員であっても採用する場合がある。また、毎年度契約の更新を行う際、兼任教員から教育業績書を提出することとし、採用条件の見直しなどについてはその都度行って

いる。

このように採用や昇格に関していくつかの段階を経ることにより適正を保つようにしている。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続き等については、大学全体で述べたとおりである。本学は、大学院単位において教員の募集や採用、さらに昇格等を取り扱っていないため、原則として大学共通の手続き・人事となっている。なお、必要に応じて学長から大学院研究科長に対して、教員の採用や昇格等に関する意見が求められる場合があるため、研究科長がその対応にあたっている。ただし、学長が研究科長を兼ねる場合は、学長自らが調整を行っている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

1) 大学全体

教員の教育活動等の評価については、1997(平成9)年度より「学生による授業評価」(以下「授業評価」と表記)を実施している(3-16)。「授業評価」は、全17の設問項目を設け、各科目の学期末(前期科目は前期末、後期科目及び通年科目は年度末)に調査を実施し、その設問設定は「授業評価ワーキングチーム」により適時に見直しを図っている。「授業評価」の評価結果は各教科担当教員にそれぞれフィードバックされ、各担当教員の評価結果に対するコメントが返される形になっている。また、結果をまとめた冊子は図書館にて学生への参考資料として常時公開している(3-17)。以上のように「授業評価」は、教員の教育活動等の評価に寄与しているが、従前は、やや教員の自主的な教育改善に留まるものであった点は否めない。このため2014(平成26)年度より設置したIR推進センターでは、「授業評価」の結果を分析、整理し、全学的な傾向や個別科目の留意点を顕在化させる取り組みを進めている。IR推進センターでまとめられた「授業評価」の傾向等は、その後、大学教育改革委員会に報告され、教育改革に向けた具体的な参考資料となっている(3-18)。また、2010(平成22)年に財団法人大学基準協会より大学評価(認証評価)を受けた際の指摘・指導を踏まえ、「授業評価」の結果について、図書館での公開に加えて、IR推進センターにより編纂された分析結果をホームページ上で公開している。また、「授業評価」の自由記述欄に質問や意見等を行った学生に対して、教学事務システムのポータル機能を通して、返信を行うことも検討している(2017(平成29)年度以降の実施を目指し計画)。

この他、研究活動の評価については、毎年発行される「中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要」を発刊している他、「教員業績管理システム」によって各教員の研究業績をデータベース化している(3-19)3-20)。また、一部の教員については、WEB上で研究業績を発表している。

さらに教員の教育、研究、学内及び地域における活動を顕在化することを目的として、2014(平成26)年度より「教育職員自己点検・調査」を実施した(3-21)。本調査の項目は3区分に(A表からC表)に区分されており、教員の活動を4つの観点(教育、研究、地域貢献及び学内貢献)に分け、年間の業務が各観点に対してどの程度を振り分けているかを記載する。次にB表は、担当コマ数や実習巡回数、ゼミ担当学生数の定量的な活動状況を整理する。最後に、C表は、建学の精神への理解や担当科目の教育改善への取り組み度合い等、定性的な活動状況を整理するものである。各教員は前年度一年間の活動実績を本調査票にまとめ所属する学部長に提出する。提出を受けた学部長は、調査票の所見を記載後、さらに学長に提出する。

このように現在の「教育職員自己点検・調査」は、教育研究活動等を教員自らが顕在化し、次年度以降の活動に向けて点検を行うこと目的が置かれているが、将来的には、その活動評価につなげていくことを目指している。

また、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性については、次の通りである。

まず、FD 組織については、従来は常設委員会として位置付けられていた FD 委員会を2012(平成 24)年度より中部学院大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程を制定し、その目的、役割等の明確化を図った 3-22)。また、2011(平成 23)年度より、従前の教育内容等検討委員会を経て、中部学院大学教育改革委員会規程を制定した 3-23)。あわせて、中部学院大学自己点検評価等規程を制定し、FD、教育改革及び自己点検の組織について改編を行った 3-24)。このような改編は、FD 等の各機能を統合し、有機的な連携を図ることで、より実質化を目指したものである。

組織改編後の FD 研修会については、全教員が参加する全学 FD 研修会を年回 1 テーマ以上、各学部単位で課題を整理して、取り組む「学部 FD」を年間 2 テーマ以上取り組むこととした 3-25)。また、FD 委員会の委員長も毎年度、各学部長が交代して担当する輪番制とした。これはバランス良く学部の意向が反映した FD テーマとなることを目指したものである。

また、2015(平成 27 年)年度には、教員相互の授業参観についても試行的に実施している。その結果は、参観者が口頭にて伝達または文章よってまとめ、所属学部長に提出している。学部長は、当該授業参観の意見を踏まえ、必要に応じて授業の改善の内容を伝えている。

2) 人間福祉学部

教員の教育活動等の評価については、大学全体で述べたとおりである。特に「授業評価」の集計結果は、人間福祉学部の教員に対しても返却されるため、教員は次期の授業計画に活かすこととしている。また、「教育職員自己点検・調査」は、教員が当該年度を振り返るうえで有効な方法となっており、その提出先は、学部長を通して学長となっている。この方法により学部長に対しても客観的に整理した教員各自の活動を報告する手段となっており、学部長と教員の信頼関係を密にする方法となっている。

また、FD の実施状況については、大学全体で実施しているものの他、学部独自で取り組む FD 活動がある。学部独自の FD 研修については、学部会議でテーマを検討して実施している。人間福祉学部は、社会福祉士等の相談援助について学ぶ学部のため、大学全体の FD に比べ、より学部身近な援助方法に関するテーマを採用するなど各学部としての工夫をしている 3-25)。

3) 教育学部

教員の教育活動等の評価については、大学全体で述べたとおりである。教育学部では、「授業評価」のあり方についても学科会議で意見を出し合っている。また、「教育職員自己点検・調査」は、教員が当該年度を振り返るうえで有効な方法となっているが、教育学部の場合、小学校教員系、保育・幼稚園系、社会福祉士系、さらに教養系と所属する教員の分野によって点検の視点が異なるので、相対的な比較では無く、毎年度の活動記録として位置付けている。なお、「教育職員自己点検・調査票」の提出先は、学部長であり、学部長は当該点検表に所見を記載した上で、学長に提出している。学部長からは当該所見を踏まえて、必要に応じて授業改善等の指導がある。

また、FD の実施状況については、大学全体で実施しているものの他、学部独自で取り組

む FD 活動がある。また、大学全体で述べたように「教員相互による授業参観」が試行的に行われている。学部独自の FD 研修については、学部会議で内容を検討している 3-25)。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

教員の教育活動等の評価については、大学全体で述べたとおりである。「授業評価」の集計結果は各教員個人に返却され各教員個人で対応している。また、「教育職員自己点検・調査」は、教員が当該年度を振り返る資料となっている。「教育職員自己点検・調査」の提出先は、学部長となっている。学部長は、当該調査票に基づき所見を記載し、学長に提出する。また、所見の内容や指導等がある場合は、学部長又は学科長から指導がある。

FD の実施状況については、大学全体で実施しているものの他、学科独自で取り組む FD 活動がある。学科独自の FD 研修については、必要な課題を整理し、年間 2 テーマを目標に実施している。その内容は、教育方法など具体的な FD もあり、教育現場で有効に働いている 3-25)。また、教員相互で、授業参観を試行的に行っている。その結果は、参観者が口頭にて伝達または文章にまとめ、学科長に提出している。必要に応じて当該教員に改善内容を伝え、教育研究活動の向上に努めている。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

教員の教育活動等の評価については、大学全体で述べたとおりである。看護学科は、開設から 3 年目と実績が少なく、「授業評価」についても、比較データが十分とは言えない側面があるが、過去 2 年分については集計結果が各教員個人へ返却されている。また、「教育職員自己点検・調査」は、当該年度の活動実績を振り替える上で有効な方法となっているが、看護学科の場合、実習先での実習指導に時間が架けられている点(負担度が高い点)をどのように調査票に記載するかが課題となっている。

また、FD の実施状況については、大学全体で実施しているものの他、学科独自で取り組む FD 活動を実施している。学科独自の FD 研修については、学科会議でテーマを検討している 3-25)。また、2015(平成 27)年度については試行的に「教員相互の授業参観」も行われている。

6) 経営学部

教員の教育活動等の評価については、大学全体で述べたとおりである。また「教育職員自己点検・調査票」は、学部長が所見を記載後に、学長に提出されている。

FD の実施状況については、大学全体で実施しているものの他、学部独自の FD 活動に取り組んでいる。学部独自の FD 研修については、学部長の発案によりアクティブラーニングの一環としてテーマを設定している 3-25)。また、「教員相互の授業参観」を 2015(平成 27)年度に実施している。

7) 通信教育部(人間福祉学部・人間福祉学科)

専任教員においては通学課程に準じ、年数回実施される FD 研修会等において教員の資質の向上を図っている。

通信教育部では、毎回のスクーリング科目について、「授業アンケート」実施している 3-26)。なお、スクーリングが設定されない科目(添削科目)については、毎年度実施する「在学生アンケート」の中で、当該科目の指導資料の評価や添削指導の状況等を調査対象としている 3-27)。「授業アンケート」や「在学生アンケート」の結果は、担当教員にフィードバックし、今後の授業に向けて改善資料となることを促している。

なお、前述したように、通信教育部の特徴として、主担当教員の他に副担当教員(添削担

当・スクーリング担当)が科目に置かれ、一つの科目を複数の教員で担うことが挙げられる。その際、授業内容や成績評価基準に齟齬が生じることがないように、年度当初に当該科目の責任者となる主担当教員と副担当教員が集い、授業内容や評価基準の共通理解を図る機会を設け、これをFDとして位置づけている。特に担当する教員数が多い「社会福祉援助技術演習」等の実習関連の演習科目については、定期的に担当教員を招集し、授業内容の報告や検証、次年度の授業内容についての協議、事例研究等を行っている(3-28)。このように授業内容や指導法についての確認を行うとともに、それぞれの教員の資質の向上を図っている。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

教員の教員研究活動等の評価については、大学全体で述べたとおりである。毎年度、実施する「教育職員自己点検・調査」については、教員が所属する学部長の所見を得た上で学長に報告されているが、大学院教員は学部との兼任のため、提出は研究科長ではなく、学部長に提出している。また、毎年度末に発行している「中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要」の末尾に、各教員の年間業績を明示することを通して、学内外の目に触れさせると同時に教員に対する刺激としている(3-19)。また、同様に、FD活動は中部学院大学の4学部合同で行うものに包含されている。

2. 点検・評価

<基準3の充足状況>

本学では、大学として求める教員像や教員組織の編成方針を定め、それに基づく教員組織を整備するとともに、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し教育研究に係る責任の所在が明確になるよう教員組織を編成している。また、教員の募集・採用・昇格を適切に行い、教員の資質向上を図るための取り組みも行っていることから、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

学部・学科単位において教員採用や人事を行わず大学全体組織である「大学人事委員会」において教員の編成方針を策定することによって学長のリーダーシップが発揮しやすく、経営部門(法人)における財務計画との連動も図っている。

教員の人事計画は、新たに「第1期人事計画」を策定することにより中・長期のスパンにおける将来構想・計画を立てることができる。また、「第1期人事計画」では、大学設置基準等の各種法令を遵守するとともに、当然のことながら本学の教育理念・目標に即した実践力のある人材養成を行うために必要な実習指導やゼミナール指導に焦点を当てた教員編成を行っており、理念・目的との整合性を有している。また、これまでやや経験則的な教員編成計画であったが、「履修系統図」や「教育職員自己点検・調査」の実施によって、授業科目の位置付けの明確化や教員の活動の顕在化に果たす役割が期待できる。なお、FDのあり方については、「FD委員会」、「教育改革委員会」及び「自己点検・評価委員会」の3委員会の合同運営とすることで、効率・効果の両面で有効に機能している。

2) 人間福祉学部

学部におけるFD活動は、その時の教育上の課題をテーマとしており教員の関心も高い

事柄が取り上げられている。その内容も講演・報告だけでなく、グループディスカッションを行うことで教員相互の理解と問題の共有を可能としている。

3) 教育学部

FD の実施状況については、大学全体で実施しているものの他、学部独自で取り組む FD 活動がある。学部独自の FD 研修については、学部会議でテーマを検討して実施している。大学全体の FD に比べ、より学部に身近なテーマを採用している。FD 研修のそのものの有効性もあるが、FD テーマを議論すること自体に一定の意義を持たせている。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

各研修を通して、各自の講義や学生指導において自己修正が行われている。また、授業参観後には、相互に感想を伝え、各自の改善点が明確になっている。

6) 経営学部

FD 研修のあり方については、学部の理念や現状の課題を踏まえて、学部独自でテーマを設定することができている。また、FD 委員会組織の位置付けが明確になったことで学部 FD のスケジュールも立てやすくなっている。

7) 通信教育部(人間福祉学部・人間福祉学科)

「授業アンケート」の結果は、教員にフィードバックしている。通信教育部の学生は意欲が高く、時にアンケート結果は、厳しい意見もあるが、それ故、教員には貴重な情報となっており、授業改善等に向けた教員の意欲向上に繋がっている。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

「教育職員自己点検・調査票」を通して、教員自らの活動内容と職務遂行の状況を客観視し、次年度における改善点を各自が明確にすることができている。

②改善すべき事項

1) 大学全体

教員の年齢構成のバランスについては、依然として高い状況となっている。「第 1 期人事計画」では、若手教員の採用等を目標に掲げており、その実行が必要となる。

また、前述したとおり、教員の採用・方針等は、「大学人事委員会」が策定しているが、各学部長や学科長の人事における立場について規程等の整備が明確とは言えない。現方式は、学長のリーダーシップを発揮する上でも有益な方法であるが、学部長や学科長の責任と権限の明確化が必要と思われる。

2) 人間福祉学部

大学全体で取り組まれている授業評価の結果について、各教員の判断に任されているところであるが、教員ごとの授業での取り組みについて共有し、授業改善につなげていくことが必要である。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

講義の内容や進行度合いが、学生の能力に適合していない授業も見受けられることから、教員相互での授業参観や学科会議での情報交換の頻度を上げる必要がある。

6) 経営学部

それぞれの授業の特性等を勘案しながら、学部独自の FD 活動での議論を具体化することについては、各教員の裁量によるところが大きく、統一的な評価手法の確立には至っていない。

7) 通信教育部(人間福祉学部・人間福祉学科)

自宅学習科目(スクーリング設定の無い科目)については、年間 1 回の「全学生アンケート」を授業評価として活用しているが、スクーリング科目に比べ、評価する学生自身にも戸惑いがあるようである。自宅学習科目は、教員の直接の指導は、添削と試験の採点に限定されるためスクーリングのような学生意見がでにくい状況にある。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

この 7 年間で複数の専任教員が交代する過程において、社会福祉学を主軸とする専任教員が減少し、社会福祉学の関連領域の教員が増加していることを反映して、社会福祉学の専門性を深めることを求めてくる若い学生が減少している。そのため、今後は、人間福祉学部の専任教員を大学院の指導教員として兼任するようにして、人間福祉学部の学生がより大学院へ進学するよう積極的に推奨・広報していく。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

「履修系統図」や「シラバスの第 3 者チェック」の制度を導入によって、教育課程のあり方や実施状況を確認できるようになった。2016(平成 28)年 9 月現在、他大学との相互連携協定に向けて相手校と協議を行っている。同大学との連携が可能となれば、このような相互評価の実施を取り入れる。

また、FD については、新たな組織体制により安定した研修となっているが、さらに教員が主体的に FD に取り組めるように顕彰制度の導入等を検討する。

2) 人間福祉学部

学部における FD 活動は、さらに継続することが考えられる。これまでのテーマは、在学中の学生に関する事柄が中心であったが、今後は、高大接続、就職支援、卒業後教育など入学前、卒業後も見据えたテーマを取り上げることが考えられる。

また、学部教員が全員参加する学部会議に加えて、学部内で教員チームを設けて役割分担して行っている。さらに、学年主任、学年コーディネーターを全学年に配置して、学年行事の実施やゼミ間の調整、学生個々の把握とサポートにあたっており教員一人ひとりの学生支援の能力を向上することが必要である。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

FD 研修を通して、各教員が自分の教授法を振り返る機会を得ることができ、講義内容に、工夫が見られるようになった。今後は、教員の意欲を増進する仕組み作りについて大学全体の中で提案していく。

7) 通信教育部 (人間福祉学部 人間福祉学科)

通信教育部では、添削やスクーリングなどを担当する教員数が多い「社会福祉援助技術演習」等の実習関連科目について、定期的に担当教員を招集し、授業内容の報告や検証、事例究等を行っており、それをFD活動の一部として位置づけている。これらの研修を通して通信教育部独自の教育方法について検討しているが、その成果として 2015(平成 27)年4月に『社会福祉実習』((株)みらい)を、さらに 2016(平成 28)年12月に『社会福祉相談援助演習』((株)みらい)を教科書として発刊した(3-29)。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

「教育職員自己点検・調査票」を通して、教員自らの活動内容と職務遂行の状況を確認するとともに、将来の教育・研究をより一層充実させる。

②改善すべき事項

1) 大学全体

教員の年齢構成バランスについては、「第1期人事計画」に即して改善を目指していく。また、学部長の権限の明確化、裁量権の拡大については、学部長裁量の明確化を進める。さらに、人事委員会における学部長が果たす役割も定義していく。

2) 人間福祉学部

授業評価については、一定の効果はあるが、履修中の学生にも改善効果を還元するためにも中間評価の実施を検討する。授業の進め方や配布資料の工夫などは、授業終業後のアンケートではアンケートに回答した学生については改善をすることができないため授業途中で授業方法に関する項目のみアンケートを実施する等が考えられる。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

国家試験を受け資格取得する学科であることから、実施すべき講義内容が多く、一定期間内に学生の習熟度を高めることが困難な場合も多い。そのため、小人数教育の科目を増加させ、学生の習熟度を上げ、途中脱落する学生を減らしていくことなどを検討する。

7) 通信教育部 (人間福祉学部・人間福祉学科)

自宅学習科目(スクーリング設定の無い科目)については、Eラーニング方式による充実を図るなどICTを活用について検討する。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

人間福祉学研究科は、将来、新しい分野の研究の必要性が高くなることが予想されるため、社会福祉学の基軸となる専任教員の補強に努めていく。また、今後は、学部と一体化を図り、学部から大学院へ入学する若い学生を確保し、修士論文及び博士論文の指導が可能な教員組織を充実させていく。

4. 根拠資料

- 3-1) 中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員人事規程
- 3-2) 中部学院大学職員就業規則
- 3-3) 中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員業績資格審査規程
- 3-4) 2015年度 「第1期中期計画—Action Plan—」

既出 1-3)

- 3-5) 第1期人事計画(2015-2019)【表紙】
- 3-6) 中部学院大学学科会議規程
- 3-7) 中部学院大学専任教員の年齢構成及び男女比 2015年度
- 3-8) 中部学院大学大学院研究科会議運営規程
- 3-9) 2016年度履修系統図(全学部) 既出 1-39)
- 3-10) 中部学院大学の科目担当者の内訳
- 3-11) 中部学院大学通信教育部会議運営規程
- 3-12) 中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教育管理職員等選任規程
- 3-13) 2016年度 中部学院大学大学院人間福祉学研究科案内パンフレット 既出 1-14)
- 3-14) 非常勤職員雇用取扱内規
- 3-15) 通信教育部の科目担当者の役割
- 3-16) 学生による授業評価 書式等
- 3-17) 学生による授業評価 結果 教員用
- 3-18) 学生による授業評価 結果 IR委員会まとめ
- 3-19) 中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要
- 3-20) 中部学院大学・中部学院大学短期大学部 教員情報 URL
<http://gyoseki.chubu-gu.ac.jp/cguhpk/ KgApp>
- 3-21) 教育職員自己点検・調査表 書式
- 3-22) 中部学院大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
- 3-23) 中部学院大学教育改革委員会規程
- 3-24) 中部学院大学自己点検・評価等規程
- 3-25) 2011-2015 FD活動の一覧
- 3-26) 通信教育部「授業アンケート」
- 3-27) 通信教育部「在学生アンケート」
- 3-28) 通信教育部「演習・実習連絡会」次第
- 3-29) 通信教育部「社会福祉実習」「社会福祉援助技術演習」(表紙)

第4章 教育内容・方法等

I 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

1) 大学全体

学則第1条第1項において「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教を教育の基盤として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術・技能を教授研究し、もって真理と正義を愛し、世界平和と人類の福祉に貢献する有為な人材を養成することを目的とする。」と定めている(4-1-1)。また、本学が設置する通学課程の4学部5学科と通信教育課程の通信教育部、さらには大学院において、学則、通信教育部規程、大学院学則によって、教育研究上の目的をそれぞれ掲げている。

本学では、第1章でも述べたとおり、これらの教育研究上の目的を達成するためミッションステートメントとして「生きる、を学ぶ」を定め、学内外に公表している。

また、大学全体の学位授与の方針は、学則第 22 条で「本学に 4 年以上在学し、第 12 条に定める所定の単位を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。」と定めている他、学則第 23 条で「本学を卒業した者には、別に定める学位規則に基づき学位を授与する。」と規定している 4-1-1)。また、学士課程通学課程における修得すべき学習成果は学則第 12 条において大学が規定する各科目群ごとに修得すべき単位数及び卒業に必要な修得すべき単位数を定めている。なお、通信教育部と大学院については、後述する。

2) 人間福祉学部

人間福祉学部の教育研究上の目的は、学則第 3 条において「社会福祉における諸問題に対応できる理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を基盤に福祉社会に貢献し得る・人材を養成すること」を定め、ホームページに記載している 4-1-1)。

上記の教育目標に整合する形で、学位授与方針としてディプロマ・ポリシーを示し、修得すべき学習成果も明示している 4-1-2)。

3) 教育学部

教育学部の教育研究上の目的は、学則第 3 条において「教育学及び保育学を基礎に幼児及び児童における今日的諸問題に対応できる理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を基盤に教育、保育界に貢献し得る人材を養成することを目的とする」としている 4-1-1)。上記の教育目標に整合する形で、学位授与方針としてディプロマ・ポリシーを示し、修得すべき学習成果も明示している 4-1-2)。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

理学療法学科の教育研究上の目的は、学則第 3 条において「理学療法における諸問題に対応できる理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識、技術を習得した医療技術者の養成をすることを目的とする。」と定め、ホームページに記載している 4-1-1)。

上記の教育目標に整合する形で、学位授与方針としてディプロマ・ポリシーを示し、修得すべき学習成果も明示している 4-1-2)。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

看護学科の教育研究上の目的は、学則第 3 条において「保健・医療・福祉の総合的な視野を持ち、チーム医療の一員として、すべての人々の健康の保持・増進並びに生活の質を考慮した看護が行える能力と諸問題を解決する知識、技術を習得することを目的とする」と定め、ホームページに記載している 4-1-1)。

上記の教育目標に整合する形で、学位授与方針としてディプロマ・ポリシーを示し、修得すべき学習成果も明示している 4-1-2)。

6) 経営学部

経営学部の教育研究上の目的は、学則第 3 条において「経営学、商学、会計学・ファイナンス等の理論と実際について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を基盤に地域社会に貢献し得る人材を養成することを目的とする。」と定め、ホームページに記載している 4-1-1)。また、経営学部では、学位授与方針としてディプロマ・ポリシーを示し、修得すべき学習成果を明示している 4-1-2)。

7) 通信教育部(人間福祉学部・人間福祉学科)

通信教育部の教育研究上の目的は、通信教育部規程第3条において「社会福祉における諸問題に対応できる理論と技術について教授、研究し、幅広い教養、深い専門的知識を基盤に福祉社会に貢献し得る人材養成及び生涯学習機会を提供することを目的とする。」と定め、ホームページに記載している(4-1-3)。

また、通信教育部の学位授与の方針は、通信教育部規程第21条で「本学に4年以上在学し、所定の単位を修得した者には、通信教育部会議の議を経て、学長が卒業を認定する。」と定めている他、同第22条で「本通信教育部を卒業した者には、別に定める学位規則に基づき学位を授与する。」と規定している。

また、学位授与方針としてディプロマ・ポリシーを定め、修得すべき学習成果を明示している(4-1-2)。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

本学大学院は、1研究科1専攻(人間福祉学研究科人間福祉学専攻修士課程、人間福祉学専攻博士課程(後期))の組織となっている。その教育研究上の目的は、大学院学則第1条において「大学院は、教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教を教育の基盤として学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。」と定めている(4-1-4)。

また、同第18条において「修士課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、別表2で定める修了に必要な最低修得単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、課程の目的に応じ、修士学位申請論文又は特定の課題についての研究の成果を提出しその審査及び最終試験に合格することとする。」と規定している。さらに、博士課程(後期)は同第18条の2で修了要件を「博士課程の修了の要件は、本大学院に3年以上在学し、別表2で定める修了に必要な最低修得単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士学位申請論文を提出しその審査及び最終試験に合格することとする。」とし、修了の認定は同第19条で「課程修了の認定は、研究科会議の議を経て、学長が行う。」と規定している。

学位授与の方針については、同第20条で「本大学院の課程を修了した者は、本学学位規則に基づき次の学位を授与する。」と規定している。

さらに、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ上で公開し明示している。(4-1-2)

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

1) 大学全体

先に述べたとおり学則で学士課程の目的を「キリスト教を教育の基盤として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術・技能を教授研究する。」としており、通学課程における教育課程の編成・実施の方針は、その教育目標の下、各学部・学科で定めている。教育目標・教育課程編成・実施方針に基づく教育課程は学則第10条「教育課程」、第11条「授業科目及び単位」で教育課程の編成・実施の体系を示している(4-1-1)。

各学科の科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示は「履修要項(通学課程)」に明示されている(4-1-5)。さらに授業科目の授業内容、成績評価基準などを記載した「シラバス」をホームページ上で公開し、学生が閲覧できる仕組みとしている。

2) 人間福祉学部

人間福祉学部ではカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページでも公開している(4-1-2)。カリキュラムについては、入学年度に配布する『履修要項』において、入学年度ごとに「開講科目一覧」を示し、配当年次及び卒業必修科目か否かだけでなく、取得希望資格におけ

る必修・選択も示している。この表により、学生一人ひとりが将来の目標に向けて、どの科目を何年次に履修する必要があるかを知ることができる(4-1-5-1)。

また、資格取得に関する科目履修に関しては、『人間福祉学部履修要項』において示しており、取得希望資格の視点から教育課程を知ることができる。さらに、年度当初のオリエンテーションにおいて、学年ごとに履修登録上の注意を就職ガイダンスや資格取得ガイダンスとともに行うことで、履修すべき科目が明確になるように配慮している。

3) 教育学部

教育学部の教育課程の編成・実施方針については、ディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシー及び実際のカリキュラムを『教育学部履修要項』と本学ホームページで示している(4-1-5-2)。また、教育学部のカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページ等においても公開している(4-1-2)。

カリキュラムについては、科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示を行い、年度開始時期における全体オリエンテーションや適宜行う個別指導において周知を図っている。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

理学療法学科の教育課程の編成・実施方針については、ディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシー及び実際のカリキュラムを『看護リハビリテーション学部履修要項』と本学ホームページで示している(4-1-2)(4-1-5-3)。なお、同履修要項には、学科の科目区分、必修・選択の別、単位数等についても明示されている。さらに授業科目の授業内容、成績評価基準などはシラバスに記載し、web上で公開している。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

看護学科では、保健・医療・福祉の総合的な視野を持ち、チーム医療の一員として、すべての人々の健康の保持・増進並びに生活の質を考慮した看護が行える能力と諸問題を解決する知識、技術を習得することを目的として、カリキュラム・ポリシーを示している(4-1-2)。また、学科の科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示は、『看護リハビリテーション学部履修要項』に明示されている(4-1-5-3)。さらに授業科目の授業内容、成績評価基準などのシラバスはweb上でシラバスを公開している。

6) 経営学部

経営学部経営学科の教育課程、授業科目及び単位数は、学則で定められている。また、その教育課程の編成・実施方針は、カリキュラム・ポリシーを定めている(4-1-2)。カリキュラム・ポリシーに基づき、基礎教養系科目と専門教育系科目を設置している。なお、教育目標、学科の科目区分、必修・選択の別、単位数等は『経営学部履修要項』に明示されている(4-1-5-4)。さらに授業科目の授業内容、成績評価基準などのシラバスはweb上で公開している。

7) 通信教育部(人間福祉学部・人間福祉学科)

通信教育部の教育課程は、人間福祉学科(通学課程)の基本理念を踏襲しているため、開講科目は、通学課程と同じく、「人間理解基礎科目」「自己実現・自己表現関連科目」「専門基礎科学科目」「専門基幹科目」「専門科目」「実践・統合科目」の6つの科目群に区分し体系化している。通信教育部における全体の教育課程の編成・実施の方針はカリキュラム・ポリシーとして定め、ホームページ等において公開している(4-1-2)。また、教育課程編成・実施方針に基づき、通信教育部規程第7条「教育課程」、第8条「授業科目及び単位」で

教育課程の編成・実施の体系を示している 4-1-3)。

また、通信教育部の科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示は、『学習のしおり』に明示されている 4-1-6) 4-1-7)。さらに授業科目の授業内容、成績評価基準は、シラバスに代わる『学習ガイドブック』で公開している 4-1-8)。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

大学院においては、大学院学則において「キリスト教を教育の基盤として学術の理論及び応用を教授研究する。」と教育目標を定めている 4-1-4)。さらに、学位授与方針の箇所ですべて通り、1 研究科 1 専攻であることから、教育編成・実施の方針を大学院全体のものとしてカリキュラム・ポリシーを定めている 4-1-2)。

教育課程編成・実施方針に基づく、教育課程は大学院学則第 10 条「授業及び学位論文」、第 10 条の 2 「授業及び研究指導」、第 11 条「授業科目及び単位」で教育課程の編成・実施の体系を示している。また、研究科の科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示は、『大学院履修要項』に明示されている 4-1-9)。さらに授業科目の授業内容、成績評価基準などのシラバスはホームページ上で大学院生に公開している。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

1) 大学全体

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の周知については、学生便覧である『キャンパスライフ』、各学部学科の『履修要項』を学生に配布(WEB 閲覧方式)し、周知している 4-1-10)。また、毎年度の年度初めのオリエンテーション期間中に学部学科の全学生への説明、個別指導で周知している。この他、大学ホームページでも周知している。

また、専任教職員に対しても『キャンパスライフ』や『履修要項』を配布(WEB 閲覧方式)し、その内容を周知している。

さらに、社会への公表については、大学ホームページの「教育情報の公開」として公表している 4-1-11)。

2) 人間福祉学部

人間福祉学部の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、大学全体で述べた方法で周知・公表している。特に『履修要項』に関しては、過去 4 年分を掲載し、入学年度ごとの差異を明示している。非常勤教員に対しては、年度初めに講師懇談会を開催し説明するとともに、教員控室に資料を常備し確認できるようにしている。

また、教職員への周知、社会への公表については、大学全体で述べたとおりである。

3) 教育学部

教育学部の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、大学全体で述べた方法で周知・公表している。また、教職員への周知、社会への公表についても、大学全体で述べたとおりである。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

理学療法学科の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、大学全体で述べた方法で周知・公表している。また、教職員への周知、社会への公表についても、大学全体で述べたとおりである。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

看護学科の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、大学全体で述べた方法で周知・公表している。また、教職員への周知、社会への公表についても、大学全体で述べたとおりである。

6) 経営学部

経営学部の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、大学全体で述べた方法で周知・公表している。また、教職員への周知、社会への公表についても、大学全体で述べたとおりである。

7) 通信教育部(人間福祉学部・人間福祉学科)

通信教育部の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成等については、『学習のしおり』として毎年度、発行し、学生、科目担当教員に配布する他、専任教員に対しては、毎年度末に実施する「科目担当者連絡会」の機会を通して周知している(4-1-7) 4-1-12)。

また、非常勤教員については、社会福祉実習及び精神保健福祉実習の実習指導を担当している教員を対象に実施する「社会福祉実習指導教員連絡会」、「精神保健福祉実習指導教員連絡会」などの機会を設けて周知している(4-1-13)。

なお、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー等については、大学のホームページ上に掲示して社会に明示・公表している(4-1-2)。

さらに、学生に対しては、毎年度、「総合オリエンテーション」と呼称する学習相談会を開催しており、当該機会を通して周知している。この他、大学ホームページでも周知している(4-1-14)。

社会への公表は、大学全体で述べたとおりである。大学ホームページにより「教育情報の公開」として公表し、確認することができる(4-1-11)。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の周知は、『大学院履修要項』を学生に配布し、周知している(4-1-9)。また、年度初めのオリエンテーションで全学生に周知している。この他、大学ホームページでも周知している。

社会へは、大学ホームページにより「教育情報の公開」として公表し、閲覧することができる(4-1-11)。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

1) 大学全体

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性に関する定期的な検証については、学長・副学長会議、大学教育改革委員会、さらに各学科会議で、年度を通して検証を行っている。

具体的には、2013(平成25)年度より、学生の学習理解度や達成度を把握するためプレースメントテストを実施している。当該テストの実施にあたっては外部業者を活用して基本的な学習達成度の理解度を客観化できるようにしている。また、2014(平成26)年度に設置したIRセンター推進委員会(委員長は学長)が策定した「学生生活実態調査」を2015(平成27)年度より実施している(4-1-15)。本調査は、学生の学習時間や学生生活の様子などを把握することを目指している。

また、2014(平成26)年度に、卒業生調査を全学的に行った。これは本学の卒業生の実態(本学の教育課程が現在の仕事に役立っているか等)について調査したものである。キャリア

ア支援センターでは、毎年度、「卒業生満足度調査」を卒業生と卒業生の就職先を抽出して行っているが、「卒業生調査」との違いは、学科単位で全学的な取組として実施している点にある。

さらに、各学科の国家試験の合格状況(該当学科のみ)や単位修得の状況、GPAの状況等を踏まえ、本学の教育課程の編成やその実施の方法の適切性について検討を行うこととしている。また、2014(平成26)年度から「履修系統図」を各学科で策定した(4-1-16)。「履修系統図」は、各学科の科目の位置付けを明確にし、教職員及び学生の共通理解を図ることを目指している。また、毎年度、学生に対して実施している「授業に関する調査」(授業評価)の結果をIR委員会でもとめ検証する試みを進めている他、退学者の状況分析を行い、退学と教育課程における因果関係を整理している。

以上の取組は、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行うための基礎的な検証情報となると考えている。このような取組は、学長・副学長会議及び教育改革委員会において基本方針を策定し、各関係委員会に指示が行われる形式を取っている。

2) 人間福祉学部

人間福祉学部の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、毎月2回開催する学部会議(学科会議)において検証し、改善を進めている。この結果、取得資格、開講科目の見直しにつながっている(4-1-17)。

3) 教育学部

教育学部の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、新年度科目担当者を検討する時期や年度末の学部会議(学科会議)において議題としてあげ、検証・改善の機会を図っている。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

理学療法学科の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、毎月の学科会議や新年度科目担当者及びシラバス検討の際に議題としてあげ、検証・改善の機会としている。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

看護学科は2014(平成26)年度開設のため、まだ卒業生を輩出していない。しかし、2年次より3年次への進級に関しては、進級認定を行う教授会に先立ち、学科会議において進級基準を充足しているかどうかの確認が行われる。それにより看護学科の全教員が教育課程の編成・実施方針の適切性について探究することが可能となっている。

6) 経営学部

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、毎月の学科会議や履修要項の作成時に検証・改善を行っている。また、コース別の科目系統図を作成し、教育課程の編成の把握に努めている。

7) 通信教育部(人間福祉学部・人間福祉学科)

通信教育部の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針等については、毎月実施する通信教育部会議において協議を行うこととしている。

通信教育課程では4年に1回程度の割合で定期的カリキュラムの見直しを行っている。通信教育部会議にはテーマごとに小部会を設定しており、教育課程の内容の見直しな

どについては事前に小部会の「将来検討部会」において協議しその内容を通信教育部会議に提案することとしている。最近では、2012(平成 24)年度～2013(平成 25)年度にかけて「将来検討部会」を数回開催し、社会的ニーズや学生の状況などを鑑み、各科目群における科目の配置、卒業要件単位数及び卒業必修科目の見直し、新たな実践・統合科目「総合研究」の設定などについて協議し、協議内容を通信教育部会議に提案し、新カリキュラム(2014カリキュラム)の開設にいたった 4-1-18)

8) 大学院(人間福祉学研究科)

学位授与方針については、論文博士と課程博士に明確に区分しつつ、提出要件と手続きについて 2010(平成 22)年度から検討してきた。この内容については 2011(平成 23)年度以降も継続して審議を行っており、現在の学位授与方針につなげている。この中で、論文博士を廃止し課程博士のみにすること、課程博士を取得しようとしている学生にとっては、「予備審査」という場を設定することを決定した。予備審査とは、審査委員会を選定して提出予定の論文の吟味を行い、問題点や不足点を指摘しつつ、修正等を加えれば概ね課程博士請求論文として認められると判断した場合に、本審査への提出可(課程博士請求論文として提出可)とするものである。

博士論文提出までの流れや受理の方針については、大学基準協会の助言(二-1-(3)-2))に従って 2014(平成 26)年に報告した通り、「課程博士学位申請論文の提出要件と手続きに関して」という文書を別途作成して案内している。その中には、課程博士の申請資格、要件、審査基準、審査手続き、要する申請書類およびおおよその時間的流れを図式化したものが記載されている 4-1-19)。これらの手続き等については研究科会議において確認して進めている。

2. 点検・評価

<基準 4-1 の充足状況>

第 1 章で記述したとおり教育理念・目的にしたがい教育目標を掲げ、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針について明示していることから基準 4-1 を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

平成 23(2011)年度より、学士課程通学課程の各学部学科は教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針を明文化した。こうした方針については学生に対して大学ホームページから確認するよう指導するとともに、年度初めのオリエンテーションで趣旨説明を行っている。学生は指導・説明を受けたことにより、自覚と計画性を持って学習が進められるようになってきている。

2) 人間福祉学部

人間福祉学部においては、カリキュラム改革を継続して行っており、学生・社会のニーズに適合するよう努めてきている。学則に掲げた教育上の目的として「社会福祉における諸問題に対応できる理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を基盤に福祉社会に貢献し得る人材を養成すること」とあり、社会福祉士養成のカリキュラムを柱として、社会福祉の理論と技術について学びつつ、幅広い教養を学ぶカリキュラムとなっている。

3) 教育学部

「学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示」について、教育学部子ども教育学科の教育目標は、学則第3条「教育研究上の目的」の規定として「教育学及び保育学を基礎に幼児及び児童における今日的諸問題に対応できる理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を基盤に教育、保育界に貢献し得る人材を養成することを目的とする」と明示されている。その目標のもと、学則に基づき、所定の128単位修得によって学士（教育学）が授与される。

「教育目標と学位授与方針との整合性」について、教育学部子ども教育学科では、上記の通り、教育目標のもとに学修した成果としてのディプロマ・ポリシーを3項目掲げ、このディプロマ・ポリシーを具現化した学位授与方針を履修要項に示している。ディプロマ・ポリシーの1・2に関しては「基礎教養系」、3に関しては「専門教育系」の科目として位置づけられている。基礎と専門のそれぞれの内容をバランス良く履修できるように教育課程を構築しており、科目履修によって学修を積み上げていきやすくなっている。

修得すべき学習成果については、学生自身が随時WEB上で確認できるシステムをとっており、これは社会的にも明示・公表されている。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

理学療法学科の教育目標及び3つのポリシー作成においては、学科内で検討を重ねてきており、学生及び保護者の理解しやすいものとなっている。

また、教育内容は、大学教育としてより高度な内容を目指して、学生の実態に即した内容や科目の配当年次など、細かな改善がなされてきた。それらの内容が、ホームページで閲覧可能になっており、学生や保護者の大学教育内容や方法についての理解度が上がってきている。学生に対しては、各学年毎に年度当初のオリエンテーションにおいて学習目標等の指導を行っている。また、進級学年においては、個人面談を通して指導することによって、自覚と計画性を持って勉学が進められるようにしている。

6) 経営学部

4 コースそれぞれの履修系統図を学生に示すことで、学生がコースの推奨科目を把握できるようになった。教育課程編成のねらい(方針)が履修要綱に掲載されているため、オリエンテーションでは教員が事務職員とともに個別指導を行い、履修登録が適切に行われている。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

予備審査を設定することで、博士論文提出予定者は指導教員を含め審査委員からより客観的な指摘を受けることができるようになった。すなわち論文などの不備や問題等を確認することができ、よりよい博士論文につながっている(4-1-19)。また審査基準を明記したものを配布したことで、大学院生たちの論文に対する方向性が明確になった。

②改善すべき事項

1) 大学全体

学内外の公表については大学ホームページ「教育情報の公開」としての公表および各種学内作成の冊子等の紙媒体において一定の開示性が達成されている。しかし、各学部学科の『履修要項』に学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針が掲載されていないことから、掲載する必要がある。

2) 人間福祉学部

入学年度に履修要項を配布し、カリキュラムの説明を行っているが、2年次以降は、当該年度における履修について説明するにとどまっている。4年間の学びを常に意識するような支援を学生に行う必要があるといえる。また、人間福祉学部の標榜する”Human Well-Being”をどのように教育をするか、その方法を探求する必要があるといえる。

3) 教育学部

入学年度には『履修要項』を配布(WEB閲覧)し、オリエンテーション等において教育課程等の説明を行っている。しかし、2年次以降については、オリエンテーションの時間的な制約もあり、系統的な説明に十分に時間が割かれていないことから、学生自身が4年間の学びを常に意識できるような支援を行う必要がある。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

大学ホームページや『履修要項』において、本学科の教育内容が詳しく記載されている。加えて、保護者の理解を深めるために、保護者懇談会において詳細な説明を行っている。また、欠席の保護者には、懇談会資料を郵送している。ただし、欠席者については資料配付に留まっているので、十分な理解が得られているか検証が必要と考えている。また、2016(平成28)年度から新カリキュラムを編成し、学生の知識の積み上げを念頭に、配置年次の修正を行った。今後は、新カリキュラムの教育効果等を十分に検証し、必要に応じて見直しを行う必要がある。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の周知・公表において、大学院案内パンフレットの中に3つのポリシーが記載されていなかったこと、学位授与方針が大学院履修要項には明示していなかったことについては早急に改善する必要がある。

先回の大学基準協会による審査において、「人間福祉学研究科修士課程・博士課程において、学位授与方針および学位論文審査基準が学生に明示されていないので、『大学院履修要項』などに明示することが望まれる」との助言があった。現在は先述したように「課程博士学位申請論文の提出要件と手続きに関して」という文書を別途作成し、課程博士を目指す者および修士論文作成者に配布しているが、さらなる明確化のため履修要項に掲載する。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

各学部・学科の学生には一層の学位授与の意識の徹底と周知を図る。

2) 人間福祉学部

カリキュラム改革により、本学部の柱の1つとなる「公務員養成プログラム」が明確になった。これは、高校生や保護者、地域社会にも「見える」形で伝わっているといえる。また、専門職養成においては、資格取得に必要な科目に絞り込むこととなり、履修するべき科目が明確となった。

3) 教育学部

カリキュラム改革の結果、コース制が明確になってきており、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針についても浸透しつつある。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

各学年において学習した知識の定着を図るために、定期試験に加えて、主要科目の達成度試験を 2015(平成 27)年から本格的に開始し、2・3・4 年生全員を対象学年として、月 1 回の頻度で行っている。試験の結果は、各基礎演習ゼミや卒業研究ゼミ担任に配布し、個人指導を行っており、これらの取り組みにより 2016(平成 28)年度 4 年生の国家試験模試の結果に反映しており、一定の成績向上につながっていると考えられる。今後もこの取り組みを一層強化していく。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

「予備審査」という仕組みをより充実すべく、予備審査が行われた際にはどのような改善点があるかを各教員が議論の俎上に載せていくようにし、予備審査の効果を高めていく。また、審査基準の吟味を間断なく行う。

②改善すべき事項

1) 大学全体

平成 28 (2016) 年 3 月末に文部科学省より示された「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドラインにしたがい、平成 28 (2016) 年度現在、見直しを行い平成 29 (2017) 年 4 月に公表することになっている。

2) 人間福祉学部

カリキュラム改革について、入学年度によって履修可能科目が異なることから、在学生在が混乱をしないよう、周知する必要がある。

現在、平成 28 (2016) 年 3 月末に文部科学省より示された「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)及び入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドラインに従い、見直しを行っている。

3) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

実施している達成度試験は、単位に関係しない為か、特に 2 年生において学習効果がみられていない。今後検討が必要である。また、学習習慣の少ない学生が年々増加している傾向にある。初年次教育の対策が重要になってくる。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針について、大学院案内パンフレット、大学院履修要項に早急に掲載する。特に、大学基準協会より学位授与方針および学位論文審査基準が学生に明示されていないという指摘を先回受けたことに対して対応が不十分な点があるので、今後更に改善していく必要がある。今後は履修要項等に修士課程を含め早急に明示したい。なお、3つのポリシーについては、文部科学省の指針に基づいて新たに作成しており、3月に提出予定である。

4. 根拠資料

4-1-1)	中部学院大学学則	既出 1-4)
4-1-2)	中部学院大学 教育研究上の目的と3つのポリシー	既出 1-5)
4-1-3)	中部学院大学通信教育部規程	
4-1-4)	中部学院大学大学院学則	既出 1-13)
4-1-5-1)	中部学院大学 履修要項 人間福祉学部	
4-1-5-2)	中部学院大学 履修要項 教育学部	
4-1-5-3)	中部学院大学 履修要項 看護リハビリテーション学部 中部学院大学 授業計画	
4-1-5-4)	中部学院大学 履修要項 経営学部	
4-1-6)	2016(平成28)年度 中部学院大学通信教育部 『学習のしおり_入学手続まで』	
4-1-7)	2016(平成28)年度 中部学院大学通信教育部 『学習のしおり』	既出 1-33)
4-1-8)	2016(平成28)年度 中部学院大学通信教育部 『学習ガイドブック』	
4-1-9)	2016(平成28)年度 中部学院大学大学院履修要項	既出 1-34)
4-1-10)	2016(平成28)年度 中部学院大学『キャンパスライフ』	既出 1-22)
4-1-11)	「教育情報の公開」HP https://www.chubu-gu.ac.jp/about/public_information/index.html	
4-1-12)	通信教育部 科目担当者連絡会 次第	
4-1-13)	通信教育部「演習・実習連絡会」次第	既出 3-28)
4-1-14)	2015(平成27)年度 通信教育部 総合オリエンテーション案内	
4-1-15)	2015年度 学生生活実態調査	
4-1-16)	2016年度 履修系統図(全学部)	既出 1-39)
4-1-17)	人間福祉学部の開講科目の見直し	
4-1-18)	通信教育部のカリキュラムの見直しの変遷	
4-1-19)	修士課程、課程博士学位申請論文の提出要件と手続きに関して	

II 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

1) 大学全体

①授業科目の開設状況及び体系的配置

学士課程の通学課程は、教育課程の編成・実施方針は大学設置基準第19条第2項(教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。)及び中部学院大学学則(以下、「学則」という。)第3条に定める教育研究上の目的、人材養成の目的にしたがい、学則第10条・第11条別表2において体系的に編成している(4-2-1)。

教育課程は基礎教養系科目、専門教育系科目、資格取得科目、国家試験対策講座科目に区分し、基礎教養系科目は、全学共通の科目区分として次の科目群を設け、科目群に人文・社会・自然・外国語・保健体育・情報処理科目のそれぞれの分野の授業科目を配置している。さらに、専門教育導入科目として、大学での学習スキル等を学ぶ初年次教育科目、学部学科の専門分野学習への橋渡しとなる専門教育導入科目を配置した教育課程で編成がされている(4-2-2) (4-2-3) (4-2-4) (4-2-5)。

【基礎教養系科目の科目区分】

科目群	科目群の主な開講科目内容
人間理解基礎科目	人文学系科目の配置
自己実現・自己表現関連科目	保健体育・外国語・情報学系科目の配置
専門基礎科学科目	社会学・自然科学系科目の配置
専門教育導入科目	初年次教育科目及び専門教育学修の事前学習科目の配置

②基礎教養系科目

人間理解基礎科目では、本学の建学の精神が福音主義キリスト教を基盤としていることを踏まえて、「キリスト教概論Ⅰ」を全学必修科目として位置づけている。本科目では、キリスト教の歴史や聖書に関する学びを通して、本学の建学の精神への理解を図るため1年次開講科目としている(4-2-6)。

また、人文科学系科目を選択科目とし、多様な視点から人間理解の基本的な考え方について教育する。この他に、「美濃と飛騨のふくし」を開講して、岐阜県の地域特性を理解し、地域の人々と交流を図っている(4-2-6)。

自己実現・自己表現関連科目は、自己実現科目として「ボランティア活動論」において人として自立していくための気付きや考え方について理解を深め、自己実現の基礎を培う。この他、「情報活用論Ⅰ～Ⅳ」を開講し、情報化社会に対応するためのビジネスの道具としてのスキルだけでなく、情報技術の総合的な高い能力が求められることから、情報処理の基本から応用的な技術の修得を目指すことを目的に置いている(4-2-6)。

自己表現関連科目は「言語による表現活動」を開講し、英語、中国語、韓国語を学ぶことで、欧米・アジアの諸外国の人々と共に生きるためのコミュニケーション能力の修得を目指す(4-2-6)。特に1年次・2年次に亘り英語のコミュニケーション力向上を目指すため「言語による表現活動(コミュニケーション英語)」の担当教員は、ネイティブスピーカーとし、入学時には英語のプレースメントテストを実施して、能力別のクラス分けにより授業を行っている。また、英語力向上を希望する学生に対し、授業以外に月曜日から金曜日の昼休みの1時間の時間を活用し、本学のネイティブスピーカーの教員、非常勤講師のネイティブスピーカーの教員等による外国語(英語・中国語)の学習時間を設けている。さらに、「身体による表現活動」を開講し、スポーツ実技やレクリエーション実技による様々な表現活動の能力を身につけさせる(4-2-6)。

専門基礎科学科目は、社会全般を理解すること、社会人として豊富な知識と教養を身に付けること、社会のしくみに対する理解と人間についての科学的基礎知識を養うことを目的とし、特に重要と思われる「日本国憲法」「心理学」「法学」「政治学」等の科目を配置している。

専門教育導入科目は、2年次または3年次からの専門科目履修を踏まえた基礎学習科目の配置と1年次の初年次教育、3年次からの専門演習(卒業研究)選択に繋がる基礎演習科目として位置づけ設置している。なお、基礎演習科目は、学部学科の名称を冠している(例：人間福祉学部は、「人間福祉基礎演習Ⅰ・Ⅱ」等)(4-2-6)。この基礎演習科目は全て

の学部学科において必修科目として位置づけ、クラス担任機能も有しており、各学科には2コースから4コースの履修モデルが設定されており、学生は2年次または3年次にコース選択を行う。併せて4年間の学習成果を確認する専門演習（卒業研究）領域を3年次に選択することから、選択における指導・助言及び学生の日頃の学習指導・動向把握も行っている。

2) 人間福祉学部

①授業科目の開設状況及び体系的配置

人間福祉学部では養成する人材を社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士とし、社会福祉士・介護福祉士法、精神保健福祉士法に規定する授業科目を中核として1年次から4年次まで専門教育を展開している。

本学部においては、ゼミナール活動に重点を置いている。「人間福祉基礎演習Ⅰ(1年次)」は、近年の学生の状況から課題となっている初年次教育の場として必修科目として位置付けている。10名程度の少人数クラスを編成し、共通テキストを使用し、授業の受け方、ノートの取り方、レポートの書き方を指導するとともに、学生の仲間づくりとしての機能も有している。当該授業の目標は、学生ごとに設定した4,000字レポートの作成である。与えられたテーマではなく、自らテーマ設定をし、レポート作成に取り組むことは、研究のプロセスを身につけることにもつながっている。2年次には「人間福祉基礎演習Ⅱ」が必修科目となっている。引き続き、少人数クラスでのゼミナール活動を展開するとともに、年度末には8,000字レポートに取り組むことで、3・4年次の卒業論文の作成へとつなげることができる(4-2-7)。

卒業論文の作成は、3・4年次開講の「人間福祉専門演習Ⅰ・Ⅱ」で取り組む。16,000字以上の卒業論文に2年間かけて取り組むことで、研究的な視点を深め、研究内容を報告・討議し、執筆を進めるという経験をすることができる(4-2-7)。

以上の他、教職免許の取得に関する「教職に関する専門科目」、司書資格取得に必要な「司書課程科目(2018年度より廃止予定)」及び「国家試験対策等講座科目」を開講している。これらの科目は、非卒業要件科目として位置づけ、卒業に必要な124単位には含まない科目である。

「国家試験対策等講座科目」は国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の取得に向けたものの他に、公務員対策講座を位置付けている。国家試験対策科目は、養成課程の科目とは別に開講することで、各科目での学びを統合させるという効果もある。社会福祉士・介護福祉士に関しては、3年次後期からの1年半、精神保健福祉士に関しては4年次前期からの1年間の開講となっている。公務員対策講座は、大学の授業と異なる公務員試験対策の授業として開講しており、2年次から4年次前期までの2年半に渡って開講している。

授業科目の体系的配置、順次性は「履修要項」で確認することができ、1年次における新入生オリエンテーションで説明をする他、2年次以降も年度当初のオリエンテーションにおいて確認している。これにより、学生は必修科目を確認し、該当する学年で何を学ぶべきかを理解し、自らの時間割を作ることができる(4-2-2)。

②専門・教養科目の位置づけ

人間福祉学部においては、卒業要件(卒業要件単位数及び卒業必修科目)の他に、2年次から3年次に進級する際の要件として「進級要件(進級要件単位数及び進級必修科目)」を位置付けている。一定の教養系科目及び専門教育系科目を履修していないと3年次に進級することができない(4-2-2)。

この進級要件には、本学がキリスト教教育を基盤に置くことを踏まえ、「キリスト教概論Ⅰ」、初年次教育として位置付けている「人間福祉基礎演習Ⅰ」、卒業論文執筆を見据え、研究の視点と方法を学ぶ「人間福祉基礎演習Ⅱ」が進級必修科目として位置づけられている。

また、卒業要件として、基礎教養系科目群から 24 単位以上必要であることから、進級要件として前述の 3 科目を含めて基礎教養系科目 20 単位が進級要件となっている。これにより、全学年配当になっている科目が多い基礎教養系科目群を、2 年次までに一定の単位数を取得させることにつながっている(4-2-2)。

また、卒業要件科目には、「言語による表現活動Ⅰ-1・2(コミュニケーション英語)」が位置付けられており、英語によるコミュニケーションの能力を身につけさせることを進めている。

3) 教育学部

①授業科目の開設状況及び体系的配置

教育学部は養成する人材を小学校教員・幼稚園教員・保育士、社会福祉士とし、教育職員免許法、児童福祉法、社会福祉士・介護福祉士法に規定する授業科目を中核として 1 年次から 4 年次まで専門教育を展開する。

教育学部の卒業所要総単位は 128 単位であり、この内、一般教養は 23 単位以上で、外国語 2 単位以上を含む専門科目は 105 単位である(4-2-3)。

教育学部では、コース制度を設けており「子ども教育コース」の専門科目では、小学校教諭一種免許(全 74 単位)と幼稚園教諭一種免許(全 28 単位：小免との重複を除く)の同時取得ができるように編成されている。

また、「保育・発達支援コース」では、幼稚園教諭一種免許(全 55 単位)と保育士資格(全 53 単位：幼免を除く)の同時取得もできるように教育課程を編成している。

以上のように養成する人材の基礎資格科目が教育課程の全体を構成している(重複単位を一部含む)。なお、免許・資格の取得に必要な一般教養科目・外国語科目等は、卒業要件単位にすべて含まれている。

「子ども教育コース」で小学校教諭 1 種免許、幼稚園教諭 1 種免許を取得する学生は、GPA 上位者に対して第 3 の資格として保育士資格を取得できるような編成を行っている。また、「保育・発達支援コース」では、子育て支援における相談・援助業務だけでなく、調査・分析・計画策定などの手続きにおいて力量を発揮し、教育・保育分野におけるトータル・プランナーやトータル・コーディネーター、専門的情報の提供者として幅広く活躍できる人材の養成も目指し、社会福祉士国家試験受験資格を与えるため、別途、自由選択科目を中心とした教育課程を編成している。その単位数は全 57 単位を数えるが、卒業所要単位としては含まれていない。

教育学部の教育課程は、学校教育法第 52 条及び大学設置委順第 19 条の趣旨を踏まえ、編成を行っている。教育目標を達成するために、学生が人間的な広がりや深みを身につけることに力を注いでいる。人間的な広がりや深みは教養によって生まれ、人間的な深みはその専門性によって生まれる。そこで「Ⅰ：教養から培われる広さ」と「Ⅱ：専門性に裏打ちされた深み」が生まれるように科目を配置している。

教育学部の教育課程は、「基礎教養科目」と「専門教育系科目」の 2 系統で構成されており、両者が連携しあって体系的に学べるような編成となっている。教育学部が掲げる教育目標の達成に向け、基礎教養系科目は幅広い人間理解や倫理観を培い、専門教育系科目は教育・保育専門職としての高い専門性と実践力を育てるものになっている(4-2-3)。

②専門・教養科目の位置づけ

教育学部では、専門教育・教養教育の位置づけについて、中教審答申などの趣旨を踏まえ、充実努めてきた。それぞれの状況は、次の通りである。

「I：教養から培われる広さ」を保障するために基礎教養系の科目を位置づけ、以下の4群を置いている。①人間理解基礎科目群、②自己実現・自己表現関連科目群、③専門基礎科学科目群、④専門教育導入科目群である。これらの群から、学生は人文・社会・自然・外国語・保健体育など幅広い分野から科目を選択し、深い教養と豊かな人間性の涵養を目指し、その教育目標である「人間理解」を具現化に努めている(4-2-3)。

特に「子ども教育学基礎演習」は15名以下の少人数クラスを編成し、基礎学力の充実を図るとともに、学生の学生生活が充実するようなサポートを行っている(4-2-8)。さらに、早い時期から進路への見通しが持てるようにキャリア支援教育の意味合いも含めて行っている。

また、専門性に裏打ちされた深みが育まれるよう、教育学部の専門科目は「専門科目」群及び「実践・統合科目」群に分けられている。両科目群はさらにいくつかの領域に分けられており、専門の学修が体系的に学べるように構成されている。また、取得を希望する免許・資格がなるべく早い時期に明確になるように、年次ごとの科目配置も考慮している。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

a) 授業科目の開設状況及び体系的配置

理学療法学科は人材養成の柱を理学療法士養成とし、理学療法士及び作業療法士法に規定する授業科目を中核として1年次から4年次まで専門教育を展開する。

専門基礎分野の教育課程の編成は、基礎医学と臨床医学そしてリハビリテーションの接点を自覚し、医療人としての使命感を持った人材育成を図れるよう編成している。また学内での教育課程では、医療現場のみならず今後さらに拡大・進展が予想されるリハビリテーション医療の臨床を見据え、体系的で論理的な知識習得のために、医科学の基礎を学ぶ医学概論、人体の構造を学ぶ解剖学、人体の機能を学ぶ生理学、運動のメカニズムを学ぶ運動学等を配置している(4-2-4)。

さらに、これらの基礎科目の上に、疾病の成り立ちを学ぶ病理学総論や臨床医学系として内科系医療学、整形外科系医療学、神経内科系医療学、精神医学系医療学、小児医学系医療学、そして、今後に対象者増加が予想される老年医学系医療学、スポーツ医学を配置している。加えて、広義でのリハビリテーションである保健、福祉、医療の全体像を理解、他職種理解・連携の必要性を理解させる目的で、リハビリテーション概論、リハビリテーション医学、医療福祉論の科目を設置している(4-2-4)。

b) 専門・教養科目の位置づけ

専門教育導入科目には「理学療法基礎演習Ⅰ(1年次前期開講 演習 1単位)」「理学療法基礎演習Ⅱ(1年次後期開講 演習 1単位)」「理学療法基礎演習Ⅲ(2年次前期開講 演習 1単位)」「理学療法基礎演習Ⅳ(2年次後期開講 演習 1単位)」を開講し、1年次配当科目で初年次教育等を行っている(4-2-9)。2年次配当の基礎演習科目は3年次から開講される専門演習(専門ゼミ)の基礎学習を行う科目として位置づけ、1年次・2年次ともに必修科目としている。

さらに、専門分野では「臨床力」を目標に教育課程を編成してある。本学科が掲げる「臨床力」とは、ただ単に「治療成績をあげるための力」ということではなく、チーム医療の

一員としての協調性と専門職としての高度な知識・技術、患者からの信頼を得られる人間、ひとりの患者を「人」として考えられる倫理観、生活を見据えた上で最適で最高の方策を考えることができる能力等の総合力を指す。このような「臨床力」を育むために i：基礎理学療法学、ii：理学療法評価学、iii：理学療法治療学、iv：地域理学療法学、v：臨床実習が設置されている。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

看護リハビリテーション学部看護学科は人材養成の柱を看護師・保健師養成とし、保健師助産師看護師法に規定する授業科目を中核として1年次から4年次まで専門教育を展開している。4年次に必修科目看護学専門演習（看護研究）を開講し、卒業研究に繋げるための卒業研究に関する課題の収集等で研究の方向性を確立し、卒業論文を執筆、提出し、学士課程の集大成としている（4-2-4）。

看護学科では、卒業要件単位126単位は基礎教養系科目群および専門教育系科目群で構成し、履修系統図を作成して体系的な学修を可視化できるように配慮している。また国家試験取得に必須の順次性のある科目については、1年から4年次にかけて、系統的に学びが身につくように各科目を配置している（4-2-4）。

6) 経営学部

経営学部は経営学・商学・経済学・会計・金融に関する科目を1年次から4年次まで専門教育を展開している。2年次後期より必修科目である「専門演習Ⅰ」、3年次「専門演習Ⅱ・専門演習Ⅲ」、4年次「卒業研究」を開講し、「専門演習Ⅰ」、「専門演習Ⅱ」、「専門演習Ⅲ」で卒業研究に繋げるための課題の収集等で研究の方向性を確立し、4年次に卒業論文を執筆、提出し、学士課程の集大成としている（4-2-5）。

経営学部のカリキュラムは、中部学院大学学則11条別表第1に定めるところによる。すなわち、「幅広い教養を身につける教養科目、外国語科目、情報系科目」と「総合的な経営力を持った人材を育成するため専門教育にかかわる授業科目」を配置し、両科目が連携し体系的に学べるように編成している。また、教員免許、司書、レクリエーションインストラクター、初級障害者スポーツ指導員の資格取得に必要な科目を配置している（4-2-5）。

「基礎教養系科目」では、全学共通必修科目に加え、「キャリア形成論Ⅰ・Ⅱ（1年次前期・後期開講 2単位）」、「情報活用論Ⅰ・Ⅱ（1年次前期・後期開講 2単位）」を必修化し、入学時からのキャリア設計と情報処理能力の習得を重視している（4-2-10）。

「専門教育系科目」では、「経営学科目」、「商学科目」、「経済学・法学科目」、「会計・ファイナンス科目」を設け、経営学を体系的に学べるようにしている。これらの科目群では、「経営学総論Ⅰ・Ⅱ」、「マーケティング論」、「商学概論」、「経済学Ⅰ・Ⅱ」、「簿記原理Ⅰ・Ⅱ」を必修化している。

また、大学全体で述べたように「ゼミナール科目」を設け、「基礎演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（1年次前期・後期、2年次前期開講 1単位）」を必修化し、初年次教育と専門教育への移行を重視した科目配置を行っている。また「『地域人』を育成する」との教育目標を具体化するため、「産官学連携科目群」を設け、「現代産業研究（政財界のトップの講演）」、「企業現場研究（企業見学）」、「インターンシップ」など、地域社会との連携による実践的な科目を配置している。

基礎教養系科目については、1年次から4年次まで開講されている科目が大半であるが、「キャリア形成論Ⅰ・Ⅱ」と「情報活用論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」などでは配当年次を指定し、学生生活全体の設計を1年次で完了すること、学修に不可欠な情報処理技術の習得を2年

次までに完了することを重視した科目配置にしている。

専門系科目については、全ての科目の配当年次を指定している。このことが、順次性を維持し、体系的に学ぶことにつながっている。また、大学全体で述べたように、1年次からゼミナール科目を開講し、学習の基礎から卒業研究までを、段階的に少人数で学ぶための体制を整えている。

7) 通信教育部(人間福祉学部・人間福祉学科)

通信教育部では、社会福祉士および精神保健福祉士の指定科目の内、主要科目を卒業必修科目として設定し、福祉の根幹を学びさらに幅広い視野に立った専門性の修得を目指している(4-2-11)。

通信教育部は教育課程の体系を示すことを目的として「履修系統図」を作成している。本系統図から開講科目の全体像を把握することによって、学生が学びの目標を達成するために必要な授業科目の流れや繋がりを理解し、それにしたがって学習が進められることを目的としている(4-2-12)。

また、一部の科目については履修要件を設定している。一例を挙げると「社会福祉援助技術演習Ⅰ」は「社会福祉援助技術演習Ⅱ」の履修要件であり、Ⅰの単位修得がなければⅡを履修登録することができない(4-2-11)。通信教育部は通学課程と比較して編入学生の割合が高いが、編入学生は入学時点ですでに3年次生となるため、入学と同時に多くの授業科目の中から履修科目を選択が可能となる。この制度は履修の自由度が高く学生に選択の幅を広げることができる反面、体系的な学びを進めるための措置となる。

また、2014(平成26)年度より学生の目標を明確化することを目的として資格・免許を中心としたコース制を導入している。コース制度の導入によって、学生が通信教育部の教育内容を理解し、それぞれの関心領域に基づいて体系的に履修できるように各コースに基づいて学習計画のガイドラインとして履修モデルを設けている。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

大学院学則第1条及び5条の教育目標に基づいて、修士課程では、論文・テキスト読解、研究法の修得といった基礎学力の養成に軸足を置いた教育を進め、博士課程では論文作成の執筆を目指した専門的個別指導を行っている(4-2-13)。

修士課程については、「学部の教育の基礎の上に広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の専門的な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」(大学院学則第5条)という課程の目的に沿いながらも、より適切な科目体系を構築すべく日々検討がなされており、2007(平成19)年度、2011(平成23)年度、2014(平成26)年度と、講義科目の枠組みと内容を変更している。

まず2007(平成19)年度から採用された体系は、前回の報告書にも記した通り、人間福祉学の核となる「基礎科目」、人間福祉学の広範囲な領域について修める「特論科目及び特講科目」、研究論文作成のための文献講読を行う「実践・統合科目」および研究指導から構成されている。

また、2011(平成23)年度からは、「共通科目」「専門科目」および「特別研究指導」に分類している。まず共通科目については、社会福祉学においてこれまで以上に厳密な研究手法が期待されるようになってきたこと、さまざまな研究手法があることから、理論、歴史、ソーシャルワーク、量的、質的の各研究を選択できるように設定している。また、人間福祉学を「人間福祉領域」(研究者養成)と「臨床福祉領域」(臨床家養成)に区分し、加え

て修士論文の指導を受ける「特別研究指導」により構成している。

その後、社会人入学生が増大したことを踏まえ、論文講読手法と執筆の作法を身につけさせ、かつ広範囲の知識を学修できるように体系を再検討した。それゆえ、「人間福祉学特講」と「人間福祉学研究」「人間福祉学総合研究」からなる「専門科目」、論文執筆の指導である「特別研究指導科目」という枠組みで開講することとした(4-2-14 P.22, P.28)。

2015(平成27)年度を例に挙げると、「人間福祉学特講」として、ソーシャルワーク研究、国際福祉研究、児童・家庭福祉研究、生活支援特講、福祉ガバナンス、教育福祉研究といった福祉学を基礎とする領域から、福祉情報特講、生理心理学研究、比較認知発達研究、教育史、英文原著講読など福祉学の周辺領域についても開講している。このように「人間福祉学特講」は幅広い知識を修めることを目指している。これらの科目はⅠ、Ⅱと積み重ね方式となっており、ⅡではⅠをより発展・深化させた内容となるよう各教員が心がけている。なお、「人間福祉学総合研究」はこれら各領域のエッセンスをオムニバスで講義するものである(4-2-15)。

一方「人間福祉学研究」は、大学院生が所属する担当教員の指導のもと、論文講読を行い、研究手法や論文の構成を身につけることを目指しており、論文執筆である「特別研究指導」につなげている。修士課程在学中、これらの両科目は途切れなく受講することになる。

博士後期課程については「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」を課程の目的としている。そこで「人間福祉学特殊研究」を開講し、博士論文を作成するための指導を行っている。博士課程在籍中、この科目は途切れなく受講することになる(4-2-14 P.23, P.28)。

コースワークとリサーチワークの視点で整理すると、修士課程では、研究指導である「特別研究指導」をリサーチワーク、「人間福祉学研究」をはじめ「人間福祉学総合研究」に代表される他の講義科目をコースワークと位置づけている(4-2-14)。

修士課程修了要件は30単位であるが、リサーチワークである「特別研究指導」は2年間で8単位となる。コースワークである「人間福祉学研究」も2年間で8単位、「人間福祉学総合研究」が2単位、加えてさまざまな領域から構成される「人間福祉学特講」という講義を併せ、合計22単位以上を修めることになる。

なお、博士後期課程は「自立して研究が進められる能力と実践現場での研究・開発・指導能力を養う」ことを目指しているために、リサーチワークのみの設定(人間福祉学特殊研究)となっている。

以上の通り授業科目を適切に開講し、教育課程を体系的に編成している。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

1) 大学全体

教育内容は、各学科に置かれた学科会議において、日頃より学生の各授業科目の理解度、学習到達状況等を検証し、把握している。教育課程の改定、策定時には学生の学習状況を踏まえた改定・策定を行うとともに、学校教育法、大学設置基準、中央教育審議会答申、資格・教員免許における各法令を遵守し、学士課程水準の教育内容であるかを協議している。こうして協議された教育内容は大学教務委員会で検討審議し、大学教授会で協議している。

なお、初年次教育については1年次に基礎演習科目が次のとおり開講されている。

学部学科名称		基礎演習科目名称
人間福祉学部	人間福祉学科	人間福祉基礎演習Ⅰ（1年次 通年開講 演習 2単位）
看護リハビリテーション学部	理学療法学科	理学療法基礎演習Ⅰ（1年次 前期開講 演習 1単位） 理学療法基礎演習Ⅱ（1年次 後期開講 演習 1単位）
	看護学科	看護学基礎演習Ⅰ（1年次 通年開講 演習 2単位）
教育学部	子ども教育学科	子ども教育学基礎演習ⅠA（1年次 前期開講 演習 1単位）
		子ども教育学基礎演習ⅠB（2年次 後期開講 演習 1単位）
経営学部	経営学科	基礎演習Ⅰ（1年次 前期開講 演習 1単位）
		基礎演習Ⅱ（1年次 後期開講 演習 1単位）

基礎演習科目では、高校生から大学生への円滑な移行ができるよう学習の基礎技能を学ぶ科目としている（4-2-16 P. 25, P. 196, P. 69, P. 65, P. 66, P. 276, P. 277）。

また、高大連携に関する取り組みについては、本学が教育研究を進める福祉・医療・教育・健康・経営の分野において高等学校に出張講義を行っている（4-2-16）。

さらに、高大接続の視点として、AO・推薦入試で合格者に入学前教育を実施している。

2) 人間福祉学部

人間福祉学部は、カリキュラムポリシーにおいて、1年次について「リベラルアーツ（教養教育）に重点を置き、人間福祉を学ぶ上での基本を学ぶ。自己目標の探索・設定を通して、自己の潜在能力の掘り起しを目指す」としている（4-2-17）。これは、基礎教養系科目と「人間福祉基礎演習Ⅰ」によって実現している。

また、基礎教養系科目を20単位以上修得することが進級要件になっていることから、一定程度履修するようオリエンテーションで指導しており、1年次において、教養教育を受けることにつながっている（4-2-2）。さらに、「人間福祉基礎演習Ⅰ」により、少人数での学びを共有することが、学生1人ひとりの目標の設定、自らの能力の気づきにつながっているといえる。

2年次については、「人間福祉の発展教育、リベラルアーツ教育の発展の場と位置づけ、専門的な研究に触れ、専門課程を学ぶための土台を築いていく。自己目標に基づき、専攻の選択を行う」ことをカリキュラムポリシーとしている。前述のとおり、「人間福祉基礎演習Ⅱ」において専門的に研究するための土台作りをしているといえる。また、専門教育系科目についても20単位以上の修得することが進級要件となっていることから、専門課程を学ぶ基礎づくりができていないと、3年次に進級できないことになる。またこれらの取り組みにより、自らの目標を定めることができる教育内容が提供されている。

3年次・4年次は「自己目標（進路）に沿って人間福祉の専門性を探究する。人間性と客観性に富む専門知識と技術を幅広い視野を持って修得する」ことをカリキュラムポリシーとしている。介護福祉士養成課程における「介護総合実習」、社会福祉士養成課程の「社会福祉実習」、精神保健福祉士養成課程「精神保健福祉援助実習」が3・4年に配当され、専門的知識と技術を学ぶことができる内容となっている。

なお、人間福祉学部においては、「人間福祉基礎演習Ⅰ」を初年次教育の場として位置付けている。履修する科目は学生によって異なるため、週1回開講される「人間福祉基礎演習Ⅰ」が学生にとってのプラットフォームとして機能しているといえる。当該クラスが学生の居場所となり、学生1人ひとりの目標に沿った学びを共有することで、学ぶ意欲を高め合うことができるといえる。

また、クラス担当教員は、学生の出席状況等を把握し、必要に応じて指導・助言を行うことで学習方法だけでなく、大学生生活も含めた支援が行われている。

3) 教育学部

教育学部では、教育内容の改善について、中教審答申などの趣旨を踏まえ、充実に努めてきた。それぞれの状況は、次の通りとなる。

教育学部では、「教育学」という学際領域を体系的に学ばせるため、「人間理解」の基礎の上に「教育理解・保育理解」を位置づけ、それに関する科目群を系統的に配置している(4-2-3 P.15)。専門教育系科目は、「専門科目」と「実践統合科目」の2つに分けている。「専門科目」では、教育・保育職の専門性を深めるための科目群で、それぞれの学生の関心や将来の実践分野などに応じて選択的に学習し、専門的な知識や技術を身につけることができるように配置されている。「実践・統合科目」は、様々な科目で学んだ知識や技術を総合して、いろいろな状況に柔軟に対応できる実践的な応用力を培う科目が配置されている。さらに、学生の将来の進路に応じて、「子ども教育コース」と「保育・発達支援コース」を設け、学生自身が自らの目的に向かう道しるべをもうけている。「子ども教育コース」では、幼児期から小学校教育にかけての子どもの学びや育ちを系統的に理解し、幼児期から小学校期への接続がスムーズに行うことが可能な実践的教育力と、豊かな人間性を備えた人材を育成している。「保育・発達支援コース」では、子どもや子育てを幅広い視野からとらえ、子どもや保護者及び自己への深い内面理解に根ざした質の高い幼児教育力・保育力、子育て支援力を有した人材育成に努力している。

教育学部子ども教育学科は、2015(平成27)年度より子ども学部子ども学科から名称変更したが、従前の子ども学部では、「子ども学」という学際的・総合的な学問領域を体系的に学ばせるため、「人間理解」の基礎の上に「教育・保育理解」と「子ども・発達理解」を位置づけ、それに関する科目群を系統的に配置していた。また、開講されている個々の専門科目を橋渡しするものとして、「子どもと社会・文化・自然とのかかわり」を扱う科目を置いていたが、教育学部子ども教育学科となった2015(平成27)年度入学生より、入学初期から教育・保育に関する専門に触れ、より深い学びの場を提供するために、それらを廃止するとともに、小学校教諭免許取得のための専門科目を卒業要件化するなど、将来のキャリアへの見通しをなるべく早くもてるようなカリキュラム構成に移行した。

また、初年次教育について、1年次は、入学生全員が将来の進路について考える時期と位置づけ、小学校教諭・幼稚園教諭・保育士・社会福祉士の学習に触れられるような科目配置を心がけている。様々な分野の専門科目を学修しながら、自分の進路を明確に持つ時期として位置づけている。同時に、教育・保育現場の参観、学内併設の子ども家庭支援センターでの体験学習を通して、教育・保育の実態や子育て支援や保護者の実態を実際に肌で感じる場を設けている。

1年次の専門科目については、すべて初年次教育の意味合いを持っていることを学科として共有認識しながら行っている。ただしその中核になる科目は、「子どもが教育学基礎演習ⅠA」「子ども教育学基礎演習ⅠB」「子ども教育学基礎演習ⅡA」「子ども教育学基礎演習ⅡB」となる(4-2-8)。それらの科目では、高校生活から大学生生活の移行への支援、仲間関係作りへの援助、大学の学習スタイル確立へのサポート、スタディースキルの育成に重点を置いて行っている。

また、高校教育から大学教育への円滑な移行の機能をもっているのは、本学部においては「子ども教育学基礎演習Ⅰ」である。これは、少人数制のゼミナールとして開講している。

そのキーワードは「読む・聞く・書く・話す」であり、大学における学びの基本としてのアカデミックスキルを身につけることが目標になっていた。これらの授業では、担当者が毎週授業後に集まり、授業の評価反省を行い、以後の授業や次年度の授業内容についての精査を繰り返して行い、学生へ還元できる体制を整えている。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

建学の精神に基づき、人格教育の実現を目指す本学科は「豊かな感性と医療人としての強い倫理観を持った人材の養成」を目的とし、大学の設置の趣旨、教育理念・目的を適切、有効に展開するための授業科目の体系化を意図し、特色ある教育課程を編成している。

さらに、学内で行われる教育課程では常に臨床現場を見据えた体系的で論理的な知識・技術の教授が行われるように教育内容を編成している。また、医療現場のみならず、今後更に拡大・進展が予想されるリハビリテーション医療において、高度で複雑な疾患ならびに障害構造に対応するため、医療の安全を意識し、基本的な知識・技術の習得の上、臨床実習指導者の指導のもとに臨床力を意識した臨床実習課程をも編成している(4-2-4 P.40)。

なお、本学科では、1年次と2年次に少人数で行う「理学療法基礎演習」を置いて、この授業の場が学生の学習拠点となるよう担当教員が配慮するとともに、学生の学生生活などにおける不安を軽減させるよう取り組んでいる(4-2-9)。この「理学療法基礎演習」がクラスとしての役割を果たしており、医療・福祉現場で必要とされる事実に基づいて議論をする知識・態度・技能を身につけるとともに、論文作成の基礎となるレポートのまとめ方や発表の仕方を体験的に学べるようになっている。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

看護学科では、ディプロマ・ポリシーに表現された看護師養成を目標に、基礎教養系科目群は、「人間理解基礎科目」「自己表現関連科目」「専門基礎科学科目」「専門教育導入科目」の4カテゴリーで構成している(4-2-4 P.23)。また専門科目群は、「看護の基礎」「成人看護」「老年看護」「小児看護」「母性看護」「精神看護」「在宅看護」「公衆衛生看護」そして「看護の統合と実践」の9領域(カテゴリー)で構成している。それぞれの科目群に配置された各科目は、関連性をもち段階的に学習ができるように配慮している。

6) 経営学部

経営学部では、「地域人(地域で生まれ、学び、専門性と社会の関係を理解して地域に貢献する人材の意)」の育成を目指す教育を行っている。ここでいう「地域人」とは地域のことを理解しているというだけでなく、地域で生活しながら日本全国や世界で活躍する人、地域外で活躍しながらも地域を愛し地域に貢献する人など、広い視野から地域社会に貢献する人のことをいう。地域社会に貢献するためには、郷土について知り、魅力を発見し、マネジメントしていく能力が必要である。そこで経営学部では、幅広い教養を身に付けるため、「基礎教養系科目」に、宗教、語学、政治、経済、法律、地域社会などの科目を配置している。また、1年次のキャリアプランに基づき、将来を意識しながら専門性を高めることができるように、経営、商学、経済・法学、会計・ファイナンスの科目を「専門教育系科目」に配置している。さらに「現場とキャンパスを行き来して学ぶ」という方針の下、産官学連携による実践教育を行うための科目も配置している(4-2-5)。

経営学部では、学士教育へのスムーズな移行を図るため、初年次教育において、「読む・書く・発表する」といった基礎学力の向上と、生活指導の徹底に努めている。具体的には、「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」を少人数編成にし、学生個々の状況把握と、学生生活全般についての指導がしやすい体制を整えている。何らかの課題が発見された場合には、速やかに学科会議で情報を共有し、学科全体で解決を図っている。また、全てのクラスで授業内容を統一するため、基礎演習の担当者会議も開催している(4-2-10)。

また、全学生が将来の目標に向かって日々の生活を送ることができるように、早期のキ

キャリアプランニングを重視し「キャリア形成論Ⅰ・Ⅱ」を必修化している。

さらに、提携した高校との間で高大連携講座を開講し、入学した場合には単位認定をしたり、高校時代に取得した資格を単位認定するなど、同じ内容を繰り返し学習することが無いように配慮している。

7) 通信教育部(人間福祉学部・人間福祉学科)

通信教育部では、社会福祉士及び精神保健福祉士の指定科目を中心に配置し、資格取得に必要な科目を体系的に学べるようにするとともに、当該指定科目の内、主要科目を卒業必修科目とすることで、資格取得に焦点化が図れるように編成している(4-2-11 P.53)。

さらに、通信教育部の教育目標は単に資格取得者を養成することにとどまらず、それぞれの専門性と関心を喚起し、より幅広い視野に立った福祉専門性の修得を目指している。そのため福祉隣接領域の科目を多数配置し、学生個人の関心に応じて系統的・発展的に学習が深められるようにしている。

通信教育部は3年次編入学生と比較して1年次入学生の退学率が高い傾向があり、1年次入学生の学習意欲の向上及び継続が急務とされてきた。そこで、これまで以上に基礎的な学習に重点を置くことにより退学率の減少に繋がると考え、2014(平成26)年度に改定した新カリキュラムでは基礎教養系科目の充実を図るため「キリスト教福祉論」「ターミナルケア論」「課題研究Ⅰ」「課題研究Ⅱ」の合計4科目を専門系科目群から基礎教養系科目群への科目群の変更を行った。さらに基礎教養系科目を「基礎教養系Ⅰ」「基礎教養系Ⅱ」と細分化し、それぞれの分野での卒業必修科目単位数を設定した。これは充実した基礎教養系科目群の科目を体系的に履修させることを目的としている(4-2-11 P.53)。

また、これまで1年次入学生のみ卒業必修科目であった「課題研究Ⅰ」を全学生の卒業必修科目として位置づけた(4-2-18 P.149)。通信教育部で毎年実施している在学生アンケートの結果を分析すると、1年次入学生だけでなく、大学や短期大学、専門学校等において一定の学習が修了している3年次編入学生においても提出課題の作成に苦慮していることがわかっている。したがって「読む」「書く」「まとめる」「調べる」といった通信教育の学びに必須な学習を中心に授業を展開する「課題研究Ⅰ」を全学生の必修科目とすることとした。さらに本科目の履修は入学後すぐに受講することを積極的に促すことでその後の学習を滞りなく計画的に進めるように配慮している。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

修士課程のカリキュラムは、修士論文作成を目標とした「特別研究指導」、研究を行う上での土台となる先行研究の講読を通しての様々な研究手法や知見の積み重ねを目指す「人間福祉学研究」、そして福祉学および近接領域について学ぶ講義科目である「人間福祉学特講」からなる(4-2-14)。

「人間福祉学研究」では、文献講読を通して最新の知見や研究手法を身につけることが求められている。また、「人間福祉学特講」では、英文原著講読をはじめ、児童・家庭福祉、ソーシャルワーク、生活支援、教育福祉、国際福祉、教育史、発達臨床、比較認知発達、心理学研究法、人間発達など、福祉学およびその関連領域に関する最新の知見を学修することができる。

このように修士課程のカリキュラムは、学部の専門科目を基礎としつつも、その専門性を高度に発展させたものである。

なお、博士後期課程のカリキュラムは「人間福祉学特殊研究」のみであるが、博士論文作成という極めて高度な作業を行うための最先端の内容が提示される。

2. 点検・評価

<基準4-2の充足状況>

教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、学士課程・研究科の理念に基づき教育課程を体系的に編成しているため同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

教育課程の基礎教養系科目を人間理解基礎科目、自己実現・自己表現関連科目、専門基礎科学科目、専門教育導入科目と、共通の科目群で統一を図った。特に専門教育導入科目が設けられる以前は、専門科目に専門科目履修の準備学修科目が位置づけられていたため、学修の順次性が不明瞭であった。専門教育導入科目群を導入したことにより、学修の順次性が明確になったことに関しては、評価できる。

2) 人間福祉学部

「人間福祉基礎演習Ⅰ」においては、共通テキストを導入し、一定の内容と水準での教育を行っていることから、1年次終了時には、すべての学生が4000字レポートを作成している。

また、学習上・生活上の課題のある学生についても、「人間福祉基礎演習Ⅰ・Ⅱ」及び「人間福祉専門演習Ⅰ・Ⅱ」の担当教員がクラス担当教員の役割を果たし、学生の学習・学生生活の相談に乗り、指導するとともに、その状況を学部会議で取り上げ、学部全体での支援に繋がっている。

3) 教育学部

教育学部が養成する人材として、小学校教諭1種免許、幼稚園教諭一種免許及び保育士資格の取得をめざす場合の単位数については、各法令・規則に基づくものであり、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分としては適切かつ妥当なものである。

また、小学校教諭1種免許、幼稚園教諭一種免許+保育士資格取得、あるいは、幼稚園教諭1種、保育士資格+社会福祉士国家試験受験資格の取得という3つの免許・資格の取得に対しては、履修の負担は大きいと言える。ただ、学生の現状を概観すると、3つの免許・資格を取得する学生は、関心・意欲が高く、概してどの学修に対しても前向きに取り組んでいる。また、それぞれの免許・資格関連科目を関連づけながら教育・保育に対する理解を深めている。

小学校教諭一種免許状及び幼稚園教諭一種免許状、保育士資格が取得できるように科目の配置を行っている。「多様化・複雑化する小学校教育・保育に対するニーズに応える専門職の養成」を目的とした体系的な教育課程であり、大学設置基準19条第1項に対応した教育課程となっている。

また、学士課程教育に相応しい教育内容の提供についても、その基準は達成されていると考えられる。しかし、学生の授業評価などを参考にしながら、今後も教育内容等の改善を継続して点検していく必要がある。

教育学部では、「子ども教育学基礎演習ⅠA・ⅠB」として、1、2年生に少人数制のゼミナールを行っている。初年次の学習能力向上や対人関係力の形成を目標にし、情報活用論の講義と連動しながら取り組みを継続しており、2009(平成21)年度から、各ゼミナー

ルとも共通のシラバスで行っている。そして、ゼミナール担当の教員間で、ほぼ週に1回のミーティングを行い、授業の進行状況や次回の授業計画の確認、学生の動向などについて、情報を共有し、意見交換をしながら進めている。また、ゼミナールの全学生について、担当教員が個人面談を実施している。こうした初年次教育におけるきめ細やかな学習等の支援が、表記の学生支援に大きな役割を果たしていることは評価できる。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

本学科では、2014(平成26)年度から「履修要項」に履修系統図を記載しており、毎年4月に実施される新年度オリエンテーション時には、「履修要項」を配布し、学生への単位取得に関することを周知徹底している。さらに履修系統図には各科目群等に学習目標を設定し、理解しやすいキーワードにて記載してある。加えて各学年次における目標も掲載しており、1年次は「人間とリハビリテーションを学ぶ」というように平易なキーワードにし、初年時でも理解しやすいように記載してある。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

本学科の理念や教育目標を発展させていく上で、基本的かつ専門的な知識や技術の修得に関しては、一定の効果が上がっており、今後も維持していく。

6) 経営学部

「履修要項」の作成や「履修系統図」の策定等によって、カリキュラムを連続性を意識しながら、体系立てて提供することができている。

また、経営学検定(初級)を1年次に受験するよう促しており、数名が合格している。意欲ある学生は(中級)に挑戦し合格している。

シティカレッジ各務原に開講されている「会計プロフェッショナルコース」との連携により公認会計士、税理士の複数合格をはじめ、日商簿記検定などの合格者が誕生している(4-2-19)。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

社会福祉学が期待する学修内容の質や、入学する大学院生の質などを勘案し、「人間福祉領域」と「臨床福祉領域」という区分を廃してシンプルな体系にした。そのことで大学院生にとっては受講しやすくなったと推測される。また論文作成という方向を重視し、「人間福祉学研究」を設置したことで、腰を据えて論文講読、研究手法の指導が行われるようになった。修士課程のカリキュラムポリシーでは「社会福祉学およびその関連領域に関する高度な専門知識と見識、その技術を養う」とあるが、そのためには、福祉学および近接領域について学ぶ講義科目は当然不可欠である。また研究指導に直接関係する科目だけではなく、研究を行う上での土台となる先行研究の講読を通しての様々な研究手法や知見の積み重ねも必須である。これまでは科目受講中心になる傾向があったが、この3段階の視点に立って科目の修得単位を設定していることから、コースワークとリサーチワークのバランスは適切である。

②改善すべき事項

1) 大学全体

専門教育導入科目群を設けたが、学部学科により科目数が多い学部学科と少ない学部学

科があるため、一定の基準を設け、全学的な統一を図る必要がある。

2) 人間福祉学部

人間福祉専門演習Ⅰ・Ⅱは、3・4年次のカリキュラムポリシーにある「自己目標（進路）に沿って人間福祉の専門性を探究する」ための中核となる科目であるが、学生の関心と担当教員の専門領域が一致しないことがある。また、「人間福祉専門演習Ⅰ・Ⅱ」は積み上げ科目となっているため、3年次前期に履修をすると4年次後期まで継続することとなる。しかしながら、学習・研究の進行に個人差が現れることから、個人の進捗と学年全体の進捗を合わせ教育目標の達成状況を確認することが必要である。

3) 教育学部

ナンバリングの活用等により、順次性を明示した授業科目の体系的配置が課題となる。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

2014(平成 26)年度から進級要件として、仮進級制度を導入しているが、「一定の要件を充たす者は「仮進級」として3年次に進級することが認められる。今後、この制度を学生にとってより有効に適用していくには明確な要件の設定が必要である。

6) 経営学部

カリキュラムの体系化に努めているが、学生がその体系や科目の連続性を踏まえず履修登録を行った場合でも、卒業に必要な要件を満たすことも可能となる。体系的なカリキュラムを提供している本学側の意図と、学生の履修意識にはやや乖離があると思われる。また、資格関連科目を開講しているが、実際の履修者数が少ない。これは資格関連科目が卒業要件外科目としていることも要因と思われる。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

「人間福祉学研究」と「特別研究指導」は、大学院生が自ら選択した指導担当教員が行う科目となる。大学院生にとっては自分の関心領域に沿った論文講読、論文作成を行うことができ、かつ充実した指導が受けられるという仕組みとなっている。しかしながら、ひとりの指導教員にのみ依存したカリキュラムともいえ、ともすると大学院生の考えに偏りが出る可能性もあることは否定できない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

基礎教養系科目群を共通の科目群で統一を図ったが、専門科目群も含め、学修の段階や順序等を一層明確にするためナンバリングを導入することを検討し、教育課程の体系性を明確にする。

2) 人間福祉学部

「人間福祉基礎演習Ⅰ」においてレポート作成の能力を身につけているため、「人間福祉基礎演習Ⅱ」で系統的に取り組みせることに繋がっている。また、「人間福祉基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、「人間福祉専門演習Ⅰ・Ⅱ」において学生の個別指導が進められているが、学習や大

学生活の側面だけでなく、将来の目標を明確にできるような取り組みを進めることが考えられる。福祉専門職を目指す学生だけでなく、多様な学生が在籍していることを踏まえ、卒業後の進路についての選択肢を示し、学生の視野を広げることが必要であるといえる。

3) 教育学部

コース制の導入により、教育学部としての理念・目的に適う教育課程が整ってきている。今後は、学修の段階や順序等を一層明確にするためナンバリングを導入することを検討し、教育課程の体系性をより明確にする必要がある。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

今後、多種多様な受験生・在学生在が一層増加することが見込まれる。中学校および高等学校での基礎学力が身につけていない学生が増加することも考えられる。このような学科学生に適切な指導を行い得るよう、本学科としての指針を随時検討すべきである。

6) 経営学部

プレイメントテストでは、1年から2年にかけて得点の変化に有意差が認められるが、2年以降はあまり認められていない。2年次の状況を3年、4年に持続できるような体制づくりが必要である。

経営学検定では中級合格が5名である。この受験者を増やすようにする。税理士が在学中に3名、公認会計士が在学中に2名が合格している。なお、科目合格者については在学中に合格するように指導を行う。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

今後、多種多様な受験生が一層増加することが予想される。論文の作法等が身につけていない、すなわち学部時代に卒業論文を執筆したことはないものの、学修の機会を得ようと進学してきた大学院生たちが増加することも考えられる。このような大学院生に適切な指導を行い得るよう、コースワークとリサーチワークのバランスをはじめ大学院としての指針を随時検討する。

②改善すべき事項

1) 大学全体

先に記述したとおり、授業科目へのナンバリング導入を検討する場で、併せて専門教育導入科目群に配置する科目について、全学的な方針を検討する。

2) 人間福祉学部

人間福祉学部においては、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士という福祉専門職の国家資格取得を目指す学生もいれば、公務員希望の学生もいる。また、一定程度、留学生もいる。それぞれ、卒業後の進路については異なり、特に3・4年次においては、学生の目標に沿った教育が求められているといえる。学生の目標に沿った多様な専門科目を履修できるようにすると同時に、学生の能力の多様化に対応できるよう、授業の質を上げていくことが必要である。

3) 教育学部

複数の免許・資格を取得する複雑な教育課程となっていることもあり、学修の段階や順序等を一層明確にするためナンバリングを導入することを検討し、教育課程の体系性を明

確にする。

6) 経営学部

カリキュラムを提供する際に、体系的に学ぶような仕組みづくり（必修の配置や、履修条件の設定）を行う必要がある。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

現在の教育課程が本当に望ましいのか、定期的な検証が望まれる。また副担当制をより充実させ、指導の偏重に留意するような仕組みを検討する。

4. 根拠資料

4-2-1)	中部学院大学学則	既出 1-4)
4-2-2)	中部学院大学 履修要項 人間福祉学部	既出 4-1-5-1)
4-2-3)	中部学院大学 履修要項 教育学部	既出 4-1-5-2)
4-2-4)	中部学院大学 履修要項 看護リハビリテーション学部	既出 4-1-5-3)
4-2-5)	中部学院大学 履修要項 経営学部	既出 4-1-5-4)
4-2-6)	通学課程の時間割	
4-2-7)	中部学院大学 授業計画（一部科目抜粋）人間福祉学部関係	
4-2-8)	中部学院大学 授業計画（一部科目抜粋）教育学部関係	
4-2-9)	中部学院大学 授業計画（一部科目抜粋）理学療法学科関係	
4-2-10)	中部学院大学 授業計画（一部科目抜粋）経営学部関係	
4-2-11)	2016(平成 28)年度 中部学院大学通信教育部 『学習のしおり』	既出 1-33)
4-2-12)	2016 年度 履修系統図（全学部）	既出 1-39)
4-2-13)	中部学院大学大学院学則	既出 1-13)
4-2-14)	2016(平成 28)年度 中部学院大学大学院履修要項	既出 1-34)
4-2-15)	中部学院大学大学院の時間割	
4-2-16)	中部学院大学 授業計画（一部科目抜粋）	
4-2-17)	中部学院大学 教育研究上の目的と 3 つのポリシー	既出 1-5)
4-2-18)	2016(平成 28)年度 中部学院大学通信教育部 『学習ガイドブック』	既出 4-1-8)
4-2-19)	「ポローニア」税理士合格	

III. 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

1) 大学全体

本学は、「第 1 期中期計画—Action Plan—」のビジョンとして「高い実践力を養う」において「各種の国家資格に関する専門職の養成に向けて、高い実践力のある人材を育成する。このため、開学以来、培ってきた実習教育を重視して、実習機関・施設との連携強化を行う。」また、「学ぶ力、課題解決能力を引き出す」において、「学生一人ひとりの学力を見極め、学ぶ力を引き出す教育を行う。このため、読む、書く、まとめる、調べる等の基礎的な学びに重きを置いている。また、学生の能動的な学び、課題解決能力を引き出す教

育を行う。」を掲げている 4-3-1 P12)。

本学の授業形態は、「第 1 期中期計画—Action Plan—」に即しているものであり、大学全体として演習科目や学内外の実習科目の設定が多く、また、演習科目および実習科目に焦点を当てた教育編成を行っている。この編成方針は、本学の多くの学部が福祉、医療、教育等の国家資格の取得を目指す学部であり、学外で実習を各教育課程の集大成の一つと位置づけていることによる。また、学外実習の前後に位置づける事前指導と事後指導についても法令等に定められる時間数を超えて授業を開講する学部もあり重視して取り組んでいる。さらに、学外での実習の充実には、実習先の施設・機関の協力が不可欠である。このため本学では「実習センター」を置き、実習先の施設・機関との連携を図っている 4-3-2)。また、本学の実習教育の充実と実習先の視点(外部からの視点)から本学の教育課程に対して意見を聴取する機会を設けるため毎年度、「実習教育研修会」を開催し、実習先の指導者等との研修の場を設けている 4-3-3)。

次に本学では、「課題解決能力を引き出す」教育を実践するため全学部に「基礎演習」と「専門演習」からなるゼミナール科目を 1 年次から 4 年次までに配置している 4-3-4)。「基礎演習」と「専門演習」の学習は、課題解決能力を引き出すための初年次教育から始まり、各自の興味・関心に応じた卒業論文等の作成を目指すものである。また、「基礎演習」、「専門演習」は、10 名以下の少人数によるクラス制度により授業が展開され、担当教員はクラス担当の役割を果たし、学習指導に加え、生活指導等を担っている。

この他、本学では、実践力を養成するため設けられた演習科目は無論のこと講義科目においてもアクティブラーニングを取り入れた授業を本学開学時から行っている。本学の授業形態については、学則第 11 条別表第 1 で授業科目及び単位数、授業形態を示し、さらに詳細な授業形態については、中部学院大学授業科目履修規程(以下「履修規程」と表記)第 2 条で授業科目、単位数、配当年次及び授業方法を規定している 4-3-5) 4-3-6)。

学生の主体的参加を促す授業方法については、先の「第 4 章—教育内容・方法・成果」の中で述べたとおり、1 年次の「基礎演習科目」で初年次教育を実施し、生徒から学生において円滑な移行ができるよう学習の基礎技能を学ぶこととしている。

また、学生の疑問や授業に関する質問に対応するため、全ての専任教員がオフィスアワーを設定しており、予め学内掲示で示した所定の時間帯に研究室で専任教員が待機している 4-3-7)。また、非常勤教員については、授業終了後等に質問・相談できる旨をオリエンテーション等で案内している(通信教育部は後述)。

その他、図書館に隣接して、自主学習スペースである「ラーニングコモンズ」を関と各務原キャンパスに整備している。「ラーニングコモンズ」では、アクティブディスプレイや学生が自由に利用できる貸出用 PC、WiFi 環境があり、グループ学習等や自学学習ができる環境作りを行っている 4-3-8)。

単位制度の実質化に伴う履修科目登録の上限設定については、履修規程第 3 条第 4 項で学部学科毎に 1 年間に登録することができる上限単位数を規定している 4-3-6)。なお、本措置は、2010(平成 22)年に財団法人大学基準協会より大学評価(認証評価)を受けた際の指摘・指導を踏まえている。

ただし、学習意欲が高く、成績優秀者については、履修規程第 3 条第 5 項で「前学期までの GPA が 3.0 以上の場合は定められた履修登録上限単位数を 6 単位まで超えて履修登録をすることができる。」旨を定めている。なお、3 年次編入生については、2 年間の標準的な学修期間を考慮し、1 年間の履修登録上限単位数を履修規程第 3 条第 6 項で 48 単位に定めている。

また、授業科目のシラバスについては、授業回数毎に予習・復習に関する記述項目を設定し、次回の授業までに行っておくべき学習の内容について明記している 4-3-9)。

2) 人間福祉学部

人間福祉学部においては、社会福祉士、精神保健福祉士及び介護福祉士を養成している。それぞれの課程において開講する科目については、国が定めた養成基準等に基づいて授業形態を定めており、授業形態にもそれに準じて開講している。

演習科目については、社会福祉士養成課程における「社会福祉援助技術演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、精神保健福祉士養成課程においては、「精神保健福祉援助技術演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」が演習科目となっている。また、介護福祉士養成課程においては、「生活支援技術(介護)Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「生活支援技術A(栄養・調理)」、「生活支援技術B(住居・被服)」、「介護過程Ⅱ・Ⅲ」、「介護総合演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「発達と老化の理解」、「認知症の理解B(生活支援・制度)」、「障害の理解」、「こころとからだのしくみA・B」、「医療的ケアB・C」を演習科目として位置づけている。

これらの演習科目は、講義科目による学びを前提しているため、それぞれの講義科目との対応関係において位置づけている(4-3-9)。

人間福祉学部においては、2014(平成26)年度より1年間の履修上限単位数を従来の56単位から42単位へと引き下げている。これにより単位制に位置付けられている授業外での自習の位置付けを明確にしている。また、科目により授業外での学習、取り組みの課題を示し、学生の学びを促している科目もある。

講義科目では、学生が受動的にならないよう各回の授業終了時にリアクションペーパーを書かせる授業を一部で設けている。また、授業のポイントを明確にするため小テスト等を実施する科目を開講している。

また、演習科目では、授業形態そのものが学生の主体的参加を求めるものではあるが、学生間の授業参加度に偏りが出ないように配慮する他、クラス内での小グループに変化を与えることで役割が固定しないように取り組んでいる。

さらに、実習科目については、学外での学びが中心となるが、実習終了後に学びを整理するため実習報告会やケアスタディとして発表の場を設け、学生は学びを定着させることを目指している。

なお、全学共通科目である「美濃と飛騨のふくし」では、連携先市町村職員による問題提起に基づいたディスカッションや地場産業への見学、地域おこしの取り組み等、プロブレム・ベースド・ラーニング(PBL)が展開している(4-3-10)。さらに、「キャリア形成論Ⅳ」として開講しているインターンシップ科目では、インターンシップの実施だけでなく、インターンシップ報告会を実施し、インターンシップでの学びを整理し、言語化することで学生自身が自らの方向性を考える契機を創出している。

3) 教育学部

教育学部では1年間を前期と後期の2期に分け、各学期を15週として運用・実施している。授業については、定期試験も含めて16回開講することとし、1回当たりの授業時間を90分とし、これを2時間とみなして単位数を算出している。なお、定期試験は、16回目の授業日に設定している。授業形態は、基本的に「講義」、「演習」、「実技」、「実習」の4種類に区分し、各授業の単位数は次のように計算することとして学則第15条において明確に規定をしている(4-3-5)。

(1) 講義及び演習については15時間から30時間までの範囲で1単位とする。

(2) 実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で1単位とする。

これに従い、講義科目は半期2単位(30時間)、通年4単位(60時間)、演習・実技科目は半期1単位(30時間)、通年2単位(60時間)、実習科目は幼稚園教育実習・保育実習2単位(40時間を1単位)、その他、社会福祉実習が2単位(1単位45時間)、小学校

教育実習が4単位(40時間1単位)で開講している。

また、教育学部では、1年間に履修登録できる単位数として48単位を上限として履修規程に定めている(4-3-6)。

学部共通の教育目標である「人間理解」を具体的に展開するための学科目として編成されている「自己実現・自己表現関連科目群」では、「読む・書く・話す」といったコミュニケーション力や自己理解に支えられた実践力を育てるため具体的活動への参加を積極的に取り入れた教育方法の導入がなされている。

さらに「専門基礎科学科目群」においては、講義形式による文献学習を基本として、基礎学力の向上や専門的学習の土台となる知識の確実な習得をめざした教育方法が設定されている。

専門科目は、「教育・保育理解」と「子ども・発達理解」の科目群に位置づけており、講義科目では、文献学習を基盤としながらも映像や音声メディアといった教材を積極的に活用し、子どもや子育てのあり方を広く問う姿勢の育成に努めている。演習科目の教育方法については、クラス編成を取り入れ、教員と学生との相互交流を基本とした学習形態も積極的に導入することで、教育・保育専門職に必要な資質・能力の向上を図っている。実習科目については、その教育方法として実習計画書の作成や事前訪問を基盤とした事前学習による学内指導、現場での実習指導担当者が行うスーパービジョンによる個別指導等を中心に強化し学生の教育・保育実践力の向上に努めている。

本学は、福祉や医療、保育、経営等の実践現場とのつながりが深く、ボランティアや見学などを通じた現場の体験や地域における子どもとのふれあいをさせることで、学生一人ひとりに対して質の高い学習成果が得られるような教育環境の整備に心掛けてきた。

教育実習に関しては、その実施のための条件整備や学生に対する実習指導の基盤づくりを目指して、各務原キャンパスの実習センター担当職員との緊密な連携のもとに教育実習の面から教職指導体制の充実を積極的に図っている。また、実習センターは、実習校や教育委員会との連携を緊密に行い教育実習の円滑な実施に努める窓口としての役割も果たしている。

一方、ボランティアについては、「子ども学基礎演習Ⅰ」(1年)、「子ども学基礎演習Ⅱ」(2年)、「子ども学専門演習Ⅰ」(3年)、「子ども学専門演習Ⅱ」(4年)等の演習科目を活かし、学外授業の形で幼稚園・小学校・特別支援学校や保育所を含む指導福祉施設への見学・観察などを実施している(4-3-9)。さらに、それらを契機として教職員による指導のもとで積極的なボランティア活動を行っている。また、2008(平成20)年度に各務原市との間で連携協定を結び、同市の各機関におけるインターンシップやボランティアの受け入れが2019(平成31)年度より可能となっていることから各務原市と連携した取り組みを積極的に実施している。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

理学療法学科は、設置の趣旨、教育理念に基づき、豊かな感性と医療人としての強い倫理観を持った人材養成を目指している。このため授業科目を体系化し、特色ある教育課程に編成している。理学療法学科の教育課程は、常に臨床を見据えた体系的で論理的な知識・技術の教育が行われるよう編成している。また、医療現場のみならず、今後、更に拡大・進展が予想されるリハビリテーション医療において、高度で複雑な疾患、並びに障がい構造に対応するため、医療の安全を意識し、基本的な知識・技術の習得の上、臨床指導者の下、臨床力を意識した臨床実習課程を編成している(4-3-12)。また、教育課程は、「基礎教養系科目」と「専門教育系科目」とし、それぞれが連携し体系的に学べるように編成している。

「基礎教養系科目」は人間理解基礎科目、自己実現・自己表現関連科目、専門基礎科学科目、専門教育導入科目からなり、外国語 2 単位を含む 24 単位、「専門教育系科目」は専門基礎科目と専門科目の 105 単位からなる。

理学療法学科が目指す人材養成を達成するため豊かな感性と医療人としての強い生命倫理観をもった人材の養成という目的の達成に向け、「基礎教養系科目」は幅広い人間理解を培い、「専門教育系科目」は医療人としての強い生命倫理観と医療技術者としての実践力を育てる教育を行っている(4-3-13)。

理学療法学科では、単位制度の実質化を図るため、各年次における履修上限単位数を 50 単位未満に設定している。また、前年度の履修科目の中で、未修得単位を翌年度に持越して履修することは認めていない(4-3-6)。

また、理学療法学科は、理学療法士国家試験受験資格の取得を人材養成の柱としているため理学療法士養成科目等を卒業必修科目として設定しており、その割合は卒業要件 129 単位中 110 単位が卒業必修科目と高い。このため、卒業必修科目や進級要件科目の単位が修得できず、留年する学生や休学、退学、或いは転科を選択する学生も少なからず存在する。理学療法学科では、学生の能力向上のため、より効率的な学習指導を行うことを重要な要件として位置づけている。

なお、理学療法学科は、入学定員が 60 名と比較的少人数の学科であるため演習授業の設定等も多く、アクティブラーニングの取り入れた授業形態を多く取り入れている。また、教員自身も学科内の相互授業参観を通して、アクティブラーニングを取り入れた授業形態への研修を進めている。これに加えて、少人数の授業科目を出来る限り設定し、教員と学生の関係性を密にし、授業効果を上げている。「理学療法基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、「理学療法基礎演習Ⅲ・Ⅳ」、「理学療法研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」においては、1 クラスの編成は 10 名以下を原則とし、学生が授業に主体的に参加できるように配慮している。また、「運動学Ⅰ・Ⅱ」、「基礎理学療法検査・測定論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」においても、1 学年を 2 クラス制とし、約 30 人での授業を開講し、主体的参加が得られやすい授業環境にしている(4-3-13-1)。

さらに、理学療法学科の教育課程の特徴として、実習科目が多い点が挙げられる。実習科目は、2 人 1 組で行われ、主体的参加が要求される状況下であり、効果を上げている。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

看護学科の教育目標は、豊かな感性と医療人としての強い倫理観をもった人材の養成である。すなわち人間の生命を尊重する深い倫理観と心豊かな幅広い人間性を培い、チーム医療を推進するために必要な各分野の知識・技術の習得をもとに、課題探求能力を育成し、専門的素養のある「良き医療人」を育成することにある。看護学科は、既存学部である人間福祉学部や理学療法学科の実績・資源を生かした学部学科間の連携教育(「保健・医療・福祉」の総合的な教育)を掲げている。

看護学科の教育課程は、「基礎教養系科目群」と「専門教育系科目群」とし、それぞれが連携し体系的に学べるように編成している(4-3-12)。

「基礎教養系科目群」は人間理解基礎科目、自己実現・自己表現関連科目、専門基礎科学科目、専門教育導入科目からなり、外国語 2 単位を含む 49 単位。「専門教育系科目」は専門科目の 77 単位からなる。

看護学科では、単位制度の実質化を図るため、各年次における履修上限単位数を 43 単位未満に設定している(4-3-6)。

看護学科の特性上、看護師国家試験や保健師国家試験への合格が到達目標として掲げられている。このため各科目の到達目標も国家試験を意識したものとなるが、学生の中には、このレベルへの到達が難しい学生も散見される。この課題は入学者選抜にも波及する課

題ではあるが、学科としては、全学生が卒業、国家試験の合格ができるよう学習指導の充実を図っている。具体的は、自主学习室の設定を行い国家試験の自主学习ができる環境作りを行っている。現在(2016年度)、3年生までの在籍であるので、来年度の国家試験に向けた学習指導の充実を検討している。

なお、看護学科は、前述の通り、看護師養成を目指した学科である。このため教育課程は、国が定めた保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づいている。このため学内外の実習科目や実習に向けた実践科目の設定が多く、学生の主体的参加が前提となっている。学内実習科目では、実習助手を含めた複数の教員で科目を担当するなど配慮を行っている。また、講義や演習では、アクティブ・ラーニングを導入して学生の学びを強化している。また外部実践者（病院、施設、当事者など）による講義、ボランティア活動、自由演習なども取り入れるなど、多様な方法で授業の工夫を進めている。

6) 経営学部

経営学部は、地域社会に貢献する人材「地域人」の育成を目指しており、県内の各自治体、公共団体、商店会等との連携によって町おこし等の協同事業を進めている(4-3-14)。

また、地域と連携したインターンシップにも積極的に取り組む他、地元の政財界で活躍するトップリーダーの人生経験や哲学から、ビジネスに必要な心構えや教訓を学ぶ講演会等を開講したり、ビジネスの現場を直に体験するための企業見学を実施するなど、「現場とキャンパスを行き来して学ぶ」を具体化する実践的な教育とそのための授業形態を取り入れている(4-3-15) (4-3-16) (4-3-17)。

経営学部の教育課程は、「基礎教養系科目」と「専門教育系科目」から成り、それぞれが連携し体系的に学べるように編成されている(4-3-17-1)。

「基礎教養系科目」は人間理解基礎科目、自己実現・自己表現関連科目、専門基礎科学科目、専門教育導入科目からなり、外国語2単位を含む20単位、「専門教育系科目」は経営学科目、商学科目、経済学・法学科目、会計・ファイナンス科目、産官学協同科目、ゼミナール科目の39単位に、基礎教養系科目及び専門教育系科目から65単位を修得する。経営学部では、単位制度の実質化を図るため、各年次における履修上限単位数を48単位未満に設定している(4-3-6)。

経営学部は、経営、商学、会計、経済、金融といった学問分野の科目が多く開講されている為、講義(座学)による授業形態が多い。しかしながら、学生の主体的参加を促すため、冒頭で述べたように、講義科目であってもアクティブラーニングを導入した授業を展開している。また、教員の専門性を生かし、国内外の施設での研修や見学を授業に取り入れるなど、学生の意欲を高める工夫も行っている(4-3-18)。さらに、一部の科目ではLMS(ラーニング・マネジメント・システム)を導入して、予習・復習等に活用している。その他、教員自身についても、2014(平成26)年度の学部FDにおいて「アクティブラーニング」をテーマに研修を行い、全学部が横断的に取り組む「大学FD研修会」において経営学部の状況を発表している(4-3-19)。

7) 通信教育部(人間福祉学部・人間福祉学科)

通信教育部では、学習指導書である『学習ガイドブックⅠ／Ⅱ』を発行しており、各科目の主担当教員により次の項目に従って作成されている(4-3-20)。

通信教育部では、通学課程と比較して学生が教員から直接指導を受ける機会が少ない。そのためシラバスには授業内容の記載だけでなく、教員が当該科目において、学生にどのようなポイントで学んで欲しいと考えているか、そのためにどのような学習が必要となるか、などを詳細に示す必要がある。したがって、通信教育部においては、前述のような細

かい項目を設定し、学生に示すこととしている。

また、授業内容について学生が不明な点があった場合には、「質問票」を郵送或いは WEB 上で提出することとしており、教員は 10 日間以内に各学生の質問について回答することとなっている(4-3-21)。なお、WEB 上の質問については、質問した学生が公開を許可すれば、質問した内容及びそれに対する教員の回答を全学生が閲覧(情報共有)できる仕様となっている。

さらに、自宅学習を中心とした学習において、学生の理解度が低いと判断される科目を取り上げて、自宅学習を補完するものとして「学習フォローアップ VTR」を作成している(4-3-22)。本 VTR 教材では、当該科目について自宅学習における留意点や提出課題を作成する上でのポイントやよくある間違いなどを主担当教員がまとめて指導するものである。本 VTR 教材は、通信教育課部の「学習支援システム」(Chu-Navi(チューナビ))に掲載し、学生であれば当該科目を履修していなくても視聴できるようになっている(4-3-23)。そのため、自宅学習の作成時だけでなく、履修科目の選択の際にも役立てられている。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

授業形態は、講義、研究指導(論文講読、統計分析を含む)、論文作成指導によって行われる。講義は各教員、研究指導と論文作成指導は論文指導担当教員によってなされる。なお、さまざまな視点から研究をサポート・指導を行うことが大学院生にとっても有益であると考えられるため、大学院ではいわゆる論文指導教員(主担当教員)の他に、大学院生の研究内容に詳しい、あるいは隣接領域を専門とする他の教員がサポートに回ることになっている。

修士課程の大学院生は修了までに 1 回以上の口頭による中間発表を行うことになっている。ここで、他の大学院担当教員、他の大学院生などによる質問、批判に応じ、提言を受けることが必要である。自らの研究内容が偏らないように、独善的にならないように、幅広い観点で見直すためである。

課程博士として博士学位を取得するためには、年 1 回以上の口頭による中間報告、かつ主題にふさわしい学術誌掲載論文が 2 点以上(うち 1 点以上が査読付)あることが求められている。さらに予備審査を受け、予備審査委員との質疑応答を経て、提出が適当と評価された場合に博士論文提出が認められる(4-3-24)。

履修科目登録の上限設定はない。修士課程の場合、専門科目のうち「人間福祉学総合研究(2 単位)」は 1 年次前期に開講される(4-3-25)。「人間福祉学研究 IA・IB・IIA・IIB(各 2 単位)」は各セメスターで配当される。それ以外の専門科目である「人間福祉学特講(各 2 単位)」は 1 年次・2 年次のいずれの年次でも受講が可能である。特別研究指導科目である「特別研究指導 IA・IB・IIA・IIB(各 2 単位)」は、各セメスターで配当される。このことから、修士論文作成に必須の「人間福祉学研究」と「特別研究指導」の計 16 単位、ならびに 1 年次前期に必須科目として設定されている「人間福祉学総合研究」の 2 単位を除くと、「人間福祉学特講」で修得すべき最低科目数は 12 単位(6 講義)である。1 年次に 11 科目を履修することはそれほど困難ではない。

博士後期課程は、各学年で「人間福祉学特殊研究 I・II・III(各 4 単位)」のみが配当されており、各年次 1 科目である(4-3-26)。

修士課程および博士後期課程の大学院生は年に 1 回研究計画書を提出している。指導教員はその内容を吟味した上で、署名捺印し、研究科教授会にて諮る。その内容について大学院教員の承認を得た上で、その内容に沿いつつ、適宜修正を含めた指導を行っている。また指導教員と大学院生との間で十分に打ち合わせを行って、論文を執筆させている。また主担当教員と副担当教員は綿密に連携を取りながら、大学院生の指導を行っている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

1) 大学全体

本学では、すべての授業科目でシラバスを作成している。本学のシラバスは、紙資源の保護の観点もあり WEB システムとなっている(4-3-27)。このため学生及び教職員は、原則としてホームページ上からシラバスを閲覧することになる。ただし、学生指導用と保存用に冊子版も少数作成している。シラバスの形式(記述項目)は、「授業概要」、「到達目標」、「授業計画」、「予習・復習」、「評価方法」、「受講上の注意事項」、「テキスト及び参考文献」の7区分である。シラバスは、担当教員によって記載の観点が不統一にならないように教務委員会が策定する「シラバス作成指針」を担当教員に配布(ホームページ上からダウンロード)している。担当教員は、当該指針に従いシラバスの作成を行っている(4-3-28)。

シラバスの作成方法は、担当教員がホームページ上の「シラバス入力システム」にアクセスし、直接、WEB 上で所定書式に入力する。担当教員により入力完了したシラバスは教務課職員が点検し、記載事項が不十分な箇所がある場合は、記述を促している。完成したシラバスは大学ホームページで公開されており、学外からも閲覧することができる。

授業内容・方法とシラバスとの整合性の観点については、全学生を対象に行う「授業に関する調査」(授業評価アンケート)において確認をしている(4-3-29)。本項目では、授業の進行及び内容がシラバスに基づいているかを設問としており5段階で回答する。

当該アンケート結果では、「この授業の内容やつながりを理解するためにシラバスを利用しましたか。」の項目における学生の結果は

- ・とてもそう思う・・・19.5%
- ・そう思う・・・19.0%
- ・普通・・・36.7%
- ・あまりそう思わない・・・12.9%
- ・全くそう思わない・・・11.8%

となり、5段階評価の平均は3.24となった。「普通」という回答が多いものの、「とてもそう思う・そう思う」を合わせた数が、「あまりそう思わない・全くそう思わない」より多い結果となった。

また、2014(平成26)年度より「シラバスの第3者チェック」の取り組みを開始した。これは、各教員が作成したシラバスを教務委員が第3者の立場で確認するものである。この取り組みにより、シラバス内容に不適當な箇所があれば、当該教員へ改善が促される仕組みとなっている。

2) 人間福祉学部

シラバスの作成・内容に関しては、担当教員に任されているところであるが、その取扱等については、大学全体で述べたとおりである。また、授業内容・方法とシラバスの整合性についても大学全体で述べたとおりである。

3) 教育学部

シラバスに関する取扱等については、大学全体で述べたとおりである。シラバスは、学的に統一した形式に基づいて各教員が作成しているが、毎時間の予習・復習を明記することで、毎時間の授業のみでなく事前事後学修もしっかりと位置づけている。また、教育学部は教職関係の授業において複数教員で担当する授業も多い。その場合は担当教員間で事前に打ち合わせ、役割分担だけでなく学生に身につけさせたい事項を各教員で共有して

いる。なお、シラバスは WEB 上に一度掲載されると変更ができない仕様だが、学生の実態に合わせてシラバスの変更が必要な場合やオリエンテーション等で配布が必要な場合は、各教員が適宜変更点を印刷して対応している。

本学では、全学的に毎年、プレースメントテストを実施し、教育効果について検証を行っているが、その結果を学科会議等において教員間で共有している。本学部における 2015(平成 27)年度のプレースメントテストでは、項目によっての大小はあるものの、入学時のテストと比較して、全ての項目で全学年とも上昇しており、教育成果があると言える。

また、授業アンケートの結果からも学生の授業に対する満足度等を参考にシラバスの改善等に努めている。

さらに、毎年 4 年生に学部独自で「卒業前アンケート」を実施し、本学部での 4 年間の学びについて調査結果を教育課程の改善等に活かしている(4-3-30)。特に 2015(平成 27)年度からこの「卒業前アンケート」をスマートフォンによる WEB 調査にしたことで調査結果が瞬時に出るため、次年度への教育内容等の改善を早期に対応できるようになった。

学部内 FD 研修会では、互いに授業を参観し合い、その結果を学科会議で話し合うことを通して授業改善に努めている。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

理学療法学科では、学生の履修に際しては授業科目の内容を十分に理解した上で履修登録ができるよう指導している。また、シラバスの作成・内容、その取扱等については、大学全体で述べたとおりである。

シラバスの内容は全科目に共通のフォーマットを使用して、講義概要、授業計画、評価など分かりやすく記載され適切に運用されている。「講義概要」では、概ね 200 文字前後で講義ポイントや課題が簡潔に示されており、授業計画においても毎回の授業内容が分かりやすく明示されている。また、演習科目のように、毎回の授業内容を明示することが困難なものであっても、同一のフォーマットを使うことで学生の履修に際し参考になるよう編集しており、現状においては適切であると考えている。シラバスによって講義の目的・内容を、学生に伝える目的と共に、日常の予習、復習の指導上からも、講義内容を理解しやすく、詳しく記載している。試験の採点方法や合否判定基準に関しても、詳細に記載している。

また、授業内容・方法とシラバスの整合性についても大学全体で述べたとおりであり、その結果を次年度のシラバスに反映させている。このため時に、実際の授業の内容・方法が、シラバスの内容と異なることがある場合は、内容との整合性が図れるように調整している。なお、講義の採点方法や合否判定等は、変更されることはない。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

シラバスの作成・内容、その取扱等については、大学全体で述べたとおりである。看護学科では、担当教員がシラバスの作成後に、学科長・学科教務委員が確認を行っている。

また、授業内容・方法がシラバスの内容と適合性、整合性についても大学全体で述べたとおりである。

6) 経営学部

シラバスの作成・内容、その取扱等については、大学全体で述べたとおりである。シラバスは、「シラバス作成指針」に従って、各項目である「到達目標」、「授業計画」、「予習・復習」、「評価方法」を内容別に記述している(4-3-28)。

学生は、『履修要項(シラバス)』と『時間割表』によって、事前に年間の授業計画及び

授業方法、内容を了知することになる。教員は、シラバスに沿って教科書や配布物等の資料を用いて講義を進めている。なお、アクティブラーニングとして実施する科目についてもシラバスで明記するようにしている。また、授業内容・方法とシラバスの整合性についても大学全体で述べたとおりである。

7) 通信教育部(人間福祉学部・人間福祉学科)

通信教育部におけるシラバスは、『学習ガイドブック』がその役割を果たしている(4-3-20)。「学習ガイドブック」は、授業計画の進行を明示するものであるが、自宅学習科目においては、学習指導書の役割をになっている。通信教育部では、各科目の主担当教員だけでなく、複数の担当教員によって提出課題の添削や面接授業(スクーリング授業)が行われている。したがって、各担当教員間において授業内容や成績評価の基準等について共通理解を図る必要がある。通信教育部においては、年度当初に主担当教員及び副担当教員が集まり、『学習ガイドブック』に基づいた授業展開についての確認を行うこととしている。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

講義科目については、シラバスに応じた授業展開がなされている(4-3-31)。また、予習復習の提示もなされているので、重層的な理解が可能である。なお、講義の進行度合いについては受講生の理解度に応じて多少の変化はある。

2014(平成26)年度以降のカリキュラムの場合、「人間福祉学研究」は論文講読、「特別研究指導」は論文作成の指導となる。これらについては一方的な講義形式ではなく、大学院生の問題意識を問い、教員と討論することを通して他者の論文の意味や自分の論文の構成・論の展開を検討していくことが眼目となる。また、社会人大学院生の場合は自らの職業で対峙する問題点が研究課題となることが散見されるが、それらの問題を解決しようと試みるのも重要なテーマとなる。従って、シラバスに基づきつつ、柔軟な対応ができるよう留意している。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

1) 大学全体

授業における評価方法・評価基準は中部学院大学学則第19条第4項で試験の評価を「S、A、B、C及びDとし、S、A、B及びCを合格とする。」と規定し、評価基準を「中部学院大学学内試験及び試験の評価に関する規程」第13条第1項別表3で次の通り規定している(4-3-32)。これらの規程にしたがい授業科目毎に評価方法と評価基準を定め、シラバスでの明示、学生に配布する履修要項で学生に周知している。学生は学期終了時には成績をWEB上で閲覧することができ、成績の疑義が生じた場合は成績発表から7日以内に教務課を通して、担当教員に質問することができ、担当教員から文書で回答を得ることができる。なお、成績疑義の手続についても、『履修要項』に記述されており、学生に周知している(4-3-32-1 P.101)。また、成績を訂正する必要がある場合は、担当教員が「成績追加・訂正願い」を学長に提出し、承認を得て、訂正を行うことができる。

単位認定の適切性については、大学設置基準にしたがい学則第15条第1項で次のとおり1単位の授業時間数を規定している(4-3-5)。

学生への単位制度の説明は『履修要項』に明記し、学生に周知している(4-3-32-1 P.1)。また、単位認定の適切性については、学則第19条の2において定期試験及び履修した科目の単位が認定できない者について次のとおり定めている。なお、病気等のやむを得ない理由により、定められた期間の定期試験が受験できない者についても、学生からの申請に

より追試験の期間を設け対応している。さらに、定期試験期間中に受験した科目が不合格となった科目についても、学生からの申請により再試験を実施している。これらに関して、中部学院大学学内試験及び試験の評価に関する規程に従い適切に行っている。

既修得単位認定については大学設置基準第 28 条、第 29 条及び第 30 条に従い、学則第 20 条、第 20 条の 2 及び第 21 条で、単位認定基準、上限について、規定している。

上記の詳細については、中部学院大学既修得単位認定規程に従い、適切に単位を認定している。

また、本学は3年次編入生を受入れていることから、編入生受け入れの要件を中部学院大学学則第21条で次の規定している。

編入生の詳細な既修得単位認定基準については、中部学院大学編入学及び転入学規程に従い適切に単位認定を行っている(4-3-33)。

2) 人間福祉学部

授業の評価方法及び基準に関する取扱は、大学全体で述べた通りである。人間福祉学部では、特に評価基準に関して、評価項目ごとの比重(割合)を明確に示すことを学部教務委員を通して学部教員に求めている。

また、年度当初のオリエンテーション時において、1コマ(90分)を使い大学における「単位制」の説明を学生にしている。単位制に関しては『履修要項』にも示し、予習・復習という自習時間が求められることを記している(4-3-32-1)。

科目によっては授業時間外での取り組みや課題を実施し、成果物を評価に反映させることなどが行われている。

編入生、転学科生の既修得単位認定については、教務委員会にて精査している。ただし、専門科目等で教務委員会の判断が難しい場合は、教務委員会から学部又は担当教員の意見を求められ場合がある。特に、他大学からの編入生に関しては、成績の提出だけでなく、履修した科目のシラバスの提出を求め、人間福祉学部科目との整合性を確認している。

また、専門職養成に関する科目(指定科目)については、他の大学等における取得単位を既修得単位として原則として認定はしない。編入生にとっては負担となるが、本学部における教育の質を担保するという点で専門職養成科目は、本学で学ばせることとしている(4-3-33)。

3) 教育学部

現行の成績評価、単位認定に関する規程は、大学全体で述べた通りである。

前期成績発表は、後期授業開始日に行い、前期の成績結果により追再試験を受験しなければならない者は、追再試験の日程は授業に支障を来さない範囲で土曜日の午後などを用いて複数回に実施している。再試験については、科目担当教員が認めた場合には2年次と4年次のみ行っている。再試験では60点以上がC、60点未満がDとなる(4-3-32)。

成績評価の項目は、筆記、論文、口述、実技などによるが、どの項目を、どのような比率で、どのように評価するかについては、特に基準はなく、授業形態や授業方法に応じて、科目担当教員の裁量に委ねられている。実習の評価については、実習先からの評価に基づいて大学側の担当教員が総合評価している。

教員は期末試験のみで成績を評価するのではなく、出席状況、授業中の受講態度、発表内容等によって総合的に評価をしている。成績評価については、担当教員が評価した成績がそのまま学生の成績評価となっている。

成績評価基準は授業における学習目標や目標達成の方法及び計画とともにシラバスにおいて明示しており、適切な成績評価が行われている。また、複数教員担当の科目につい

ても、担当者間で成績評価について事前に打ち合わせがなされている。

毎月行われる学科会議において、学部学生全員の成績評価及び出席率の一覧表が回覧され、学科教員が成績評価・単位認定全体の適切性を確認する機会となっている。また、実習や進級などに関わる科目に不合格のある学生に対しては、必要に応じて保護者も含めた面談を行い、成績評価に関わる見解を共有できるようにしている。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

現行の成績評価、単位認定に関する取扱は、大学全体で述べた通りである。

成績の評価方法や評価基準については、『シラバス』や『履修要項』で明示しているが、理学療法学科においては、卒業時の理学療法士国家試験への合格が基本目標となるため、当該国家試験の合格基準についても専門科目の評価基準に取り入れている。

また、複数教員担当の科目や学内実習科目については、担当者間で成績評価について事前に打ち合わせがなされている。さらに学外実習については、実習先での評価、出席状況を鑑み総合的に判定している。成績評価のあり方については、学科会議においても検討課題としている。

なお、理学療法学科の場合、教育課程の特性上、既修得単位認定については、専門科目については行っていない。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

看護学科の成績評価、単位認定に関する取扱は、大学全体で述べた通りである。

看護学科では、複数教員担当の科目や学内実習科目については、担当者間で成績評価について事前に打ち合わせが行っている。さらに臨地実習については、実習先での評価、出席状況を鑑み総合的に判定している。

なお、看護学科の場合、教育課程の特性上、既修得単位認定については、分野に構成される専門科目については行っていない。学科では、成績評価の適正を期するために、学科の教務委員が中心となり必要な情報を、随時、学科教員に伝えている。それに対応しつつ、成績評価・単位認定は、担当者の専門性を尊重し、あくまでも個別科目担当者の責任において行われている。

6) 経営学部

経営学部の成績評価、単位認定に関する取扱は、大学全体で述べた通りである。

経営学部では、成績評価の客観性や厳格性を確保するための成績評価基準についての共通理解について学科会議等を通して図っている。

また、経営学部では、1・2年次生には学び直しを図るため再試験を行わず、3・4年次生のみ「再試験」を認めており、再試験で合格すれば、「C」評価にて単位修得を認めている(4-3-32)。さらに、各種試験の合格や資格取得による単位の認定制度(20単位が上限)を採り入れ、学習の多様化とレベル認定に努めている(4-3-32-2)。

7) 通信教育部(人間福祉学部・人間福祉学科)

通信教育部は、大学通信教育設置基準第5条に基づく単位制によって教育課程を編成している。各科目の単位認定は、原則として科目修了試験を経て単位が授与される。科目修了試験の実施方法は、科目形態によって定めている(4-3-34)。

単位認定の積み上げによって学位授与が行われる要素が大きい以上、各単位の認定は学位授与の適切性に連動する課題を内在している。そのため成績評価法や基準の明示方法に関する取り決めや履修指導について、さらに教育改善への組織的な取り組みについては通

信教育部会議で協議を行っている。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

成績評価の枠組みはシラバスに記載されており、単位の認定もそれに従ってなされている。修士課程では、レポート課題が多くその内容に基づいた評価がなされているが、近年では筆記試験によって評価されるものもある。唯一、オムニバス方式で行われている「人間福祉学総合演習」は研究科長が判定している。

また、修士請求論文は主査および副査 2 名以上によって査読され質疑応答が行われる。その結果を踏まえて研究科会議にて行われる最終評価に合格することによって修士学位が承認される。

博士課程については、年 1 回以上の口頭による中間報告、主題にふさわしい学術誌掲載論文が 2 点以上（うち 1 点以上が査読付）あること、さらに予備審査を受け、予備審査委員との質疑応答を経て、提出が適当と評価された場合に博士論文提出が認められる。それ以降も、主査および副査 2 名以上によって博士請求論文の査読・評価があり、公聴会での発表と質疑応答が行われ、研究科教授会にて行われる最終評価に合格する。これらの過程をすべて完了して博士学位が承認される。

以上のことから成績評価と単位認定は適切に行われていると言える。

なお既修得単位認定については、中部学院大学大学院学則第16条および第17条に示している通り、10単位を超えない範囲で修得したものとして認定される。またその判断は研究科会議によってなされる(4-3-35)。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その成果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

1) 大学全体

a) 教育改革委員会の取り組み

本学では、教育内容・方法の改善を図るために「中部学院大学教育改革委員会」を設置している。教育改革委員会は、「中部学院大学自己点検・評価委員会」及び「中部学院大学ファカルティ・ディプロップメント委員会」と協力し、教育に係る中・長期計画に関する事項や教育改革の推進に関する事項等について審議している(4-3-36)4-3-37)。

教育改革委員会の特徴は、後述する FD 委員会、自己点検・評価委員会との事実上の合同委員会で実施することにある。“事実上の合同委員会”とは、当該 3 つの委員会の構成員は、全て同一の教職員とすることで同一開催が可能となることを指している。現体制以前においては、教育改革、FD 及び自己点検に関する委員会開催は、不定期開催となっていた。このため委員会の開催日を調整すること自体に一定の負担があり、また、開催日と開催日の期間が空くケースが散見された。このため当該 3 つの委員会を合同化することにより恒常的に委員会開催が可能になった。さらに、自己点検の活動により顕在化した課題を教育改革の活動によって改善案を検討し、FD 活動において当該改善案の実践に繋げていく構造化を目指す意図もあった。

教育改革委員会の委員長は学長となっており、教育改革に向けた陣頭指揮を執っている。また、その構成員は、学長、副学長、学長補佐の他、学部長(大学院研究科長を含む)、学科長(通信教育部部長を含む)に加え、教務委員長、学生支援委員長、キャリア支援センター長となっている。また、事務局からも”委員”として本会議の構成員に加わっている。

教育改革委員会における構成員のあり方は、本学の教育改革に向けた強い姿勢を表すとともに多様化する学生に対応するため教育改革を教育面に加え、学生支援、キャリア支援

を含めて総合的な見地から捉えている。さらに、事務局からも委員を加えているのは、教育改革の実行に向けては事務・運営の視点を踏まえた専門的支援スタッフの存在が欠かせないという判断がある。教育改革委員会は、毎月開催し、様々な検討課題について協議を行っている。なお、前述した通り、教育改革委員会とFD委員会、自己点検・評価委員会の構成員は、同一であるが、委員長・副委員長はそれぞれに位置付けており、各委員長が進行を行う。

また、教育改革委員会の主な検討テーマは、教育改革全般にわたっているが、教務委員会、学生支援委員会、キャリア支援委員会、さらにはIR推進センターと連携した本学における教育改革の起点となっている。

b) 「授業に関する調査(授業評価アンケート)」の取り組み

授業改善に向けて「授業に関する調査(授業評価アンケート)」の計画・実施及び結果分析を教育改革委員会、IR推進センター、教務委員会の協同事業として取り組んでいる(4-3-29)。「授業に関する調査(授業評価アンケート)」は、授業科目の最終開講日または定期試験期間中(試験時間は60分設定であるが、時間枠は90分を設けているので対応が可能となる)に実施する。実施の回数は前期1回、後期1回の年2回である。「授業に関する調査(授業評価アンケート)」の内容は「授業の内容や方法」、「教員の授業の取り組み方」、「学生の授業の取り組み方」、「その他(教室の規模や施設設備環境、授業の満足度)」を5段階評価で答えるものと、学生からの授業への改善・要望等を記載する自由記述欄を設けている。

こうして実施された評価結果は、授業科目の担当者に通知し、改善計画を学長に報告することとし、集計結果は、IR推進センターで分析が行われ、その結果を教育改革委員会に報告され、授業改善の方策について検討を行う。また、集計された評価結果は冊子にし、図書館と学内ホームページで公表している(4-3-38) (4-3-39)。

c) FD活動の取り組み

組織的な研修・研究については、「中部学院大学ファカルティ・ディプロップメント委員会」(以下「FD委員会」と表記)を設置している(4-3-40)。同規程では、その審議事項をFD活動の企画立案、FD活動の実施計画の立案、FD活動の評価、FD活動に関する情報の収集と提供、そして、その他、学長の諮問する事項と規定している。また、FD委員会では、大学全体のFD活動に加えて、各学部においても独自のFD活動を実施する旨を定め、大学全体のFD研修の計画策定、実施、点検に加え、学部単位のFD研修の実施を指導している。大学全体のFD研修は、毎年度、テーマを設定して開催している(4-3-19)。なお、2015(平成27)年度のFD研修会は、外部講師を招いた講演方式のFD研修であったが、それ以前のFD研修は、その年度における課題をテーマとし、それぞれの学部学科がテーマにしたがい発表・報告を行い、これに対する質疑応答形式の研修、またはワークショップ形式も取り入れながら研修会を行っている。

2) 人間福祉学部

授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施については、大学全体で述べたとおりである。特に、「授業に関する調査(授業評価アンケート)」を全学的に実施しているため、この評価をもって教員個人が教育内容の改善に取り組んでいる。

また、大学全体のFDに加えて、学部FDに取り組んでいる(4-3-19)。

3) 教育学部

授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施については、大学全体で述べた通りである。特に、「授業に関する調査(授業評価アンケート)」を全学的に実施しているため、この評価をもって教員個人が教育内容の改善に取り組んでいる(4-3-29)。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施については、大学全体で述べたとおりである。

理学療法学科では、教育成果については、学科内で常に共有している。学科会議において、全学年の学生状況を報告し、出来るだけ早期に解決策を提案し実行している。

また、教育成果の一つである成績に関しては、特に1年生の入学後早期に行われた中間テスト等の成績は、学科内共有とし、学生指導に生かしている。さらに、教員の授業内容等に関しては、「教員相互による授業参観」や「2 クラス授業」等を導入することにより、互いに指導方法の検討を行えるようになってきている。この他、実習指導内容に関しては、教員全員が、他大学同学科の講義見学等行い本学の方法改善のために研修を行っている。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施については、大学全体で述べたとおりである。

看護学科では、全般的教育成果については、各月開催の定例学科会議において必要な振り返りを行い、諸事項の改善に結びつけている。また、資格制度に則った国家資格取得のための実習事項については、実習委員会において協議のうえ、学科会議に報告して必要な改善を施している。さらに実習報告会はじめ、関連事業や研修会報告会を随時開き、それらの結果の振り返りと改善に努めている。

6) 経営学部

授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施については、大学全体で述べたとおりである。さらに、経営学部では、例年、学部独自のFD委員会を設置し、ここでの議論に基づきテーマを選定、全教員参加の下でFD活動が行われている。これまでの経営学部FD委員会での中心的なテーマは「アクティブラーニング」である。より具体的には、LTD (Learning Through Discussion) を取り上げ、その有効性等について議論した。

7) 通信教育部(人間福祉学部・人間福祉学科)

通信教育部では、年1回、全学生に対し「在学生アンケート」を実施している(4-3-42)。本アンケートの中で、学生生活の満足度やカリキュラム内容についての満足度を調査している。また、スクーリング科目については授業ごとで「授業に関するアンケート」を実施している(4-3-43)。この結果について各担当教員に配付し教育内容や指導法の改善の参考としている。また、同アンケートの集計結果を毎年実施する「通信教育部 科目担当者連絡会」において配付し、授業内容等について意見交換等を行っている。

8) 大学院

大学院では受講数が若干名であるため、授業アンケート等を実施した場合、回答した学生が特定可能であるという大きな問題が横たわっている。従って「授業に関する調査(授業評価アンケート)」を行っても、その結果の妥当性には疑問が残るため、アンケート形式

の調査は行っていない。このため大学院では、大学院研究科会議において教務担当委員を置き、当該委員が聞き取り調査の形で、教育成果に関する定期的な検証を行い、その成果を大学院研究科会議に諮り、教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけている。なお、当然のことながら大学院担当教員は、学部教員を兼務しているため担当教員は学部 FD に出席し研鑽を深めている。

2. 点検・評価

<基準4-3の充足状況>

教育方法については、本学の教育目標を達成するために必要な授業形態を明らかにし、学生の主体的参加を促す方法についても、ゼミナール科目を導入するなどしている。

1年間の履修登録単位の上限を50単位未満に全ての学部学科が設定し、シラバスに記述する必要項目も全学的に統一が図られており、その定期的な検証も行われている。

また、授業科目の内容、授業形態にしたがい単位制度の趣旨にしたがい単位設定がされており、成績評価と単位認定が行われている。また、教育内容・方法の改善を図ることを目的とした組織的な研修・研究を教育改革委員会・ファカルティ・ディプロップメント委員会等が担い教育内容・方法の改善を図っている。以上のことから基準4-3については概ね充足している。

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

教育方法については、実践力のある人材を育成するため演習・実習科目に焦点を当てた教育課程としおり、特に実習教育の充実が図られている。この点は、理学療法学科等の高い国家試験合格実績や90%を超える就職率(2013(平成25)年度から2015(平成27)年度までの就職実績:「就職率」は文科省基準による)に導かれている。

また、学長のリーダーシップに基づく恒常的な教育改革の環境が整えられたことにより、文部科学省の私立大学総合改革支援事業(タイプ1、2)に2013(平成25年)年度から連続採択を受けている。FD研修会についても、毎年度、テーマを設定し、研修を行うことで教員のFDに対する意識も向上している。

2) 人間福祉学部

専門職養成に関しては実習科目を達成目標の1つとして捉え、講義科目、演習科目での学びを積み上げていくという流れができている。この結果、実習先施設・機関との高い信頼関係が結ばれ、ひいては就職実績に繋がっている。

今後のカリキュラム改正においても、この積み上げ概念は、継続していくことが必要であると考えている。

3) 教育学部

授業形態ごとの学修時間数に幅を持たせることにより、科目の内容によってより効果的な授業を提供することができ高い教育効果が期待できる。教育学部では、各科目の到達点が異なる点を踏まえ、教員間で連絡調整を図り、学部全体の教育効果の向上に努めている。

また、前述した各年次進行に合わせて開講される「演習科目」は、必修科目であり1クラスが10名程度の学生で構成されている。1年次は仲間づくりを中心に演習を進めるので学生の孤立を防ぎ、それがひいては学修の活性化につながっていると考えられる。また、2年次には、学習姿勢・態度の向上に効果を上げている。この2つの科目を通して、教員

は学生の動向を把握しており、学生に対する生活面も網羅した支援が可能であった。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

理学療法学科の教育課程は、常に臨床を見据えた体系的で論理的な知識・技術の教育が行われるよう編成しているため医療現場から高い評価を受けている。この点は、就職実績として現れている。また、豊かな感性と医療人としての強い生命倫理観をもった人材の養成をおこなうためゼミナール科目の充実を図り、学生と教員の距離が近く、きめの細かい指導・支援を展開している。

6) 経営学部

地域との連携によって、学生の意欲を高める授業や、主体的な学習を促す授業を提供することで、選択科目でありながら、高い履修率を維持している。(資料：現代産業研究履修者数(割合)。また、LMSの活用によって、授業時間外の学修を促すことができている。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

入学当初から3年の長期履修を考えていた者を除いて、修士課程大学院生は2年で修了・学位取得に至っている。博士後期課程の大学院生は、自らの仕事と並行して学業に勤しんでいるため修士のように順調に学位取得に至るわけではないが、副担当制、中間報告、博士論文の予備審査を実施することで、よりきめ細やかな指導を行うことができている。

②改善すべき事項

1) 大学全体

「演習・実習科目」を担当する教員は、実習に向けた事前・事後の指導や実習先への巡回指導など負担度が偏る傾向がある。

また、今回の自己点検・評価において、既修得単位認定規程が現在の運用と不適切な箇所があるため、規程の一部改正を行う必要がある。

2) 人間福祉学部

シラバスに基づいた授業内容・方法であったかは、教員一人ひとりの評価にとどまっていることからこれを学部教務担当がチェックし、さらに充実させていくことが必要である。さらに、学部の教員による教育内容を向上するための共同研究の取り組みが必要である。

3) 教育学部

教育学部は「演習」「実技」「実習」が多く、クラス分けなどによっては時間の過密化が起こっている。また、半期科目として開講することで、学生の単位取得がしやすいようになっているものの通年科目や積み上げ方式の科目においては未修得が生じやすい点がある。

4) 経営学部

履修登録の上限を48単位として設けているものの対象科目は、選択科目が多く、一部の学生は3年間でほぼ卒業に必要な単位を修得できることとなる。この場合、4年次配当科目の「卒業研究」も選択科目のため、これを履修しない場合、4年次は授業が無い状態になる。履修登録の上限制度以外の方法によってバランス良く履修が行える仕組み作り、特に卒業研究の必修化について検討を深めていきたい。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

大学院生に研究指導計画を作成・修正させる方針について、大学院研究科会議で明確に

定められているわけではなく、教員の裁量に任せられている。そのため、指導の遅滞が発生し、学位論文締め切り間近になってから進捗管理で混乱する場合も散見される。

また FD 研修については、大学院に特化した FD 研修は発展途上と考えられる。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

FD 研修の一層の充実を図るためにワークショップ形式の導入を行う。また、2016(平成28)年度は事務職員も交えた FD・SD 合同研修会を実施し、効果があったため、全学的な教育内容改善に向けた研修会を実施する。

2) 人間福祉学部

学生の主体的参加を組み込んだ授業は、少しずつ広まってきているといえる。講義によって実施される科目であっても学生が定期試験や最終レポートという形以外で自らの学びを表現できる機会を広げることで評価の基準も多様化できるようになるといえる。

3) 教育学部

教員間での調整を図り、時間割の効率的な運営を行い、学習環境の改善に努める。単位計算方法に関して見直しを図り、進路に対する配慮などを含め、履修実態に即した体制づくりを行う。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

FD 研修の導入により各教員が学生の主体的な授業参加を促すような授業内容・取り組みが少しずつではあるが浸透・定着してきている。

5) 経営学部

「きめ細かな」学生対応という点を重視してこれまでの学部教育は執り行われてきたが、より迅速・具体的に学生に対応するためには、事務組織レベルで展開されている SD 活動とより綿密な連携が求められねばならない。すなわち、全学 FD 活動及び学部 FD 活動と SD 活動をいかに有機的に結びつけるかが重要である。

②改善すべき事項

1) 大学全体

すでに導入している「教育職員自己点検調査票」のさらなる充実をはかり、教員の負担度が平準化するように取り組みを進める。

また、学生による授業評価を年2回(前期1回 後期1回)実施しているが、評価結果を集計・分析に時間を要するため一定の予算措置を行い外部業者に処理を委託するなどの措置を講ずる。

2) 人間福祉学部

学生の主体的参加を促す授業を展開するには、1人の教員で実施することが難しい点がある。授業の展開に応じて学生1人ひとりを支援するため教育方法のさらなる向上を目指す必要がある。

3) 教育学部

現在の「演習」担当者への依存が大きい学生支援体制を改善するため教務委員会・学生委員会・学生相談委員会等が相互に連携を図りながら、学部全体として総合的な学生支援を充実させていく取り組みを進める。

8) 大学院（人間福祉学研究科）

修士課程および博士後期課程における、「研究指導要領」のような指針を作成し、それをもとに研究指導の方法や内容、修了までの道筋を明確にした研究指導計画を明示していくことが必要である。その上で、計画書の手順に沿って、修業年限内での論文作成が滞りなく行われるよう、指導教員や副担当教員が助言と指導を行う。以上のような体制を構築する。

大学院の教員は学部所属であるため、学部での授業に関する調査（授業評価アンケート）やFDを通じた組織的研鑽や研修を行っているが、大学院においてもFDを実施するといった方策を講ずる。

4. 根拠資料

4-3-1)	2015年度 「第1期中期計画—Action Plan—」	既出 1-3)
4-3-2)	中部学院大学・中部学院大学短期大学部実習センター概要資料	既出 2-7)
4-3-3)	2015(平成27)年度 中部学院大学・中部学院大学短期大学部実習教育研修会 次第	既出 1-31)
4-3-4)	基礎・専門演習(ゼミナール)の役割紹介	
4-3-5)	中部学院大学学則	既出 1-4)
4-3-6)	中部学院大学授業科目履修規程	
4-3-7)	オフィスアワーに関する仕組みの説明資料	
4-3-8)	中部学院大学受験生サイト ラーニングコモンズ URL http://web3.chubu-gu.ac.jp/web/learn/learningcommon/	
4-3-9)	中部学院大学 授業計画	
4-3-10)	地域連携事業「美濃と飛騨のふくし」	
4-3-12)	中部学院大学 履修要項 看護リハビリテーション学部	既出 4-1-5-3)
4-3-13)	理学療法学科 教育課程の特色について	
4-3-13-1)	中部学院大学 授業計画 (一部科目抜粋) 理学療法学科関係	既出 4-2-8)
4-3-14)	「ポローニア」経営学部「地域人」育成に向けた取り組み	
4-3-15)	経営学部「インターンシップ」の取り組み	
4-3-16)	現代産業研究	既出 1-8)
4-3-17)	経営学部「企業現場研究」	
4-3-17-1)	中部学院大学 履修要項 経営学部	既出 4-1-5-4)
4-3-18)	経営学部「郷土学」	
4-3-19)	2011-2015 FD活動の一覧	既出 3-25)
4-3-20)	2016(平成28)年度 中部学院大学通信教育部 『学習ガイドブック』	既出 4-1-8)
4-3-21)	2016(平成28)年度 中部学院大学通信教育部 『学習のしおり』	既出 1-33)
4-3-22)	学習フォローアップ VTR	
4-3-23)	Chu-Navi の紹介 通信教育部	
4-3-24)	2016年度 中部学院大学大学院人間福祉学研究科案内パンフレット	既出 1-14)
4-3-25)	2016(平成28)年度 中部学院大学大学院履修要項	既出 1-34)

4-3-26)	中部学院大学大学院の時間割	既出 4-2-15)
4-3-27)	シラバス入力マニュアル	
4-3-28)	シラバス作成指針	
4-3-29)	学生による授業評価 書式等	既出 3-16)
4-3-30)	教育学部 卒業前アンケート 結果まとめ	
4-3-31)	大学院講義概要	
4-3-32)	中部学院大学学内試験及び試験の評価に関する規程	
4-3-32-1)	中部学院大学 履修要項 人間福祉学部	既出 4-1-5-1)
4-3-32-2)	中部学院大学既修得単位認定規程	
4-3-33)	中部学院大学編入学及び転入学規程	
4-3-34)	通信教育部成績評価と単位認定	
4-3-35)	中部学院大学大学院学則	既出 1-13)
4-3-36)	中部学院大学教育改革委員会規程	既出 3-23)
4-3-37)	教育改革委員会の機能と特徴	
4-3-38)	学生による授業評価 結果 教員用	既出 3-17)
4-3-39)	学生による授業評価 結果 IR委員会まとめ	既出 3-18)
4-3-40)	中部学院大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	既出 3-22)
4-3-42)	通信教育部「在学生アンケート」	既出 3-27)
4-3-43)	通信教育部「授業アンケート」	既出 3-26)

IV. 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

1) 大学全体

a) 学生の学習成果を測定するための指標

本学では「第1期中期計画—Action Plan—」を定め、そのビジョンとして「② 教育の改革と質保証」において「教育の質保証に向けた取り組み」を事業計画に定め、「学習成果に対する多様な評価方法の検討と導入」、「授業調査の分析と授業への実施」等を主な施策・検討課題に掲げている(4-4-1 P17)。

また、本学では、教育研究上の目的、学位授与の方針、教育課程の編成方針を定めており、各授業科目のシラバスにおいても「到達目標」の項目を設定している。このため学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用については、各授業科目の成績分布より把握することができる。

本学では2012(平成24)年度入学生より定期試験の成績評価を「S」「A」「B」「C」「D」の5段階評価とし、2013(平成25)年度よりGPA(Grade Point Average)制度を導入している(4-4-2)。GPAは成績評価(SからD)の5段階を4から0までのグレードポイント(点数)に置き換え、そのグレードポイントに履修登録をした授業科目の単位数を掛け、その合計を履修登録した授業科目の総単位数で割った平均点数で表している。

学生は、web上で各科目の成績とともにGPAを随時確認できる。そのため、学生が自分自身の学修成果を客観的に把握しやすくなり、学修への意識が高まりつつある。2015(平成

27)年度の全科目の GPA 指数が一定水準以上であることを踏まえると本学における教育目標は、概ね達成していると考えられる(4-4-3)。

また、本学は、「授業に関する調査」(授業アンケート)を毎年度、実施しており、その状況によっても学習成果を把握することができる。ただし、GPA や授業アンケートでの指標は、学生の相対的な学習状況になる特性がある。このため本学は、2014(平成 26)年度より新たな附置教育研究施設として IR 推進センターを設置し、「授業アンケート」や GPA 等の分析を行う体制を構築しつつある(4-4-4)。また、IR の推進に向けて、相互評価や教育情報の比較検証体制の構築に向けて、他大学との協定についても模索しており、2016(平成 28)年度内に協定締結の予定である。さらに、IR 推進センターでは、GPA や授業アンケートを補完する指数を得るため「学生生活実態調査」を 2015(平成 27)年度より実施した(4-4-5)。本調査の実施によって学生の生活行動等と成績指数(GPA を含む)の因果関係について検証中である。

IR 推進センターによる分析は、取り組みの開始から時間経過が少なく、指標に必要な情報量が不足している状態ではあるが、今後を期待している。

また、学生の学習成果を測定するための評価指標としては、本学における退学率や卒業率、さらに就職率が挙げられる。過去 3 年間の大学全体の退学率は、2013(平成 25)年度が 5.28%と高い値を示していたが、2014(平成 26)年度から 2015(平成 27)年度にかけては、減少傾向にある。2016(平成 28)年度については、さらに 1.54%と減少する予測である。さらに、過去 3 年間の卒業率は、約 92%前後で推移しており、本学が定める学位授与の方針を概ね、達成していると考えられる。

(中部学院大学の退学率、卒業率、就職率)

過去 3 年間の退学率		過去 3 年間の卒業率		過去 3 年間の就職率	
年度	退学率	年度	卒業率	年度	就職率
2013 年度	5.28%	2013 年度	92.9%	2013 年度	100%
2014 年度	4.50%	2014 年度	94.1%	2014 年度	97.4%
2015 年度	4.60%	2015 年度	92.3%	2015 年度	98.0%

また、本学は、社会福祉士、精神保健福祉士及び理学療法士等の国家資格養成を行っているが、理学療法士等において高い国家試験合格実績を残しており、当該実績も学生の学習成果を測定するための評価指標と位置づけることができる。

b) 学生の自己評価、卒業後の評価

2015(平成 27)年度の「学生生活実態調査」によれば、「授業の理解度」の質問に対して約 2 割の学生が授業の半分の内容を理解できていないと回答している(4-4-5)。この点を踏まえると今後は、GPA による分析やプレースメントテストによる把握、さらには、「授業に関する調査(授業評価アンケート)」の結果等を踏まえ、様々な観点から学習状況の分析を把握し、可視化していく計画である。

また、本学では、下記の通り卒業生と卒業生の雇用側に対する満足度調査を実施している。

卒業生の就職先での評価は、人間性に関しては概ね良好な回答であったが、基礎学力、専門知識不足を指定されており、学生の自己評価の箇所でも記述したとおり、様々な視点から学習状況の分析、成果把握に努める必要がある。

調査年度及び卒業年度	業 態	雇用先数	卒業生数	調査結果の要約
平成 27(2015)年度 平成 25(2013)年度 平成 26(2014)年度 平成 27(2015)年度	諸官庁等 一般企業 福祉施設 医療機関 教育機関	4 8 13 6 12	5 17 26 17 31	(雇用側) ・良識、思いやり、協 調性に関して満足 ・リーダー力、考え抜 く姿勢、基礎学力の 評価が低い (卒業生) 平成 27(2015)年 3 月卒 業生は概ね満足。
	計	43	96	
平成 27(2015)年度 平成 25(2013)年度 平成 26(2014)年度	諸官庁等 一般企業 福祉施設 医療機関 教育機関	6 11 7 8 12	4 16 26 22 28	・良識・意欲・思いや りに関して満足 ・基礎学力、専門知識 の不足 ・真面目、勤勉で責任 をもって仕事を成し 遂げる。 (卒業生) 平成 26(2014)年 3 月卒 業生は概ね満足。
	計	96	96	

さらに本学では、毎年度、大学祭の開催に合わせて「ホームカミングデー」を開催している(4-4-6)。このイベントは卒業生に対して気軽に母校に戻り、現在の母校の様子を見ていただくとともに、恩師や旧友との旧交を温めることを目的としている。本学では、この機会を通して、現在の勤務の様子、大学で学んだ内容の内、活かされている点があるか、さらには、現役学生に対してのアドバイス等を受けている。

以上の他、本学は、各種国家資格の取得に必要となる実習先施設・機関との連携を図っている。当該福祉施設や機関、教育施設等が学生の就職先となる場合が多いが、本学では毎年度「実習指導者研修会」を行っている(4-4-7)。当該研修会は、実習教育の充実や本学の教育課程に対する意見を聞く機会であるとともに学生の就職先の視点から意見を聞く機会ともなっている。

2) 人間福祉学部

学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用については、大学全体で述べた通りである。人間福祉学部は、社会福祉士、精神保健福祉士及び介護福祉士の養成を行っていることから実技・実習科目の比重、重要性が高い教育課程となっている。しかし、実技・実習系科目の成績評価は、客観性の担保が難しい側面がある。このため、実技・実習系試験の対応に向けて「OSCE」の導入を学部 FD として検討している。

また、人間福祉学部においては、多数の学生が卒業時に各国家試験を受験するが、この合格実績が学生の学習成果を測定する評価指標になる。社会福祉士については、全国平均の合格率が 20%台後半であるのに対して、例年 30%台となっている。精神保健福祉士については、全国平均の合格率が 60%台であるのに対して、2015(平成 27)年度は 81.3%という結果であった。これは、精神保健福祉士養成課程において、講義・演習・実習について一貫した教育が行われている結果であるといえる。

3) 教育学部

学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用については、大学全体で述べた通りである。教育目標の実現に向けた教育課程のもと学修を進めた成果については、学期末試験において適正に評価している。

教育学部では、毎年度、卒業生全員に「子ども学部のある方に関する調査 4年生[卒業直前]アンケート」38項目を実施している(注:子ども学部は教育学部の変更前の名称。2016(平成28)年度時点で教育学部への名称変更後の卒業生は輩出していない)4-4-8)。2015(平成27)年度卒業生では、「保育・教育・福祉の現場における援助・支援、環境づくりなどに関する専門的知識や技術」の項目で、「やや身についた」66.67%、「十分身についた」24.07%、「あまり身につけていない」7.41%、「全く身につけていない」1.85%、という結果であった。学生の自己評価としても概ね良好な結果と捉えることができる。今後も継続して実施し、推移を見ながら指導に役立てたい。

卒業後の評価については、卒業生に対するメールによるアンケートが全学的に実施されている。オープンキャンパスやホームカミングデー等の行事でキャンパスに戻ってくる卒業生も多い。

また、本学部については、卒業後の就職先が教育・保育現場が多いため、在学生の実習先と重なり、卒業後の就職先からの評価や卒業生評価を直接得る機会も数多くある。実習巡回や「実習指導者研修会」により、卒業生の活躍の様子を生声として聞くことができる(4-4-7)。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用については、大学全体で述べた通りである。国家試験の合格率は年度によって違いがあるが、どの年度も全国平均を上回ることが出来ている。10期生を迎えた本年までに283名の卒業生を輩出した。6回の国家試験の延べの合格率は92.0%(260/283)で、260名の理学療法士を輩出した。就職率は100%である。加えて卒業生達の活躍は目覚ましいものがある。卒業生の社会的評価が高いことが、後輩の就職率の向上にもつながってきている。

本学科の卒業生および既卒生の理学療法士国家試験合格率の推移は根拠資料のとおりであるが、全国的に見れば、本学科現役卒業生に関しては毎年全国平均を上回っており、学科での4年間の学習成果を認めることができるものと考えられる(4-4-10)。

さらに卒業生は2016(平成28)年4月に同窓会を組織した上で卒業後の連携が構築されつつある。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

看護学科では、2016(平成28)年度現在、卒業生を輩出していない。そのため業者による複数回の全国模擬試験を活用し、学生の学習状況を把握している。また3年次に行う臨地実習を終えた学生について、臨床指導者から高い評価が得られていることは、学科の教育目標に沿った成果が上がっているといえる。

6) 経営学部

学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用については、大学全体で述べたとおりである。学部全体の取り組みではないものの、各教員が独自の方法で自主的に評価指標を設定している。これには、毎回(または定期的に)授業の感想などを書き、これらから学修目標の到達度をみる方法や、小テストを行い、技術・知識の定着度をみる方法などがある。

7) 通信教育部

a) 社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験の結果より

本通信教育課程は、社会福祉士養成指定科目及び精神保健福祉士養成指定科目を中心として配置し、資格取得に必要な科目を体系的に学ばせることを重視している。したがって、毎年多くの学生が社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験を受験するが、その合格率は以下の通り高い成果を上げている(4-4-11)。とくに社会福祉士については毎年全国平均の合格率を上回っており、専門性の高い人材を養成していることが評価できる。

b) 単位の修得状況

通信教育部の学生の単位修得状況は、1年次から4年次までつねに高い単位修得率を保っている。高い単位修得率を維持していることは、通信教育部の指導内容の成果であると考えられる。

c) 卒業の状況

通信教育部の学生の卒業率は毎年50%前後となっている。通信教育課程は一般的に卒業率が低いことが問題視されるが、半数の学生が卒業できることは本学の授業内容や指導が適切に機能していると考えられる。しかし、残り半数の学生が何らかの理由により学習継続を断念していることについては今後改善が必要であると考えられる。そのため、2017年(平成29)度からは1年次入学生を対象として担当学習アドバイザー制の導入など、学習支援体制の充実を検討している。

d) 在学生アンケートより

毎年学生に実施する「在学生アンケート」の中で自身の学習についての評価を調査ところ、「順調に進んでいる」「目標どおりではないが進んでいる」と回答した学生が53%あり、半数の学生が自分の学習進捗について一定の評価ができる(2015(平成27)年度実施アンケートより)4-4-12)。

e) 卒業後の学生について

2015(平成27)年度に岐阜県及び愛知県内の社会福祉施設を対象に実施したアンケートを実施した。この中で、通信教育部の卒業生が勤務している福祉施設に対し、卒業生の卒業後の状況を調査したところ、専門職としての意識の向上や仕事の幅の広がりなどについて評価されていることが分かっている(4-4-13)。

通信教育部は福祉の人材養成を目標として掲げていることから、社会福祉施設からの評価は、教育目標に沿った一定の成果の表れであると言える。

f) GPAの活用について

通信教育部では、2014(平成24)年度入学生よりGPA(Grade Point Average)制度を導入している(4-4-14)。通信教育部の学生は、成績表から各科目の成績とともにGPAを確認できる。ただし、通信教育部においてはGPAの具体的活用方法が確立されないまま、今日に至っている。その理由として、通信教育部の場合、学生の学習期間そのものが多様化しており、例えば、1年次入学生の場合で8年をかけて卒業を成し遂げる場合も少なく無い。このためGPAの基準(ベンチマーク)の策定が課題となっている。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

教育目標に沿った成果として客観的に示す指標が確立されていないため、大学院においては学位授与の割合で代用することとなる。修士課程における入学者数と、そのうち学位取得の上で修了した人数は、2010(平成 22)年度入学者は 4 名であり、そのうち修了者は 2 名であった。2010(平成 22)年度以降の入学生における学位授与率は 72%である(2014(平成 26)年度入学生のうち長期履修生、2015(平成 27)年度入学生を除く)。

博士課程における入学者数と、そのうち学位取得の上で修了した人数は、2010(平成 22)年度入学者は 4 名であり、そのうち修了者は 1 名、休学中が 2 名、退学が 1 名である。

学生の自己評価や修了後の評価に関する客観的な指標の獲得については、現在、IR 推進センターにおいて検討中である。

(2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。

1) 大学全体

本学は中部学院大学学則第22条で「本学に4年以上在学し、第12条に定める所定の単位を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。」とし、第23条で「本学を卒業した者には、別に定める学位規則に基づき学位を授与する」と規定している4-4-15)。さらに、中部学院大学学位規則第2条で「本学を卒業した者に対し授与する学位は、学士とし、その専攻分野の名称は、次のとおりとする。」として、次のとおり詳細に規定している4-4-15)。

学 部	学 科	専攻分野の名称
人間福祉学部	人間福祉学科	社会福祉学
教育学部	子ども教育学科	教育学
看護リハビリテーション学部	理学療法学科	理学療法学
	看護学科	看護学
経営学部	経営学科	経営学

学位授与に致るまでの手続きは、これらの規程に基づき、教務委員会で卒業認定の審議を行い、委員会で原案を作成し、教授会において審議し、卒業認定者に対して学長がそれぞれの学位を授与する。

また、卒業に必要な単位数については、履修要項に記載し、あらかじめ学生に周知している。

2) 人間福祉学部

ディプロマ・ポリシーに基づき「生涯に渡って心身の健康を保ち、社会貢献を通して豊かで幸福な生活を享受できるよう、幅広い分野で人・生活・環境にはたらきかけができる」とする者に学位を授与している。また、卒業要件については必修科目 8 科目 18 単位を含む 124 単位(2015(平成 27)年度以前の入学生は必修科目 12 科目 26 単位を含む 128 単位)を明示している。当然のことながら卒業要件を満たすことのできなかつた学生に対しては半期もしくは 1 年、卒業が遅れることとなる。これは学位授与基準に沿ったものであるといえる。学位授与手続きとしては、大学全体で述べたとおりである。

3) 教育学部

教育学部子ども教育学科では、卒業要件単位数を 128 単位と定め、基礎教養系科目から 23 単位以上、専門教育系科目から 105 単位以上を取得し、23 科目の卒業必修科目の単位修

得により卒業が認定される。この認定にあたっては、教務委員会、教授会を経て承認され、学位が授与される。適正な手続きのもとで学位授与が行われている。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

毎年4月に実施している学科オリエンテーションで履修要項に記載してあることを説明しており、学士(理学療法学)を授与されるには卒業要件単位数である129単位取得が必要である。さらに「卒業必修科目」の単位を取得しなければならない。その他、学位授与基準、学位授与手続き等については、大学全体で述べたとおりである。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

看護学科では、2016(平成28)年度現在、卒業生を輩出していないものの学位授与基準、学位授与手続き等については、大学全体で述べたとおりである。

6) 経営学部

学位授与基準、学位授与手続き等については、大学全体で述べたとおりである。

経営学部においては、学則及び学位規則に基づき、124単位を修得した者に「教授会の議を経て、学長が卒業を認定」し(学則22条)、卒業認定を受けた者は経営学の学位が授与される(学則23条、学位規則2条)。と定めている4-4-15)4-4-16)。

7) 通信教育部

本通信教育部の学位授与にあたっては、学生の卒業申請に基づき通信教育部会議内に卒業判定会議を設けて判定を行っている。

卒業判定は、申請者(学生)の在学年数が通信教育部規程に定める年数に達しているか、また、卒業必修科目を含め卒業要件単位数を修得しているかを前提としている4-4-17)。この内容については『学習のしおり』において明記するとともに、卒業申請を希望する学生に向けた冊子『卒業申請要項』においても説明を行っている4-4-18)。

a) 卒業申請

卒業申請とは、学生の卒業に関する意思確認を行う制度であり通信教育部において制度化している。通学課程と異なり、通信教育部の学生は、最短の修業年限(1年次入学生であれば4年間)での卒業を必ずしも目指してない。通信教育部の学生は、目標とする課程(科目)の修了や各種資格取得を果たしてから卒業を希望する為、通信教育部規程第21条に定める卒業要件を満たしていても、在学の継続を希望する場合がある。このため卒業期毎に卒業申請期間を設け、卒業要件を満たす学生(4年生で予定を含む)の内、卒業を希望する学生は卒業申請を経て卒業を行うことになる4-4-18)。

卒業申請の時期は、春期(3月卒業)と秋期(9月卒業)の2区分がある。原則として春期卒業は4月(春期)入学生を、秋期卒業は、10月(秋期)入学生を対象としているが、4年生以降は半年ごとに卒業申請の機会が与えられる。なお、10月(秋期)正科生の受け入れは2014年度より行っていないが、卒業申請時期は今後も半年ごとに機会を与えるため、秋期卒業区分は引き続き実施する予定である。

b) 卒業判定

卒業判定は、通信教育規程第21条第2項に基づき通信教育部会議内に卒業判定会議を設けて行う。卒業判定の基準は、通信教育部規程に定める在学年数と卒業必修科目の修得及び卒業要件単位数の修得が前提となっている4-4-17)。

卒業判定会議(通信教育部会議内)では、各申請者(学生)の単位修得状況表を基に通信教育委員が卒業判定会を行う。

卒業判定によって卒業可となった申請者(学生)は、学長の承認を経て卒業が確定する。

7) 大学院(人間福祉学研究科)

修士課程・博士課程については、「中部学院大学院学則」の第18条～第20条、「中部学院大学学位規則」に基づいて、適切に学位授与(修了認定)が行われている(4-4-19)4-4-16)。

修士の学位については、本大学院に2年以上在学し、修了に必要な最低修得単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、課程の目的に応じ、修士学位申請論文又は特定の課題についての研究の成果を提出しその審査及び最終試験に合格した者に授与される。この規定にかかわらず特に優れた研究業績を上げた者の場合、本大学院に1年以上在学すれば在学期間は足りるものとしている。この修士論文の審査について、修士学位申請論文の受理は、研究科会議の議を経て、学長が決定し、研究科会議にその審査を付託する。続いて学位申請論文を提出した学生の指導教員が主査となり、先述した副担当ともう1名の学内外の教員等3名以上から構成される審査委員が選出され、修士学位申請論文の審査及び最終試験を行う。最終試験は、修士学位申請論文を中心にこれに関連ある研究領域について、口頭試問やその他の方法によって行われ、その合否は、主査が他の審査委員の意見を聴取して決定し、文書にて研究科会議に報告する。

博士の学位は、課程博士と論文博士に分けられる。課程博士については、本大学院に3年以上在学し、必要な最低修得単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士学位申請論文を提出しその審査及び最終試験に合格した者に授与される。なお、修士課程と同様、この規定にかかわらず特に優れた研究業績を上げた者の場合、博士課程に1年以上在学すれば在学期間は足りるものとしている。一方、論文博士についても受理できるが、研究科会議の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

課程博士論文の審査について、博士学位申請論文の受理は、研究科会議の議を経て、学長が決定し、研究科会議にその審査を付託する。続いて本大学院の教員の中から審査委員3名以上(うち1名を主査とする)を選出する。必要と認めた場合は、他の大学院や研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。この審査委員は、博士学位申請論文の審査及び最終試験を行う。最終試験は、博士学位申請論文を中心にこれに関連ある研究領域について、口頭試問又はその他の方法によって行い、博士学位申請論文及び最終試験の合否は、主査が他の審査委員の意見を聴取して決定することになっている。

これらの学位授与について、大学基準協会から「人間福祉学研究科修士課程・博士課程において、学位授与方針及び学位論文審査基準が学生に明示されていないので、『大学院履修要項』などに明示することが望まれる」との助言を受けた。そこで、2010(平成22)年4月度の研究科会議より討論を重ね、2011(平成23)年9月1日より配布する形式にて公表しており、随時適切な内容になるよう検討を重ねている(論文博士は文科省の指針も踏まえて2013(平成25)年5月の研究科会議で廃止決定)。修士論文についても、評価基準については博士論文に準ずる形であることを伝えている。

同様に、大学基準協会から「人間福祉学研究科博士課程において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、再入学などの手続きを経ず、学位論文を提出して、博士の学位を取得した者について、「課程博士」として扱っていることは適切ではないので、課程制大学院の趣旨に留意して円滑な学位授与を行うよう、改善が望まれる」との助言を受けた(二-1-(3)-1))。そこで、中部学院大学大学院学則第28条の2において、「本大学院博士課程に3年以上在学して必要な研究指導を受けたうえ、退学する者の退学を満期退学」と

した上で、「満期退学した者は、最初に博士課程に入学した日から学位申請のために再入学した日の属する学期末までの期間が6年以内（休学期間を除く）である場合に限り、再入学して課程による博士学位申請論文の提出ができるものとする」と明確に定めた4-4-19)。学位論文の評価の視点は、「論文博士学位申請論文の提出要件と手続きに関して」に示した通り、形式的要件、研究テーマの学問的意義、適切性など7項目を評価基準として提示している4-4-20)。

2. 点検・評価

<基準4-4の充足状況>

それぞれの学部および研究科で、教育目標に沿った成果が確認できており、学位授与（卒業・修了認定）も適切に行われていることから、同基準を概ね満たしている。

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

学部内の教務委員会、学科会議や全学的教務委員会で学生の学習の成果を多様な視点で、継続的に点検・評価する体制が整備されている。また、高い就職率を達成していることは学修の成果として評価できる。卒業・修了の審査と認定、学位授与の仕組みが整備され、適切に行われている。

2) 人間福祉学部

学位授与基準が明確であり、また厳密に対応しているため、学生一人ひとりが卒業要件を満たすことを目指して学習を進めている。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

学位授与基準が明確に設定されており、学生は卒業要件を満たすことを目標に学修を進めている。

②改善すべき事項

1) 大学全体

2015(平成27)年度に行った「学生生活実態調査」の「授業の理解度」の質問に対して2割程度の者が授業の半分も理解できないと回答している。今後、すでに導入しているGPA制度、プレイスメントテスト、学生による授業評価制度の結果等、様々な視点から学習状況の分析、実態を把握する必要がある。

2) 人間福祉学部

学修成果を評価するために学生並びに卒業生から意見聴取を行い、カリキュラム編成や教育内容について検討する必要がある。また、卒業要件を満たすことができなかった学生の要因について分析をし、卒業できない学生を減らすことが必要であるといえる。この点で学生自身による評価が今後、取り組むべき課題である。

3) 教育学部

自律的な学修を支えるためにも、GPA制度、プレイスメントテスト、学生による授業評価制度の結果等、様々な視点から学習状況の分析、実態を把握し、それらを履修指導へと積極的に活用する必要がある。

3) 経営学部

卒業研究は必修科目ではないため、履修しない学生もいる。なお、履修しても卒業論文を提出しない学生もあり、この点が改善すべき点である。また、経営学部には他学部のような卒業時の目標となる国家資格や、受験資格等が無く、合格率や受験率等で到達度を測ることが難しい。そのため独自の学習成果の評価指標を確立しなければならない。なお、この点は、改組するスポーツ健康科学部にも同様の課題となることが予想されるため引き継いでいきたい。

5) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

学生への成績通知表において学期毎／通算の GPA が通知されているが学生および教員においてもその解釈が不十分であり、有効に活用されていない。さらに同じカリキュラムで受講していても、入学年度の違いで同一学年での GPA が異なる為、今後検討の必要性がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

3) 経営学部

卒業研究発表会は、ゼミナール内での発表にとどまらず、学部生全員に公開した形の発表会となっている。したがって、報告学生はいつも以上に緊張感を持ち、プレゼンテーション能力も向上している。なお、基礎演習や専門演習でもこうした発表会の機会を設け、さらなるプレゼンテーション能力の向上を図る。

②改善すべき事項

1) 大学全体

退学率が高いと思われるため、退学率減少に努める必要がある。このため入試制度別による退学者数との関係、学生生活実態調査結果からの退学者の関係の分析等、様々な視点から退学率減少の方策を検討する。

2) 人間福祉学部

各年度のはじめに、これまでの学習活動を振り返り、学生自身が自らの状況を把握したうえで1年間の学習目標を明確にするという取り組みが必要である。また、福祉の現場や社会の要請を分析し、期待される職業人を輩出するために、教育内容、教育方法についてPDCAのサイクルによって計画的に改善できる仕組みを確立する必要がある。

3) 教育学部

学期ごとの各科目の評価は適正になされているがGPAを活用した個人の成績変容や学年全体の状況把握については今後の課題である。これらを取り入れることで、集団及び個別の学修指導に更なる効果が得られると考えられる。

4) 経営学部

卒業研究発表会は、学部全体に公開しているが、今後は、一層下級生の参加を増やし、経営学部の行事の一環となるように改善していきたい。

5) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

1年次のGPAを把握すると、その年度の入学生(集団)の状況から、その後の授業の持ち方などの参考にできる可能性が高い。

4. 根拠資料

4-4-1)	2015年度 「第1期中期計画—Action Plan—」	既出 1-3)
4-4-2)	中部学院大学学内試験及び試験の評価に関する規程	既出 4-3-32)
4-4-3)	2015年度 中部学院大学 GPA 指標 (IR 推進センター分析資料)	
4-4-4)	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部 I R 推進センター規程	
4-4-5)	2015年度 学生生活実態調査	既出 4-1-15)
4-4-6)	ホームカミングデー URL https://www.chubu-gu.ac.jp/dosokai/homecomingday/index.html	
4-4-7)	2015(平成27)年度 中部学院大学・中部学院大学短期大学部実習教育研修会 次第	既出 1-31)
4-4-8)	教育学部 卒業前アンケート 結果まとめ	既出 4-3-30)
4-4-10)	理学療法学科 理学療法士国家試験合格率と進路状況	
4-4-11)	2012-15年度 通信教育部社会福祉士・精神保健福祉士国家試験合格率	既出 1-38)
4-4-12)	通信教育部「在学生アンケート」	既出 3-27)
4-4-13)	通信教育部「福祉施設アンケート集計」	
4-4-14)	中部学院大学通信教育部学内試験及び評価に関する規程	
4-4-15)	中部学院大学学則	既出 1-4)
4-4-16)	中部学院大学学位規則	
4-4-17)	中部学院大学通信教育部規程	既出 4-1-3)
4-4-18)	通信教育部「卒業申請要項」	
4-4-19)	中部学院大学大学院学則	既出 1-13)
4-4-20)	修士課程、課程博士学位申請論文の提出要件と手続きに関して	既出 4-1-19)

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1)学生の受け入れ方針を明示しているか。

1) 大学全体

本学では、学生の受入に際して、建学の精神を踏まえ、「求める学生像」として大学全体と各学部のアドミッションポリシーを策定し、ホームページ等において明示している(5-1)。

また、第1章で記した「第1期中期計画—Action Plan—」におけるビジョンとして「生涯にわたる自己と他者の幸福 (Human Well-being) を実現する高等教育機関として、地域の拠点となり、各専門領域における高い専門性の養成と課題解決能力を引き出す教育を行う。」ことを掲げている(5-2 P12)。このビジョンの達成に向けては、①高い実践力のある人材を育成すること、②課題解決能力を引き出す教育を行うことを重点目標としており、

「求める学生像」の観点においても、これらの目標を達成できる学生の受入を目指している。

【中部学院大学アドミッションポリシー】

中部学院大学は、建学の精神を「神を畏れることは知識のはじめである」としています。「神を畏れる」とは、神を敬うということ、そして神が創造された人（自分と他者）を愛し、自然を大切にすることです。そのことを理解することから、平和と自由をもたらす真の知識が拓かれると考えます。

この建学の精神と志望する研究科・学部・学科の教育目標や特色を理解しつつ、未来に向かって積極的に学ぶ学生、傾聴し対話しようと努力する学生、地域と人類の福祉（human well-being）に貢献することを望む学生を、本学は求めます。

本学では、多様かつ複数の入学者選抜方法を設けている。原則として、学部の入学者選抜においては、学ぶ意欲のある者に対して受験機会を与え、学力による選抜だけでなく、入学への意欲や専門性に対する適性など、多面的・総合的な評価基準を導入している 5-3)。

入試制度別に見ると指定校推薦入試や一般推薦入試では、高等学校の校長が責任をもって推薦した生徒であることから、学力のみならず人格面でも信頼できる学生が見込まれる。また、AO 入試では、ボランティア活動や部活動に積極的に関わっているなど、入学に向けて明確な動機付け・目標をもった生徒であることから、高い意欲と適性をあわせ持つ学生が見込まれる。さらに、一般入試では、複数設定する試験科目から任意の2教科(看護リハビリテーション学部は3教科中、高得点の2教科を判定に用いる。)を選択して試験に臨むことができるため、高い潜在能力があり、入学後に専門知識・理解が伸長することが期待できる。

本学の多くの学科では、各種国家資格等の取得を目指し、実践的活動を含む教育課程が設定されている。学生に対しては、そうした教育課程を踏まえた学習水準の到達が要求される。特に実習科目では、福祉や教育・医療の現場での援助・指導の実際を学ぶとともに、将来を見つめる機会ともなる。このため入学前の段階においては、オープンキャンパス等の機会を通して教育課程、特に実習教育の学びについて重点を置いた説明を行い、本学で学ぶ目的や目標を定めておくことを促している 5-4)。

障がいのある学生の受入方針については、本学では、障がいのある学生に対して、第6章で記す就学支援措置を講じている。障がいのある入学希望者に対しては募集要項等を通じてオープンキャンパス等の際に本学のバリアフリー環境状況や障がいのある学生に対する就学支援の状況について照会を行うことを推奨している(通信教育部については後述する)。本学では、障がいのある入学希望者からの照会に対して、実際の取り組みの状況を丁寧に説明することを心がけている 5-3)。具体的な説明は、入試広報課職員の他、保健室や学生支援室の担当職員が行う。また、あわせて本学へ入学した場合に、どのような支援措置を希望するかの聞き取りも行い、その経過等を特別支援委員会へ報告し、当該生徒が入学した場合の対応についてあらかじめ確認している。

2) 人間福祉学部

人間福祉学部では、学生の受入に際して、建学の精神を踏まえ「求める学生像」としてアドミッションポリシーを策定し、ホームページ等において公開・明示している 5-1)。

人間福祉学部は、アドミッションポリシーを基準としつつ、多様な学生が入学することが可能になるように前述のとおり各種の入試制度を取り入れ、受験者の特性に応じた試験制度を選択できるようにしている。

本学部は、社会福祉士受験資格を筆頭に国家資格の取得を目指す学生が多い。このため様々な機会を通して、本学部のアドミッションポリシーやソーシャルワーカー(社会福祉士・精神保健福祉士)の役割等、さらに実習等で求められる水準等について入学希望者に対して理解を図っている。また、オープンキャンパスにおいては、実際の職場と同様の環境での模擬授業を開催し、授業の様子を体感できるようにしている(5-4)。さらに、本学部の教員が定期的に高等学校を訪問し、福祉に関する教育内容等を解説するとともに、本学教員による「出前授業」や入試広報課職員による校内ガイダンス等の機会を利用して、高校側の理解を深めるよう努力している(5-5)。

なお、障がいのある学生の受入方針については、大学全体で述べたとおりである。人間福祉学部は、各種の実習に臨む可能性が高いため、障がいのある入学希望者については特に実習に関する実態と各実習先で配慮すべき内容についての説明に努めている。なお、特別な支援を必要とする入学希望者に対しては入学前に相談を受け、本学部における支援の状況を伝えて入学希望者自身によって大学生活が可能であるかどうかを判断する機会を設けている(5-3)。

3) 教育学部

教育学部では学生の受入に際して、建学の精神を踏まえ「求める学生像」としてアドミッションポリシーを策定し、ホームページ等において公開・明示している(5-1)。

また、教育学部は、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状に加え、一定の成績基準を満たす学生については、保育士資格、社会福祉士(受験資格)の取得が可能となっている。このためオープンキャンパス等の機会を通じて、子ども教育学科のコースと資格取得の位置づけや各資格取得に必要な学習の内容、実習の概要と実習に向けて必要な学習到達度等を説明している(5-4)。

なお、障がいのある学生については、大学全体で述べたとおりである。教育学部は、各種実習(小学校、幼稚園、保育園、社会福祉関連施設)に臨む可能性が高いため、障がいのある入学希望者については特に実習に関する実態と各実習先で配慮すべき内容の説明に努めている(5-3)。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

理学療法学科では学生の受入に際して、建学の精神を踏まえ、「求める学生像」としてアドミッションポリシーを策定し、ホームページ等において公開・明示している(5-1)。建学の精神と理学療法学科の教育目標や特色を理解し、未来に向かって積極的に学ぶ学生、傾聴と対話に努力する学生、理学療法を通して地域や人類の福祉(human well-being)に貢献することを望む学生を本学科は求めている。

また、本学科では、オープンキャンパス等の機会を通じて、入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準について次のように明示している(5-4)。

- i) 入学後の修学に必要な基礎学力を有している。
- ii) 人が好きで、人への援助を惜しまない。
- iii) 豊かな社会性を持ち、協調性や基礎的コミュニケーション能力を有している。
- iv) 理学療法士の仕事や理学療法士になるための学びについて理解している。
- v) 医療・保健・福祉に関心があり、理学療法士として社会貢献しようとする強い意志を持っている。

vi) 自らの健康状態や生活習慣に対する管理ができています。

なお、障がいのある学生については、大学全体で述べたとおりである。本学科は、理学療法実習が事実上の必修の為、障がいのある入学希望者については、特に実習関連に関する実態と各実習先で配慮すべき内容についての説明に努めている。

なお、特別な支援を必要とする入学希望者に対しては入学前に相談を行い本学科における支援の状況を伝え、入学希望者自身によって大学生活が可能であるかどうかを判断する機会を設けている 5-3)。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

看護学科では、学生の受入に際して、建学の精神を踏まえ、「求める学生像」としてアドミッションポリシーを策定し、ホームページ等において公開・明示している 5-1)。建学の精神を踏まえ、保健・医療・福祉の場面で活躍し、チーム医療の担い手となる看護師・保健師を目指す学生を本学科は求めている。

本学科は、開設から3年と実績は少ないものの、オープンキャンパス等の機会を通じて、「チーム医療」への理解を深め、高度な看護実践能力に加え、コミュニケーション能力や他者を思いやる心といった人間教育へも力を注いでいることを入学希望者に対して説明している 5-4)。なお、入学後には一定の基礎学力(特に理数系)を修得していることが望ましいこと等も合わせて説明している。また、看護実習と保健実習(一部のみ)が卒業の要件となるため実習の概要と実習に向けて必要な学習到達度等を説明している。

なお、障がいのある学生について、大学全体で述べたとおりである。本学科は、医療従事者を養成する学科であることから障がいの程度によっては看護師として従事することが困難な場合が想定される。また、看護実習及び保健師実習(一部)が必須となる学科のため、障がいのある入学希望者については、特に実習に関する実態と各実習先で配慮すべき内容の説明を行うこととしている 5-3)。

6) 経営学部

経営学部では学生の受入に際して、建学の精神を踏まえ、「求める学生像」としてアドミッションポリシーを策定し、ホームページ等において公開・明示している 5-1)。

経営学部では、教育目標である「地域人」育成のための4つのコース((1)企業マネジメントコース、(2)まちづくり地域人養成コース、(3)スポーツマネジメントコース、(4)職業会計人コース)を設定している。オープンキャンパス等の機会を通じて、その学習内容と将来の進路を具体的に示すことで学生の受け入れ方針とともに入学までに修得しておくべき内容等を説明している 5-4)。加えて、一部の早期合格者に対しては入学前教育として課題への取り組みを指示している。

なお、障がいのある学生については、大学全体で述べたとおりである。特別な支援を必要とする入学希望者に対しては入学前に相談を行い本学部における支援の状況を伝え、入学希望者自身によって大学生活が可能であるかどうかを判断する機会を設けている 5-3)。

7) 通信教育部(人間福祉学部 人間福祉学科)

通信教育部は、社会人のリカレント教育の必要性を踏まえて、学習時間や居住地域、さらには経済面等の様々な制約を超えて、学修意欲を持つ人々に対して「いつでも」「誰でも」「どこでも」学べる大学として広く学習機会を提供することを目標とし、その旨を通信教育部案内(大学案内)やホームページ等で明示している 5-1)。

したがって、入学者選抜及び入学にあたって修得しておくべき知識等は、志願者の学ぶ意欲を重視し、大学入学資格や文章力等の基本的条件を前提とするものの、学習意欲を重

視している旨を入学説明会等の機会を通して周知している。なお、5つの履修モデルコースの内、「精神保健福祉士コース」への入学希望者は、入学に関する審査と併せて、コース選抜の審査を別途行っている(定員 80 名) 5-6)。

障がいのある学生の受入方針については、他の出願者と同様に審査を行うことを基本とするが、障がいの程度によりスクーリング授業の受講や修了試験の受験が困難となる場合が予測される。このため障がいのある入学志願者については出願前に入学説明会への参加を求め、本学として対応可能な措置について情報提供を行い、さらに学生からの支援希望の有無を確認した上で、学生生活上の支障が無いかを判断している。

なお、通信教育部の独自傾向として学習期間の多様化(1年次入学生は最短4年で卒業であるが8年をかけて卒業する場合も珍しくない)が挙げられる。このため通信教育部では、「単位制学費制度」を採用している。本制度は、履修科目数に応じて学費を支払う制度であり、正科生の場合、基本授業料(31,000 円)の他は、年間の固定学費は無く、履修科目の単位数(5,000 円/単位)に応じて学費を支払う 5-7 P29)。このため比較的少額の学費で年間学習を開始することができる。「単位制学費制度」は、学生の受入方針として学習意欲に焦点を絞っていることから、実際に入学した後に学生の目標が変化する場合や学習が思うように進まず必要な課程を修了するまで時間を要する場合などを想定した制度であり、本通信教育部の入学受け入れ方針と合致した制度となっている。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

大学院では、求める学生像(アドミッションポリシー)を策定し、ホームページ上に明示している 5-1)。

大学院の国際化への対応や国際交流の推進については、先回の大学基準協会認証評価において助言を受けている(二-1-(2)-1)。そこで、国際化推進への6つの目標を打ち立てその取り組みを実行している。その結果、2010(平成22)年からほぼ例年1名の留学生在が受験・入学し、修士論文に取り組んでいる。

障がいのある学生の受入方針については、第6章で記す就学支援措置を講じている。ただし、大学院へ障がいのある学生の申し出があった場合には、大学院研究科会議において、あらかじめ受験生の希望等を聴取し、就学支援環境を含めた大学院カリキュラムの遂行可能性を検討して、受け入れ体制を確認した後、受験するよう指示するようにしている。また、受験に対する配慮は学部学生と同様に対応するようにしている。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学選抜を行っているか。

1) 大学全体

a) 入学選抜について

学生の受け入れ方針については、前述のとおりアドミッションポリシーとして明示しており、本ポリシーに基づき各入学選抜を行っている 5-1)。

学生募集及び入学選抜方法の適切性については、文部科学省通知「大学入学選抜要項」を踏まえて、毎年度、「募集要項」を制作している 5-3)。「募集要項」の冊子は、入試広報課で企画し、各学部長・学科長及び入試広報委員会において詳細な検討がなされ、教授会の議を経て、学長が決定する(大学院募集要項と通信教育部募集要項については後述する。)。なお、2010(平成22)年に財団法人大学基準協会より大学評価(認証評価)を受けた際の指摘・指導を踏まえ、一般入試および推薦入試の別に応じて入学定員を明示している。

「募集要項」は、入学希望者に無料で配布し、その概要は、本学ホームページでも公表している。なお、「募集要項」の他に、本学の入試制度を簡潔に説明するため「受験ガイド」を制作、配布している(5-9)。「受験ガイド」では、本学の入試制度全体を俯瞰して確認することができる他、AO入試・推薦入試における昨年度の課題等の概要、評価基準及び奨学金制度等について詳しく説明している。

本学では多様な入試制度を実施している(5-10)。AO入試では、そのあり方を各学科会議で毎年度協議を行い決定している。AO入試の選考方法は、課題型、模擬講義型、個別面接等の内から複合的に適用し、これに小論文も加えて総合的に適性や意欲を評価している。また、合格通知を受けた時点から入学時までの間に学習の継続性を維持するため、入学予定者に対して課題を課し、提出された課題レポートを学部教員が添削を行なうことにより、「大学での学び」に向けて高校生の学習意欲を高めようと努力している。

次に一般入試の問題作成では、厳重な守秘体制の中で学長が選任した出題担当教員により作成する。なお、当該年度の一般入試の問題(過去問題)は、翌年度に冊子化して、希望者に無料で配布している。

さらに、面接試験の実施にあっては、事前に面接担当者会議を開き、面接試験の実施方法、評価の観点について調整及び確認を行っている。

試験の採点については試験種別によって異なるが、書類審査や小論文の採点に際しては、事前に各学部から選任された複数の教員が採点を担当する(学部長・学科長が自ら行う場合もある)。なお、小論文の採点に際しては、受験者氏名・番号を採点担当の教員には伏せて行うことで面接時の印象にとらわれないように公平性を図っている。また、学科試験はマークシート方式による機械採点の方式を採用している。試験採点の結果、採点者又は採点グループによって、採点結果の平均に偏りが生じないように留意している。このため仮に偏りが大きい場合は面接試験にて、再度、採点基準の確認や調整を行う。また、学科試験において科目間で採点結果の平均点の隔たりが大きい場合は、得点調整を行う場合がある。以上のように採点を行った後は、入試広報課が入試選抜資料を作成し、入学者選抜委員会に諮り、学長が可否を決定する。入学者選抜委員会は、中部学院大学入学者選抜規程に定める委員会で、学長、副学長、学長補佐、学部長、大学事務局長、入試広報部長及び学長が指定する者、若干名で組織する(5-11)。

b) 学生募集への取り組み

学生募集活動は前年度の実績を基に、入試広報委員会において次年度の年間事業計画が立てられ、学長・副学長会議で方針を決定、大学評議会・教授会を通して方針が伝達される。

学生募集に関する主な取り組みは、①オープンキャンパス、②高校訪問、③大学説明会・進学相談会、④その他がある。

①のオープンキャンパスは、学生募集活動の基幹事業として位置付け、入試広報委員会が中心となり全体企画を行い、各学部でも特色を生かした企画を立案する(5-4)。特に、在学生が参加生徒等に対して、所属学科での体験等を紹介する機会・コーナーを多く設け、本学の魅力、入学後のイメージがより具体化することに努めている。また、近年のオープンキャンパスは保護者が同伴する事例が増加しているため、受験生・保護者の要望(ニーズ)に応える機会となるように、奨学金制度や下宿(アパート紹介)、就職活動の実態等について相談できるコーナーの充実を図っている。また、②の高校訪問についても募集活動の要として位置付け、教員と入試広報課員、入試アドバイザーが岐阜県その他、周辺各県の高校を訪問している。高校訪問では、本学の活動、入試情報、在学生・卒業生の現状などを提供しているが、同時に受験生の動向や高校側の要望を聞く貴重な機会であるため、各学部

の教員が積極的に高校訪問を行うことを推奨している。次に、③の大学説明会は、高校進路指導教員を対象に5月下旬から6月下旬までの期間に本学両キャンパスと県内の2会場で開催している(5-12)。大学説明会では、各高校の出身者が本学入学後にどのように成長しているかを紹介している。さらに、④その他の取り組みとして、出前講座や体験学習等の取り組みを行っている。高校側の依頼により本学教員が専門分野を活かした出前講座を行うものや、高校生が本学で授業を受けるなどの機会を積極的に設けている。また、高校内相談会や業者主催の進学相談会にも参加している(5-5)。

i) 広報媒体の活用

学生募集活動において、大学案内(パンフレット)やリーフレット等は入学希望者へ本学の情報を提供する重要ツールとなっている。特にDM(ダイレクトメール)やソーシャルメディア(LINE・ブログ)を活用して、より身近な情報を入学希望者に提供することを基本戦略に置いている(5-13)(5-14)。また、大学ホームページは2種類(「公式サイト」と「受験生サイト」)に分化させ、学生募集向けのサイトは、大学案内・入試情報に特化した内容として、スマートフォン向け対応も図っている。

ii) 高大連携の取り組み

本学が取り組む高大連携は、併設する短期大学部とともに、高校生の進路意識の高揚と専門分野への興味・関心を深めることや、地域社会への貢献を目指して、高等学校と幅広い連携を行っている。

2004(平成16)年度からの推進により、これまでに県下の18の高等学校と連携協定を締結してきた。連携協定を締結した高等学校とは、大学授業の提供をはじめ、大学と高等学校との有益な教育・学術の交流を図っている。

本学では、高大連携科目「福祉の世界」(15限/2単位)を開講しており、高大連携校の生徒が受講できる。本科目では、「総合領域としての福祉」をテーマに、本学の専門科目教員がオムニバス形式で、各専門分野の視点からの授業を展開している(5-15)。なお、高大連携科目の受講により単位を修得した生徒は、その後、本学に入学した場合は、当該単位を卒業要件単位として認める等の取り組みをしている。

この他にも本学の学びに通じる介護福祉や保育の体験授業をはじめ、簿記や訪問介護員初任者研修などといった資格取得に直結する授業を最大15限の中で、連携協定校のニーズに応じて提供している(5-5)。

本学はネットワーク大学コンソーシアム岐阜に加入しており、2015(平成27年)と2016(平成28)年度には「高大連携・情報発信部会」の担当校として2回の高大連携セミナーを開催した(5-16)。内容は、2015(平成27)年度が「障害のある児童生徒・学生への合理的配慮～テクノロジー利用の観点から～」、2016(平成28)年度が「障害者差別解消法を踏まえた生徒・学生への支援」であった。このセミナーは高等学校関係者と大学関係者による意見交換の場を設けることにより、大学入学志望者に応じた適切な進路指導に資するとともに、相互に教育の現状の把握・理解をし、高等学校・大学の連携を促進することが目的となっている。

高大連携を推進する本学の学内組織としては、地域連携推進センター運営委員会に「高大連携部会」が設置されている(5-17)。2015(平成27)年度に設置された当該部会は、これまでの運営委員会の構成員として入試広報課や高等学校教諭の経験がある職員等が加わることで、学生募集との関わりを強め、高大連携の充実に取り組んでいる。その一例として、2015(平成27)年度には「中部学院大学高大学びプロジェクト」といったこれまでの授業形態ではないゼミナール形式による高大連携活動を展開し、連携

協定を締結した高等学校の教員や生徒と、本学の教員や学生との共同による研究または探究学習が行われている(5-18)。

c) その他の大学広報の取り組み

前述のとおり、学生募集活動は入試広報委員会・入試広報課が取り組みを進めている。一方、本学全般の知名度向上に向けた広報機能は、入試広報課の他、総務課や企画戦略課、さらに研究支援課が担当している。総務課は、駅看板広告やキャンパス案内看板、名刺広告等を担当する。また、企画戦略課は、キャンパスネットワークマガジン「ポローニア」等を発行する他、広報戦略の策定等を行う(5-19)。「ポローニア」では、学生の課外活動や大学全体のトピックスを取り上げ記事として発信している。「ポローニア」の作成担当は、元新聞記者の経験を持つ職員であり、本学の魅力となる話題や出来事に関する情報収集(取材)と学内外への発信を行っている。また、企画戦略課では、第1章で述べたとおり、併設する短期大学部とともに学内ワーキングチーム「ブランディングプロジェクト」を立ち上げ、(株)電通の協力のもと2013(平成25)年度に大学ステートメントを『生きる、を学ぶ』に定めるなど、大学名フォントの標準化やオリジナルグッズ制作を行っている。さらに、研究支援課(情報担当)は、本学ホームページの改定、更新を担当している。

本学ホームページは、2014(平成26)年度に「公式サイト」と「受験生サイト」に区分した。これは「公式サイト」の場合、学生募集や広報活動に果たす機能に加え、情報公開や研究活動の紹介等、機能が多様化、複雑化したため、高校生に伝えやすいシンプルなサイト構築を目指したものである。なお、「受験生サイト」はレスポンシブル Web デザインを採用しているためスマートフォン等の小型画面でも閲覧がしやすくなっている。本学では、ホームページの情報更新を頻繁に行い常に新しい情報を社会・高校生に提供することを目指している。このため学生募集に関連した情報や学内行事、公開講座、イベント及びトピックスの紹介を随時更新している。更新については、事務局各課や各学部・学科から情報提供が行われる場合や研究支援課や企画戦略課が計画的に更新を行う場合がある。

2) 人間福祉学部

本学部はアドミッション・ポリシーを提示し、これらに基づいた学生募集を行っている。アドミッションポリシーで明示しているように、多様な入学者選抜制度を通じて様々な資質をもつ意欲の高い学生を受け入れることを目指している。このため人間福祉学部からは入試広報委員1名を選出し、「募集要項」や「大学案内」の作成において、入試広報課と協同して取り組んでいる。特に多面的・総合的な入試を実施するためAO入試については、その課題設定、評価基準及び実施方法等について学科会議で毎年度、内容を協議しており、学科の意向が反映されている。さらに、面接試験の面接担当者や一般入試の採点担当者については、事前に学科会議で協議の上、担当者を選出しており、担当者に偏りが無いように配慮している。入学者の選抜は、大学全体で述べたとおり、入学者選抜委員会に諮られるが、人間福祉学部からは学部長と学科長が必ず出席する(5-11)。

次に学生募集については、毎年度、作成する「大学案内」を学科内においても意見集約し、本学部での学びと就職状況を示すなど受験生が入学後の大学生活をイメージできるようにしている(5-13)。また、「大学案内」に加えて、人間福祉学部では、独自のリーフレットも作成しており、学部の特徴や福祉専門職の現状(社会的価値等)を高校生にも分かりやすく説明するようにしている(5-20)。また、オープンキャンパスでは学部全体とコース別説明の場を設け、在学生や卒業生を交えて、大学で何を学ぶかをイメージできるようにしている。さらに、入試広報課と調整の上、人間福祉学部教員が高校訪問や出前授業を定期的に行っている(5-5)。大学全体でも述べたとおり、高校訪問は、人間福祉学部の教育課程

や活動状況を説明する機会となっているが、同時に受験生の動向や高校側の要望を聞く貴重な機会であり、可能な限り全教員が訪問できるように調整している。

3) 教育学部

教育学部では、学科のアドミッション・ポリシーに基づき、公正・適切に入学者選抜試験を行っており、その具体的な方法については、前述した大学全体の方法・基準による。学生募集については、毎年度、作成する「大学案内」を学科内においても意見集約し、本学部での学びと就職状況を示すなど受験生が入学後の大学生活をイメージできるようにしている(5-13)。また、オープンキャンパスではコース別説明の場を設け、在学生や卒業生を交えて、大学で何を学ぶかをイメージできるようにしている。

入学者選抜制度については、基本的に全学部共通の入試制度となっている。教育学部教員の内、入試広報委員が入試広報課との連絡調整を担当している。このため学部に対しては入試広報委員から推薦入試の面接担当者や一般入試の採点担当者の選出依頼があり、学科会議で調整の上、選出している。なお、入学者選抜委員会は、学部長と学科長が構成員となっており、入学者選抜委員会での経過等は学科長が学科会議において報告している(5-11)。

入試の合否判定は、各項目の採点結果に基づき厳正に行われている。また、合格通知を受けた時点から入学時までの間に学習の継続性を維持するため、入学予定者に対して課題を課し、提出された課題レポートを学部教員が添削を行なうことにより、「大学での学び」に向けて高校生の学習意欲を高めようと努力もしている。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

本学科はアドミッション・ポリシーを提示し、これらに基づいた学生募集を行っている。入学者選抜試験は、本学科で学ぶことの適性や意欲を面接などを通じて最大限に評価することに加えて、AO入試では模擬授業(45分)を聴講して、その講義の中のキーワードの説明と講義の要約を800文字以内で記述する課題を課している。また、推薦入試では、本学科での学業を強く希望し、人物、性格、健康ともに優れ、出身学校長が責任を持って推薦する人物をも重視し、出身校が提出する調査書を評価し(50点満点)、面接(50点満点)、小論文(50点満点)を総合的に判定している。加えて、指定する高等学校に在籍し、所定の基準を満たす生徒で、本学科での学業を強く希望し、人物、性格、健康ともに優れ、学校長が責任を持って推薦し、本学を専願する学生に対しても書類審査と面接等による総合評価にて合否を判定している。また、同窓会推薦では家族が本学で修学され卒業後も本学への理解とご協力をいただいていることに敬意を表し、書類審査と個人面接等による総合評価判定も行っている。本学法人の済美高等学校からの学院推薦も、書類審査と面接による判定を行っている。

一般入試は、就学3回行われ必修1科目と選択2科目の3科目で判定している。この選抜には、面接の設定は設けていない。

これらの入試の合否判定は、各項目の採点結果に基づき厳正に行われている。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

看護学科の入学者選抜制度は、全学部共通の制度となる。看護学科では、面接担当者や採点担当者に偏りが無いように留意している。なお、看護学科は開設から3年目(2016(平成28)年度現在)であるが、開設年度(2014(平成26)年度)は、看護学科の認可後(届出後)の2013(平成25年)年度に入試を行う必要があった。このため事務局の看護学科設置準備室がコーディネーター役となり、就任前教員も本学から委嘱を受けて面接試験等を担当した。

また、入学者選抜委員会には、学部長及び学科長予定者がオブザーバーとして出席している(5-11)。

看護学科の学生募集は、オープンキャンパスに焦点を当てている(5-4)。看護学科の開設と同時に新築した看護実習棟(関キャンパス4号館)は、最新の看護実習機器・設備を揃えているため他大学との差別化も図りやすい。このためオープンキャンパスでは看護棟を拠点に説明会等を行い、模擬授業等を展開している。看護学科は2017(平成29年)年度に初めての卒業生を輩出するが、いよいよ看護師・保健師の国家試験を受験することになる。当該国家試験の成果が学生募集に直結する可能性が高いため、3年生に対しても国家試験に向けた模擬試験の導入等を行っている。また、本学が毎年度参加している地域イベント「SEKIいきいきフェスタ」(関市主催)に看護学科教員が参加している(5-21)。これは、比較的、後発となる本学科の看護教育のイメージアップに繋がることを期待する意図もある。

6) 経営学部

経営学部では、学科のアドミッション・ポリシーに基づき、公正・適切に入学者選抜試験を行っている。その具体的な方法については、全学共通の方法・基準による。経営学部の場合、推薦入試による入学生の割合が高いため、面接試験においては、本学で学ぶ意欲等を十分に把握することに留意している。

入学者選抜における透明性を確保するため、面接における対応については、事前に協議を行い評価基準を確認している。また、入試の担当者については、学科会議の協議を経て選任しており、偏りが無いように配慮している。なお、入学者選抜委員会には、学部長及び学科長が出席している(5-11)。

学生募集については、オープンキャンパス、高校訪問、そして大学説明会を中心に展開している。オープンキャンパスでは、コース別説明、模擬授業、個別相談等を行っている。なお、教育学部と同様にオープンキャンパスは、各務原キャンパスが会場となっている(5-4)。

以上の経過を経て、2016(平成28)年度入試まで学生募集活動に取り組んできたが、2017年度(平成29)より「スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科」の開設を踏まえて、募集活動は経営学部としては停止している(5-22)。

7) 通信教育部(人間福祉学部 人間福祉学科)

通信教育部においては、別途、専用の募集要項を作成し、入学者の選抜に関する取扱いを定めている。募集要項は、毎年度、通信教育部会議での協議を経て発行し、希望者に無料で配布している(5-6)。

入学志望者は出願に際して、募集要項に同封の出願関係書類にあわせて志望理由書に入学動機等を記載して提出する。入学者の選抜方法は、出願関係書類によって入学資格を確認し、志望理由書によって志望動機等を確認して選抜する方法としている。このため会場での筆記試験入試・推薦入試・AO入試等のその他の方法では入学者選抜は原則として行っていない。

入学者の選抜は、出願期毎に通信教育部会議を開き、同部会議内で出願者の合否判定会議を行い学長の承認をもって合否を決定している。詳細は「入学者受け入れ方針等」において説明する。合否判定後の合否発表は、会場での掲示発表、電話・ホームページ等での発表は行っていない。全て郵送によるものとし、合格、不合格のいずれにもかかわらず通知するものとしている。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

大学院のアドミッションポリシーを提示し、これらに基づいた学生募集を行っている。

また、入学者選抜試験においては、基礎的な知識を把握するために、小論文、基礎的な専門用語の意味の記述、英語試験（一般試験のみ）を課している。加えて、面接を通して、アドミッションポリシーに即した意欲について評価しているが、受験生が指導を希望する教員以外の研究科教員が面接を担当することになっている（5-23）。これら筆記試験、面接試験については、いずれも複数の担当者が評価していることを通じて、入学者選抜試験の公正さ・適切さを担保している。さらに、これらの評価を点数化して大学院研究科会議に諮り、学長が最終的な合否を判定している。

9) スポーツ健康科学部【2017(平成 29)年開設】

スポーツ健康科学部は、2016(平成 28)年 3 月 31 日(6 月 30 日に補正)認可申請を行い、同年 8 月 31 日に設置認可の通知を受けた。認可を受けるまでの間は、文部科学省の通達に伴い「設置認可申請中」と記載の上、広報活動を行っている。また、認可後は、募集活動を開始し、専用の「募集要項」の配布等を開始している（5-24）。スポーツ健康科学部の入学者選抜制度は、原則として大学全体の制度を踏襲している。ただし、認可後の募集活動となり日程上、困難のため AO 入試等は実施していない。

スポーツ健康科学部の入試に向けては、2016(平成 28)年度よりスポーツ健康科学部設置準備室長が就任(所属学部は無し)し、新学部の設置に向けた申請事務や準備等を執り行う。なお、当該準備室長が 2017(平成 29 年)年度よりスポーツ健康科学部学部長に就任することが内定している。その他、経営学部等から新学部へ移籍(一部教員は暫定的に経営学部との事実上の併任となる)就任予定教員を中心に準備委員会を設置し、事務局は各課から兼務として選任された新学部設置準備室の職員が担当している。スポーツ健康科学部では、推薦入試及び一般入試を実施するが、推薦入試における面接担当や推薦入試、一般入試の採点担当は、当該準備委員が担当する。

スポーツ健康科学部の広報活動は、設置認可申請中については、文部科学省の通知に準拠する形で、オープンキャンパス等を開催し、前述した準備委員が担当した（5-4）。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

1) 大学全体

在籍学生数については、毎月開催の教授会において学籍異動の状況が報告されている。また、毎月原則として 1 日付で教務課から「学籍異動報告書」が提出され、最新の在籍者数が報告されており、学内で情報共有が図られる仕組みとなっている。このような取り組みによって在籍学生数を収容定員に基づき管理することは適正に行っている。また、入学生に対する入学者選抜方法に沿った公正、かつ適正な入学者の選抜を行う。学生収容定員を配慮した入試を行うとともに、著しい定員超過や欠員が生じないように計画的に受け入れている。

過去 5 ヶ年における年度別、学部・学科別入学定員、志願者数、合格者数および入学者数の推移、収容定員と各学年の在籍学生数は大学基礎データに示したとおり、収容定員に対する入学定員の設定、および実際の入学者数は概ね適切である(通信教育部については後述する)。

合否判定においては、入試日ごとに入試選抜委員会が開かれて合格者数における入学辞退者の比率（いわゆる「歩留まり」）を考慮しつつ合否を決定している。

2) 人間福祉学部

人間福祉学部は、2009(平成 21)年度に大学基準協会認証評価より、次のような勧告を受けた。

(大学基準協会勧告事項)

「人間福祉学部は、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が 0.83、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.76 と低いので、是正されたい。」

これを踏まえ、人間福祉学部長、人間福祉学科長、健康福祉学科長、大学事務局長、教務部長及び関係職員によるワーキングチームを 2010(平成 22)年度に置き、人間福祉学部に関する改革案を検討した。

本検討において、①新学科の設置による定員の振り替え、②人間福祉学部のコース制度・教育課程の見直し等による改革骨子が固められ。その内、①新学科の設置による定員の振り替えは、2011(平成 23)年度より設置された学長・副学長会議での検討を経て、理事長を座長とする組織改革検討委員会を 2012(平成 24)～2013(平成 25)年に置き、既存の「リハビリテーション学部」を「看護リハビリテーション学部」に名称変更し、健康福祉学科の(入学定員：80 名)を振り替える形で看護学科(入学定員：80 名)を設置する計画を策定した。

看護学科の設置及び看護リハビリテーション学部の名称変更に関する届出は、2013(平成 25)6 月に文部科学省に行い 2014(平成 26)年度より看護学科を開設した。

以上により、人間福祉学部は 2014(平成 26)年度より人間福祉学科、健康福祉学科の 2 学科体制から、人間福祉学科の 1 学科体制となり、入学定員も 180 人から 100 人へ減員となった。これらの変遷を経てきた人間福祉学部人間福祉学科の過去 5 年間の入学定員に対する入学者比率の平均値は 0.71 であり、2016(平成 28)年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、収容定員 430 人に対して在籍学生数 310 人で 0.72 となっている(大学基礎データ表 4)。

また、人間福祉学部全体として過去 5 年間の「入学者(A) / 入学定員(B)」は 2012(平成 24)年度より 68.3、68.9、85.0、82.0、64.0 (2012(平成 24)～2016(平成 28)年度)と推移しており、学科を再編した 2014(平成 26)年度を機に改善の兆しを見ることができる(大学基礎データ 3)。

一方、2016(平成 28)年度入学者の学科計に対する割合においては、それぞれ一般入試 12.50%、AO 入試 20.31%、推薦入試 64.06%となっており、一般入試からの受入れが弱いことが伺える(大学基礎データ 3)。これらの要因としては、福祉分野に興味・関心をもち、関連する学部を受験する高校生の数が、依然として少ないままであることに加え、いわゆる入学試験偏差値の上位校から定員が充足され、本学入学試験の回避や入学試験合格者の入学辞退が生ずる実態が挙げられる。

次に②人間福祉学部のコース制度・教育課程の見直しを行うため、人間福祉学部では、コース制度を 2012(平成 24)年度には専攻制度への見直しを図り、2 専攻(人間福祉学科：福祉、心理)として履修モデルの明確化に努めた。しかし、学生募集においては大きな改善には至らなかったため、2014(平成 26)年度に福祉、心理に加えて健康マネジメントの専攻を設置して、さらなる改革を行った。さらに、2017(平成 29)年度からは 4 コース(社会福祉コース、精神保健福祉コース、介護支援コース、地域貢献コース)に改組をする計画となっている。専門職養成のみならず、福祉を学び地域での生活を豊かにできる人を育てる方向性を打ち出し、福祉を学ぶ学生を増やすよう努めている。

3) 教育学部

教育学部子ども教育学科は、2015(平成 27)年 4 月より子ども学部子ども学科から名称変更を行った。教育学部としての過去 2 年間において、入学定員に対する入学者比率の平均値は 0.98 であり 2016(平成 28)年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、収容定員 160 人に対して在籍学生数 152 人で 0.95 となっている(大学基礎データ表 4)

また、前身である子ども学部子ども学科の過去 3 年間において、入学定員に対する入学者比率の平均値は 0.93 であり 2016 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、収容定員 180 人に対して在籍学生数 138 人で 0.77 となっている(大学基礎データ表 4)。

これにより教育学部子ども教育学科の 2 年間は、子ども学部子ども学科の 3 年間と比べ、入学定員に対する入学者比率および収容定員に対する在籍学生数比率ともに改善されており、改善後の状況も妥当な水準にある。要因としては、教育学部への名称変更及び、それに伴って再構築された学びの環境が、高校生やその保護者、進路指導をする高等学校等のニーズや期待とマッチングされた結果といえる。

また 2016(平成 28)年度入学者の学科計に対する割合においては、それぞれ一般入試 20.00%、AO入試 18.46%、推薦入試 61.54%となっており、推薦入試の割合が高めである状況が伺える(大学基礎データ 3)。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

看護リハビリテーション学部理学療法学科は、2014(平成 26)年 4 月よりリハビリテーション学部理学療法学科から名称変更され現在に至る。看護リハビリテーション学部理学療法学科における過去 4 年間の入学定員に対する入学者比率の平均値は 1.20 であり 2016(平成 28)年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、収容定員 180 人に対して在籍学生数 198 人で 1.10 となっている。また、リハビリテーション学部理学療法学科としての最終年度である 2012(平成 24)年度において、入学定員に対する入学者比率の平均値は 1.18、収容定員に対する在籍学生数比率は 0.88 である(大学基礎データ表 4)。

したがって、前身のリハビリテーション学部理学療法学科、そして看護リハビリテーション学部理学療法学科として今日に至る過去 5 年間において、安定して入学定員 60 名が確保されている。また 2016(平成 28)年度入学者の学科計に対する割合においては、それぞれ一般入試 37.31%、AO入試 19.40%、推薦入試 41.79%となっており、バランス良く受け入れられている(大学基礎データ 3)。

このように安定した受入れを可能にしてきた要因としては、医療系の根強い人気だけでなく、本学の理学療法学科が提供する学びの環境や理学療法士国家試験合格率、そして社会で活躍する卒業生の姿等が高校生やその保護者に伝わり、支持されてきたためといえる。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

看護リハビリテーション学部看護学科は、2014(平成 26)年 4 月に開設されたため、過去 3 年間に渡って入学者を受け入れている。その入学定員に対する入学者比率の平均値は 1.00 であり、また、2016(平成 28)年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、収容定員 240 人に対して在籍学生数 228 人で 0.95 となっている(大学基礎データ表 4)。

さらに、2016(平成 28)年度入学者の学科計に対する割合においては、一般入試、推薦入試それぞれで 39.7%、60.3%となっている。過去 3 年間において、推薦入試からの入学者は 2014 年度より 36 人、44 人、41 人と 40 人前後で推移しているのに対し、一般入試からの入学者は 54 人、35 人、27 人と減少傾向にあり、一般入試からの受入れが年々弱まってきたことが伺える。(大学基礎データ表 3)。

一般入試からの受入れが弱まっていることは、一般入試を利用する受験生が、本学看護

学科を志望しなくなっている、または受験生の志望順位が低くなってきていることを示している。その背景には、近年の他大学での相次ぐ看護師養成学科の新設により、いわゆる入学試験偏差値の上位校や知名度の高い大学から定員が充足され、本学入学試験の回避や入学試験合格者の入学辞退が生ずるといった実態が挙げられる。

6) 経営学部

経営学部経営学科の過去5年間の入学定員に対する入学者比率の平均値は1.00であり2016(平成28)年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、収容定員330人に対して在籍学生数301人で0.91となっている(大学基礎データ表4)。

また、過去5年間の「入学者(A)／入学定員(B)」は2012年度より96.3、93.8、105.0、91.3、111.3(2012-2016年度)と推移しており、入学定員は妥当な水準で管理されている(大学基礎データ3)。

一方、2016(平成28)年度入学者の学科計に対する割合においては、一般入試11.24%、AO入試13.48%、推薦入試75.28%と推薦入試による入学者の割合が高く、一般入試による入学者の割合が低い。この要因としては、本学経営学科への入学者の特徴として、通常の推薦入試からの入学者だけでなく、スポーツ等の多面的な能力を評価する推薦入試からの入学者が多い実態が挙げられる。

7) 通信教育部(人間福祉学部 人間福祉学科)

本通信教育部の入学者数は、2005(平成17)年度を除き、入学定員を下回っており、収容定員400名(1年次入学300名、3年次編入学100名)に満たない状況が常態化している。さらに、1年次入学と年次編入学の区分別の定員では、1年次入学の定員(300名)が常に満たない状況に対し、3年次編入学生の定員(100名)は、常に超過の状態にある。つまり1年次入学と3年次編入学の各定員設定についても是正が必要な状態が続いている。

1年次入学生数が定員を下回っている要因として、通信教育部の知名度の低さ、地方都市に拠点(本学)を置くため大都市圏の在住者への訴求力不足等が挙げられる他、インターネットシステムを利用したメディア授業の取組が遅れている点が募集に対して不利に働いている可能性がある。一方、1年次入学生に比べ、3年次入学生が定員を上回る状況にあるのは、社会全体の高学歴化が進み、最終学歴が高等学校等を基本とする1年次入学生よりも短期大学等を最終学歴とする3年次編入学生のニーズが高まっていることが考えられる。

以上のような状況から、学生募集の訴求力を向上させるため、インターネットを利用した放送授業を2016(平成28)年度秋期より開始した。ただし、現時点で2科目程度の開講にとどまっており、出願者の増加に向けた訴求力として弱い状況である。また、前述したとおり1年次入学生が定員割れの状況に対して、3年次編入生は、定員超過の状況であるから、これを是正するための措置を講ずる計画である。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

修士課程は入学定員5名(収容定員10名)、博士課程は同3名(同9名)である。

修士課程については2011(平成23)年、2012(平成24)年と入学定員を下回ったが、2013(平成25)年以降は入学定員を充足している。

博士課程については、2012年を除き入学定員に満たない入学者となっている。しかしながら収容定員が9名であるのに対して、どの年度も収容定員の充足率が100%を超えている(大学基礎データ表4)。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

1) 大学全体

入学者選抜のあり方については、入試広報課において分析・整理を行い入試広報委員会において報告を行っている。具体的には試験問題の適切性については、各科目の受験者数及び平均点等を示すことにより、入試科目の適切性や難易度の検討を行っている。

さらに、入試制度のあり方については、各入試制度の出願者数及び出願校の傾向を分析している。また、各種模試結果による高校別の志望把握や受験業者からの入試結果の情報を契約により購入し、検討を行っている。以上の報告の内、留意事項については、さらに学長・副学長会議に報告が行われ、今後の改善方針に活用されている。

また、2014(平成 27)年度より、大学 I R 推進センターを設置し、学内外の統計情報を踏まえて点検を行うこととしている。大学 I R 推進センターでは、「GPA 分析」、「プレースメントテスト」の状況、退学者の状況等の分析等を行っている他、全学生を対象とした「学生実態調査」を 2015(平成 27)年度より実施し、学生の生活面、学習面、さらには大学生生活の満足度等の調査を開始した(5-25)。これらの調査結果と各学生の入学種別等をクロス集計することで入学者選抜のあり方についても、さらに重層的な点検が行うことができるようになった。

また、学生募集に関する点検は、入試広報課と入試広報委員会が、全体の統括を行っている。オープンキャンパスや大学説明会の実効性については、参加者アンケートを取り、点検・評価に役立てている。また、高校訪問については、実施報告書を学長(教員は所属学部長・学科長を経由して提出する)に報告され、高校側のニーズ等の把握が行われている。さらに、広告媒体の効果測定については、資料請求者数や提携予備校より高校別の志望校把握や入試結果等の情報を得て分析を行っている。

以上のように本学では、学生募集および入学者選抜に関して、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っている。この点については、「第 1 期中期計画—Action Plan—」に関する点検項目としても設けられており、毎年度、検証を行うこととしている(5-2 P12)。

2) 人間福祉学部

人間福祉学部では、学生募集および入学者選抜のあり方について、アドミッション・ポリシーに従い、公正かつ適切に実施されているか定期的に検証を行っている。

まず、学生募集については、学科会議において、これまで募集活動と募集状況を踏まえて、点検を行い、次年度に向けた改善方針を立案している。特にオープンキャンパスについては展示物や模擬授業のあり方、専攻(コース)毎の説明内容について見直しを図っている。また、独自のリーフレットを作成するなど、福祉に対する理解を図る資料を適時に見直している。

次に入試制度に関する検証については、大学全体で述べたとおりであるが、推薦入試の内、AO 入試の「当日課題」のあり方について各学部が主体的に取り扱っている。この点について、人間福祉学部では、これまで模擬授業の聴講とレポート作成を課題として設定してきたが、今後は、模擬授業においては、映像教材に変更することも検討している。

3) 教育学部

教育学部では、学生募集および入学者選抜のあり方について、アドミッション・ポリシーに従い、公正かつ適切に実施されているか定期的に検証を行っている。

教育学部は、2015(平成 27) 年 4 月より子ども学部子ども教育学科から名称変更し、教育学部子ども教育学科としている。さらに、同年から教職センターを設置するなど教員養成に焦点を当てた組織体制となっている。このため学生募集の戦略についても転換が必要となり学科会議において様々な検討を行っている。

特に教育学部では「子ども教育コース」と「保育・発達支援コース」によるコース制度を設けているが、教育学部への改称後も保育士資格には一定の強いニーズ(募集効果)があるため、両コースの役割を明確にアピールすることに腐心している(5-13 P14) 5-26)。具体的には、オープンキャンパスや大学案内においてコース毎の学びの様子がイメージしやすい募集資料の作成や高校訪問における理解をどのように図るかを検討している。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

理学療法学科では、学生募集および入学者選抜のあり方について、アドミッション・ポリシーに従い、公正かつ適切に実施されているか定期的に検証を行っている。

理学療法学科の入学定員は 60 名と比較的に少ない中、優秀な受験者の中から限られた入学者を選抜することになる。特に理学療法学科で留意しているのは、受験生のマッチングである。本学科の場合、最終的な目標として理学療法士国家試験に合格することがあるため、理学療法士になりたいという熱意と理学療法士に対する正しい理解が求められる。そのため、学生募集においては、オープンキャンパス等の機会を通じて、実際の学科の学び等を伝えるようにしている。しかしながら、入学後に理学療法士への熱意が薄れる学生も一定数存在することから募集活動のあり方について学科内で点検している。また、理学療法士は専門学校においても取得出来る資格のため専門学校と大学教育の違いを受験生に伝えられるように本学科に所属する教員の専門性の高さをパネル等で紹介している。なお、入学者選抜のあり方については、大学全体で制度となっているため学科として協議する機会は少ないが、入試制度と学生募集や学生の質の問題は密接なため、学生の入試制度別の学習到達度を GPA 推移等から分析し、検証している。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

看護学科では、学生募集および入学者選抜のあり方について、アドミッション・ポリシーに従い、公正かつ適切に実施されているか定期的に検証を行っている。

看護学科は、開設から 3 年と実績が少ないことや文部科学省への届出に基づき入試等を行っている。このことから現時点では、IR 推進センター等の分析資料に基づき学科会議において意見交換を行っている段階であり、具体的な改革等は行っていない。

また、学生募集については、実績が少ないため試行錯誤の中ではあるが、近隣にも同系統の教育機関があるため、特色をどのようにアピールするかを協議している。看護学科では、2017(平成 29)年度に初めての卒業生を輩出し、また、初めての看護師及び保健師の国家試験を受験することになるため、この国家試験の合格に向けた支援体制の構築が学生募集の観点を踏まえても喫緊の課題となっている。

6) 経営学部

経営学部では、これまで学生募集および入学者選抜のあり方について、アドミッション・ポリシーに従い、公正かつ適切に実施されているか定期的に検証を行っていた。学生募集の方法については、前年度実績を基に入試広報委員が高校訪問とオープンキャンパスの計画を立案し、学科会議で協議し実施してきた。また、入学選抜についても、募集要項の内容や出題の方針等を学科会議で協議しながら実施してきた。

ただし、経営学部は、2017(平成 29)年度より募集停止を行うため 2016(平成 28)年度以降は、在学生在が卒業等をするまで適切な教育を実施する。

7) 通信教育部(人間福祉学部 人間福祉学科)

通信教育部の学生募集は、主に通信教育部事務課が担当しており、直接、教員が担当することは少ない。通信教育部の学生募集は、通信教育部案内(大学案内) やホームページを通して案内する他、毎年、中部地区を中心に各都市で入学説明会を開催して、入学志願者への説明を行っている(5-27)。このような説明の内容については通信教育部会議で毎年度、協議して、説明の内容等を精査している。

また、入学者選抜については、通信教育部会議にて合否判定を行うこととしているが、より内容を精査するため同部会議開催に先立ち通信教育部会議に所属する教職員数名による「予備審査」を事前に行っている。予備審査では、通信教育部会議の構成員のうち教員・事務課職員合わせて 4 名程度を各出願時期に合わせて選出し、審査書類等の確認を行い、その結果を通信教育部会議にて報告し、再度内容を確認して合否判定を行うこととしている(5-6)。

このように合否判定を段階的に行うことで書類内容の確認における誤りや漏れが無いよう配慮している。また、予備審査の方法については、各出願期の前に同会議において協議確認し、検証を行うこととしている。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

従来、大学院では、入学試験(一般入試)については、書類審査、小論文、英語および個人面接を実施し、学内選抜試験は書類審査、小論文および個人面接という内容になっていたが、試験内容を充実させる視点から、2011(平成 23)年度に研究科会議で協議し、新たな入試方式で行うことにした。すなわち、一般入試および学内選抜入試では、これまでの内容に人間福祉学の基礎を問う「専門科目」を追加し、専門性の知識修得状況を明確に確認できるようにした(5-23)。なお、「募集要項」に関する検証についても大学院教員担当者が毎年行い、大学院研究科会議で確認してから作成している。

2. 点検・評価

<基準 5 「学生の受け入れ」に関する充足状況>

本学では、学生の受入に際して、「求める学生像」として大学全体と各学部のアドミッション・ポリシーを策定、ホームページ等において公開し、その方針を明示している。

また、多様かつ複数の入学選抜方法を設け、オープンキャンパス等の機会を通して修得しておくべき知識等の内容・水準の明示している。さらに、障がいのある学生の受入方針についても本学の就学支援の状況を適切に紹介している。

さらに、本学では、適切な定員設定に基づいて、学生を受け入れ管理を行っているが、通信教育部の募集状況には課題があるものの、その他の通学課程の受入状況については概ね適切であり、定期的に検証も行われている。以上により、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

学生募集については、2011(平成 23)年度～2015(平成 27)年度までの 5 年間では、オープンキャンパス参加者数が 15%増加しており一定の広報効果があったと考えられる。ただ

し、このことが必ずしも出願者数、入学者数が増加に反映しているとは言えないことから、少子化・大学全入時代の昨今における現状を踏まえて、募集活動のさらなる充実が必要である。

また、「募集要項」に加えて、カラー印刷の「受験ガイド」を作成することで、本学の入試制度等を分かりやすく説明ができています。

2) 人間福祉学部

2014(平成26)年度より1学科体制(定員100名)としたことで、アドミッション・ポリシーにある「福祉の知識と技術の獲得に意欲を持っている人」の入学比率が高くなり、学生募集においても本学の特色を焦点化することができている。また、2017(平成29)年度より「公務員養成プログラム」を開設する計画であるが、これまでのオープンキャンパス等において当該プログラムへの関心が寄せられている。福祉の視点を持って、地域で貢献する公務員を希望する学生は、本学部の求める学生像と合致するといえる。

以上の点からこれまで以上に募集に向けてアピールポイントを焦点化できると考えられる。

3) 教育学部

教育学部では「子ども教育コース」と「保育・発達支援コース」によるコース制度を設けている。オープンキャンパス等の募集活動においてコースに基づく学部紹介を行うことで、入学希望者に分かりやすく本学部の魅力を伝えられている。

また、教職センターを新設することで、小学校教員採用試験までの計画的なサポート支援の体制をアピールすることができている。このような結果もあり改称前と比べ、入学者等の指数が改善されている。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

本学科は、高い国家試験合格率や実習教育における充実が一定の評価を受けている。この点について、さらなる充実を図っていきたい。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

これまでは社会福祉学やその近接領域に関する基礎的な用語に若干不慣れな受験者も散見された。しかしながら、専門用語の出題を行うことで、人間福祉に関する基礎的な知識を得て受験する者が増えている。修士課程の受験生は近年5名前後であり、定員を充足する状況となっている。一方、博士後期課程では3名の定員のところ最近受験生が1~2名と定員を若干下回っておりこの充足が必要であるが、収容定員としては100%以上になっており収容定員は充足しているといえる。

②改善すべき事項

1) 大学全体

本学の広報活動は、入試広報と大学広報に分けられるが、「中部学院大学」のイメージ向上に向けたブランド戦略については、今後も改善の余地がある。その要因の一つとして、入試広報課(学生募集広報)と総務課・企画戦略課(大学広報)で分断して担当する組織体制が挙げられる。通信教育部事務課を含めると広報に関するセクションが多く、一元管理が十分とは言えない。

また、多様な入試制度の導入によって受験生に対して幅広い機会を提供できているが、

一方で受験制度が複雑で受験生にとって複雑になっている可能性は否めない。

また、障がいのある学生の受け入れは第6章で述べたとおりであるが、適切な支援体制を構築しているものの障がいのある学生の受入方針に関する明文化資料が十分とは言えない。

2) 人間福祉学部

全国的に福祉系学部・学科は志望者が増加しておらず、本学部においても定員を充足していない状況が続いている。オープンキャンパスには一定数の生徒が参加していることから出願に至るような改革が必要となる。

3) 教育学部

コース制度を前面に出すなど分かりやすい広報を目指しているが、小学校教員、幼稚園教諭、保育士そして社会福祉士と取得出来る資格のバリエーションが豊富なことで、かえって学部のアピールポイントを焦点化できていない側面がある。

7) 通信教育部 (人間福祉学部・人間福祉学科)

3年次編入学生の定員が超過している一方で、1年次入学生は、定員割れの状況となっている。したがって、これを是正するための措置を講ずる必要があると考えている。

また、通信教育部では、「単位制学費制度」や「2年間の履修有効期間制度」など他の通信制大学には見られないユニークな制度を設け、一定のアピールポイントとなっているが、資料請求者数は、2011(平成23)年度と2014(平成26)年度の比較では、29%の減少となっているなど憂慮すべき状況となっている。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

修士課程の受験生は近年5名前後であり、定員を充足しているとともに修士論文を作成して修了している。一方、博士後期課程では2012(平成24)年度以後、博士の学位を取得して修了する学生がほとんど毎年見られるが、人数としては若干少ないので今後は入学者を増すと共に全員が学位を取得者するよう指導体制を充実させていく。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

オープンキャンパス参加者数の増加を踏まえて、当該参加者が出願者に繋がる方策を検討する。具体的には、新たな奨学金制度の導入等を検討する。

2) 人間福祉学部

資格取得に向けた取り組みを充実させ、本学部の魅力を高めることが考えられる。また、2017年(平成29)年度より開始する「公務員養成プログラム」への関心が高いことから公務員試験対策のみならず、行政機関でのインターンシップを実施するなど、公務労働に関する理解を深めるよう取り組む。

3) 教育学部

教員採用試験の合格実績を高めることにより、教職センターの知名度向上に努め、ひいては、本学部の社会的評価をさらに高める。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

実習教育における新しい試みである客観的臨床能力試験 (objective structured clinical examination (OSCE) を導入して、他大学や専門学校との差別化を図ってきたい。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

大学院の役割は、幅広い知識を修め、研究手法や論文の構成を身につけ、独立して研究ができるようになるよう指導していくことにある。また、現場での問題対応力や指導力を高めることでもある。そのためには、社会福祉学やその近接領域に関する基礎的な知識を持った上で入学してくることが欠かせない。2011(平成 23)年から試験方式を変更したが、この方式の適切性について今後も不断の検討を進める。

②改善すべき事項

1) 大学全体

広報の一体化をすすめるため大学ブランドの向上に向けた部署の設置、又はワーキングチームの設置を検討する。

また、入試制度については、文科省の「高大接続実行プラン」を踏まえ、抜本的な制度改革を進める。特に多面的評価入試やアドミッション・オフィスの設置、奨学金制度の見直し等を図る。

さらに、障がいのある学生の受入については、明文化した受入指針を早急に作成する。

2) 人間福祉学部

福祉分野への領域への就職希望が大きく伸びていないことから、1 年次入学生を増やすことは、しばらくは困難な状況が続くと考えられる。しかしながら、福祉に関心のある学生や社会人は、一定数いることから 3 年次編入や転入学制度の充実により、福祉に関心のある学生を幅広く集めることを検討している。

また、2017 (平成 29) 年度において開始する公務員養成プログラムを専門職養成に加えて、新たな柱とした広報を行うことで、学生募集につなげていくこととする。

7) 通信教育部 (人間福祉学部・人間福祉学科)

入学定員設定の見直しを図り 1 年次入学生、3 年次編入生の定員設定の改正を図る。

また、入学説明会等においては、スクーリング出席に対して不安を頂く社会人(参加者)も少なく無い。すでに取り組みを行っている教材開発を発展させ、インターネットを通じて受講できる E ラーニング科目(スクーリング)の増加等を図り、入学希望者にアピールしてきたい。

8) 大学院 (人間福祉学研究科)

博士後期課程の入学者が定員に至るように努力する。そのためには、在学中の博士課程大学院生を課程博士として輩出することが喫緊の課題である。そのことが入学者増につながると思われる。なお、修士課程修了者のほとんどが社会に旅立ってしまうが、優秀な人材についてはそのまま博士後期課程に進学させ、研究者としての道を進ませることも検討

する。

4. 根拠資料

- 5-1) 中部学院大学 教育研究上の目的と3つのポリシー 既出 1-5)
- 5-2) 2015年度 「第1期中期計画—Action Plan—」 既出 1-3)
- 5-3) 2016年度 中部学院大学募集要項
- 5-4) 2015年度 オープンキャンパス日程一覧 既出 1-28)
- 5-5) 出張講義ガイド2015
- 5-6) 中部学院大学通信教育部 募集要項 (2015年度発行)
- 5-7) 2016(平成28)年度 中部学院大学通信教育部 案内パンフレット 既出 1-11)
- 5-8) 中部学院大学ホームページ 国際化ビジョン URL
<https://www.chubu-gu.ac.jp/about/university/policy/others/internationalization-vision/index.html>
- 5-9) 受験ガイド (2015年度発行)
- 5-10) 中部学院大学受験生サイト 入試区分別入試情報 URL
http://web3.chubu-gu.ac.jp/web/exam_department/type/
- 5-11) 中部学院大学入学者選抜規程
- 5-12) 2015年度 中部学院大学・中部学院大学大学説明会 次第/開催地 既出 1-27)
- 5-13) 2015年度 中部学院大学案内パンフレット (2016年度入学者対象) 既出 1-26)
- 5-14) 学生募集用リーフレット・LINE (企画・運用例)
- 5-15) 中部学院大学ホームページ 高大連携 URL
https://www.chubu-gu.ac.jp/extension/school_collaboration/index.html
- 5-16) ネットワーク大学コンソーシアム岐阜 「高大連携セミナー」
- 5-17) 中部学院大学及び中部学院大学短期大学部地域連携推進センター設置規程 既出 2-17)
- 5-18) 中部学院大学 高大学びプロジェクト実施要領
- 5-19) 「ポローニア」経営学部「地域人」育成に向けた取り組み 既出 4-3-14)
- 5-20) 人間福祉学部 独自リーフレット
- 5-21) 第23回 SEKI いきいきフェスタ開催要項
- 5-22) 2016年度 中部学院大学スポーツ健康科学部案内パンフレット 既出 1-10)
- 5-23) 2016(平成28)年度 中部学院大学大学院履修要項 既出 1-34)
- 5-24) スポーツ健康科学部 募集要項
- 5-25) 2015年度 学生生活実態調査 既出 4-1-15)
- 5-26) 中部学院大学ホームページ 教育学部 コース紹介 URL
<https://www.chubu-gu.ac.jp/university/education/course/index.html>
- 5-27) 中部学院大学通信教育部ホームページ 説明会日程 URL
<https://www.chubu-gu.ac.jp/tsushin/briefing/>

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

1) 大学全体

学生支援に関する基本方針については、「第1期中期計画—Action Plan—」の「学生支援」において「学生が自己を磨き、進路実現を図り、社会に貢献できる人材となれるサポートを行う。そのため各種学生相談の組織的な取り組みを図る。」と基本方針を定め、次の8点を事業目標として掲げている 6-1 P14)。

- ①キャリア支援に向けた体制強化、支援の充実
- ②学生相談、保健・健康指導の強化
- ③障がいのある学生の受入体制の整備
- ④大学祭等、課外活動の充実に向けた対応
- ⑤保護者との連携
- ⑥同窓会の活性化、卒業生ネットワークの構築
- ⑦留学生相談体制の充実、外国人留学生の日本での就職支援
- ⑧留学生のコミュニケーション力の向上、国際交流活動

まず、本学では高い就職率と就職満足度 100%を目指し、キャリア支援の充実に力を注いでいる。そのため、従来の就職指導の枠にとらわれない、進路意識の涵養や社会人として必要となる基礎的なスキル、さらには公務員試験に向けた対策等、卒業後を見据えた知識・技能の獲得を「キャリア支援」と位置付け、事業目標の根幹に据えている。

また、学生生活の向上に向けて、学生相談や保健・健康指導の強化、加えて障がいのある学生の受入体制の整備を事業目標に定めている。また、大学祭やクラブ活動等、学生の課外活動の充実に目を向け、同好会やサークル活動の他、学生のボランティア活動等の支援に向けた新たな整備体制を図ることとしている。

以上のように本学では、学生に対する修学支援の方針を定めているが、その充実には保護者や卒業生の協力が欠かせない。このため保護者懇談会等の充実による保護者との連携事業や同窓会活動の活性化による卒業生とのネットワーク強化を目指している。

a) 学生相談体制の充実

学生の多様化により、学生の心の問題が複雑化、深刻化している。このため本学では、学生相談室を設置し、臨床心理士のカウンセラー（本学専任教員1名、非常勤カウンセラー3名）や学生相談委員(各学科から原則1名)を配置して学生相談に応じている 6-2)。

学生相談室の役割や利用方法等については、4月のオリエンテーション時や案内パンフレット等によって紹介しているが、その窓口機能を果たしているのが保健室である。保健室では、学生相談に対するインテーク面接の機能を担っており、相談の内容に応じて、対応担当となるカウンセラー、学生相談委員、さらにはゼミナール担当教員等への振り分けを行っている。なお、相談の内容は、以前は心理面での相談が大半を占めていたが、ここ数年は修学に関する支援が大幅に増大している。

なお、学生相談の適切性を検証するため学生相談委員会において、相談状況の報告やケース会議等を行っている。また、学生相談委員会では、4月の健康診断時に「UPI 調査」を実施して、健康面と精神面に問題を抱える学生の早期発見と学生相談の充実に活

用している。

2) 人間福祉学部

人間福祉学部では、大学全体で述べた学生支援に関する方針に加えて、多様な学習姿勢や学習動機を持つ学生が存在することを踏まえ、少人数によるゼミナール授業を学生指導の機会に活用することを学部の基本方針に据えている。具体的には、ゼミナール科目「人間福祉基礎演習Ⅰ・Ⅱ」(1～2年次科目)を基礎ゼミ、さらに「人間福祉専門演習Ⅰ・Ⅱ」(3～4年次科目)を専門ゼミと位置付け、10名前後の少人数ゼミナール(クラス)の特性を活かし、学生相互の関わり学修を構成するとともに、学生一人ひとりの状況を担当教員が逐次把握し、必要に応じた個別支援を行っている(6-3 P25)。なお、学科として当該ゼミナール科目を学生指導の基幹に据えることについては、学年ごとに「学年担任」「学年コーディネータ」を配置し、修学・生活支援、進路支援について検討している。

また、学科会議において毎年度、方針確認を行っている。さらに具体的な学生指導・支援のあり方については学科内の教務担当教員グループが必要に応じて対応案を策定し、学科会議や学年担当会議等において総合的な検討を行っている。

3) 教育学部

教育学部における就学支援、学生支援の方針については、大学全体で述べたとおりである。これに加え、ゼミナール科目である「子ども教育学基礎演習Ⅰ・Ⅱ」(1～2年次)、 「子ども教育学習専門演習Ⅰ・Ⅱ」(3～4年次)の授業を学生の個別指導の時間として活用することを基本方針としている(6-3 P65)。教育学部の場合、小学校教員免許、幼稚園教員免許、保育士資格に加え、社会福祉士受験資格の取得も可能となる。このため各進路希望に応じた進路支援を行う必要があることから専門分野に応じた教員を配置している。また、教員採用試験を目指す学生に対して個別指導を行うため、2015(平成27)年度より「教職センター」が設置され、特に小学校教員を希望する学生への方針については同センターが策定している(6-4)。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

理学療法学科における就学支援、生活支援、進路支援の方針については、大学全体で述べたとおりである。理学療法学科は、入学定員が60名と他学科と比べて少人数であることから学科教員がきめ細かい学生指導や支援に携わることを学科の方針としている。特に進路に関しては、原則として全学生が理学療法士を目指していることから、これに即した進路指導を行っている。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

看護学科における就学支援、生活支援、進路支援の方針については、大学全体で述べたとおりである。看護学科は、開設から間もないため具体的な進路支援等は、今後となるが、全学生が看護師(一部は保健師もあわせて目指す)を目指す学科特性を踏まえ、支援のあり方については、学生課やキャリア支援センター事務課と協議しながら検討を行っている。

6) 経営学部

経営学部における就学支援、生活支援、進路支援の方針については、大学全体で述べたとおりである。経営学部の学生は、運動系の部活動に所属する学生の割合が極めて高く、また、他県からの入学者も多い特性がある。この点を踏まえ、奨学金の活用や進路指導のあり方について、関係部署(学生課、キャリア支援センター事務課、留学生センター等)

と連携を図りながら学科会議において協議をしている。また、キャリア形成論Ⅰ・Ⅱを必修化し、1年次から学生生活全般について考える機会を設けている 6-3 P82)。

7) 通信教育部(人間福祉学部 人間福祉学科)

通信教育部の修学支援、生活支援、進路支援の方針については、大学全体で述べたとおりである。ただし、通信教育部は、通学課程(大学全体)とは、特性上、異なる点が多々ある。具体的には、多くの学生が社会人学生のため生活支援に関する相談を行う事例は少ない。また、修学支援についても、働きながら学ぶスタイルのため各自の学習時間の確保に苦慮していることが分かっている。このような特性を踏まえ、通信教育部会議において、適切な生活支援、就学支援のあり方について協議している。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

大学院の修学支援、生活支援、進路支援の方針については、大学全体で述べたとおりである。大学院の学生も通信教育部と同様に働きながら学ぶ場合が多いため、各学生の状況に応じた生活支援、進路支援を行うこととしている。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

a) 退学者の状況把握と対処について

本学は、前述した「第1期中期計画—Action Plan—」において、「中途退学を抑止する取り組みの充実」を具体的な施策として掲げている 6-1)。

主な取り組みとしては、ゼミナール担当教員の役割を重視し、各機関(保健室、学生相談委員会、学生課、教務課、会計課等)との連携を図り中途退学を防止する取り組みが挙げられる。

本学では1～4年次までの各学年において、教員1人当たり10名程度の履修者によるゼミナール科目を開講し、高等教育に必要な導入教育から卒業研究までの総合的な学びを行うと同時に、担当教員はクラス担任としての役割も担っている。また、本学では「出席管理システム」を導入し、学生の出席状況を即時に把握する仕組みを構築している。ゼミナール担当教員は、当該システムにより所属学生の出席状況を確認ことができ、欠席が続くなど、退学の前兆を早期に捉えることに努めている 6-5)。

このように中途退学を抑制する取り組みとして、まず、ゼミナール担当教員の役割を重視し、学習面・生活面で不安があれば、当該教員へ相談を行うことを推奨している。前述のとおり、一旦、保健室がインテーク面接を行い、ゼミナール担当教員が引き継ぐケースも多々あるが、相談内容が、経済的であれば学生課(奨学金の紹介)や会計課(学納金の延納)、体調不良の場合は保健室、さらに、対人関係、メンタルヘルス対応、対人関係の悩み、学習支援などの場合は学生相談室のように、適材機関とゼミナール担当教員が連携して課題に対応していく。この際、できるだけ学生の保護者とも面談機会を設け、保護者に対して早期に情報提供を行うことも重視している。

以上のような対応を経た場合でも、本人の退学意思が強く、退学を希望する場合、学生はゼミナール担当教員の確認を経て、退学届を教務課に提出し、学内決裁を受けることとなる。なお、2015(平成27)年度以降、退学に関する事項は、教授会の承認を不要としたため、学長の決裁日を退学承認日として取り扱っている。このため教授会では、退学の経過を報告事項として取り上げ、退学に至った経緯等を当該学科長が教授会の場で報告する他、当該学科会議においても同様に経緯や今後に向けた学科の対応等について協議が行われている。また、大学全体としては、大学 IR 推進センターが、退学に関する

る分析を行い、今後の施策への反映を目指している。

b) 休学・復学・留年の状況把握と対処について

本学では、疾病その他特別の理由により3ヶ月以上修学することが困難な者は、1年以内を期間として休学することを認めている。休学の期間が満了した者及び休学期間満了以前に復学しようとする者は、申請により復学することができる(6-6 第33条)。休学や復学に関する取扱は、退学の場合と同様にゼミナール担当教員への相談を経て行う。ただし、退学が視野にある学生の選択肢として休学が利用されている場合も少なくなく、休学期間が満了しても復学を行わず、そのまま退学となる事例も散見される。そのため安易な選択として休学を選択することのないように指導している。

なお、休学期間中は、本学の授業等を受講することはできないが、学生相談室の利用やゼミナール担当教員との面談については、慣例的に禁じてはならず、可能な限り早期に復学できるようにサポートを行っている。特に休学した学生は、卒業が遅れることへの不安を持つ学生が多いことから担当教員と教務課が連携して履修相談を行い、時には復学後の履修計画を立案するなど対応している。

c) 補習等の支援体制

本学では、前期15回、後期15回、通年では30回の授業回数を設定しており、修了試験は当該授業回数には算入していない。教員が休講とした場合は、補講を設定することが原則となり、各学期の補講期間中に補講を行うこととなる。

この他、学習の進捗が遅れている場合や、授業の途中段階で行われる小テスト等において一定の成果が見られない場合等においては、学科や教員の判断により補充授業が行われる場合がある。また、再試験が認められている学科・学年に関して、修了試験に不合格となった学生に対して、再試に向けて補充授業を行う場合がある。このような取組は、本学の多くの学科が国家資格の養成に関連しており、そのため実習科目等の履修には、履修上限を設定していることが挙げられる。このため必要に応じて学科等の判断により補充授業等を行うが、正規のカリキュラムとは別開講となる。

d) 障がいのある学生に対する修学支援措置

これまで本学では、障がいのある学生の支援のため学生支援委員会内に特別支援部会を置き、修学支援措置を講じてきた。しかし、障がいのある学生の多様化が進んでいることを鑑み、従前の体制を強化するため、2015(平成27)年度より当該部会を常設委員会に位置付けて「特別支援委員会」として昇格させた(6-7)。

特別支援委員会では、障がいのある学生に対する修学支援に向けた基本計画を策定する他、障がいのある学生に対する状況把握等を行っている。そして、2016(平成28)年4月より「大学等における障がいのある学生への合理的配慮」に向けた教職員のための「障がいのある学生の修学支援ガイド」の作成を行い、全教員と一部の事務職員へ配布した(6-8)。また、中部学院大学及び中部学院大学短期大学部障がい学生修学支援規程を2016(平成28)年度より施行した(6-9)。さらに、2013(平成25)年度より学生課の分室として「学生支援室」を設置した。学生支援室は、主に障がいのある学生に対する就学支援を行う部署で専従の非常勤職員1名が保健室や学生課、学生相談室と連携して対応している(6-10)。

次に、施設・設備面における障がいのある学生への配慮については、低層階(平屋・2階3階建)である建物以外の建物内部の上下階への移動はエレベーターの設置により確保されている。車椅子使用のための野外スロープの設置は、教室として利用する号館

について確保されている。また、身体障がい者用トイレは 1979(昭和 54)年以前の建物では設置されていないが、新建築基準法が施行されてから建設された建物にはすべて設置している 6-11)。

関キャンパスには 1 号館(本館)から 11 号館までの校舎、学生ホール(食堂)、体育館によって構成されているが、1979(昭和 54)年以前に建築された 3 号館、6 号館及び 8 号館についてはエレベーター設備、障がい者用トイレ等の設備が整備されていない。しかし、これらの校舎は通常授業での利用率が低いため大きな支障はない。

校舎内については、ほぼすべての講義室で障がいのある学生に配慮し段差を無くしている。机は可動式のものとは固定式のものがあるが固定式講義室では最前列で聴講できるようにしている。

e) 奨学金の必要性と周知の方法

本学に在籍する学生の多くは、経済的に恵まれた家庭環境ばかりではなく、学費・生活費等の確保のためのアルバイトをする学生が相当数いるのが現状である。それゆえに、学業を継続するためには、奨学金等の経済的支援が大変重要となっている 6-12) 6-13)。本学では、日本学生支援機構や本学独自の奨学金制度について、入学希望者に対しては、「大学案内」や「受験ガイド」においても明示し、オープンキャンパスにおいても専用の相談コーナーを設けて、入学希望者や受験生の相談に応じている。また、在学生に対しては、4 月のオリエンテーションや「キャンパスライフ」、学内掲示等を通して周知を図っている 6-11)。

特に日本学生支援機構の奨学金制度については、学内説明会を数度にわたって実施し、申請を希望する学生に対しては、各学科のゼミナール担当教員の推薦等を求めている 6-14)。

また、学生課窓口で個別に事情聴取を行い、家計の状況、特殊事情、本人の意志等個別の情報を把握することで、可能な限り多くの学生に機会が行き渡るよう周知に努めている。

2) 人間福祉学部

学生への修学支援は、大学全体で述べたとおり、適切に行われている。人間福祉学部では、独自の取組として、留年者及び休・退学の可能性のある学生の状況について各学年に配置された学年主任並びに学年コーディネーターに情報が集約されるよう構造化している。また、学生の動向についても逐次、学部会議で情報共有し、留年者及び休・退学者にかかる継続的な支援を怠らないよう学部としての対応を強化している。

個別学生に対応した取り組みとしては、前述した「社会福祉基礎演習Ⅰ・Ⅱ」や「社会福祉専門演習Ⅰ・Ⅱ」の担当教員が相談を対応し、必要に応じて、家庭訪問や保護者との面談を行っている 6-3 P25)。

その他、補講・補充教育や障がいのある学生への支援等については、大学全体で述べたとおりである。

3) 教育学部

学生への修学支援は、大学全体で述べたとおり、適切に行われている。教育学部では、退学を防止する取組として、前述した「子ども学基礎演習Ⅰ・Ⅱ」や「子ども学専門演習Ⅱ」によるゼミナール授業の担当教員が学生の学習面や生活面における相談窓口となるように配慮している 6-3 P65)。また、教育学部の場合、拠点となるキャンパスの建設時期が新しく、バリアフリー対応のあるキャンパスであることから、障がいのある学生に対す

る修学支援についても適切に行われている。各務原キャンパスは、関キャンパスと比較すると小規模であることから、学生と教職員の交流が容易であり、学生の行動などを掌握し易いという特性を踏まえて、各務原事務課や保健室(各務原)との連携を図りながら学生の修学支援を行っている。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

学生への修学支援は、大学全体で述べたとおり、適切に行われている。理学療法学科の独自の取組としてはゼミナール担当教員の役割を重視している。本学科では1～4年次までの各学年において、教員1人当たり10名程度の履修者によるゼミナール科目を開講し、高等教育に必要な導入教育から卒業研究までの総合的な学びについて取り組んでいる。また、大学全体のところで述べたと同様に「出席管理システム」を導入し、学生の出席状況を即時に把握する仕組みを構築しており、ゼミナール担当教員は、当該システムにより所属学生の出席状況を確認することができ、欠席が続くなど、退学の前兆を早期に捉えることに努めている(6-5)。

以上のように、中途退学を抑制する取り組みとして、まず、ゼミナール担当教員の役割を重視し、学習面・生活面で不安があれば、当該教員へ相談を行うことを推奨している。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

学生への修学支援は、大学全体で述べたとおり、適切に行われている。看護学科は、開設から3年目(2016(平成28)年度現在)と実績が少ないことから退学者の状況把握や補習等の取り扱いについては、毎年度、学科会議において適切な指導のあり方について検討している。

また、補習等については、看護実習での取組を整理し、次の学習に繋がるための学習支援体制を構築している。具体的には、関キャンパスの空き教室を看護学科専用の学習スペースとして確保し、看護学科教員の中から、指導教員を置き、対応している。

6) 経営学部

学生への修学支援は、大学全体で述べたとおりである。経営学部の特性として、運動部に属する学生の割合が多い。このことから課外活動(運動部)における挫折が退学に及ぶ場合や、各種公式大会等に出場するため通常授業を欠席する場合がある。そのため、LMSによる自学・自習ができる仕組みを一部の科目で導入するとともに、学生の学修状況を学科会議で共有する仕組みを構築し、ゼミナール教員を通じた留年、休・退学の予防に努めている。それでも留年、休・退学を希望する学生に対しては、教員が面談を行い、状況の把握と適切な支援に努めている。

また、留学生に対しては、ゼミナール教員による月1回の面談を行い、留学生センターと協力しながら、生活全般の把握と助言に努めている。また、留学生の日本語力向上に向け、留学生センター開催の日本語講座を受講するように指導している。さらに、推薦入試による入学者が多いという学部の特性を踏まえて、ゼミナール授業等において基礎力の向上に努めている。なお、奨学金の利用率は極めて高く、学生の支援に十分に役立っている。また、留学生対象の奨学金の申請をゼミナール教員と留学生センターが協力して支援している。障がいのある学生への支援は大学全体と同様である。

7) 通信教育部(人間福祉学部 人間福祉学科)

a) 留年の概念および休・退学者への対応

通信教育部では、通学課程と同様に修業年限の2倍の期間(1年次入学生では8年間、

3年次編入学生は4年間)を在学年限としている。通学課程では一般的に修業年限を超過して在籍する者を「留年生」として取り扱うが、通信教育部においては学生自身の仕事や家庭等の状況を考慮しながら修業年限にこだわらず卒業や資格取得を目指すことが多いため、そもそも「留年」の概念は該当しない。通信教育部の特色として学費制度は、一般的な一括納入型ではなく、いわゆる「単位制学費制度」を導入している(6-15)6-16)。

また、休学や退学等については、通信教育部会議において休学・退学理由と共に報告し、状況を把握することとしている。

通信教育部では入学後に学生自身や周囲の状況が変化して通学が困難となるケースも多く、そのために休学を選択する学生もある。このため休学者の復学を支援するため、休学中の履修有効期間は「停止」として取り扱い、復学した際に履修有効期間を復活できる制度を設けている。これにより、復学後は休学前と同じ状況から学習する事が可能となり学習をスムーズに進めることができる。なお、本学では特別な理由を除いて1年以上連続で休学することを認めていない。これは、安易に休学期間を延長し学習意欲を低下したまま在籍することを抑制する為の対策である。

また、何らかの事情により退学する学生についても、状況が改善されて再び学習を開始する際に学習を円滑に進められるよう再入学制度を設け、退学前の単位修得科目を新学籍のカリキュラムに応じてできる限り単位認定することとしている。

b) 補充教育について

通信教育部では、学生が学習を円滑に進めるための支援として、動画コンテンツの作成や補充的なスクーリングを実施している。

c) 障がいのある学生に対する支援

通信教育部では、学習上支援を希望する学生は入学時に「心身障がい状況票」を提出することとしている。本票には障がいの状況や支援が必要な内容等を記載することとしており、入学後には本票に従ってできる限り配慮することとしている(6-17)6-18)。

通信教育部は通学課程と異なり、日常的に大学以外の地方会場においてスクーリング授業や科目修了試験を行っている。地方会場の場所を確保する際には、障がいのある学生が受講・受験することも念頭におき、エレベーターや多目的トイレなどが設置されているユニバーサルデザインの施設を設定するよう配慮している。

d) 奨学金等の経済的支援について

本通信教育部独自の奨学金制度として、以下の2つを設定している(6-17)。

i) 通信教育一般奨学金

通信教育部では、年間10名の人物・成績が優秀な者に対して1名あたり50,000円の奨学金を支給する制度を設けている。学生は、毎年決められたテーマで課題レポートを作成し募集期間内に申請を行う。提出された課題レポートの内容及びそれまでの成績等を通信教育部会議において協議し、支給する学生を選定する。

ii) 託児費用奨学金制度

通信教育部の学生のうち一番割合の高い年齢層は30代から40代である。20代の学生も含めると半数以上となり、育児世代と考えられる。そのような学生がスクーリング授業や実習を行う場合には、有料の託児施設を利用することが多いと考えられるため、通信教育部では「託児費用奨学金制度」を設け、子育て中の学生への支援を実

施している。支給額はスクーリング 1 回(2 日間)または実習 1 週間につき 5,000 円を上限とした奨学金を支給している。

その他、a) に先述した「単位制学費制度」は経済的支援の面も併せもっている。学生は、自身の支払い能力を考慮しながら履修登録単位数を決定することで、経済的に無理のない範囲で学習を進めることができるシステムとなっている。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

大学院には、学部卒業後にすぐ進学した者、社会人として教育・臨床現場で活躍している者、生涯教育として学びを重ねようとする高齢者など、多種多様な背景をもった学生が所属している。中には仕事の都合で修士課程修了を 2 年間から 3 年間に延期したり、経済的な事情や結婚・出産という家庭の事情もあり休学を選択したりする学生もいる。

このような休学、留年あるいは退学という状況については、必ず主担当教員が該当大学院生と面談をし、研究科会議で報告することとなっている。無論、そのような状況となる前に、主担当教員あるいは副担当教員は学生と密にやり取りをして、サポートすることを心掛けている。

障がいのある学生に対する就学支援については、大学全体の箇所で述べたとおりである。経済的支援については、日本学生支援機構奨学金だけではなく、給付制の「中部学院大学・中部学院大学短期大学部奨学金」を設定している(6-12)。これは経済的に就学困難な学生に対して援助するものであるが、受験願書提出時にその援助を希望するか否かを記入させ、希望した者には合格時にその選考結果を通知している。特に優秀な学生については特別推薦として奨学生と認定する場合もある。研究科会議にて議論を行い、各年度において奨学金の給付を決定している。

加えて、ティーチングアシスタントの制度を設定している。これを通して奨学金以外のサポートとして活用するとともに、指導者としてのトレーニングの機会を提供している(6-19)。

近年は中国やモンゴルからの私費外国人留学生が入学するようになったが、留学生に対しても、経済的援助等を必要とし学業継続の意志があると認定された者や、特に学長の推薦のあった者については奨学金が支給されることになっている(6-20)。

入学あるいは進級した 4 月初旬に大学院生向けのガイダンスを行い、年間の学びの流れや受講・研究への取り組み方について指導を行っている。また、大学院生対応担当の大学院教員を設定し、時期に関係なく質問等に応じるようにしている。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

1) 大学全体

a) 学生の心身の健康保持等について

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮については、保健室がその機能を果たしている。保健室は学生課に所属し、3 名の看護師を関、各務原のキャンパスに配置している。保健室では、学生の身体的・精神的な面での健康管理、健康指導、健康管理サポート及び多岐にわたる学生相談の窓口(インターカー)としての役割を担っている。

まず、保健室では、学校保健安全法に基づき、年 1 回(4 月)、全学生を対象に健康診

断を行っている。近年、肥満学生が増加していることから、2015（平成 27）年度に体組成計を購入し、肥満学生の生活習慣指導に役立てている。

保健室の利用にあたっては、病的・精神的に何ら問題が無い学生であっても、さまざまな課題を抱える学生の居場所作りとして保健室を利用する学生も少なくなく、このような学生に対しては、学生相談室や学生支援室と連携を図ることとしている。

さらに保健室では、健康増進法の制定以後、さまざまな禁煙活動に取り組み、2006(平成 18)年度からは「キャンパス内全面禁煙」を開始した。また、2007(平成 19)年度より新入生全員に『禁煙誓約書』を提出させることとした 6-11 P39)。また、新入生に対し喫煙の害についての説明をオリエンテーションの中で行い、本学における禁煙サポートの内容についての情報提供をしている。また、2年毎に全学生に向け喫煙アンケートを実施し、結果を比較検討することで、学内における禁煙活動を点検評価すると共に、喫煙開始の動機や再喫煙の経緯を明らかにし、学生の禁煙対策の手がかりを得る材料としている。

b) ハラスメント防止

本学では、2000(平成 12)年に「セクシュアル・ハラスメントガイドライン」を制定した。なお、本ガイドラインは、2012（平成 24）年 3 月より「ハラスメント防止ガイドライン」に改訂している 6-21)。また、当該ガイドラインに基づき、各学科から 1 名のハラスメント相談員を選任している。

学生に対しては、全学生にリーフレット『ハラスメントのないキャンパスをめざして』を配付している 6-22)。新入生オリエンテーション時には、学生支援委員より、リーフレットを基に説明を実施し、学生便覧や HP にハラスメント相談のページを設けるなど被害者にも加害者にもならないために、何を守り何に気をつけなければいけないのか等の理解を深める努力をしている。また、「ハラスメント防止委員会」を開催し、意見交換や今後のハラスメント防止活動について協議している。

2) 人間福祉学部

学生の生活支援は、大学全体で述べたとおりである。人間福祉学科では、要支援、要注意の学生を看取した場合には、「人間福祉基礎演習 I（1 年生）・II（2 年生）」「人間福祉専門演習 I（3 年生）・II（4 年生）」の担当教員及び学年担任・学年コーディネータで情報共有し、学科会議で検討し、保健室と連携を図っている 6-3 P25)。なお、人間福祉学科の学生の多くが学外実習に取り組むため、実習におけるハラスメントを踏まえ、学生に対しては、日常の啓発活動に加え、実習前の事前学習において、ハラスメント発生時の対応を見据えて、大学の相談窓口及び相談方法の周知を徹底している。

3) 教育学部

学生の生活支援は、大学全体で述べたとおり適切に行われている。子ども教育学科では、学科会議で学生支援に関する情報や状況を共有し、保健室と連携を図っている。特に子ども教育学科では、「子ども学基礎演習 I・II」や「子ども学専門演習 I・II」の担当教員が事実上のクラス担当教員となり、学生相談等に担当窓口となっている 6-3 P65)。

また、ハラスメントについては大学全体での取組の他、教育実習における留意事項も特に理解を深めるように努めている。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

学生の心身健康保持・増進及び安全・衛生への配慮については、大学全体同様に保健室

が対応しているが、本学科ではさらに学年担任およびゼミ担当者（1・2年生は基礎演習担当者、3・4年生は卒業研究担当者）が学生の身体的・精神的な面での健康管理、健康指導、健康管理サポートおよびその他にも学生相談の窓口（インテーカー）としての役割を担っている。

ハラスメントについては大学全体と同様であるが、特に学科としては、学外における臨床実習時にも同様に留意することの理解を深めるように努めている。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

学生の心身健康保持・増進及び安全・衛生への配慮については、大学全体同様に保健室が対応している。ただし、本学科にも多くの看護師及び保健資格を取得した教員が在籍していることから保健室職員(看護師)との連携を図ることとしている。また、ハラスメントについては大学全体と同様であるが、特に学科としては、学外における実習時への指導に努めている。

6) 経営学部

学生の心身健康保持・増進及び安全・衛生への配慮については、大学全体同様に保健室が対応している。保健室の利用が多い学生については、プライバシーに配慮しながら、ゼミナール担当者も情報を共有し面談等を行っている。学科全体で支援が必要な学生については、学科会議で情報を共有している。ハラスメントについては大学全体と同様である。また、運動部の学生が多いので、暴力に係る問題などが発生しないよう部顧問と連携して注意深く指導している。

7) 通信教育部(人間福祉学部 人間福祉学科)

学生相談の体制やハラスメント対応については、大学全体で述べた通りである。

通信教育部では、『学習のしおり』においても本学の取り組みを説明し、通学課程の学生と同様に学生生活等についての相談があれば受け付けることを明示している(6-2)6-22)。

通信教育部は通学課程と異なり、普段の学習は、自宅学習が中心となるため、日頃の心身の健康保持・増進や安全・衛生への配慮については該当する事例は少ないものと考えている。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

大学院では、学部学生と同様に、毎年4月に健康診断を実施している。また、保健室の利用、学生相談、ハラスメント対応についても学部学生に準じた扱いとなっている。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

1) 大学全体

学生の進路選択に関わる相談指導・ガイダンス等を担うキャリア支援センター事務課は、専任職員5名と非常勤職員2名による職員構成で、主な事務室は関キャンパスであるが、各務原キャンパスの分室には、月曜日を除き職員を派遣するとともに、兼務職員が常駐することにより、両キャンパスにおいて進路支援を行える体制となっている。さらに、各学科との連携を図るため各学科の教員により組織するキャリア支援委員会が置かれ、事業計画の策定や各学科の課題の共有にあたっている(6-7)。

キャリア支援センター事務課では、従来の就職指導の枠にとらわれない、進路意識の涵養や社会人として必要となる基礎的なスキル、さらには公務員試験対策等、卒業後を見据

えた知識・技能の獲得を「キャリア支援」と位置付け、事業目標の根幹に据えている。

本学の「キャリア支援」は、次の3分野— a) 進路意識の涵養・モチベーションの高揚、 b) 基礎的なスキル養成講座、 c) 就職情報・就職相談など学生支援のための方策・環境整備や卒業生支援—に大別され、それを踏まえて進路・就職支援業務を行っている。

a) 進路意識の涵養・モチベーションの高揚に向けた取り組み

望ましい職業観・勤労観を身につけ自己分析・自己理解の上に立った進路の自己実現ができるよう大学生活を充実させ、適切な職業選択を行う基礎・基本の力を培うことを目指している。

具体的には、i)オリエンテーション・就職ガイダンス、ii)個別面談、iii)学内仕事相談会等、iv)インターンシップの各事業を展開している。

i)のオリエンテーションは、毎年4月に実施し、キャリア支援事業の目的・意義、就職活動のスケジュール等の意味を理解させる機会としている。また、新入生及び大学2年生には、キャリアシートを作成させ、学生の実態調査を把握する機会としている(6-23)。就職ガイダンスは、学科・学年ごとに年1回実施し、それぞれの学年に対応した内容で実施している(6-24)。次にii)の個別面談は、5～6月に3～4年生を対象に一人2回/年間を目安に行っており、進路希望の把握や面接指導等を行っている。また、iii)の学内仕事相談会は、福祉、保育、教員の分野で実施しており、本相談会では、園・施設・企業等の人事担当者などと面談を行う。求職・求人という一面も持っているが、学生にとっては様々な仕事に対する理解を深め、就職への心構えを培う実践的な学びの場となっている(6-25)。最後にiv)のインターンシップについては、1週間程度で実施していたものに加えて、2015(平成27)年度より有給で3ヶ月以上継続のインターンシップとその成果報告会を行うことでレベルの高い就業経験ができる有給インターンシップ制度を導入し実施している(6-26)。

b) 基礎的なスキル養成講座の取り組み

社会人としての基礎的な力や考え方、態度を養い自らの付加価値を高めるよう支援している。具体的には、i)講座「仕事と人生」の開講、ii)キャリア支援講座・基礎学力向上講座、iii)シティカレッジとの連携が挙げられる。

i)の「仕事と人生」については、大学3年生、短大1年生を対象に2単位(半期科目)の基礎科目(選択)として開講するもので、オムニバス形式で展開し、自らの人生を深く見つめて、職業人・社会人として生きていくための基本的な態度・能力、就職活動の実践力を養うことをねらいとしている(6-27)。また、ii)のキャリア支援講座・基礎学力向上講座は、就職試験対策や就職活動への心構え、履歴書作成、模擬面接など就職活動の基礎力を養うことをねらいとしている(6-28)。また、iii)シティカレッジとの連携については、正規の教育課程外の資格取得を目指す学生に向けて、生涯学習機関であるシティカレッジが開催している幾多の講座の受講を推奨するものである(6-29)。

c) 就職情報・相談など学生支援のための方策・環境整備や卒業生支援

学生へのキャリア支援における基礎は、キャリア支援センター窓口における相談の他、メール等を通じた情報提供が挙げられる。これらの取り組みは、学生の就職意識を涵養するために重要なツールであると考えている。

就職支援に関する情報は、Jネットの「求人ナビ」システムを活用して、これに登録することで、求人票を、学内外から閲覧することが可能となる(6-30)。また、学生の携帯電話に「お知らせメール」を発信してイベント情報、就職情報を随時提供している。

また、就職試験を受けた学生には報告書を提出させ、デジタル化しキャリア支援センター事務課内のサーバに保存し、センター内の PC から学生が検索できるようにしている。さらに、エントリーシート、履歴書作成指導、模擬面接、マナー指導などを随時に行う他、キャリアシート(1~2年生)、就職登録票(4年生)などを活用して個別面談を行っている(6-31)。個別面談は、定期的実施するものを含めて平均 10 回(年間)程度を行っている。

以上のようなキャリア支援については、在学生に限らず、卒業生についても同様に対応している。「求人ナビ」については、卒業後 3 年間は在学時と同様にこのシステムを利用して求人情報にアクセスすることができる他、卒業生の人材バンク登録を実施しており、本学に寄せられた求人票より希望者がそれぞれの状況に応じて求職活動を行うことができる。

2) 人間福祉学部

学生の進路支援は、大学全体で述べたとおり、適切に行われている。人間福祉学部においては、これまで社会福祉専門職養成を教育課程の柱としていることから、キャリア支援のあり方についても社会福祉関連の進路へと焦点化されていた側面があった。しかし、人間福祉学部では、多様化する学生の進路動向を踏まえて、各種インターンシップへの積極的な参加を呼びかけている。インターンシップでは、社会人としての基礎的スキルを身につけ、就職に向けた意識づけに役立っている。

3) 教育学部

学生の進路支援は、大学全体で述べたとおりに取り組んでいる。教育学部は、2015(平成 27)年度より教育学部子ども教育学科に名称変更を行っている。この改称は、小学校教員養成をより重点化する意図もあった。また、本改称と連動して、各務原キャンパスを拠点とした「教職センター」を設置し、教員採用試験に向けた総合的な支援を行う体制を構築している(6-4)。ただし、従前のとおり、保育士や幼稚園教諭、さらには社会福祉士を目指す学生もあることから、各進路に応じてきめ細かい支援を受けられるように体制作りを行っている。また、各務原キャンパスには、第 7 章で述べた「子ども家庭支援センター ラ・ルーラ」を設置しており、保育士・幼稚園教諭を目指す学生にとって学内実習等の経験を積む場として機能している(6-32)。

4) 看護リハビリテーション学部理学療法学科

学生の進路支援は、大学全体で述べたとおりである。理学療法学科は、3・4 年生に関して、毎年 4 月にキャリア支援センター事務課による「キャリア支援ガイダンス」を実施している。その後、3 年生に対しては 6 月に「プレ就職ガイダンス」を実施し、基本的な就職活動の進め方やその際の注意点の説明を行っている。さらに、9 月には、「就職ガイダンス」として、具体的に履歴書記載の指導を行いながら、個別面談を全員に実施している。その後、学生の希望者に対しては「公務員試験対策講座」を開講し、次年度 4 月まで継続している。この間も、学生個人に対しては長期休暇を利用しての帰省の際、地元の施設等の情報収集を行うように指導している。さらに 4 年生に関しては既述の如く毎年 4 月に「キャリア支援ガイダンス」を実施し、その後、学生へは適時、病院・施設・公務員等の採用情報を収集した上で提供している。そして 9 月に「キャリア支援ガイダンス」を実施しており、それ以降の就職活動(施設見学、受験の意志、受験日、結果)の際、ゼミ担当教員およびキャリア支援センターへ報告するよう取り組んでいる。

2017(平成 29)年度からの就職支援として、マイナビが企画しているリハビリ職・医療技

術職を目指す学生を対象とした就職支援講座を利用して進路支援を実施していく予定にしている。

5) 看護リハビリテーション学部看護学科

看護学科は、開設から3年目(2016年度現在)であり、3年次生までの在籍となるため本格的な進路指導は、来年度以降となる。看護学科の場合、全学生が看護師(一部は合わせて保健師)を目指すことから、まずは、看護師国家試験の合格に向けた体制作り等を行っている。すでに学生が実習期間の合間等の時間を利用して学修できる web による教材 DVD 学習講座等を構築している。来年度以降はさらにキャリア支援に関する組織体制を整備する予定である。

6) 経営学部

学生の進路支援は、大学全体で述べたとおり、適切に行われている。経営学部は、本学の他学科と比べて、進路先も多様化しており、一般企業や公務員の他、運動部の活動を生かした企業に進む学生など多様である。このためキャリア支援センターとの連携を図りながら、各ゼミナール科目の担当教員が中心となって個別指導を重ねながら進路指導を進めている。特に4年生については、4月の就職ガイダンスに加えて、個別面談の時間を随時設けており、一人一人の進路情報を、キャリア支援センターと学科の教員が共有するように連絡を取り合っている。

7) 通信教育部(人間福祉学部 人間福祉学科)

通信教育部の正科生は80%以上が何らかの仕事に就いている社会人であるため、卒業後の修学希望者は通学課程と比べて少数である(6-33)。しかし、キャリアアップ等のために本学卒業後に大学院への進学を検討する学生も存在する。このため通信教育部では、年1回実施する「総合オリエンテーション」の中で、大学院に関する紹介時間を設定し、本学大学院の入学試験や研究内容などについて説明する機会を設けており、毎年希望者が聴講している(6-34)。

また、本学を卒業した後、新たな資格取得を目指して再入学を希望する学生に向けて「4年次編入学制度」を設けている。4年次編入学制度は、本学卒業生(通学課程含む)のみを対象とした制度であり、最短1年(最長2年間)で32単位以上の卒業要件単位数を修得し卒業できることとしている(6-35)。この制度を利用して毎年10名程度の学生が再入学し、新たな資格取得を目指している。

また、就職指導を求める学生については、通学課程と同様にキャリア支援センターにおいて窓口相談やメールを通して指導している。さらに、就職情報を希望する学生は、Jネットの「求人ナビ」システムに登録し、求人票を閲覧することも可能である(6-30)。通信教育部の学生は通学課程と比べてキャンパスへ来学する機会が少ないため、学外から求人票を閲覧できるシステムは学生にとって有意義な情報提供であると考えている。

それ以外にも、緊急な求人情報がある場合には学生支援システム[Chu-Navi]の伝言メールシステムを利用して学生に周知することとしている(6-36)。

8) 大学院(人間福祉学研究科)

修士課程在籍者については、比較的就職している者が多くみられるが、学部から進学してきた社会人未経験の学生もいる。それらの学生に対しては、担当教員のみならず本学の就職斡旋を担当する部署であるキャリア支援センターが対応している。本学の博士後期課程在籍者については、研究者としてすでに就職している者がほとんどであり、いわゆる一

般的な進路選択や就職についての支援は皆無に近い。しかしながら、キャリアアップならびに勤務している職場に対する不満等への対応は担当教員が行っている。

以上の通り、本学では学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるように学生支援に関する方針を定め、学生への就学支援、生活支援、進路支援への取り組みについて定期的に検証を行っている。

まず、中途退学を防止する取り組みについては、前述した「第1期中期計画—Action Plan—」において施策として掲げ、全学的な取り組みとして推進している(6-1)。学生の退学や留年を防止するための制度設計や学生相談・指導体制の点検、さらに補習・補充教育に関する見直しについては、教育改革委員会において検証を行い、学生支援委員会や教務委員会と連携して取り組んでいる。なお、各学部においても学科会議等において学生個々の事案について情報共有を行っている。

次に、学生の生活支援(奨学金等の経済支援を含む)については、学生支援委員会を中心に点検を行っている。ただし、本学の各学科は、定員100名以下と少人数の規模のため、大学全体の学生生活支援を統括する学生支援委員会よりも各学科の教員、特にゼミナール担当教員の方が学生の状況を把握している傾向がある。このためゼミナール担当教員が把握している学生の情報(特に学生生活面)を他の教員や学生支援委員会、学生相談委員と共有する方法を模索している。

なお、障がいのある学生に対する就学支援措置や心身の健康保持等に関する支援については、前者が特別支援委員会(含む学生支援室)、後者は学生支援委員会において点検を行い、点検された内容は、各学科会議の他、全学的な事項は教授会へ報告される。なお、どちらについても主幹事務は、学生課所属の保健室が担当しており、保健室職員(看護師)が果たす役割は大きい。

このように本学では、学生支援に向けた取り組み・方針に対して定期的に検証を行っているが、このような取り組みをより強化するため2014(平成26)年度に設置したIR推進センターが実施する学生実態調査等の調査・分析との連携を図っている。

2. 点検・評価

<基準6の充足状況>

本学では、学生支援に関する基本方針については、「第1期中期計画—Action Plan—」の「学生支援」において「学生が自己を磨き、進路実現を図り、社会に貢献できる人材となれるサポートを行う。そのため各種学生相談の組織的な取り組みを図る。」と基本方針を定め、これに基づき、学生が学修に専念できるよう、学生への修学支援、生活支援、進路支援を適切に行っていることから、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

学生への修学支援については、「第1期中期計画—Action Plan—」において、「具体的な施策として掲げ、ゼミナール担当教員の役割を重視し、各機関との連携を図ることで中途退学を防止する取り組みを推進している。また、「出席管理システム」の導入等、学生の出席状況を即時に把握するインフラも整備している。さらに、大学IR推進センターが、退学に関する分析を行い、今後の施策への反映を目指している。

以上の取組により、2013(平成25)年度から2015(平成27)年度の退学率は下記のように

改善傾向を示しているなどの一定の効果を挙げている。

過去3年間の退学率	
年度	退学率
2013年度	5.28%
2014年度	4.50%
2015年度	4.60%

次に、障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性は、常設委員会として特別支援委員会を設置するなど、障がいのある学生に対する修学支援に向けた基本計画を策定し、状況把握等を行っている。また、規程やガイドラインを作成し、「学生支援室」を新たに設置するなど取り組みを進めている。

奨学金等の経済的支援措置の適切性については、日本学生支援機構や本学独自の奨学金制度について、適切に案内・説明の機会を設け、学生課窓口で個別に事情聴取を行い、家計の状況、特殊事情、本人の意志等個別の情報を把握するように努めている。

この結果、本学の奨学金利用率は、2011(平成 23)年度から 2015(平成 27)年度までの 5年間(平均)で、日本学生支援機構奨学生が約 40%、本学独自の奨学生が約 18%の利用者があり高い実績を残している。

学生の心身の健康保持等については、保健室がその機能が対応し、学生相談の窓口（インテーカー）としての役割を担っている。また、健康診断を通して、生活習慣指導の他、心のケアのため学生相談室や学生支援室と連携を図る起点となっている。禁煙活動にも積極的に取り組んでおり、禁煙率についても改善している(2010 年度と 2015 年度の比較では僅かではあるが改善している)。

学生の進路支援についてはキャリア支援センター事務課とキャリア支援委員会が事業計画の策定や各学科の課題の共有にあたっている。キャリア支援センターでは、i)オリエンテーション・就職ガイダンス、ii)個別面談、iii)学内仕事相談会等、iv)インターンシップの各事業の他、社会人としての基礎的な力や考え方、態度を養い自らの付加価値を高めるよう支援するため、i)講座「仕事と人生」の開講、ii)キャリア支援講座・基礎学力向上講座、iii)シティカレッジとの連携を推進している。

②改善すべき事項

関キャンパスについては、校舎の経年劣化が進んでいる。また、校舎間の移動では細かい段差やアップダウンも大きく、十分なバリアフリー環境とは言えない箇所が存在する。

奨学金等の経済的支援措置の適切性については、本学独自の奨学金制度について、入学時点で決定する奨学金制度の割合が多く、入学後に家計事情が変化した場合の対応が不十分な点がある。

学生の心身の健康保持等については、保健室がその機能を果たしているが保健室の職員の負担も大きくなっている。

7) 通信教育部(人間福祉学部 人間福祉学科)

通信教育部では、日常的に大学キャンパス以外の地方会場においてスクーリングを実施している。ユニバーサルデザインの施設をなるべく利用出来るように配慮しているが、中には古い建物のためエレベーターが未設置であったり段差が多い会場もあり、身体に障がいのある学生が通学する際の負担となっている。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

中途退学を抑止する取り組みの充実については、「出席管理システム」のデータから総合的に担当教員に注意を促す仕組みが構築されている。

障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性については、FD 研修会や SD 研修会等のテーマとして常設的に検討し、全教員職員の意識を啓発する機会を設ける。また、関キャンパスに設置している「学生支援室」を各務原キャンパスにも設置して充実を図ることを検討している。

②改善すべき事項

IR 推進センターによって、中途退学の原因調査を行っている。具体的には、2015(平成27)年度より開始した「学生実態調査」によって学生の生活面を含めた状況を客観的に分析している。また、やや入学時に偏っていた本学独自の奨学金制度を入学後に家計が急変するなどした学生にも幅広く対応できるように改革を行う。

7) 通信教育部(人間福祉学部 人間福祉学科)

大学キャンパス以外の地方会場においてスクーリング会場については、見直しを行う。また、補充教育について、動画コンテンツの作成や補完的なスクーリングを実施しているが、実施科目は一部にとどまっている。これらは学習に行き詰まる学生への支援であり、学生の学習意欲に直結する支援であると考えため、これまで以上の科目で実施できるよう、検討していく。

4. 根拠資料

6-1)	2015 年度 「第 1 期中期計画—Action Plan—」	既出 1-3)
6-2)	学生相談のしおり	
6-3)	中部学院大学 授業計画	既出 4-3-9)
6-4)	中部学院大学・中部学院大学短期大学部教職センター案内	既出 2-10)
6-5)	出席管理システム	
6-6)	中部学院大学学則	既出 1-4)
6-7)	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部委員会設置規程	
6-8)	障がいのある学生の修学支援ガイド	
6-9)	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部障がい学生修学支援規程	
6-10)	学生支援室	
6-11)	2016(平成 28)年度 中部学院大学『キャンパスライフ』	既出 1-22)
6-12)	中部学院大学の奨学金制度 (受験ガイド P. 17, 18)	
6-13)	学生生活実態調査 (抜粋: 奨学金の必要度)	
6-14)	日本学生支援機構等に関する学内説明会案内	
6-15)	2016(平成 28)年度 中部学院大学通信教育部 案内パンフレット	既出 1-11)
6-16)	通信教育部案内のユニークな制度	
6-17)	2016(平成 28)年度 中部学院大学通信教育部 『学習のしおり』	既出 1-33)
6-18)	中部学院大学通信教育部 募集要項 (2015 年度発行)	既出 5-6)
6-19)	中部学院大学ティーチング・アシスタント規程	
6-20)	中部学院大学外国人留学生奨学助成規程	

6-21)	ハラスメント防止ガイドライン	
6-22)	ハラスメントのないキャンパスをめざして	
6-23)	キャリアシート	
6-24)	就職ガイダンスに関する資料（概要と計画）	
6-25)	学内の仕事相談会に関する資料	
6-26)	インターンシップ・有給インターンシップの紹介	
6-27)	キャリア支援科目「仕事と人生」	
6-28)	中部学院大学 受験生サイト 頼れる就職サポート・基礎学力向上講座- http://web3.chubu-gu.ac.jp/web/career/	
6-29)	中部学院大学・中部学院大学短期大学部シティカレッジ(関・各務原)案内	既出 2-11)
6-30)	Jネットの「求人ナビ」 URL https://www2.kyujin-navi.com/j-net/MENU/JWP0000.asp?acs=1	
6-31)	キャリアシートと就職登録票	
6-32)	中部学院大学・中部学院大学短期大学部子ども家庭支援センター(ラ・ルーラ) 概要	既出 2-13)
6-33)	志願者データ 年齢の構成比 通信教育部	
6-34)	2015(平成 27)年度 通信教育部 総合オリエンテーション案内	既出 4-1-14)
6-35)	2015(平成 28)年度 4 年次編入学・再入学等出願要項	
6-36)	Chu-Navi の紹介 通信教育部	既出 4-3-23)

第 7 章 教育研究環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

1) 大学全体

a) 教育環境整備に関する方針

本学は、「第 1 期中期計画—Action Plan—」において、学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針を定めている(7-1)。また、当然のことながら校地、施設・設備に関しては大学設置基準や関係法令を遵守している。

「第 1 期中期計画—Action Plan—」においては、まず、「研究活動の活性化」において、「本学の知の財産を地域社会に還元し、地域活性につながることを目標とし幼児から高齢者まで幅広い世代の生活に役立つ医療機器の開発や人材育成の方法など生活に密着した幅広い研究を行う。」を基本方針として次の 4 点を事業目標として掲げている。

- ① 学術研究の向上
- ② 科学研究費補助金への全教員の申請・採択件数の増加
- ③ 研究活動・研究成果の発表、公開
- ④ 研究倫理審査に向けた体制整備

次に「キャンパス整備」においては、「大学開学 20 周年を見据えて、各キャンパス整備を行う。ラーニングコモンズ等の教育支援環境を整備する他、クラブ活動等の課外活動の充実に向けた設備計画を立てる。また、スクールバスに関する検証や ICT のインフラ整備をすすめる。」を基本方針として次の 5 点を事業目標として掲げている。

- ①キャンパス整備計画の策定
- ②教育環境の整備
- ③スクールバス路線の検証
- ④学内事務システム等の見直し
- ⑤学生寮・シェアハウス設置に関する検討

b) 校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画

関キャンパスは、緑濃い丘陵地の中にあり、周辺には高等学校、特別支援学校(2校)、市立小学校などの教育機関、知的障害者総合援護施設、市立保育園、そして住宅団地が取り巻く、閑静な文教地区を形成している。関キャンパスは本学短期大学部の開設時より、およそ 50 年が経過しており、老朽化した校舎と新規に建替や増設した校舎が混在している。また、総合グラウンドや室内トレーニング場等の運動施設、学生食堂・学生ラウンジ等の課外活動施設も整備されている(7-2)。しかしながら、体育館の老朽化や1979(昭和54)年以前に建設された校舎は、バリアフリー化への対応、さらに男性用トイレ、また、LED電球等の環境配慮への対応は、一部未整備となっている。

これに対して、各務原キャンパスは各務原市の中心部にある「学びの森」公園に隣接した環境にあり、かつ鉄道の駅から近く通学に便利である。キャンパスの周辺は、市立小・中学校、養護学校と住宅街であり、各務原市民が気軽に立ち寄れる大学となっている。設置から10年が経過したが比較的設備が新しいため校舎・設備の経年劣化は少なく、バリアフリー対応や環境配慮の対応も充実している。一方で専用グラウンドの他は、課外活動設備は乏しく、体育館等の運動施設は、主に関キャンパスにおいて利用することとなる。また、学生食堂のキャパシティ等については懸案事項となっている。以上のような両キャンパスの実情・背景の差異を踏まて、「第1期中期計画—Action Plan—」に基づき、キャンパス毎に「キャンパス整備—5ヶ年計画—」を策定している(7-3)。具体的には関キャンパスについては、老朽化の激しい体育館や運動学施設の整備、バリアフリー計画やLED電球への切り替え、学生トイレのシャワートイレ導入などを優先項目として計画している。また、各務原キャンパスについては、空調等の整備(交換)計画の他、ラーニングコモンズや学生ラウンジの整備を計画している。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

a) 整備状況

本学は人間福祉学部、看護リハビリテーション学部、大学院及び通信教育部が関キャンパスに配置されており、また教育学部、経営学部は各務原キャンパスに配置されている。校地面積、校舎面積ともに大学基礎データに示すとおり大学設置基準を満たしている。

関キャンパスと各務原キャンパスは、本学シャトルバスで20分ほどの距離にあるが、シャトルバスにより学生は相互のキャンパスを利用できる(7-4)。また、インターネット回線を利用した遠隔会議システムを導入しており、これを利用することで教授会や各種常設委員会では教員の移動負担が軽減されている。なお、TV会議システムは、教室にも一部配置されているが、講演会や研修会、各種イベント(特別公開授業等)で主に活用している。

b) ICT環境等

ICT環境の整備については、学内ネットワーク環境の整備の他、私立大学総合改革支

援事業・活性化設備補助金を活用して、学生用パソコン・タブレットの貸出整備を図っている。両キャンパスには、パソコン・タブレットの自動貸出機を設置し、学生は学生証を筐体にかざすことで自由にパソコンの貸出を受けることができる。また、学内のWi-Fi環境を整備し、図書館、ラーニングコモンズ(後述)、学生サロン等でインターネット環境を利用することができる(7-5)、(7-6)。

また、前述のとおりTV会議システムの導入を図り、関と各務原の両キャンパス間で、双方向の遠隔授業等を行うことができる。

c) ラーニングコモンズ等の整備

両キャンパスには、自主的・主体的な学習の場としてラーニングコモンズを設置している。ラーニングコモンズには、前述したパソコンの貸出環境の他、アクティブディスプレイ・ホワイトボード等を設置、自主学習の場に加え、グループ研究やプレゼンテーション練習の場としても活用されている(7-6)。さらに、関キャンパスの図書館閲覧室を「L.E.A.P(※)プラザ」として改修した(7-7)。「L.E.A.P プラザ」は、図書館内の学習室としても利用されているが、語学学習の支援や国際交流、留学・海外研修などの情報発信の拠点としても利用しており、図書館主催の「ビブリオバトル(※)」や語学研修会、外国人教員との交流・相談会などの機会に利用されている(7-8)。なお、「L.E.A.P プラザ」は、関キャンパスへの設置に続き、各務原キャンパスにも整備している。

この他、利用率の低い教室を国家試験対策に向けた学習室として設定し、学生が自由に使用できる措置も講じている。

(※)Learning.Education.Active.Progressの略で本学造語

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

附属図書館は、併設する短期大学部との共用図書館であるとともに地域住民にも開放している図書館である。2015(平成27)年度末現在(以下、蔵書数について同じ)の蔵書数は、約180,000冊(電子書籍約200冊含む)である。その内、約90%を関と各務原の両キャンパスに開架所蔵している。最近3年間の受入冊数は、平均約5,800冊となっている。

関キャンパスは、幅広い福祉系資料と看護・理学療法の医療系資料など約150,000冊を所蔵している。また、各務原キャンパスは、幼児・初等教育系資料と経営・会計系資料を主とする約27,000冊を所蔵している。雑誌は約2,700誌。電子ジャーナルは約4,800タイトルを所蔵している。視聴覚資料は著作権処理済のものを購入している。

幼児教育分野における特徴的な資料であるフレーベルの「恩物」や美濃の陶器のような博物資料も備えている。また、高齢者・障害者用資料として、大活字本、点字本、録音テープ、DAISYを所蔵している。本学独自のコレクションとして、岐阜県内の福祉系資料については図書資料以外にもパンフレットやちらし類などを網羅的に収集、整備してきた。岐阜県と県内市町村の福祉系計画書を中心に2014(平成26)年度末には、10,000件となり、「郷土の福祉ライブラリー」データベースとして図書館ホームページ上で公開している(7-9)。

a) 図書館の規模

関キャンパス図書館は1,245㎡を擁しており、座席数は、閲覧席196、その他45の計241席を用意している。設備機器は、視聴覚機器10台(ビデオ・DVD共用)、プレストーク1台、拡大読書機1台がある(7-10)。また、パソコン10台、オンライン所蔵目録検索用(OPAC専用)パソコン3台、OPACとデータベース検索用パソコン3台を設置

している。開館時間は、平日は 9 時～19 時、土・日・祝日及び長期休業期間は 9 時～17 時となっており、年間開館日数は 2015(平成 27)年度 308 日となっている。

また、各務原キャンパス図書館は 400 m²を擁しており、座席数は、閲覧席 32、視聴覚ブース席 10、パソコンコーナー席 10、グループ閲覧席 12、雑誌閲覧席 8 の計 72 席である。設備機器は、視聴覚機器が 10 台、パソコン 10 台、オンライン所蔵目録(OPAC)・データベース検索用パソコン 4 台を備えている。さらに、グループ学習室には可動式で組合せ自由な机と椅子、インタラクティブディスプレイ、ホワイトボードがゼミ単位の授業や、アクティブスペースとして毎日利用されている。開館時間は火曜日～金曜日は、9 時～19 時、土曜・月曜日及び長期休業期間は 9 時～17 時となっており、年間開館日数は、2015(平成 27)年度は 292 日となっている。

両キャンパス図書館の情報検索設備については、同一ネットワーク環境が構築されており、どちらの図書館からも OPAC 上で予約申込を行うことができる。また、一方の図書館にのみ所蔵されている資料を利用する場合は、利用申請に応じて、毎日運行している、両キャンパス間の連絡便によって資料を移動させる対応を行っている。このため、どちらのキャンパス図書館の資料であっても同様の条件により利用が可能である。しかし、共通した科目も多いため、同じ資料を両キャンパスに置かなくてはならず、予算面や、書架狭隘化も課題の一つである。

b) 図書館組織

両キャンパス図書館の職員は、教育研究支援部に属する図書館事務課職員 9 名（専任職員 4 名、派遣職員 2 名）の他、アルバイト職員 2 名を擁している。専任職員以下、全て司書資格を有する者となっている。

図書館の組織には、理事長が指名する館長が置かれ、全体を掌握する。また、大学および短期大学の各学科より構成する図書館運営委員会が図書館の運営や学科との連絡調整を行う(7-11)。図書館運営委員会は、ほぼ隔月で開催される。

また、2009(平成 21)年度より、本法人が関市立図書館の指定管理を行っている。関市立図書館には専任 14 名、アルバイト職員 15 名を擁している。大学図書館とは相互協力をしている。また、2015(平成 27)年度からは企画講座として「中部学院大学シリーズ」として、本学教員が年間 12 回出張講座を行っている(7-12)。

c) 図書館利用の支援

利用者がより適切に図書館や図書館資料を利用できるように、両キャンパスそれぞれで利用ガイダンスを行っている。年度初めの 4 月・5 月には、併設する短期大学部を含む学部および大学院の新入生を対象に、図書館内を実際に歩いて案内する「館内ツアー」を行い、5 月・6 月は OPAC（オンライン所蔵目録）の利用法を説明している。

2 年生以上にはレポートや卒業論文作成に役立つ雑誌論文データベースの「CiNii」(国立情報学研究所) や有料データベース・電子ジャーナルを紹介、指導している。その他、自宅からも検索できる無料で有用なデータベースの学外リンク集を作成して、利用者に紹介している。

さらに、学生の卒業論文作成を支援する他、大学院生の研究の支援や修士論文、博士論文の作成支援を行っている。また、学部学生、大学院生あるいは教員に対して、それぞれの利用層ごとに文献の相互利用サービスや本学導入データベースを説明する利用講座を開催している(7-13)。これからは、図書館から利用方法などを紹介する。

また、学内の協力を得るため、図書館の 1 ヶ月の動きやお知らせなどを掲載した「図書館 mail news」を毎月 1 回発行して、教職員に図書館の活動を発信している(7-14)。

他大学・機関より資料を取寄せる現物相互貸借や複写物を取り寄せる文献複写サービスを行っている。これにより、本学に必要な資料が無い場合にも、利用者に資料提供ができる環境を整えている。2013(平成 25)年度より、文献複写サービスは卒業生を対象に加えており、社会に出た卒業生の利用が年々、増加している。

この他、関市立図書館、各務原市立中央図書館、岐阜県図書館をはじめとする県内公共図書館、愛知県、三重県、富山県、福井県、石川県の協定提携公共図書館と連携し、必要な資料を無料で取寄せることができる。

2014(平成 26)年度から JAIRO Cloud による「中部学院大学・中部学院大学短期大学部学術機関リポジトリ」を構築し、研究起用と博士学位論文を公開している(7-15)。しかし、2015(平成 27)年度末で公開している論文は 58 件と少ない。また、現時点での学術雑誌論文等の掲載はしておらず、今後論文の収集・登録が課題となっている。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

a) 学内実習室の整備

本学の教育課程の特色については、「第 1 期中期計画－Action Plan－」のビジョンとして、「高い実践力を養う」を掲げ、「各種の国家資格に関する専門職の養成に向けて、高い実践力のある人材を育成する。このため開学以来、培ってきた実習教育を重視して、実習機関・施設との連携強化を行う。」を教育目標の基幹に定めている(7-1)。

このことから本学の特徴、教育方法に応じて学内実習室の充実を図っており、同系等規模の大学と比しても充実した設備を設けている(7-16)。特に直接的な実習室ではないものの各務原キャンパス内には子ども家庭支援センター「ラ・ルーラ」があり、保育現場を体験できる環境が整備されている(7-17)。

b) 情報機器の整備

本学では、各教室の視聴覚機器等の整備に努めている。各教室(小規模ゼミナール教室を除く)においては、プロジェクター、スクリーン、DVD デッキ及びワイヤレスマイクアンプ等の視聴覚機器が整備されている。各教室(小規模ゼミナール教室を除く)の視聴覚機器の整備状況は、関キャンパスでは 75%、各務原キャンパスは 100%に達している。

また、情報処理機器の整備に関しては、研究支援課が中心となり配備している。その他、学内 LAN も整備され、原則としてすべての研究室、事務局はネットワーク環境が構築されている。また、無線 LAN も学内随所において利用できるようになってきており、各務原キャンパスについては、ほぼ全域で受信可能となっている。

c) ティーチング・アシスタント

本学では、「中部学院大学ティーチング・アシスタント規程」を規定している(7-18)。ティーチング・アシスタントは、本学大学院に在学する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会を提供するために置かれている。

ティーチング・アシスタントには、本学教員の指導を受け、演習補助、実習補助、実習指導補助、国家試験対策講座補助、通信教育部業務補助等を行う。また、ティーチング・アシスタントには規程に定める手当てが支給される。

d) 研究支援課による支援

本学の教育研究支援体制において重要な役割を果たしているのが、事務局の教育研究支援部に属する研究支援課である。教育研究支援部は、研究支援課と図書館事務課によって組織されているが、10名の職員(専任7名、派遣3名)に加えて、地域連携推進センターに所属する専任助教(COC+(プラス)担当)が所属している。

同課は2011(平成23)年度より「総合研究センター事務室」と「情報センター事務室」の統合により改称した事務課である。この統合は、ICTを利用した環境整備の必要性や事務組織の合理化を鑑みたもので、統合により研究支援活動とICT環境整備を一体的に運用することが可能となった。

また、研究支援課は、第7章で述べた「地域連携推進センター」、さらに「人間福祉相談センター」、「子ども家庭支援センター」等の附置教育研究施設の事務窓口となっている。このため研究支援課は、実質的に次の3部門を形成する総合的・複合的な組織となっている。

<研究支援課の主な事務分掌>

- ① 主に教育「総合研究センター」事業の推進に向けた事務担当を行い、教育研究活動の支援を行う部門。
- ② 「情報センター」事業であるICTによる教育研究活動を支援する部門。
- ③ 「地域連携推進センター」、「人間福祉相談センター」、「子ども家庭支援センター」等の附置教育研究施設の事務窓口及び国際交流事業を行う部門

以上のように研究支援課の事務分掌は複合的であるが、その基幹業務が「総合研究センター」に関する事務担当となっている。「総合研究センター」は、教員の研究活動を支援する附置教育研究施設であり、研究成果の発表、紀要の刊行、教育改革事業研究費・特別研究費の交付、学外からの研究委託の受諾、科学研究費補助金申請及び採択者の補助金管理、各種研究会及び講演会の実施などを通して、地域社会の学術文化の発展に寄与することを目的としている。

「総合研究センター」には、所長・副所長の他、「総合研究センター規程」に基づき大学学長及び短期大学学長が指名した者によって構成する総合研究センター運営委員会が置かれている。なお、総合研究センター運営委員会の委員は、慣例的に大学の学部長、短大の学科長が指名されている(7-19)。

e) 研究活動の支援内容

研究活動の支援内容については、前述のとおり「第1期中期計画—Action Plan—」において、「科学研究費補助金への全教員の申請・採択件数の増加」を事業目標としている(7-1)。本目標の実現に向けて、前述した総合研究センターと研究支援課では、科学研究費の申請に向けた全体研修会や希望者を募る形式での個別勉強会を主催している。さらに公的研究費の申請に向けた研究計画書・申請書の作成の助言・補助等を行っている(7-20)。

f) 個人研究費等、研究室、研究時間の確保

本学の教員に対する個人研究費は、「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員研究費交付規程」により年額350,000円と定められている(7-21)。なお、研究費額は教授、准教授、講師、助教によっての区分は設けていない。また、研究費の内、研究旅費は70,000円を当てることとしているが、申請により内訳を変更することができる。

また、2016(平成28)年度より試行的に「学科学研究費」の取り組みを開始した。「学

科研究費」とは、個人研究費を暫定的に 300,000 円で運用し、減額した 50,000 円に相当する額を原資として、学科(本学の場合、実態として学部)が主体となり、管理・運用する方法である。「学科研究費」制度を試行的に創設した意図は、学部ごとに独自性のある研究を推進・奨励することであり、各学科に所属する教員の研究活動に対して、所属学部長に裁量権を付与して研究活動を活性化することである。

また、専任教員の研究室は、1 室当たりの約 28 m²程度が確保されている。研究室の面積は、本学開学時からの慣例的な基準面積となっており、他大学と比較しても余裕のある広さである。このため 10 名程度の学生数であればゼミナール授業を研究室において行うことができる。

なお、一部の特任教員については共同研究室(2 教員で 1 室)を使用している。各研究室には個人用机、椅子、書架、テーブル、電話、LAN コンセント等が整備されている。教員の研究専念時間の確保については、「中部学院大学専任教育職員の勤務細則」において、教員の出講日数(週 4 日以上)と週授業担当責任時間(週 6 コマ)を定めている(7-22)。本細則を踏まえて、毎年度末に教員の出講計画表を定め、原則として専任教員は、出校日を週 4 日とし、週 1 日の固定曜日を「研究日」として大学への出校を免除している。ただし、一部の教員については開講科目上の理由から 7~8 コマを担当する教員が存在する他、各種委員会担当や学内諸行事に関して負担が偏る傾向にある。

g) 特別研究費・学外研究費

前述した個人研究費に加えて、本学では「特別研究費」が設けられている。「特別研究費」は、「指定研究」、「共同研究」及び「奨励研究」に類型されている。学術上重要な基礎的・応用的研究等を対象とするのが「指定研究」であり、2 人以上の研究者が共同して行う研究を対象とするのが「共同研究」である。さらに将来の発展が期待できる優れた着想をもつ研究を対象とするのが「奨励研究」として位置付けている。本制度は、「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部特別研究費交付規程」で定めるもので、その募集及び審査等は、総合研究センターが担当する(7-23)7-24)。交付者は研究計画書と研究ヒアリングによる学内審査を経て決定される。特別研究費の研究費は、予算の範囲内と定められているが 1 件あたり 300 千円~1,000 千円程度となっている。

また、「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部学外研究規程」で規定する「学外研究」制度も設けられている(7-25)。本制度は在職 5 年以上の専任教員が国内外の研究機関等で 6 カ月以内の範囲で研究を行えるもので、研究期間中の職務専念義務が免除されるものとなっている。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学では「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を遵守するため研究費の管理や不正防止の取り組みを推進している。

まず、「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部公的研究費等取扱規程」を定め、公的研究機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金の適正管理に努めている(7-26)。

本規程では、公的研究費等を適正に運営、管理するために学長を最高管理責任者、総合研究センター所長(研究倫理等に関する事項)と事務局長(研究における事務処理に関する事項)を統括管理責任者に位置付けている。さらに事務局の教育研究支援部長をコンプライアンス推進責任者としている。また、適正・正当な研究遂行を支援するため、公的研究費等に関する相談窓口を研究支援課に、不正行為等における通報窓口を本部総務課に置いている。

さらに、公的研究費等により研究を実施する全ての研究者は、毎年度1回、誓約書の提出を義務付けている。当該取り扱いは、公的研究費において20万円以上の物品等を購入する場合の購入先業者、さらに公的研究費に携わる全ての事務担当者についても同様の取り扱いとしている。その他、本規程に基づいて納品検収の義務化、非常勤雇用者の雇用管理、モニタリング等を定めている。

次に「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部研究倫理規程」を整備し、研究による個人情報保護の保護、安全管理、研究成果の公表について定めている(7-27)。また、「研究倫理委員会」を設置し、コンプライアンス教育、不正防止計画の推進等を定めている。なお、本学においては、研究活動における倫理申請が、年間35件程度がある。これをより迅速に対応するため2015(平成27)年度より「研究倫理委員会」を補佐する下部組織として「研究倫理審査部会」を設置した。教員や学生から研究倫理申請があった場合は、該当する学部長(大学院にあっては大学院研究科長)が中心となって倫理審査を担当することで迅速化を図っている。

さらに「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部研究倫理委員会「人を対象とする医学系研究に関する倫理審査部会」設置要綱」に基づき、人を対象とする研究に関する倫理的、科学的観点に基づく事項やその適正性を確保するための審査を行っている(7-28)。

以上のように本学では、研究倫理を遵守するために必要な体制を設けているが、これを徹底するため年間1回以上、研究倫理に関する研修会を教職員対象に開催している。本研修会は、科学研究費公募に関する説明会にあわせて、本学の規程等の整備状況、研究倫理を遵守するために設けられた体制、誓約書等のあり方について研修している。

また、2014(平成26)年度より「公的研究費チェックリスト」を作成し、当該チェックリストへの回答を義務化している(7-29)。これは先に述べた研究倫理のあり方を自己採点するものであり、当該自己採点によって研究倫理への理解が低いと考えられる教員については、コンプライアンス推進責任者が当該教員を呼び出して直接指導を行う。なお、2015年(平成27)年度より、本チェックリストの加え、日本学術振興会「研究倫理eラーニング」の動画講座の受講についても義務づけている。本動画講座は、視聴履歴をコンプライアンス推進責任者が把握することが可能となっているため、全教員の履修を把握できる。

この他、研究等における利益相反を適切に管理し、利益相反の防止を図るため「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部利益相反管理規程」、学術研究活動の不正行為に関し、学内外からの通報に対する適切な取扱いを定めるため「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部研究活動の通報処理に関する内規」を定めている(7-30)7-31)。

以上の通り、本学では教育研究環境の整備に関する方針を定め、校地、校舎、設備の整備計画、図書館整備、学術情報サービスの機能について定期的に検証を行っている。

まず、校地、校舎、設備及び図書館の整備計画については、キャンパス毎に「キャンパス整備—5ヶ年計画—」等を策定している。なお、検証にあたっては、本学には、校舎・設備等の将来構想を策定する委員会等は存在しないため主に事務局総務部が担当している。

また、図書館における学術情報サービスの機能整備については図書館運営委員会が点検と計画を策定している。

本学の場合、教育研究環境の整備に対しては、学部・学科増や新キャンパスの増設等と連動して設備更新等が行われていた。今後は、教育研究環境に関する現状等を整理し、学長・副学長会議において将来構想を策定する計画である。

2. 点検・評価

<基準7の充足状況>

本学では、教育研究の整備に関する方針を定め、十分な校地・校舎及び施設・設備を整備している。また、図書館、学術情報サービスも十分に機能している。さらに、教育研究等を支援する環境や条件を適切に整備し、研究倫理を遵守するために必要な措置を講じていることから、同基準を概ね充足している。

(1) 大学全体

「第1期中期計画—Action Plan—」において方針として定めた「科学研究費補助金への全教員の申請・採択件数の増加」については、一定の意識改革が図られ、徐々にではあるが科学研究費への応募数も増加し、この5年間で14.4%から26.7%に増加している。また、「キャンパス整備」においては、「キャンパス整備—5ヶ年計画—」を策定に基づき、ICT環境、学生用パソコン・タブレットの貸出、ラーニングコモンズ等の学習スペースを確保が行われている。ラーニングコモンズの利用率は全学生の対する3割程度(2015(平成27)年度学生生活実態調査より)ではあるが、ICT環境の整備は、時代の要請に応えるものであり、今後も教育環境の整備が図る。

次に、図書館、学術情報サービスの機能については、学生の図書館利用を促進するため「館内ツアー」やOPAC(オンライン所蔵目録)の利用説明会を開催によって、図書館利用の活発化が推進されている。

②改善すべき事項

附属図書館については、蔵書数の増加に伴い所蔵スペースの確保が困難となっており、本来は、閉架書庫として使用予定だったスペースを開架書庫として利用している。

また、研究活動の活性化に向けて特別研究費等が設けられているが、その内、学外研究制度については、最近(2014(平成26)年度以降)の申請が無く、中期的な視点に立った計画策定が必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

キャンパスにおけるICT環境についてはインフラ及びハード面については、一定の整備が図られているため、今後はソフト面の充実を図る。具体的には、ICTを活用した授業支援(例:LMSを利用した学習支援体制の構築等)や学生へのICT利用支援等が考えられる。

また、附属図書館については、地域に開放するなど地域連携・社会貢献を果たしているが、今後も夏期や冬期の休業期間中の地域開放について検討を行う。

②改善すべき事項

附属図書館については、図書館拡張に関する検討と平行して、蔵書のデジタル化による対応を検討する。

また、学外研究制度については、「第1期中期計画—Action Plan—」でも定めているが、中期スケジュールと研究奨励制度を策定する。

4. 根拠資料

- 7-1) 2015年度 「第1期中期計画—Action Plan—」 既出 1-3)
- 7-2) 本学ホームページ キャンパスガイド URL
<https://www.chubu-gu.ac.jp/campuslife/campusguide/index.html>
- 7-3) 建物・設備等整備—5ヶ年計画—
- 7-4) 本学ホームページ 交通アクセス URL
<https://www.chubu-gu.ac.jp/about/access/index.html>
- 7-5) 中部学院大学附属図書館ホームページ URL
<http://web3.chubu-gu.ac.jp/library/>
- 7-6) 中部学院大学受験生サイト ラーニングcommons URL 既出 4-3-8)
<http://web3.chubu-gu.ac.jp/web/learn/learningcommon/>
- 7-7) 「ポローニア」L. E. A. P. plaza の紹介
- 7-8) ビブリオバトルに関する資料
- 7-9) 郷土の福祉ライブラリー 資料検索 URL
<http://web2.chubu-gu.ac.jp/library/fukushi/f-index.html>
- 7-10) 中部学院大学・中部学院大学短期大学部附属図書館利用案内 既出 2-4)
- 7-11) 中部学院大学附属図書館委員会規程
- 7-12) 関市立図書館 企画講座「中部学院大学シリーズ」
- 7-13) 2015年度図書館利用講座 案内・実績 (関・各務原)
- 7-14) 図書館 mail news (2015年度実績 No.148-159)
- 7-15) 中部学院大学・中部学院大学短期大学部学術機関リポジトリ URL
<https://chubu-gu.repo.nii.ac.jp/>
- 7-16) キャンパス設備・施設 (関・各務原キャンパス)
- 7-17) 中部学院大学・中部学院大学短期大学部子ども家庭支援センター(ラ・ルーラ) 既出 2-13)
概要
- 7-18) 中部学院大学ティーチング・アシスタント規程 既出 6-19)
- 7-19) 中部学院大学総合研究センター規程 既出 2-6)
- 7-20) 科学研究費補助金申請数及び採択数の実績
- 7-21) 中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員研究費交付規程
- 7-22) 中部学院大学専任教育職員の勤務細則
- 7-23) 中部学院大学及び中部学院大学短期大学部特別研究費交付規程
- 7-24) 特別研究費申請・交付一覧 (過去5年間)
- 7-25) 中部学院大学及び中部学院大学短期大学部学外研究規程
- 7-26) 中部学院大学及び中部学院大学短期大学部公的研究費等取扱規程
- 7-27) 中部学院大学及び中部学院大学短期大学部研究倫理規程
- 7-28) 「人を対象とする医学系研究に関する倫理審査部会」設置要綱
- 7-29) 公的研究費チェックリスト (自己点検チェックシート 2015年度様式)
- 7-30) 中部学院大学及び中部学院大学短期大学部利益相反管理規程
- 7-31) 中部学院大学及び中部学院大学短期大学部研究活動の通報処理に関する内規

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

1) 大学全体

産・学・官等との連携の方針や地域社会・国際社会への協力量針の明示については、「第1期中期計画—Action Plan—」の「国際化推進」において「建学の精神に従って国際化を一層進めるとともに、本学の強みである医療・教育・福祉・マネジメントを基礎とした知的情報の発信を充実させ、「生きる」に根ざした国際社会への貢献に取り組む。また、留学生の受入れ、日本語教育・異文化理解教育を通じて教育の国際化を推進する。」と基本方針を定め、次の4点を事業目標として掲げている(8-1 P14)。

- ①学内の国際化と学生の海外留学の促進
- ②外国語教育の充実
- ③国際的に活躍できる人材の育成、外国における就業力の育成
- ④海外大学等との連携

次に「第1期中期計画—Action Plan—」の「地域連携」においては、「「知の拠点」として本学の知的財産等を地域社会へ提供し、地域に貢献するとともに、地域・社会の資源を活用して、地域のニーズに対応できる人材育成を行う。その実現のために、地域連携推進センター、シティカレッジ、高大連携部会、子ども家庭支援センター、人間福祉相談センター、附属図書館等が連携して事業を実施する。」と基本方針を定め次の5点を事業目標として掲げている。

- ①地域連携に向けた基本方針と体制整備
- ②行政、企業、他大学等の連携
- ③高大連携・高大接続の推進
- ④各附置教育研究施設による地域貢献
- ⑤学生の課外活動を通じた地域連携

以上の基本方針を達成するため本学では、多彩な附置教育研究施設を設置している。「国際化推進」に向けて設置した「国際交流・留学生センター」では「国際化ビジョン」を策定するなど学内の国際化や外国語教育の充実、海外大学等の連携に向けた目標を定めている(8-2)。

また、「地域連携」の充実に向けて置かれた「地域連携推進センター」では、行政、企業、他大学との連携協定を締結し、地域連携事業の推進を図っている。「地域連携推進センター」では、「地域社会と地域連携推進センターの役割概要図」を本学ホームページで公開し、その地域への貢献方針を明示している(8-3)。

さらに、キャンパスが所在する関市・各務原市の市民や一般社会人に向けて生涯学習の機会を提供する「シティカレッジ」や発達療育相談や“こころ”の悩みを持つ相談・カウンセリングを実施する「人間福祉相談センター」、さらに、核家族化や少子化が進む中、地域や家庭内で“子育て”への不安や悩みを持つ方を支援する「子ども家庭支援センター」が設置されている(8-4) (8-5) (8-6)。

この他、第7章で記載した附属図書館等についても地域連携の一翼を担っている。

a) 国際交流・留学生センターによる国際交流

国際交流・留学生センターは、建学の精神を踏まえ、国際化の推進により、広く地域社会への知的情報の発信を充実させ、地域社会に貢献することを目指している。国際交流・留学生センターは、関キャンパスに「国際交流・留学生センター事務室」を置いており、主に留学生のサポート支援を行っている。また、地域連携推進センターの事務を担当する研究支援課が国際交流事業の内、海外大学等との連携や国際化ビジョンの策定等を担当している。

国際交流・留学生センターは、2015(平成 27 年)年度、その方針の明確化を図るため「国際化ビジョン」を策定し、学内外に公表している(8-2)。当該取組を実施するため同センターは、関キャンパス(2013(平成 25 年)年度)と各務原キャンパス(2014(平成 26 年))に「L.E.A.P.plaza(リーププラザ)」を設置した(8-7)。「L.E.A.P.plaza(リーププラザ)」は、語学学習の支援や国際交流、留学・海外研修などの情報を集積して発信・拠点化を目指すもので、名称は「Language」「Education」「Active Progress」の造語である。「L.E.A.P.plaza(リーププラザ)」には、語学学習に必要な教材やパソコンを常設し、英会話など語学スペースとして活用、海外研修についての情報提供や相談などを行う場として活用している。

b) 地域連携推進センターの活動

地域連携推進センターは、大学の持つ知的財産を広く連携先に提供し、地域社会の活性化につながる活動を行うことを目的とする附置教育研究施設である。同センターには、所長・副所長の他、本学各学科の教員によって構成する。また、同センターの事務は、研究支援課が担当している。

地域連携推進センターの主な事業として自治体や企業との連携協定の締結がある。2016(平成 28)年 12 月現在、7つの自治体、11の企業等と連携を締結しているが、連携後の活動実態として本学からの講師派遣に留まっている場合が多く、連携締結後の具体的な活動と、その充実を課題としている。

また、2013(平成 25)年度に地域連携推進センター「ふれあいコラボ」を関キャンパス内に設置した(8-8)。「ふれあいコラボ」には、テレビ会議システムが整備され連携自治体との TV 会議が行える他、地域資料スペースや会議・ワークルームが用意されており、連携先と本学の学生、教職員が地域の課題に対して一緒に取り組むワークショップを開催する。また、2012(平成 24)年度より、「学生による地域貢献事業助成」の取り組みを行っている(8-9)。この助成事業は、本学の学生が主体となり、地域の課題について調査・研究し、課題の解決に向けて地域の機関や団体と協働する「地域貢献事業」に対し助成を行うものである。さらに 2015(平成 27)年度の岐阜大学の「COC+事業」に事業連携校として採択され、プロジェクトチームが発足した。そのプロジェクトチームとの連携を図り、事業の遂行をサポートしている(詳細後述)。

c) キャンパスの開放

本学は関市及び各務原市にキャンパスが所在するが、地域住民に向けてキャンパスを開放している。講義室や体育館、グラウンド、テニスコート等の学内施設は、授業等に影響が無い限り、事前申請を行うことで、地域住民が利用することができる。なお、本学は、福音主義キリスト教を建学の精神としているが、前期・後期の期間中に行われる週 2 回のチャペルアワー(礼拝)やクリスマス礼拝、宗教講演会、パイプオルガンコンサート等に地域住民は自由に参加できる(8-10)。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

1) 大学全体

本学では、教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動を展開するため「地域連携推進センター」の他、「シティカレッジ」、「子ども家庭支援センター」、「人間福祉相談センター」等の附置教育研究施設を置いている。各センターの活動は次のとおりである。

a) 地域連携推進センターにおける社会還元活動

本学は2015(平成27)年度より「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」に取り組んでいる(8-11)。本事業は、国立大学法人岐阜大学のCOC+事業「岐阜でステップ×岐阜にプラス 地域志向産業リーダーの協働育成」における事業協働機関として連携するもので、岐阜県内中小企業と学生の就職ミスマッチ、県内産業界のニーズに応える人材の不足等を背景とした県外流出する若者への対応を解決に向けて取り組むものである。本学の他に、県外から、中部大学、日本福祉大学、名古屋学院大学が参加しているが、本学は本事業における岐阜県唯一の参加校となっている。

また、本学では、「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」による連携授業を展開している(8-12)。「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」は、岐阜県内の22の教育機関と岐阜県1団体と賛助会員(社団法人岐阜県経営者協会)で組織され、各教育機関が準備・企画した「共同授業」の受講と成績評価結果を基本単位として相互認定している。共同授業の展開方式としては、対面授業とオンデマンド授業がある。2016(平成28)年度、本学では「死生学」(本学開講)の講座を開講している。

また、「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」では、「学生による地域課題解決提案事業」が展開されており、本学も積極的に参加している(8-9)。「学生による地域課題解決提案事業」は、ネットワーク大学コンソーシアム岐阜の加盟校等の学生が、地域の課題について研究しその解決策を提案・実施することにより、岐阜県内高等教育の活性化及び地域との連携の拡大を図るものである。本学では、毎年度、地域課題解決をテーマとする専門ゼミナールのクラスがあり、当該クラスが参加している。

さらに本学では、「SEKI いきいきフェスタ」に毎年度、参加している(8-13)。当該イベントは本学関キャンパスが所在する岐阜県関市が主催する地域交流イベントで毎年度、開催されている。本学からは各学科単位で参加し、医療、福祉や幼児教育に関連するブースを展開している。

また、学生のボランティア派遣や地域活動等が行われている。学生のボランティア活動は、事務局学生課が情報の収集と学生への紹介を担当しており、行政・施設団体および個人からのボランティア依頼をまとめ、専用掲示板に概要を掲示している。

具体的な活動として東日本大震災による被災地支援や被災地に送る救援物資の運搬支援活動等が行われている。また、学内には長良川の清掃活動等を行うボランティアサークルがあり、その活動を補助している。(8-13-1)

b) シティカレッジ(関・各務原)による社会還元活動

生涯学習事業を担当するシティカレッジは、関キャンパスを拠点とするシティカレッジ関と各務原キャンパスを拠点とするシティカレッジ各務原によって構成されている(8-4)。本学が果たす使命の一つである「社会貢献」の実践に向けて、本学の人材資源・設備と学習機会を本学が所在する地域社会の人々に広く提供することを主眼としてシティカレッジは置かれている。実施講座はビジネス系、福祉系、語学系、健康スポーツ、教養・趣味の講座となっている。

関キャンパスを拠点とするシティカレッジ関では、人間福祉学部や短期大学部社会福祉学科の教育実績に基づき、福祉系資格取得講座の充実を図った。介護技術講習会、介護職員初任者研修、ホームヘルパー2級養成講座、福祉用具専門相談員指定講習会など、延べ191講座を開設して市民に幅広く提行している。

また、各務原キャンパスを拠点を置く、シティカレッジ各務原は、各務原キャンパス校地を各務原市から無償貸与を受ける際に、各務原市の学術文化の向上及び地域の活性化に寄与することを念頭に置かれた組織である。シティカレッジ各務原では、幼児・児童を対象とした「アインシュタインコース」、じっくり独自の大学生活を味わう「ソクラテスコース」、専門的な技術や知識を高める「レオナルド・ダ・ビンチコース」の3コースを置き、延べ391講座、参加者数3,431(いずれも延べ数2015(平成27)年度)を前期・後期ごとに開設して市民に幅広く提供している。

また、各務原市との共同主催にて、公開講座及び市民講座を開催しており、2015(平成27)年度で延べ44回を数え、一般市民が受講しやすいように開催日程は土曜日及び金曜日夜間に設定している。

c) 子ども家庭支援センターによる社会還元活動

「子ども家庭支援センター」は、核家族化や少子化が進む中、地域や家庭内で“子育て”への不安や悩みを持つ地域住民に対して、「いっしょにあそぼう」、「親子わくわく教室」等の交流事業、育児相談、育児支援講座の企画及びセミナーの開催等に取り組んでいる。本事業には、本学教育学部子ども教育学科や併設する短期大学部幼児教育学科、さらに、本学附属幼稚園と本学附属桐ヶ丘幼稚園が参画しており、担当教職員の他、学生も参加している(8-6)。

また、毎年度、開催している「子ども未来セミナー」は、毎年度、専門の講師を招き、子育てや子どもについて考える機会として、地域住民、地域の学校現場の関係者を招待している(8-14)。

また、「子ども家庭支援センター「ラ・ルーラ」(以下「ラ・ルーラ」と表記)は、各務原キャンパスに置かれる附置教育研究施設である(8-15)。「ラ・ルーラ」は、保護者が子どもとともに活動することや地域の子どもたちやその保護者、子育て支援に関わる人々が互いに交流の場として2006(平成18)年に開設した。就学前の乳幼児とその保護者が、家庭以外の居場所の一つとして心地よいひと時を過ごしてもらうための場や空間の提供を目的としており、常時、乳幼児期にふさわしい遊具や絵本等を備えている。開園は週5日(火・水・木・金・土)、午前10時より午後4時であるが、利用者の都合によって利用する日および時間帯は異なる。

専任職員は専任1名(保育士)と非常勤2名の計3名を配置しており、必要に応じて子育て相談に応じたり、子どもと保護者との豊かな関係作りのサポートを行っている。

事業内容は、上記の通常業務の他、乳幼児や保護者の現状を把握し、子育て実践プログラム(子育て講座)、子育てサロン、交流会など、多様な展開を図ってきた。

d) 人間福祉相談センターによる社会還元活動

人間福祉相談センターは、子どもの心身の発育、健康及び心の相談に関する援助事業等を行い、広く地域社会に寄与することを目的としている(8-5)。人間福祉相談センターは、「発達療育相談室」と「こころの相談室」から構成されており、臨床心理士、臨床発達心理士、精神保健福祉士が地域住民やその子弟の発達、療育相談やこころの相談に対応している。相談は有料で、初回相談料が3,000円、次回相談料が2,000円となっている。人間福祉相談センターでは、年間324件程度の相談(延べ数)を受けている。また、

人間福祉相談センターでは、毎年、「ぎふ LD・ADHD 学習会」を開催して(子ども未来セミナーとの合同開催の年度あり)おり、岐阜県をはじめ連携自治体、関係諸団体の後援の下、関係研究者や一般市民(毎回 200~300 名)が参加している(8-16)。

e) 国際交流・留学生センターの社会還元事業(地域連携推進センター・各学部との共同事業)

本学は、カウンターパートとしてダナン医薬技術大学(ベトナム)の協力の下、2015(平成 27)年 3 月から独立行政法人国際協力機構(JICA) 草の根技術協力事業として、「ダナン市の看護職を対象にした老年ケア・キーパーソン養成事業」(事業予算: 46,809 千円)を実施している(8-17)。本事業の対象地域は、ベトナム社会主義共和国ダナン市で、同国は、経済の発展、生活様式の変化、医療技術の向上によって、高齢化が進み、生活習慣病等の慢性疾患や精神疾患等の増加が見込まれる。これに伴って、介護の知識と技術、予防の取組みが求められる。日本では、看護技術の向上に加え介護の専門性を確立することで、生活モデルによる障害の軽減と重度化の予防を図ってきた。日本式介護をベトナムに移転することで、病院需要が急増するベトナムで、病院と在宅との機能分化を促し患者の QOL を向上することができる。

日本の老年ケア(老年看護・介護)の理念とスキルを移転し、看護の質を高め、ベトナム国における「高齢者患者の寝かせきり」「認知症高齢者の拘束」等の介護問題の解決に資することに貢献している。

本学は、介護基礎知識、基礎技術を養成する養成プログラムと教材を開発すると共に、基礎研修を実施し関市招聘研修生を選抜し、4 週間にわたる関市招聘研修を行い、評価を実施している。

その後、研修修了を研修生の所属機関に報告し、看護リーダーとして活躍の機会を提供されるように要請する。日本の老年ケアを習得したキーパーソンの自主的な継続学習を支援しつつ、キーパーソンによる伝達講習を、ダナン市の病院、地域等で開催している。なお、実施期間は、2015(平成 27)年 3 月から 2017(平成 29)年 3 月までとなっている。

f) 附属図書館(関・各務原)による社会還元事業

第 7 章でも述べたように本学附属図書館は、関キャンパスと各務原キャンパスに所在しており、併設する短期大学部との共用図書館であるとともに地域住民にも開放している(8-18)。附属図書館では、本学独自のコレクションとして、岐阜県内の福祉系資料については図書資料以外にもパンフレットやちらし類などを網羅的に収集、整備しており、岐阜県と県内市町村の福祉系計画書を中心に 2014(平成 26)年度末には、10,000 件の「郷土の福祉ライブラリー」データベースが構築されている(8-19)。

関キャンパスの開館時間は、平日は 9 時~19 時、土・日・祝日及び長期休業期間は 9 時~17 時となっており、年間開館日数は 2015(平成 27)年度 308 日である。また、各務原キャンパス図書館の開館時間は火曜日~金曜日は、9 時~19 時、土曜・月曜日及び長期休業期間は 9 時~17 時となっており、年間開館日数は、2015(平成 27)年度は 292 日となっている。どちらも一般に開放しており、事前登録を行えば図書・資料の貸出を行うことができる。

以上の通り、本学では社会との連携・協力に関する方針を定め、教育研究の成果の社会還元について定期的に検証を行っている。当該、検証にあたっては、事業を実施する各センター等(地域連携推進センター、子ども家庭支援センター、人間福祉相談センター、シ

ティカレッジ、附属図書館等)が主体的に取り組んでいる。

検証の結果等は、学長・副学長会議に各センター所長が出席し、その取り組み(事業計画と前年度の実施状況)の報告を行う。なお、スケジュールの都合から学長・副学長会議に出席できないセンターがある場合は、事業計画書(実施報告を含む。)として学長・副学長会議に提出される。

2. 点検・評価

<基準8の充足状況>

本学では、「第1期中期計画—Action Plan—」のビジョンである「国際化推進」及び「地域連携」に基づき社会との連携・協力に関する方針を定め、教育研究の成果を適切に還元していることから、同基準を充たし、高い成果を挙げている。

①効果が上がっている事項

本学では、「第1期中期計画—Action Plan—」において、国際化推進及び地域連携に向けて方針に基づき、「国際化ビジョン」を定めるなど方針の明確化が推進されている。また、L.E.A.P.plaza(リーププラザ)を設置するなど環境整備も図られ、各所で様々な取り組み(イベント等の交流事業)が開催されている。

地域連携については、「学生による地域貢献事業助成」の取り組みを進め、2013(平成25)年から2015(平成27)年度の間、10件の発表を行っている(併設する短期大学部の取組を含む)。また、2015(平成27)年度の岐阜大学の「COC+事業」に事業連携校として参加している。

その他、本学では、教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動を展開するため「シティカレッジ」、「子ども家庭支援センター」、「人間福祉相談センター」等の附置教育研究施設が役割を果たしている。「シティカレッジ」の受講生は、2015(平成27)年度の延べ3,431人(関・各務原)となっている。

また、「子ども家庭支援センター「ラ・ルーラ」では、2011(平成23)年度から2015(平成27年)年度までの5年平均で延べ8,180人の利用者(3,638組(子ども4,463人、保護者3,717人))があった。「子ども家庭支援センター」では、核家族化や少子化が進む中、地域や家庭内で“子育て”への不安や悩みを持つ地域住民に対して、各種の交流事業、育児相談、育児支援講座の企画及びセミナーの開催等に取り組む他、毎年度開催する「子ども未来セミナー」は、2011(平成23)年度から2015(平成27年)年度までの5年間の平均で233人の参加者があった。

また、「人間福祉相談センター」では、毎年度、「ぎふLD・ADHD学習会」を開催しており、2011(平成23)年度から2015(平成27年)年度までの5年間の平均で224人(「子ども未来セミナー」と合同開催の年度は重複あり)となっている。

さらに、本学では、「ダナン市の看護職を対象にした老年ケア・キーパーソン養成事業」を実施しており、本学が培った福祉(介護)の教育事業を社会に還元している。また、附属図書館(関・各務原)においては、一般学生と同様に社会開放しており、2015(平成27年)年度の一般利用者は、10,838人(2012(平成24)年度～2015(平成27)年度の延べ数(平均)となっている。

②改善すべき事項

国際交流・留学生センターは、主に留学生に関する事項は、国際交流・留学センター事務室が担当し、国際交流事業の推進や海外大学との連携事業については、研究支援課が担

当している。これは事業の特性によるものだが将来的には、組織の一本化が必要である。

また、地域連携推進センターでは、各自治体・企業・団体との包括連携協定を締結しているが、実際の連携活動が十分に活動できていない場合が一部で見られる。人的・予算的にも充実を図り、連携協定を締結した組織との連携協議を継続する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

地域に開かれた大学の具現化を行うため地域連携推進センターは、各種連携事業等を行っているが、質的・量的にも事業の多様化、拡大が図られているため、担当職員の増員等について検討を行う。

また、「子ども未来セミナー」や「ぎふ LD・ADHD 学習会」等の研究・地域貢献事業をさらに発展させ、地域(自治体、地元産業界、地元住民)の課題解決に向けた事業へ発展させていきたい。

① 改善すべき事項

国際交流・留学生センターの事務組織の一体化を図る。

附属図書館と公共図書館との連携を図り、相互利用システムの強化を図る。

所在する市民への PR を図り、年間利用者数の増員を図る。

シティカレッジ事業を発展させ、市民の生涯学習に対する参加を促す。

リカレント教育の充実を図り・バラエティに富んだ講座計画を立てる。

4. 根拠資料

- | | | |
|---------|---|----------|
| 8-1) | 2015 年度 「第 1 期中期計画—Action Plan—」 | 既出 1-3) |
| 8-2) | 中部学院大学ホームページ 国際化ビジョン URL
https://www.chubu-gu.ac.jp/about/university/policy/others/internationalization-vision/index.html | 既出 5-8) |
| 8-3) | 中部学院大学ホームページ 地域社会と地域連携推進センターの役割概要図 URL
https://www.chubu-gu.ac.jp/extension/regional_collaboration/images/center01.png | |
| 8-4) | 中部学院大学・中部学院大学短期大学部シティカレッジ(関・各務原)案内 | 既出 2-11) |
| 8-5) | 中部学院大学・中部学院大学短期大学部人間福祉相談センター概要資料 | 既出 2-14) |
| 8-6) | 中部学院大学・中部学院大学短期大学部子ども家庭支援センター | 既出 2-12) |
| 8-7) | 「ポローニア」L. E. A. P. plaza の紹介 | 既出 7-7) |
| 8-8) | 中部学院大学ふれあいラボの利用要項 | |
| 8-9) | 中部学院大学ホームページ 学生による地域貢献事業助成 URL
https://www.chubu-gu.ac.jp/extension/regional_collaboration/contribution/ | |
| 8-10) | 2015 年度 チャペルアワー・宗教講演会・キリスト教懇談会等の実績 | |
| 8-11) | 中部学院大学 COC+プロジェクト ホームページ URL
http://web3.chubu-gu.ac.jp/cocplus/ | |
| 8-12) | ネットワーク大学コンソーシアム岐阜 ホームページ URL
http://www.gifu-uc.jp/ | |
| 8-13) | 第 23 回 SEKI いきいきフェスタ開催要項 | 既出 5-21) |
| 8-13-1) | 2016 年度 学生の課外活動および地域貢献活動 | |
| 8-14) | 子ども未来セミナー開催一覧 (2011-2015) | |

8-15)	中部学院大学・中部学院大学短期大学部子ども家庭支援センター(ラ・ルーラ) 概要	既出 2-13)
8-16)	ぎふ LD・ADHD 等学習会開催一覧 (2011-2015)	
8-17)	中部学院大学ホームページ「ダナン市の看護職を対象にした老年ケア・キーパーソン養成事業」 URL https://www.chubu-gu.ac.jp/extension/regional_collaboration/jica/	
8-18)	中部学院大学・中部学院大学短期大学部附属図書館利用案内	既出 2-4)
8-19)	郷土の福祉ライブラリー 資料検索 URL http://web2.chubu-gu.ac.jp/library/fukushi/f-index.html	既出 7-9)

第9章 管理運営・財務

I 管理運営

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

a) 中長期の管理運営方針の策定と周知

第1章で述べたとおり、「第1期中期計画-Action Plan-」のビジョンとして「経営・管理の強化」を定め、その中で「ガバナンス体制の整備」を掲げている(9-1-1 P23)。具体的には「建学の精神の具現化に向けて、理事会のリーダーシップの下、意思決定及び執行の迅速化を図り、必要な体制・会議体の見直しと機能強化に取り組む。また、教育改革を実現するため学部・学科の主体性を尊重しつつ、大学全体の改革を実行できる組織への整備を図る。」を主な施策としている。なお、「第1期中期計画-Action Plan-」の概要は、教授会やSD研修会の機会を通して説明しており、全教職員がグループウェアから閲覧できるようになっている。

b) 意思決定のプロセスの明確

意志決定プロセスの明確化については、2011(平成23)年度に新たに総務部企画戦略課の設置を契機に、その明確化を強化している。企画戦略課は、学長や事務局長の直下の部署として(実体上)置かれ、組織改革等の業務にあたり、大学IR(Institutional Research)機能を果たしており、学内外の情報を集約、分析し、学長に対して必要な助言を行うことが期待されている。

2011(平成23)年、企画戦略課が幹事となり、学長が指名する教職員によって構成する「組織改革検討委員会」を設置した(9-1-2)。同委員会では約半年間の検討を経て、学長に対しての組織改革に向けた答申を行った。答申の主な内容は、①「学長室機能の強化」、②「教育改革委員会・自己点検委員会・FD委員会の連携強化」、③「委員会の統廃合による意志決定プロセスの迅速化」の3点となっている。まず、①「学長室機能の強化」については、学長のリーダーシップ強化に向けて、2012(平成24)年度より「学長・副学長会議」を新たに設置した(9-1-3)。「学長・副学長会議」は、重要事項の方針決定や大学と短期大学部の連絡調整、大学評議会に向けて議題の事前調整等を行う(詳細は後述する)。次に②「教育改革委員会・自己点検委員会・FD委員会の連携強化」は、従前では、それぞれ別個の委員会として置かれ、不定期に開催されていた3つの委員会を実体的に統合して開催することに変更した(9-1-4)。これにより3つの委員会の連動性が発揮され、教育改革とFD、そして自己点検・評価(内部質保証)の強化・連携を目指した。さらに、

その教育改革委員会の委員長を学長が自ら担うことで、大学改革に必要な教育改革が迅速に行えることを目指している。最後に③の「委員会の統廃合」については、一部の常設委員会の統廃合を図ることで会議のための煩忙から合理化を目指した。

また、2015(平成 27)年度には、教学組織と法人組織の権限と責任の明確化を図るため「経営会議」を設置した 9-1-5)。「経営会議」は、「大学経営会議」、「高校経営会議」、「幼稚園経営会議」から構成され、「大学経営会議」については、大学及び短期大学部の学長、副学長、宗教総主事、学長補佐の他、教学組織を代表して、総合研究センター所長(大学教授)、地域連携推進センター所長(大学教授)、シティカレッジ校長(大学教授)、子ども家庭支援センター所長(短大教授)が構成員となっている。なお、教学組織の代表として選任された 4 名の所長、校長等は、いずれも大学及び短期大学の教育職員を兼ねている。

経営会議の役割は、特に財政的な側面から各機関の将来構想を策定し、法人組織(学院本部)や理事会との橋渡しを行う機能が期待されている。経営会議の設置により従前の「学院アクション Plan」として立案していた計画を財政的を反映させた中・長期の計画にブラッシュアップさせることができ、これが具現化したものが「第 1 期中期計画 -Action Plan-」となっている。

理事会は、通常、年間 4 回(5 月、9 月、12 月、3 月)が開催されている。また、評議員会は年間 2 回(5 月、3 月)に開催されている。

教授会については、2014(平成 26)年度の学校教育法の改正に伴い教授会の権限の改正を行った。学校教育法の改正を踏まえ、2014(平成 26)年度の学長・副学長会議において、約半年間をかけて、教授会の機能の見直しに着手した。そして、2015(平成 27)年度より教授会の審議事項は次のように改正した 9-1-6)。

改正前(2014(平成 26)年度以前)	改正後(2015(平成 27 年)年度以降)
(1)教育課程の編成に関する事項 (2)学生の試験及び単位の認定に関する事項 (3)学生の入学、退学、休学、復学、卒業、除籍等、在籍に関する事項 (4)その他本学の教育及び研究に関する重要事項	(1)教育課程の編成に関する事項 (2)学生の入学・卒業その他その在籍に関する事項 (3)その他本学の教育及び研究に関する重要事項

上記のとおり改正を行い教授会が教学に関する意思決定機関である旨の明確化を図った。特にこれまで休学・退学等の学籍異動は、教授会の協議事項であったが、改正後は報告事項として取り扱うこととなった。

以上のように改正を行ったものの、本学において教授会機能の大きな変化は無かったものと考えている。その根拠として、本学は従前より学部単位の教授会は置かず、また、教員人事についても教授会では無く「人事委員会」の所掌となっているなど、学校教育法の改正に関わらず学長のリーダーシップが発揮しやすい体制となっていたことが挙げられる。また、前述のとおり、本学では、「学長・副学長会議」や「大学評議会」が置かれている。これは、併設する短期大学部の教育実績を土台として本学が設置された経緯に由来するものであるが、本学における重要事項は、「学長・副学長会議」や「大学評議会」において審議する体制が既に構築されていた。特に、本学と併設する短期大学部は、別個の教育機関

ではあるが、相互に連携を図り、協同して事業に取り組んでいるため、各種の常設委員会等は原則として共通組織として整備されている。一方、当然のことながら大学及び短期大学にはそれぞれ教授会が置かれていることから、本学と併設する短期大学部との調整を図る機関として、すでに「大学評議会」が置かれていたため必然的に学長や副学長、さらに学部長等の責任の明確化が進んでいた。

このような本学の組織体制は、本学開設時点(1997(平成9年)に18歳人口の減少に伴う”大学全入時代が迫る旨”が叫ばれていた社会背景にあってスピード感を持った組織改革や改編が可能となった要因と考えられる。

このような背景から大学及び短期大学部が相互の連携を図るため、本学では、「大学評議会」を設置している(9-1-7)。「大学評議会」は、大学学長、短期大学部学長、宗教主事、大学及び短期大学部の副学長、大学及び短期大学部の学長補佐、大学学部長、短期大学部学科長、大学宗教主事、大学事務局長、その他学長の申し出に基づいて理事長が委嘱する者をもって構成している。なお、大学評議会の審議事項は大学評議会規程第2条で規定している他、同規定第4条において、議事(議決)は、「大学評議会を組織する出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」旨を規定している。これは、2010(平成22)年に財団法人大学基準協会より大学評価(認証評価)を受けた際の指摘・指導を踏まえたものである。

以上のように「大学評議会」は、本学及び併設する短期大学部の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項や重要な規則の制定または改廃に関する事項等を評議会において審議することとしている。

さらに、前述した2012(平成24)年度に「学長・副学長会議」を設置した(9-1-3)。「学長・副学長会議」は、大学評議会に先立ち、両学長の基本方針について定める場となっている。このように本学及び併設する短期大学部の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項や重要な規則の制定または改廃に関する事項等は、「大学評議会」において審議し、その事前調整及び基本方針について「学長・副学長会議」で審議を行う体制を構築することにより学長のリーダーシップが発揮しやすい体制作りを目指している。

以上から「教授会」の審議事項は、学校教育法の改正前から教学に関する事項に専念できるようになっている。また、本学では、他大学で一般的な各学部に分かれる「学部教授会」は置かず全学部合同の「教授会」を開催しているが、その構成員は学長及び専任教授をと規定している。また、構成員以外の出席として、学長は必要に応じ、教授会に准教授、講師又はその他の職員を出席させることができるとしている。

なお、本学では、大学院研究科の運営を行うため大学院研究科会議が置かれている(9-1-8)。大学院研究科会議は、大学院学則第43条に基づき、その構成員は、研究指導を行う教授及び研究科委員会が推薦し学長の指名した者をもって構成している。議長は研究科長である。

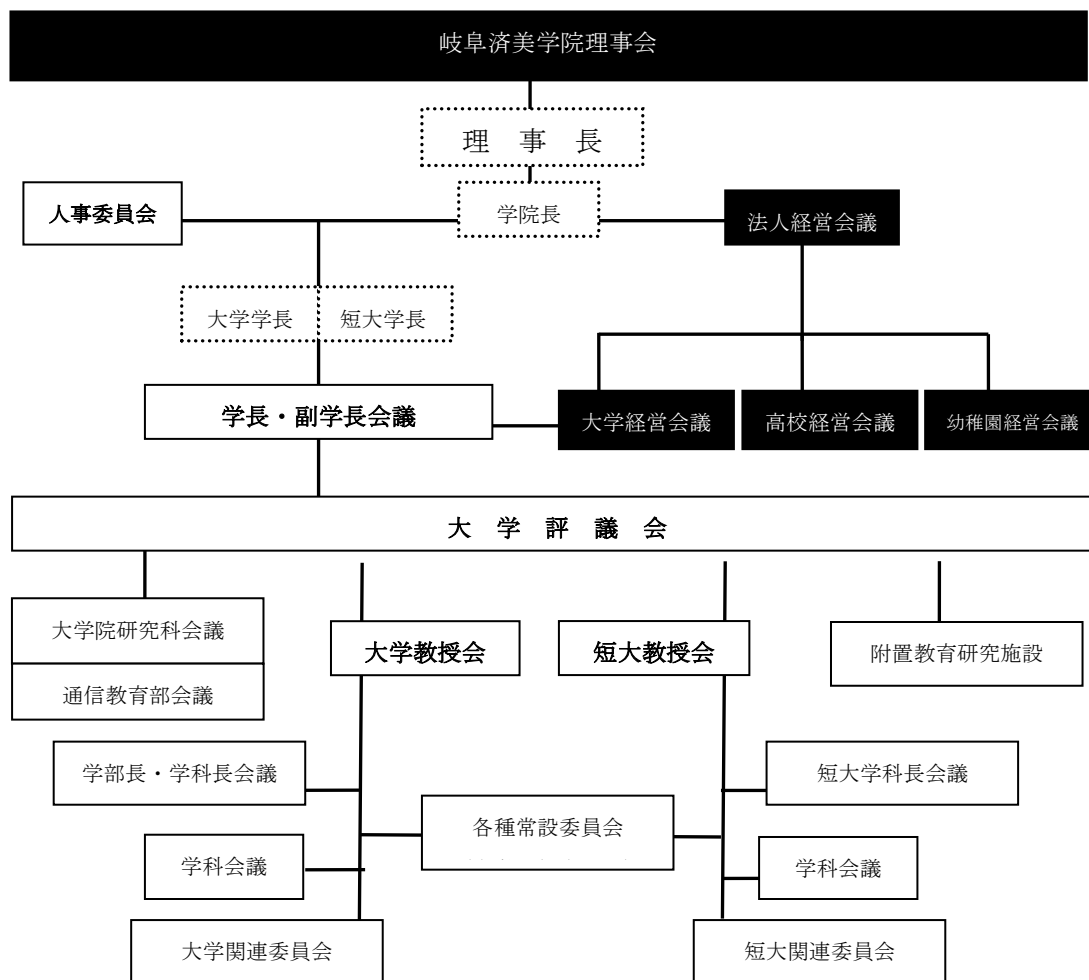
研究科委員会の審議事項は、大学院学則第44条に基づき規定している(9-1-9)。

さらに、通信教育部の運営を行うため通信教育部会議が置かれている(9-1-10)。通信教育部会議は、通信教育部規程第38条に基づき、その構成員は、通信教育部長及び本通信教育部の授業科目を担当する専任教育職員のうちから学長が指名する者をもって構成すると定めている。なお、通信教育部は、人間福祉学部にも属する課程ではあるが、通信教育部会議の構成員は、「本通信教育部の授業科目を担当する専任教育職員」と位置づけられており、併設する短期大学部を含めて人間福祉学部以外の教員が会議構成員となっている。これは、文字とおりの”全学的”に通信教育部の運営に携わることで、通信教育部の運営の機能化と本学の教育資源の活用が意図となっている。

また、大学院研究科会議と通信教育部会議は、規程上の明文化は無いものの、教授会の下

部組織ではなく、学長の指示の下、各種審議等を行う機関に位置づけられており、どちらの会議も教授会への報告や承認義務が規程等に明文化されていない。他大学のように学部単位の教授会ではないため、このような組織体制を取り、より迅速な運営を行えるようにしたものである。

以上が本学の教授会の他、各審議・決定機関となっている。本学院の組織体制は、次の図のとおりとなる。



(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

1) 大学全体

本学では文部科学省関連法規、厚生労働省関連法規を始め、国が定める各種法令を遵守しながら、大学運営を推進している。学内規程の遵守については、学内システム上に大学に関わる規程以外に学校法人が設置する学校の規程も含め、専任教員、事務職員全員が閲覧できるようにしている。また、事務局においては、国の関係法令を関連する法令集を購入し、その時々諸課題に対応するために法令の確認を行いながら業務を行っている。学内規程についても同様であり、各部署で、改正、改廃が必要な規程については、所定の手続きに従い改廃している。

学内諸規程の改廃については、関連部署・委員会等が改正案を作成し、学院本部の規程担当者と相談を行う。その後、関係会議での審議を経て、最終案となる。学則等は理事会での審議が規定されている規程・規則については、学院本部に提出され、理事会での承認

を経て、規程として改廃・制定が行われる。なお、内規等、大学内で改廃が可能な規程については大学の各機関で承認を経て、改廃・制定となる。

a) 学長の権限と選考

学長の選任は、「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部学長選考規程（以下「学長選考規程」と表記）」に定められている 9-1-11)。学長選考規程第 2 条には、選考基準として、学長は、学校法人岐阜済美学院寄附行為（以下「寄附行為」と表記）第 4 条第 2 項に該当する者であって、かつ、大学の教育及び研究に関し優れた識見を有する者のうちから選考しなければならないと定められている 9-1-12)。さらに学長選考規程第 3 条では、学長選考委員会の設置を定めており、同委員会の委員は、理事長、理事会において互選した理事 2 名、評議員会において互選した評議員 1 名、当該教授会において互選した専任教員 2 名とし、理事長が選考委員会の委員長となることを定めている。なお、学長の任期は 3 年で、再任を妨げないとされている。

学長の権限は、「学校法人岐阜済美学院寄附行為」第 9 条で理事会の理事に選任され、また、あわせて評議員会の評議員に選任されることとなり学院(法人)の管理運営に携わることとなる。また、教学の職務としては、「学校法人岐阜済美学院寄附行為施行細則」第 9 条の 2 で、学長は、大学又は短期大学の校務をつかさどり、所属職員を指揮監督し、大学を代表すると規定している。これは、学校教育法第 92 条において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と定められていることによるものである。

以上のように、学長は、法人の理事及び評議員を兼ねるため、理事会、評議員会に対して、大学の教育方針や審議事項、大学経営に関することなど、大学を代表として意見を述べる立場にある。

なお、学長は規程に基づき、「学長・副学長会議」、「大学評議会」、「大学教授会」及び「大学経営会議」の議長となる。ただし、「大学教授会」を除く、当該会議は、併設する短期大学部との合同組織のため「学長・副学長会議」については、大学学長と併設する短期大学部学長が毎月、交互の議長を担当する。また、「大学評議会」や「大学経営会議」については、大学学長が議長を努めている 9-1-3)9-1-6)9-1-7)。

b) 副学長・学部長・学科長の権限と選考

副学長・学部長・学科長等の選考は「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教育管理職員等選任規程」（以下「管理職選任規程」と表記）により定めている 9-1-13)。管理職選任規程において、副学長、学部長、学長補佐、大学院研究科長、図書館の他、附置教育研究施設の所長及び副所長、さらに学科長を「教育管理職」と位置づけている。なお、通信教育部長は、学科長に位置づけられる。「教育管理職」は、管理職選任規程において、その選考基準は、「教育及び研究に関し識見を有し、本学の建学の精神を深く理解する者」と定められている。

「教育管理職」の選任は、副学長、学部長、学長補佐、大学院研究科長の選任にあっては、理事会が学長の意見を聞いて直接行う。また、図書館長の他、附置教育研究機関の所長の選任は、大学及び短期大学部の両学長が協議して、大学又は短期大学部の専任教員のうちから候補者を選出し、理事長に推薦する。なお、附置教育研究施設の副所長の選任は大学及び短期大学部の両学長が協議して、大学学長が任命する。また、学科長の選任は、学長が当該学科に所属する教員の意見を聞いて専任教員のうちから候補者を選出し任命するものと定められている。なお、教育管理職員等の任期は 2 年で、再任が可能となっている。

学部長の権限は、学部会議の議長となる他、大学評議会等の構成員となる。各学科に

は、一定の予算が計上されており、予算要求等も学部長が行う。また、予算の執行についても学部長の承認が必要となっている。ただし、人事に関する事項は「人事委員会」が所掌するため学部長は、人事に関する意見や要望を学長に伝えることとなる。

学科長は、学科の責任者となるが、本学の場合、看護リハビリテーション学部を除いて1学部1学科の体制のため、事実上、学科長は学部長を補佐することとなる。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

<事務組織の適切性>

本学の事務組織は、関キャンパスと各務原キャンパスに分かれて設置されている。事務局の基幹機能は、ほぼ関キャンパスに集約されており、大学事務局の他、学院本部事務局も関キャンパスに所在している(9-1-14)。

関キャンパスに限定して置かれる事務課は、総務課、会計課、企画戦略課、入試広報課、キャリア支援センター事務課、研究支援課及び通信教育部事務課である。これに対して、関キャンパスと各務原キャンパスの両方に担当者が常駐するのは、図書館事務課、生涯学習課と保健室である。生涯学習課は、関キャンパス担当を「シティカレッジ関」、各務原担当を「シティカレッジ各務原」と位置付け、後者は、各務原事務課の担当者が兼務する。その他の教務、学生支援部門の事務機能は、各務原事務課職員の兼務発令によって業務分担するのに加えて、関キャンパスの職員を各務原事務課に派遣し対応している。例えば、キャリア支援センター事務課や国際交流・留学生センター事務課は、担当職員を日替わりで各務原キャンパスに派遣し窓口業務等を補佐している。各務原キャンパスは、比較的規模が小さいことやローカルネットワークによって両キャンパスの共有フォルダが構築されているため、どちらのキャンパスでも業務に支障が生じないように配慮されている。また、両キャンパスは、自動車で20分程の距離のため必要に応じて、キャンパス間を移動している。また、TV会議システムが稼働しており、必要な場合は同システムを利用している。

事務職員は、2015(平成27)年度時点で、152人であり、その内、嘱託職員が22名、派遣職員5名となっている。この他短期(アルバイト)契約の職員が在籍している。また、各課の事務分掌は、「学校法人 岐阜済美学院事務組織規程」に定められている(9-1-15)。本学では、多様化する事務機能に対応するため様々な改革を行っている。2011(平成23)年度には、情報センター事務室を総合研究センター事務室への統合を行った。これは、当初のICTインフラの整備が、一定の達成を果たしたこともあるが、授業実施や研究活動におけるICT活用の重要性が増大していることを鑑み、教育職員との連携機能を重視して、総合研究センターへの統合を行ったものである。

また、2012(平成24)年度には、4部及び独立部と単独室で構成されていた事務体制を5部(総務部、入試広報部、教務部、学生支援部、教育研究支援部)に統合を行っている。これは、当初の組織では、規模に比して事務部が多く、縦割り傾向が生まれたことによる。また、附属図書館事務室や通信教育部事務室のように独立した事務課の責任体制を構築する必要があったためでもある(9-1-14)。

さらに、2014(平成26年)年度には、両キャンパスにおいて生涯学習事業を展開する生涯学習課への統合を図った。また、2016(平成28年)年度より当初事務局の部署名は、慣例的に「課」と「室」が混在していたが2016(平成28)年度より「課」に統一し、「室」は、「課」の下部組織として位置付けた。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

1) 人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善

本学の事務組織は、各課・室・センター毎に専門性を向上させるための個別目標管理を実施し、年度末にそれを点検することで、業務の変化・進展状況を管理者が把握している。具体的には、管理職による年 2 回の「勤務状況報告(事務職員)」を実施し、評価の課程で賞与への反映を行っている。

2) スタッフ・ディベロップメント (SD) の実施状況と有効性

スタッフ・ディベロップメント (SD) の実施については、2015(平成 27)年度より「中部学院大学スタッフ・ディベロップメント研修規程」を整備した 9-1-16)。本規程の整備により SD 研修を毎年度、適正且つ計画的に実施することや必要な予算措置を講じることが義務づけられている。

また、SD 研修会の種別も「事務局 SD 研修」や「部署別 SD 研修」の他、「自己研鑽・能力開発研修」を定めている。「自己研鑽・能力開発研修」とは、職務が自ら課題と位置付ける内容について、研鑽や能力開発を行う研修であり、その研修費用の一部又は全部を補助することができ、必要な場合は、有給休暇とすることができるものである。

2014(平成 26)年度より、事務局長のリーダーシップにより SD 研修会における改革を進め、それまでセミナー形式であった研修会をワークショップ形式に変更した。

具体的には、毎年度計画的にテーマを設定し、グループで当該テーマについて調べ、一定の結論を出すもので、一人一人の意識改革により、その専門性向上と事務効率化を図ってきた。基本的に OJT を中心に資質の向上を図っているが、学外での研修も様々な機会を捉え、業務関連研修会等々に参加させている。その結果を書類による報告だけでなく、事務職員全体への研修会や課内連絡会等で報告することにより、研修で得た知識・情報の共有化を図っている 9-1-17)。

以上のとおり、本学ではその理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を定め、明文化された規程に基づく管理運営について定期的な検証を行っている。

その方法については、学長・副学長会議と大学経営会議が連携して対応している。具体的には、「第 1 期中期計画・Action Plan-」を踏まえた管理運営体制の構築に向けて、学長・副学長会議において様々な改革案が提起される。

また、事務局組織については、事務局長が中心となり、点検等を行っている。事務局では、事務局と各部長による定例会(毎週 1 回)の他、部課長会議(年間数回で不定期)が開催されており、当該会議において業務の点検を行う。また、SD 研修会については、総務部が計画案を立案し、学長・副学長会議に諮ることとしている。

2. 点検・評価

<基準 9-1 の充足状況>

本学では、大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を定め、明文化された規程に基づき管理運営を行っている。また、大学業務を支援する事務組織を適切に設置し、十分に機能しているとともに、事務職員の意欲・資質向上を図るための方策を講じていることから、同基準を充たし、高い成果を挙げている。

①効果が上がっている事項

「学長・副学長会議」の設置等により、学長のリーダーシップがより発揮しやすいガバナンス体制が構築されている。この成果として、看護学科の設置(2014(平成 26)年度開設)やスポーツ健康科学部の設置(2017(平成 29)4 月年)の他、COC+等の地域連携事業への参画等、スピード感のある改革が実行できている。また、「私立大学総合改革支援事業」(2013(平成 25)年より 4 年連続)や「経営強化集中支援事業 (タイプ A)」等の補助事業の採択にも欠くことのできない要素となっている(詳細後述)。

特に 2015(平成 27)年度より設置した「経営会議」により財政的視点を踏まえて中・長期の将来構想計画が立案できるようになり、このことが「第 1 期中期計画・Action Plan」の策定に結びついている。

また、SD に関する規程整備と連動して、毎年度の SD 研修を能動的な研修に改革することで、職員個々の意欲向上に繋がっている。

②改善すべき事項

学長のリーダーシップが発揮しやすい組織体制が構築されているが、一方で、学部長および学科長の所掌が、十分には明確とはいえない側面がある。特に本学の多くが、1 学部 1 学科体制であることから学科長の役割について再定義が必要と思われる。

また、事務局については、関キャンパスと各務原キャンパスが設置されているため両キャンパスの移動等の負担がある。また、特に各務原キャンパスの学生にとっては、各種の手續や相談の一部を関キャンパスで行う必要が生じる(各務原キャンパスの学生は月曜日等に関キャンパスでの授業が多い)ため改善が望まれる。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

大学 IR(Institutional Research)機能の強化により、客観的指標に基づいた大学改革を実行している。IR 推進センターの予算・人員の強化により改革が推進されることが期待される。

②改善すべき事項

規程等の整備を図り、学部長、学科長の所掌の明確化に努める。また、学部長または学科長の裁量により支出できる予算枠の創設などを検討する。

また、事務局については、全般的な業務の見直しを図り、事務の効率化を図る。その上で、関キャンパスと各務原キャンパスの役割の明確化を図り、効果的で効率的な学生支援等の在り方を検討する必要がある。

4. 根拠資料

- | | | |
|--------|----------------------------------|---------|
| 9-1-1) | 2015 年度 「第 1 期中期計画—Action Plan—」 | 既出 1-3) |
| 9-1-2) | 組織改革検討委員会 答申 (抜粋) | |
| 9-1-3) | 中部学院大学及び中部学院大学短期大学部学長・副学長会議運営規程 | |
| 9-1-4) | 教育改革委員会・自己点検委員会・FD 委員会 の規定 | |
| 9-1-5) | 岐阜済美学院経営会議設置要綱 | |
| 9-1-6) | 中部学院大学教授会運営規程 | |

9-1-7)	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部評議会規程	
9-1-8)	中部学院大学大学院研究科会議運営規程	既出 3-8)
9-1-9)	中部学院大学大学院学則	既出 1-13)
9-1-10)	中部学院大学通信教育部会議運営規程	既出 3-11)
9-1-11)	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部学長選考規程	
9-1-12)	学校法人岐阜済美学院寄付行為	既出 1-1)
9-1-13)	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教育管理職員等選任規程	既出 3-12)
9-1-14)	中部学院大学事務局組織と事務局移行図	
9-1-15)	学校法人岐阜済美学院事務組織規程	
9-1-16)	中部学院大学スタッフ・ディベロップメント研修規程	
9-1-17)	中部学院大学事務局のSD研修会	
9-1-18)	学長選出・罷免関係規定	
9-1-19)	理事会名簿	
9-1-20)	財務計算書類(写) 2011(平成23)～2015(平成27)年度	
9-1-21)	監査報告書 2011(平成23)～2015(平成27)年度	
9-1-22)	事業報告書	
9-1-23)	財産目録	

II 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

1) 大学全体

a) 中・長期的な財政計画の立案

長期的に安定した財政的基盤を確立するためには、入学生の安定的確保と綿密な資金計画の策定が必要である。本学は、大学全体の収支の状況を中期的に把握することが重要と考え、「第1期中期計画－Action Plan－」に付随する資料として「第1期財務計画(資金収支及び消費収支予測等)」を2015(平成27)年度に策定した9-2-1 P21)9-2-2)。「第1期財務計画」は、それまで「岐阜済美学院財務計画」として毎年度策定し、理事会において承認を得たものを再整備したものであり、2015(平成27)年度から2019(平成31)年度までを中期と捉え、資金収支計画及び消費収支予測等を行っている。具体的には、最新の学生募集状況による学納金収入や補助金を含む外部資金の収入予測を策定した。

さらに、「第1期人事計画」に基づき、人件費の推移予測や大型設備(校舎等を含む)の整備計画を踏まえた消費収支予測を策定している9-2-3)。「第1期財務計画」は、学院本部財務課が中心となって策定し、その後、大学財務に関する部分は大学経営会議(法人内の高等学校に関する財務は「高校経営会議」、同じく幼稚園については「幼稚園経営会議」)及び法人経営会議において内容を精査し、最終計画を理事会に提出している9-2-4)。「第1期財務計画」は、「第1期中期計画－Action Plan－」と共に、本学院の中・長期計画の基幹計画となっている。

なお、本学では、各管理職員のみならず、一般職員についても本学の課題や財務状況の理解を図ることが重要であると考え、「第1期財務計画」についても、毎年度、一般教職員向けの説明会(概要説明)の機会を設けている。具体的には事務職員に関しては、

毎年度開催するSD研修会(法人内の高等学校教職員、幼稚園教職員も参加できるように案内している)の機会を利用している。また、教育職員については、教授会の機会を通じて説明を行っている。

b) 消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性

消費収支計算書(2015年度以降、事業活動収支計算書)関係比率及び貸借対照表関係比率の2011(平成23)年度から2015(平成27)年度までの状況については、「大学基礎データ(表6~8)」のとおりである。

大学部門の収支は、2007(平成19)年度から5年連続のマイナスとなったものの、2011(平成23)年度決算ではマイナス幅は大幅に縮小し、2012(平成24)年度以降はプラスに転換している。プラスに転換した要因として、2007(平成19)年度に設置した看護リハビリテーション学部理学療法学科(名称は現在)や教育学部子ども教育学科(名称は現在)が事実上の完成年度を迎え、2011(平成23)年度以降の学生の在籍年次が1年次生から4年次生まで揃い安定した学納金収入等が計上できたことによるものである。

なお、2011(平成23)年度比で、2015(平成27)年度の補助金収入は、約36.8%の増加となっており、外部資金等の獲得に向けての取組が成果を上げている。一方、2011(平成23)年度比で、2015(平成27)年度の人件費は、約9.8%の増加となっているが、これは2014(平成26)年度に看護リハビリテーション学部看護学科を設置したことに伴い担当教員が増加したことによるものである。

前述のように、2012(平成24)年度以降も大学部門の収支は引き続き順調な改善傾向にあり、特に2015(平成27)年度は大幅に収支が改善されている。

その主たる要因は、人件費及び教育研究経費支出の増加以上に、学生確保による学納金の充実、各種補助金の獲得、事業収入等の収入増加によるところが大きいといえる。

c) 科学研究費補助金の状況

教育研究の活性化を図る上で、科学研究費助成事業(以下、「科研費」という。)等の外部資金の獲得は、大学にとって財政基盤の確立の観点からも重要である。科学研究費補助金等の外部資金の受入については、従前から附置教育研究施設である総合研究センターが担当し、科研費応募説明会の開催等の様々な支援策を講じてきた。具体的には、毎月1回のペースで研究検討会を開催している(9-2-5)。研究検討会は、当初、2013(平成25)年度に教員の自主的な研究検討会として開催されたのを契機として毎年度の事業化された取組で、その内容は、研究計画に関する教員の交流が主となる他、「科研費研究計画調書」作成に向けた交流会も行われ科研費採択につなげる取組みとなっている。

本学では、研究環境の一層の整備を図る観点から、科研費の申請件数及び採択件数の増加を目指し、「第1期中期計画—Action Plan—」第6章「研究活動の活性化」において、「科学研究費補助金への全教員の申請・採択件数の増加」をビジョンとして定めた(9-2-1)。さらに主な施策・課題として、「外部資金獲得委員会の設置」、「全教育職員(一部除く)の科学研究費申請に向けた取り組み」、「科学研究費の採択件数の向上に向けた研修制度の発足」を計画に掲げている。本計画に基づき2015(平成27)年度には、外部資金獲得委員会を設置し、外部資金の獲得に特化した事項に関する協議を行っている(9-2-6)。また、全教育職員の科学研究費申請については、目標達成に至っていないが「第1期中期計画—Action Plan—」の目標年度である2019(平成31)年度までの達成を目指している。

本学の科学研究費の採択状況の2011(平成23)年度から2016(平成28)年度までの6年間における新規申請件数・採択件数は根拠資料のとおりとなっている(9-2-7)。なお、

2016(平成 27)年度の新規申請件数は、34 件である。

d) その他、補助金の状況

上記の他、本学は、平成 25(平成 25 年)年度より文部科学省が新たに創設した「私立大学総合改革支援事業」のタイプ 1(大学教育の質的転換)とタイプ 2(地域の発展を重層的に支える大学づくり)において 4 年連続で採択を受けている。さらに、2015(平成 27)年度より文部科学省にて創設された「私立大学等経営強化集中支援事業」(タイプ A)についても採択を受けるなど補助金の獲得に向けても高い実績を残している 9-2-8)。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

1) 大学全体

予算の編成方針は、「第 1 期財務計画」における経費削減計画や学生募集状況等の要因を総合的に判断して、予算編成方針案を学院本部事務局財務課が策定する。この予算編成方針案は、9 月の大学経営会議で協議し、財務理事が決定する。その後、当該編成方針が本学の各学科・大学事務局等の予算関連部署に伝達される。各学科・事務局は、編成方針に基づき事業計画書及び予算要求書を作成し、事務局会計課へ提出する流れとなる。

事務局会計課と企画戦略課は、提出された事業計画・予算要求書を整理し、要求された予算要求の計画報告を学長及び財務理事に行う。この時点において予算編成方針との齟齬がある場合や詳細の確認が必要な場合は、会計課又は企画戦略課が当該部署の調整を行う。その後、学科予算と附置教育研究施設については、学長を長とする「学長ヒアリング」において事業計画及び予算要求書にもとづいて聴聞を行う。「学長ヒアリング」には、学長、副学長、学長補佐、大学事務局長、会計課長、企画戦略課長が出席する。また、事務局予算については、大学事務局長を長とする「事務局長ヒアリング」において聴聞を行う。「事務局長ヒアリング」には、事務局次長、関係部長の他、会計課長、企画戦略課長が出席する。なお、どちらのヒアリングについても財務理事が陪席する。

ヒアリング終了後は、事務局において予算査定が行われた後、学長・副学長会議での審議を経て、学院本部(財務理事)に予算計画書が提出される。財務担当理事は、予算計画書の提出を受け、学長等から意見を聴取し、必要な調整を行って予算案を作成する。予算案は理事長を経て、理事会の議決を経て決定する。

監事監査については、監事は毎回の理事会、評議員会に出席し、理事の業務執行状況の確認や関係資料の閲覧、関係者への聴取等を行っている。公認会計士による会計監査の時に同席し、財産目録等の監査や公認会計士との意見交換を行うなど連携を保っている。また、会計監査については、本学は公認会計士と契約し、中間期(10 月から 11 月)と決算期(4 月から 5 月)を中心に年間を通じて、会計監査を実施している。また、会計処理上の疑問点等が発生したときなどは、随時に電話などで相談し指示を受けるなどして、円滑に業務が遂行できるよう努めている。

さらに、2008(平成 20)年度に設置した監査室に、常勤の監査職員を置く措置として 2015(平成 27)年度より内部監査室を新たに設置した 9-2-9)。内部監査室では、外部資金(科学研究費)等の監査の他、業務監査を監査計画に基づき行っている。

なお、予算編成については、2011(平成 23)年度に事務局総務部に新たに企画戦略課の設置を契機として、総務部の会計課と企画戦略課の協同で取り組むこととして改革を進めた。それまで予算査定では、財務理事や学院事務局長が「予算ヒアリング」を直接行っていたため、学長自らが学科の事業計画や予算状況を把握する機会が限られていた。2012(平成

24)年度以降は、学長が自ら「学長ヒアリング」を実施することで学科予算の把握と目標設定について確認する場が設けられた。

また、それまで未執行の予算が毎年度要求されている場合が散見されたが、不確定要素が高い予算(機器故障時の修繕費や緊急の予算)については、企画戦略課に「調整予算」を置き、集約することとした。

予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立に向けて、PDCA サイクルによる予算執行の在り方に改革するため前述した「大学経営会議」を置き、予算計画の検証と計画の明確化を行うこととした。その結果、下記のようなサイクルで実施している 9-2-10)。

なお、各学部では、独自の予算編成が行われており、毎年度の予算編成については、事前にスケジュール、予算の目標値等を事務局から通知し、当該目標値に即して予算計画を立案する。また、当該年度の執行状況等については、会計システム(システム名:Dr.Budget)より確認できる他、事務局会計課より隔月において執行状況表が学部長・学科長に送付される。

予算は、継続予算と新規事業予算によって区分される。原則として予算の項目は全学部共通であり、①一般経費、②専門科目経費、③共通科目経費、④学生募集経費、に区分されている。

2)人間福祉学部

人間福祉学部予算の策定については、各科目担当教員より次年度の教育計画に基づき予算を申請し、学科長・学部長により精査され、予算計上されている。

毎年度、予算策定の時期は、次年度に向けた計画策定と当該年度の振り返りを行う機会となっており、取り組みの見直しや新たな事業計画の策定に繋がっている。

3)教育学部

教育学部の予算編成については、学部会議で調整の上、協議して取り決めている。教育学部の場合、小学校教員養成や保育士・幼稚園教諭に関する教材費や図書費等に予算が充てられている。

4)看護リハビリテーション学部理学療法学科

理学療法学科の予算編成は、学院通達の予算目標値に即して予算計画を立案する。具体的には、学科会議で協議して取り決めている。本学科の場合、理学療法士に関する実習室の実習機材等の一部が経年劣化しており予算が拡大する傾向にある。

5)看護リハビリテーション学部看護学科

看護学科では、学部独自の予算編成を行っているが、開設から3年目と実績が少ないため暫定的な予算措置となっている。このため完成年度後は、安定した予算編成となることが予想される。

6)経営学部

経営学部では、各コース担当と事業単位で予算を取り纏め、学部長と学科長が事務局に予算要求書を提出して部独自の予算編成を行っている。経営学部では、各取り組み(事業)単位で予算を編成しており、当該策定が学部活動の点検材料となっている。

7)通信教育部

通信教育部の予算編成は、通信教育部事務課が策定している。他の学科と異なり、広報

予算等が組み込まれるため規模の大きい予算となる。

8) 大学院（人間福祉学研究所）

大学院の予算は、教務課が策定している。大学院は、小規模であることから予算の規模も大きくなく、事務局が教員に代わり予算編成を行っている。

2. 点検・評価

<基準 9-2 の充足状況>

本学では、教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立している。また、予算編成及び予算執行も適切に行っていることから、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

財務計画については、「第1期中期計画—Action Plan—」に付随する資料として「第1期財務計画」（資金収支及び消費収支予測等）を策定するなど中・長期的な視点から計画立案が実現している。また、「法人経営会議」の設置により、これまで以上に教学部門と法人部門の連携と協同が図られている。さらに、当該計画を管理職員のみならず、一般職員についても情報共有することにより問題の共有化が図られている。

消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性については、外部資金・補助金収入に依存する傾向はあるものの安定した財務状態を維持できている。また、外部資金の内、科学研究費助成事業の獲得に向けて、「科学研究費補助金への全教員の申請・採択件数の増加」をビジョンとして定めたことは、目標の明確化を図る上で意義がある。

本学では、文部科学省が新たに創設した「私立大学総合改革支援事業」や「私立大学等経営強化集中支援事業」（タイプ A）の採択を受けるなど補助金の獲得に向けても高い実績を残している。

次に、予算編成および予算執行については、PDCA サイクルによる予算制度の改革を実行し、大学経営会議において、その計画の検証と明確化を行っている。

②改善すべき事項

「第1期中期計画—Action Plan—」において科学研究費の採択件数の向上を掲げているが、実際の増加数については現時点では不十分である。研究実績の向上には研究体制や研究助成制度など総合的な検討が必要である。

また、財政基盤については、補助金収入に依存する傾向が高い一方で、寄付金収入等が少ない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

「第1期財務計画」については、大学経営会議等において毎年度の点検を図り、より精度の高い計画としていく。具体的には、人事計画や学生募集予測(収入予測)の精度を高めていく。

②改善すべき事項

1) 大学全体

研究支援体制の整備に向けて、事務局研究支援課の研究部門の強化や研究支援アドバイザーの設置等について検討を行う。また、寄付金収入の増加に向けて同窓会や連携企業等と協議を進める。

4. 根拠資料

9-2-1)	2015年度 「第1期中期計画—Action Plan—」	既出 1-3)
9-2-2)	第1期経費削減計画 表紙のみ	
9-2-3)	第1期人事計画(2015-2019) 【表紙】	既出 3-5)
9-2-4)	岐阜済美学院経営会議設置要綱	既出 9-1-5)
9-2-5)	研究検討会実施一覧(2013年度~2015年度)	
9-2-6)	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部外部資金獲得委員会設置規程	
9-2-7)	科学研究費補助金申請数及び採択数の実績	既出 7-20)
9-2-8)	2011からの補助金獲得状況	
9-2-9)	学校法人岐阜済美学院内部監査規程	
9-2-10)	PDCAサイクルによる予算執行のあり方改革	
9-2-11)	財務計算書類(写) 2011(平成23)~2015(平成27)年度	既出 9-1-20)
9-2-12)	監査報告書 2011(平成23)~2015(平成27)年度	既出 9-1-21)
9-2-13)	事業報告書	既出 9-1-22)
9-2-14)	財産目録	既出 9-1-23)
9-2-15)	5ヵ年連続資金収支計算書(大学部門/法人全体)	
9-2-16)	5ヵ年連続事業活動収支計算書・消費収支計算書(大学部門/法人全体)	
9-2-17)	5ヵ年連続貸借対照表	

第10章 内部質保証

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

1) 大学全体

本学の自己点検・評価委員会は、本学開学時の1997(平成9)年度には「中部学院大学

自己点検・評価委員会規程」が制定され設置されている 10-1)。また、中部学院大学学則第 2 条の 2 において「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」と規定している 10-2)。

本学では、これらの規定に基づき自己点検・評価活動を行うことで、本学の教育研究水準の向上を図るとともに、本学の目的及び社会的使命の達成を目指している。なお、大学院(人間福祉学研究科)の自己点検・評価活動は、中部学院大学大学院学則第 3 条において規定している 10-3)。また、中部学院大学通信教育部(人間福祉学部人間福祉学科通信教育課程)の自己点検・評価活動については、中部学院大学通信教育部規程第 2 条において規定している 10-4)。

本学の自己点検・評価の組織は、開学以来、幾度かの組織改編を経て、自己点検・評価委員会として置かれている。自己点検・評価委員会は、主に本学全学的取組みに関する自己点検・評価活動を行う他、各学科や各種委員会、附置教育研究施設(各種センター)及び事務局の自己点検・評価活動に対する基本方針の策定や連絡調整の機能を担っている。各学科や各種委員会、附置教育研究施設(各種センター)及び事務局は、自己点検・評価活動に向けた作業部会を置き、作業部会の責任者は、定期的に自己点検・評価委員会に出席して基本方針の確認と意見交換を行い自己点検・評価活動の連携に努めている。

自己点検・評価委員会では、毎年度、点検テーマを設定して、当該テーマに関して取り纏めを行う。

情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応については、2004(平成 16)年度と 2009(平成 21)年度に受審した大学基準協会による認証評価結果と当該自己点検評価報告書(2009 年度版：全文)を大学ホームページを通して公表している。また、教育に関する情報の公開は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 において公表を義務づけられている 9 項目及び事業報告(財務データ、財務状況、在籍学生数)を本学ホームページを通して公表している 10-5)。

さらに、本学は、2014(平成 26)年度より、日本私立学校振興・共済事業団大学が管理する大学ポートレート(私学版)に参加し、関連する情報を公開している 10-6)。なお、大学ポートレートについては、学内に大学ブランディング室を設置し、毎年度、公開情報の適切性について点検と改善を行っている。

以上に加え、本学では、「学校法人岐阜済美学院財務書類閲覧規程」を定め、私立学校法第 47 条第 2 項の規定により、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書の閲覧に関し必要な事項を定めている 10-7)。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

内部質保証に関するシステムは、PDCA サイクルによる整備を図っている。まず、内部質保証の方針(P)については、「第 1 期中期計画－Action Plan－」のビジョンにおいて示す「②教育の改革と質保証」を実践するため「教育の質保証に向けた取り組み」として具体的な施策を掲げ、5 ヶ年の事業計画を定めている 10-8 P24)。次に、具体的な実施(D)に向けては、自己点検・評価委員会、教育改革委員会及び FD 委員会の他、各関係委員会等が連携を図り、事業計画の具現化を推進している。さらに、達成度の評価(C)については、「第 1 期中期計画－Action Plan－」の達成度を点検する仕組み整備している。具体的には、「第 1 期中期計画－Action Plan－」で定めた各事業計画を 5 段階(5, 十分達成、4, 一応達成、3, 標準的・一般的、2, 課題あり、1, 非常に課題があり)の達成度で評価・点検する仕組みを構築した 10-9)。この評価・点検の過程では定量的な目標(数値目標)が定められて

いる事業計画においては数値の達成により点検し、定性的な事業計画は、各事業の取り組み成果をもって点検する。当該点検作業は、各担当部局で行うが、その結果を教授会、大学経営会議、そして最終的には理事会へ提出し、当該点検状況の妥当性について確認を受ける。以上の確認の経過において、計画が遅延している事業計画や達成度が十分ではないもの、課題が内在しているものについては、改善計画を各部局が立て、次年度に向けて推進する(A)。

本学の自己点検・評価委員会は、本学開学時の1997(平成9)年度には「中部学院大学自己点検・評価委員会規程」の制定によって設置されている(10-1)。これは、開学に先立つ諸規則整備の作業の一環として、1997(平成9)年3月理事会決議により制定されたものである。その後、1998(平成10)年4月に「中部女子短期大学自己評価等実施組織に関する要綱」を吸収し、「中部学院大学及び中部女子短期大学自己点検・評価等規程」に改められた。さらに、1999(平成11)年4月、中部女子短期大学の名称が中部学院大学短期大学部と改称されたことに伴い、規程の一部改正が行われ、「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部自己点検評価等規程」となっている。その後、第4章-3でも触れたような自己点検・評価委員会、FD委員会及び教育改革委員会の3委員会の相乗的な機能統合を図るため「中部学院大学教育改革委員会規程」、「中部学院大学FD委員会規程」を新たに制定している(10-10) 10-11)。

さらに、2015(平成27)年度より大学IR推進センターを設置した(10-12)。IR推進センターは、学長が自ら所長を兼務し、学内の情報収集と分析を行っている。また、IR推進センターでは、それまで学部の自主的な点検活動として対応していた学生の実態調査を行うため2015(平成27)年度より「学生実態調査」を全学的(全学部・全学年。ただし、通信教育部と大学院を除く)を実施した。本調査の実施に伴い、よりきめ細かい学生の実態把握ができると考えている。また、IRの推進のため他大学との協定により協同IRの実施についても検討を行った。この点については、併設する短期大学部の教育改革委員会との協同プロジェクトとして連携先の候補を選定し、2016年12月現在、候補大学と協議中である。内部質保証システムに関連して、構成員のコンプライアンス(法令・モラルの遵守)意識の徹底という点については、「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部利益相反管理規程」、「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部研究倫理規程」等を制定し、コンプライアンスの原則等を徹底している(10-13) 10-14)。

ア) 研究費等の不正使用の防止

研究費の私的流用などについては、「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部研究倫理規程」、「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員研究費交付規程」、「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部研究活動の通報処理に関する内規」等を定め研究費等の不正使用の防止に努めている(10-14) 10-15) 10-16)。また、年1回以上、文部科学省の科学研究費補助金の学内説明会にあわせて、これらの規程の趣旨の説明を行い徹底を図っている。また、研究倫理に関するコンプライアンス教育として「研究倫理e-ラーニングコースDVD」の視聴を義務づけている他、研究倫理チェックシートを配布している(10-17)。

また、2015(平成27)年度に内部監査室を設置し、研究費の使用が適切に執行されているかについて、常勤の内部監査職員ならびに聴き取り検査を実施している(10-18)。また、「第7章」に記述したとおり、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、「中部学院大学及び中部学院大学短期大学部公的研究費等取扱規程」を定め不正防止についての意識強化に努めている(10-19)。

イ) 個人情報の保護

個人情報については、「中部学院大学・中部学院大学短期大学部個人情報保護に関する規程」を定め個人情報の保護に努めている(10-20)。各種の個人情報については電子化により管理し、プリントアウトした書類は指定業者による溶解処理とすることとしている。

ウ) ハラスメント対策

本学では、2000(平成12)年に「セクシュアル・ハラスメントガイドライン」を制定した。2012(平成24)年3月より「ハラスメント防止ガイドライン」に改訂された(10-21)。ガイドラインに基づき、各学科から1名のハラスメント相談員を置いている。

学生に対しては、全学生にリーフレット「ハラスメントのないキャンパスをめざして」を配付している(10-22)。新入生オリエンテーション時には、学生支援委員より、リーフレットを基に説明し、学生便覧である『キャンパスライフ』やホームページにハラスメント相談のページを設けるなど被害者にも加害者にもならないために、何を守り何に気をつけなければいけないのか等の理解を深める努力をしている。また、「ハラスメント防止委員会」を開催し、意見交換や今後のハラスメント防止活動について協議している。

エ) 公益通報者保護

本学では、「学校法人岐阜済美学院公益通報等に関する規程」を定めており、本学院の業務に関し、法令、学校法人岐阜済美学院寄附行為若しくは学院の諸規定に違反する行為又はそのおそれがある行為が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るため「通報」や「相談」の取り扱いの他、「コンプライアンス窓口」の設置を定めている(10-23)。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

自己点検・評価活動の結果は、前述したとおり、「自己点検・評価報告書」として取りまとめている。本報告書は、教授会、学科会議、事務局部課長会議で配布する他、学内の共有データシステム(グループウェア)においても随時、確認できるようにしている。このため自己点検・評価の活動が個々の教職員にも醸成され、共有されることを目指している。

また、教育研究活動のデータベース化については、「業績管理システム」を導入し、各教員が研究業績を入力できる仕組みを構築している。

また、「2014(平成26)年度から JAIRO Cloud による「中部学院大学・中部学院大学短期大学部学術機関リポジトリ」を構築し、研究紀要と博士学位論文を公開している(10-24)。しかし、2015(平成27)年度末で公開している論文は58件と少ない。また、現時点での学術雑誌論文等の掲載はしておらず、今後論文の収集・登録が課題となっている。

本学では、内部質保証の観点から、学外者の意見の反映の機会として、大学の重要なステークホルダーである父母からの意見を反映する機会として、保護者懇談会を毎年度、6月に開催している(10-25)。また、本学から遠方に在住する父母に対応するため各地区別の保護者懇談会を開催している。保護者懇談会は、学生の学生生活の状況について周知する機会であると同時に、本学の教育運営活動の適切性について意見を聴く場となっている。

文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応については、2014(平成26)年度看護リハビリテーション学部看護学科届出設置し、開設した。開設後の設置計画履行状況等調査結果において、以下のとおり意見が付され、現在、学年進行中であるため、その対応を現在も進めている。

【文部科学省から付された意見】

年 度	意 見	
平成 26 (2014) 年度	是正意見	①本学科の教育課程の特色として「個々の学生のニーズに応じた選択可能な範囲を拡大する」とあるが、保健師を養成する教育課程は設けているものの、助産師や専門看護師を目指す者に対しては、個々の教員が授業の中で触れる程度であり、体系立った教育がなされているとは言い難い。このため、「選択可能な範囲を拡大する」との記載は社会一般に誤解を生じさせる可能性があるため、掲げている特色に相応しい教育課程となるよう内容を適切に改めるなど、教育課程の特色と教育課程の整合性をとること。
	改善意見	①学生の臨地実習先については、学生の自宅から近い場所を実習先として設定することとしているが、遠隔地での臨地実習となる場合も想定し、学生に対する配慮（移動に係る負担又は金銭面での負担に対する支援）について検討すること。
	改善意見	②臨地実習について、「臨床教授」の称号を付与された実習施設の指導者が、専任教員が不在の際の学生指導を担当しているが、実習水準の確保の観点から、実習に支障をきたす恐れがあるため、専任教員、臨地実習指導教員、臨床教授の役割分担や責任体制、連携方策等について明確にし、臨地実習が本格的に開始される時期までに実習体制を整備すること。
	改善意見	③採用した教員の中には大学での教育研究経験のない者もいるため、今後も引き続きFD等を通じて、当該教員が授業方法等の改善に努める機会を設けること。
改善意見	④看護リハビリテーション学部看護学科において、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想について検討すること。	

その他の意見	その他の意見	①一般入試を1月29日、30日に実施しているが、学力検査を課す入試は「大学入学者選抜実施要項」において、2月1日以降に実施することが規定されていることから、当該要項に基づき、適切な時期に一般入試を実施することが望ましい。
その他の意見	その他の意見	②本研究科の教育課程の特色である「卒業後も継続できるプログラムを提供」について、大学院の設置を構想しているとのことであるが、今後どのような方向で進めていくか不明瞭であるため、具体化に努めること。

対応については、是正意見①に対して、設置の趣旨から削除した。改善意見①に対しては、学生の住所を確認し、同じ住所地、近隣の臨地実習先に配属するよう配慮を行っている。

改善意見②は、「臨床教授」の称号に関する規程を整備し、臨地実習先指導者、本学教員、臨床実習教授との間で毎年、実習教育研修会を開催し、実習水準の確保、役割分担や連携体制を明確にし、臨地実習を行っている。改善意見③は毎年全学的FD、学科内FDを実施し教育の質の向上と教員で大学院を修了していない教員には大学院修士課程以上の入学、修了を促し、教育力向上に努めている。改善意見④に対しては、教員組織の将来像を踏まえ、計画的に編成するよう計画を検討している。その他意見①に対しては、「大学入学者選抜実施要項」にしたがい、2月1日以降に実施するよう改善を図った。その他意見②に対しては、先の教員組織の将来像にも関係することから、現在も継続的に大学院設置について検討を行っている。

大学基準協会認証評価に2009(平成21)年度評価申請を行っており、以下のとおり助言、勧告があった。

区分	指摘事項	改善状況
助言	<p>①1年間に履修できる単位数の上限が人間福祉学部では56単位、子ども学部では54単位と多い。また、両学部とも編入学生に対して年間の履修単位数の上限が設定されていないため、単位制度の趣旨に照らして改善が望まれる。</p> <p>②人間福祉学部および子ども学部において、シラバスは統一した書式で記載されているが、内容および成績評価基準の記載に精粗がみられる。また、人間福祉学研究科では成績評価基準の記載に精粗が見られるので改善が望まれる。</p> <p>③人間福祉学部および子ども学部におい</p>	<p>全ての学部において50単位未満に改善した。</p> <p>シラバス作成指針を作成し、精粗がないよう、改善に努めている。</p> <p>学長を委員長とする大学教育改革委</p>

<p>て、授業評価アンケートの集計結果を冊子として図書館にて公開しているが、学生へのフィードバックが十分とはいえないこと、またアンケート結果の活用が各教員に任されており、組織的な取り組みとはいいがたいため、改善が望まれる。</p> <p>④人間福祉学研究科において、国際化への対応や国際交流の推進について、大学院独自として十分とはいいがたく、交流を緊密化するよう改善が望まれる。</p> <p>⑤人間福祉学研究科博士課程において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、再入学などの手続きを経ず、学位論文を提出して、博士の学位を取得した者について、「課程博士」として扱っていることは適切ではないので、課程制大学院の趣旨に留意して円滑な学位授与を行うよう、改善が望まれる。</p> <p>⑥人間福祉学研究科修士課程・博士課程において、学位授与方針および学位論文審査基準が学生に明示されていないので、『大学院履修要項』などに明示</p>	<p>員会で、全ての授業科目を担当する教員から評価結果について、改善方策等報告書を学長に提出することを決定し、学期毎に提出することとし、進められている。また、学生へのフィードバックについては、同委員会及び 2013 年度に新たに設置した IR 推進室で実施した授業評価分析結果を、本学ホームページ等を含めた公表の方法及び活用方法について現在、検討を進めている。</p> <p>人間福祉学研究科会議において国際化推進について検討し、下記の基本方針を確認した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学院においては、評価当時の状況で示したとおり、継続的に国際交流活動（国際会議への参加・発表、国際誌への投稿、外国の大学との交流）を進めてきており、今後もこれらの国際交流活動を一層進展させる。 2. 留学生を大学院に受け入れる指導体制を整備し、学位取得を促進させる。 3. 大学院生に対して国際学会で発表する機会を促進する。 <p>以上の基本方針にしたがい、2010 年度以降においても大学院教員の国際交流活動は継続的に進めてきている。</p> <p>大学院学則の改正を行い、適切に学位授与を行えるよう改善を行った。</p> <p>両課程の論文審査基準等を示した要綱を作成し、学生に配布している。</p> <p>両課程の要項は学位授与方針、課程の修了要件、論文提出要件、審査方法、</p>
--	--

	<p>することが望まれる。</p>	<p>審査基準、論文の提出方法、論文執筆要項、論文製本の方法を記述している。</p> <p>特に審査基準については、次のとおり学生に示している。</p> <p>(修士課程学位申請論文審査基準)</p> <p>①形式的要件：分量及び書式・注記・文献リストの適切性。</p> <p>②研究テーマの学問的意義、適切性</p> <p>③論文の体系性：全体として一つのテーマを追求するものであること。</p> <p>④先行研究のサーベイが適切に行われていること。</p> <p>⑤研究方法、統計的処理、分析、文献や資料の引用方法が適切であること。</p> <p>⑥論旨・主張に整合性があり、一貫性が保たれていること。</p> <p>⑦研究テーマや研究方法及び論述内容に独創性が見られること。</p> <p>(博士課程学位申請論文審査基準)</p> <p>①形式的要件：分量及び書式・注記・文献リストの適切性。</p> <p>②研究テーマの学問的意義、適切性</p> <p>③論文の体系性：単なる論文集でなく、全体として一つのテーマを追求するものであること。</p> <p>④先行研究のサーベイが適切に行われていること。</p> <p>⑤研究方法、統計的処理、分析、文献や資料の引用方法が適切であること。</p> <p>⑥論旨・主張に整合性があり、一貫性が保たれていること。</p> <p>⑦研究テーマや研究方法及び論述内容に独創性が見られること。</p>
--	-------------------	--

<p>⑦全学部において、各入試形態で入学定員を明示していないため改善が望まれる。</p> <p>⑧提出された資料によると、全学的に専任教員間で研究活動に差が大きく、特に子ども学部において、ほとんど研究業績のない教員がみられるので改善が望まれる。</p> <p>⑨61歳以上の専任教員が占める割合が人間福祉学部で37.5%、経営学部で46.2%子ども学部では40%と高いため、全体的な年齢構成のバランスを保つよう、今後の教員採用計画等において、改善の努力が望まれる。</p> <p>⑩各学部において、専任教員間での担当授業時間数に偏りが見られ、一部教員の負担が過重となっているため改善が望まれる。</p> <p>⑪最高意思決定機関である大学評議会において、議決に必要な表決数が規定されていないので改善が望まれる。</p> <p>⑫自己点検・評価の結果を改善・改革に生かす体制が不十分であるので、有効に機能させるよう改善が望まれる。</p>	<p>入試形態毎に入学定員を明示するよう改善した。</p> <p>研究業績システムを導入し、教員が研究室から当該システムに当該年度の研究業績を直接入力し、データベース化が図られるように改善した。</p> <p>学部学科の教員組織の年齢構成については、61歳以上の割合を下げるよう年齢バランスに注意し教員採用に努めている。</p> <p>本学の年間担当コマ数のノルマ6コマとしているが、学長・副学長・学部長等の要職に就く者は、担当コマ数が年間2コマ程度とし、特任教員制度で採用されている教員は年間4コマとし、この基準にしたがうことを原則として担当コマ数を決定している。</p> <p>大学評議会において、表決数を規定し改善した。</p> <p>自己点検・評価委員会、ファカルティ・ディペロップメント委員会（以下「FD委員会」という。）が設置されている。こうした委員会が相互に連携しながら、組織的に教育改革を行う必要があることから、2011年度、学長を委員長とした大学教育改革委員会を設置した。教育改革委員会は毎月定期的開催し、各学部のFD活動の報告、年度のFD活動の企画立案、年度毎の学部における自己点検・評価、今後の改善・改革に向けた自己点検評価の進め方、評価項目の整理等について、大学全体で組織的に進められるよう改</p>
--	--

<p>勧告</p>	<p>①人間福祉学部において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.83、収容定員に対する在籍学生数比率が0.76と低いので、是正されたい。</p>	<p>善を図った。</p> <p>人間福祉学は人間福祉学科100人、3年次編入15人、健康福祉学科80人、3年次編入15人、収容定員780人であったため、改善を図るために、健康福祉学科80人を看護学科の入学定員80人に振り替えた。</p>
-----------	---	---

2. 点検・評価

<基準10の充足状況>

本学では、大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしている。また、内部質保証に関するシステムを整備し、適切に機能させていることから、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

本学では、「第1期中期計画—Action Plan—」を策定し、中期計画に基づく点検・評価の活動を実施している。特にIR推進センターの設置によって、点検項目を客観的に分析することが可能となっている。また、大学教育改革委員会を設置し、FD委員会および自己点検・評価委員会と連携して課題に取り組むことで、各委員会の取り組みがより実質化するなど相乗効果が生まれている。内部質保証に向けたPDCAサイクルを実施する上でも効果的な組織体の構築を行うことができた。

②改善すべき事項

本学では、『自己点検・評価報告書』の作成は、自己点検・評価委員とその作業部会に属する教職員が中心となって取り組んでいる。しかし、今回の担当した教職員の内、2010(平成22)年の前回評価時にも担当した教職員が加わっている。このことは自己点検・評価への取り組みに対して、やや世代交代が十分に進んでいない可能性がある。自己点検・評価の活動は自らの大学の活動を振り返る上で重要であるだけに、積極的に若手教職員の参加が必要と思われる。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

「第1期中期計画—Action Plan—」の策定やその点検作業は、本学では、新たな試みとして位置づけられている。特に中期計画を点検し、次の取り組みに繋げていく方法は、未だ未成熟であるが、PDCAサイクルに基づく事業計画の立案やその点検作業の意義について教職員の浸透を図る。さらに、中期計画に基づく予算および事業計画を各部署(学部・学科等を含む)で立てさせ、これを点検する仕組みを構築する。

②改善すべき事項

IR推進センターにおける取り組みを拡大し、学内情報の収集や情報の分析作業に関し、

若手教職員にも積極的に参加させる。

4. 根拠資料

10-1)	中部学院大学自己点検・評価等規程	既出 3-24)
10-2)	中部学院大学学則	既出 1-4)
10-3)	中部学院大学大学院学則	既出 1-13)
10-4)	中部学院大学通信教育部規程	既出 4-1-3)
10-5)	情報公開の状況	
10-6)	大学ポータル(私学版) 中部学院大学 http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000416801000.html (大学ホームページ) https://www.chubu-gu.ac.jp/index.html	
10-7)	学校法人岐阜済美学院財務書類閲覧規程	
10-8)	2015年度 「第1期中期計画—Action Plan—」	既出 1-3)
10-9)	「第1期中期計画—Action Plan—」達成度評価・点検(書式)	
10-10)	中部学院大学教育改革委員会規程	既出 3-23)
10-11)	中部学院大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	既出 3-22)
10-12)	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部 I R 推進センター規程	既出 4-4-4)
10-13)	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部利益相反管理規程	既出 7-30)
10-14)	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部研究倫理規程	既出 7-27)
10-15)	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部教員研究費交付規程	既出 7-21)
10-16)	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部研究活動の通報処理に関する内規	既出 7-31)
10-17)	研究倫理 e-ラーニングコース DVD URL https://www.netlearning.co.jp/clients/jsps/top.aspx	
10-18)	学校法人岐阜済美学院内部監査規程	既出 9-2-9)
10-19)	中部学院大学及び中部学院大学短期大学部公的研究費等取扱規程	既出 7-26)
10-20)	中部学院大学・中部学院大学短期大学部個人情報保護に関する規程	
10-21)	ハラスメント防止ガイドライン	既出 6-21)
10-22)	ハラスメントのないキャンパスをめざして	既出 6-22)
10-23)	学校法人岐阜済美学院公益通報等に関する規程	
10-24)	中部学院大学・中部学院大学短期大学部学術機関リポジトリ URL https://chubu-gu.repo.nii.ac.jp/	既出 7-15)
10-25)	2015(平成27)年度 保護者懇談会	既出 1-25)

終章

総括

公益財団法人大学基準協会による大学認証評価は、直近では7年前に受けており、今回2017年度（平成29年度）に受ける大学認証評価は3回目に相当する。この評価を受けるに当たり、本学の全組織あげてそれぞれ自己点検評価を実施し、各組織相互の意見交換をしながら自己点検・評価委員会において全体をまとめる作業を行った。

前回の認証評価から7年を経過する中で、本学は序章で示したように種々の改革・改編を進めてきている。この背景として、今後18歳人口が減少することが明確になっている状況下において、国の教育政策の方向性、社会的ニーズ、経済情勢の変化、グローバル化の進行などの諸条件を分析するとともに学内の諸条件を考慮して、本学の改革の方向性を明確に示して、学長のリーダーシップの下にスピード感を持って大学の改革を進めてきた。

この7年間に進めてきた組織改編としては、リハビリテーション学部を看護リハビリテーション学部（看護学科、理学療法学科）に改編（2014年度）、子ども学部を教育学部に名称変更（2015年度）、経営学部を廃止し、新たにスポーツ健康科学部を設置（2017年度）したことが挙げられる。この組織改編を進めながら、学内の体制整備・改善を進めてきた。その主なものとしては、

- ①学内経営会議の設置：ここで本学の中期目標・中期計画(Action Plan)を作成し、教授会などを通して全教職員へ提示して毎年この内容の評価・改善を行っている。
- ②IR委員会の設置：大学全体の教学情報の分析、学生の実態分析、退学者・休学者の実態分析、授業評価の分析・評価、学生の学力の評価と変化などについて分析・検討するとともに必要に応じて教育改革委員会及び教授会へ報告し、課題の共有化を図っている。
- ③地域連携センターの設置：地域との連携の窓口として、種々の地域連携事業を展開している。例えば、文科省のCOC+（地(知)の拠点大学による地方早世推進事業）の参加大学（主幹大学は岐阜大学）として企画・運営を中心とした地域・貢献事業を展開している。また、ジャイカ・プロジェクトの草の根事業の予算を獲得して、ベトナムのダナン市の看護師20名に対して日本の看護教育を行い、本学へ招聘して実践的な日本の看護教育を指導してきた。さらには、地域の要請に応じて学生を派遣して、地域貢献を果たしている。

これらの事業以外にも既存の組織や委員会が主体的に活動しており、一定の役割を果たしてきている。

今回の認証評価を受けるに当たり、自己点検評価報告書を作成する中で、これまでを振り返ってみると、かなり精力的に改革を進めてきており、報告書の作成に関係した教職員に対しては多くの負担をかけたのではないかと思っている。しかし、本学のように小規模大学で地方にある大学にとっては、これからも存続していくためには全ての教職員が英知を

出して改革を進めていかなければならないという危機感を持ちつつ、この報告書の作成に当たったと考えている。

この報告書を作成する過程において本学の取り組みを総括すると、今後取り組んでいかなければならない下記の課題が見えてきた。

- ①本学が福祉系大学としてスタートし、これまで多くの福祉系職員を社会に輩出してきたが、今日では福祉関係の職を希望して大学へ進学する高校生が減少している。そのため、本学の間人福祉学部の学生定員を確保するのが困難になってきており、今後は学生確保が大きな課題となる。岐阜県内には福祉関係の大学は本学のみなので、本学が福祉系の学部を廃止すると、岐阜県内に福祉系の大学（学部）が存在しなくなり、福祉系人材の輩出ができなくなるとともに福祉に関わる研修も県内ではできなくなる。現状では福祉系大学として県内の「最後の砦」として、学生の定員割れを覚悟で努力しているのが実情であり、この課題解決が求められる。
- ②本学は地域貢献大学として、様々な地域との連携事業を展開してきたが、これらの取り組みが社会的に十分認知されているかについては十分とはいえないので、地域貢献事業の見える化を一層進めることが課題となる。
- ③ I R委員会を設置して、教学情報を詳細に分析可能になってきたが、これらの情報を大学外にも見えるようにしていくことが今後の課題となる。
- ③ 本学の学生の活動（運動部、文化部など）は活発に行われているが、学外の人にはあまり認知されていないので、学生主体の活動内容を広く一般に知らせていくことが課題となる。

以上の課題を解決しながら、「地域に根ざして地域に貢献する大学」「面倒見のよい大学」として今後も最大限の努力をしていくことが本学の使命と考えている。

中部学院大学
学長 古田 善伯